

九

者にて、惡事存立之祈禱事、諸方々の御使勤候者之由也、

同年九月六日、大槻内藏允家來、當時浪人之者共、五ヶ山配所の罷越候沙汰有之候に付、右浪人高桑政右衛門、松本八郎太夫、窪田四郎右衛門と申者を、町奉行より組合之者の預置候處、今日於公事場御吟味之上、政右衛門は籠の渡迄參候儀致白狀禁牢、其外者無貪着候事、

同年四月十二日、大槻内藏允儀、配所五ヶ山於祖山村禁固之内、相果候體にて血見へ候由注進有之、爲見分御歩横目中村藤兵衛、杉本忠右衛門罷越、則見届候處、小刀にて自殺、右小刀は所にて打候小刀之由、柄は圍之内板を能き程に切三枚合せ、幸にて卷有之、白帷子着用、外にはふくろ一つ有之、此内に遺ひ残り見へ、金一步四切有之、内藏允禁固に在る、こゝに五ヶ月餘なり、

同年十月朔日より、御歩小頭並百石、大槻長左衛門儀御歩頭御用番窪田主馬の御預、翌二日於公事場吟味之上牢揚屋に入らる、河原町鳥屋佐七、并五ヶ山之者禁牢、内藏允母、同人妾、并妾之弟浪人窪田四郎右衛門、内藏允召仕候者老女増田も今日御吟味之上、母

は揚屋、其外は禁牢、以上都合十四人禁牢等被仰付、長左衛門、翌年四月三日牢死す、

同年同年六月、園田兵太夫母揚屋に入れらる、兵太夫指控、大槻長太夫、同長次郎、同七之助、大槻長左衛門妾養女同人娘、以上五人、一門の御預、大槻三太夫、大槻清左衛門、中村喜三太夫、吉田藤藏、雅樂半次郎、中村端左衛門指控、右御預之者共は、何れも長太夫宅の引取、一門共は指控、長太夫宅之勤番に罷越、且内藏允子供も長太夫宅の引取、一所に一門の御預也、是者兵太夫も御預に成候以後より如斯也、

同年同月七日、御馬廻組四百五十石園田兵太夫、人持組篠原織部石、の御預、兵太夫妻并せがれ、眞、御馬廻組松崎少左衛門方の引取之を預り、少左衛門も指控也、

同年同月八日、内藏允嫡子尙之助、前に直之助二男永之助に作る、前伊三郎は庄田舎人の御預、女子は深美治部の御預、石、庄田舎人は千六百石、深美治部は四百五十石、

同年同月十六日、御馬廻組四百五十石大槻長太夫、於公事場御吟味之上、松平外記の御預也、

同年同月十八日、淺尾道中縮籠網懸にて、去四日江戸發出、今日着、御貸小屋縮所^被入置、翌年十月二十一日、於同所密に殺害被仰付、見習御近習番二人、○密殺は御近習番に被仰付し

同年同月同日、八十五郎殿附女中岡田、金谷御廣式雪隠にて自殺相果、年六十四、

同年同月二十八日、不時公事場有之、加判之面々不殘出座、大概一卷落着聞届有之、

同年同月、眞如院今井屋敷に縮所出來、移之申等之處、頃日煩に付延引之由、翌寬延二年二月十五日朝、金谷於縮所死去す、夕方經王寺之寺内に葬之、其節御留守居物頭長瀬五郎右衛門、并御廣式御用達御歩横目罷越、番神堂横昌中に埋之、

寬延元年十月二十八日、於江戸今月七日勢之佐殿附御横目足輕荒木吉郎太夫、大坂屋仁兵衛の、勢之佐殿御内用に候間、金子千兩兩替之儀申付、取寄受取、追分口御門より逃出候處、在所知れ、即刻割場より足輕遣し捕來入牢、右に付新番野坂忠太夫、いここ故指控被仰付、翌年三月二十一日於江戸、右吉郎太夫儀殺害被仰付、

同年閏十月朔日、諏訪文右衛門殿の御立寄之處、朝鮮馬等乗らせ被入御覽、同日勢之助殿御居室の御移、御目見無御座、一本に、九月十五日

同二年二月六日、勢之助殿^{吉徳公第}御病身に付金澤に被遣候趣之御届書今日御用番の聞番持參、同日御供左之通被仰渡、御道中御用、御小將頭高島善太夫、御歩和田源左衛門、御小將御番頭、上月四郎左衛門、同御横目宮崎小右衛門、○勢之佐殿子、時年十五なり、

同年同月二十六日、於金澤一定番御馬廻御番頭飯田勝左衛門儀、勢之助殿御用主附被仰付、同年十二月二十四日、不得手に付御差除、代坂野帶刀左衛門、

同年二月十五日、眞如院死去に付、勢之佐殿御忌中に被爲成候得共、御附之人々はさかやき刺相勤候事、

同年四月二日、勢之佐殿江戸御發途、同十三日金澤御着、材木町より馬坂、與力町より小立野、上野御居室の御着、御道中御行列、嘉三郎殿御同事、頭分御供如前記、御居室は新に出來被仰付たり、勢之佐殿御抱守に、勤方之儀以御書立被仰渡有之、且御病氣に付金澤の御越に候間、此以後御書通都て御付届無之等と、預立院様初の前田兵部より申上、御一門様の者聞番より申上、預立院様、吉徳公、御生母三田村氏、

寛延二年九月二十一日、大槻長太夫、園田兵太夫儀、去年四月十八日日記之通に候處、及二ヶ年に一候に付、今日より長太夫は葛巻頼母の、兵太夫は島村主税の、御預替被_二仰付、御馬廻頭九里治兵衛、并御横目兩人出申渡す、寛延元年十月七日に兵太夫は原藏部へ、同十六日には大槻内藏允の長太夫は松平外記へ御預替前記に有り、四月十八日此の日記す。

同三年正月七日、御馬廻組公事場附御横目廣瀬武太夫儀、勢之佐殿御附横目に被_二仰付、此役初て也、

同年五月十六日、前田修理、大槻と縁者に付、指控有_レ之候處、御免許、御老役并小松御城代共御指除、此外大槻内藏允一巻に付指控等之人々、何も御免、其内大槻長太夫、園田兵太夫者御免無_レ之、

同年六月七日、人持組奥村主税敬忠、御馬廻頭九里治兵衛支配園田兵太夫昨六日病死、依て今日爲_二檢使、公事場附御横目入江治左衛門、水越與_二左衛門罷越見_二届之、病死就_レ無_レ相違、取置之儀申談、頭治兵衛も罷越、見届之様子達_二御聽、

同年十二月十八日、杉本久太夫、勢之佐殿御抱守被_二指除とあり、

延享四年十二月十九日、大槻内藏允依_レ爲_二一類、遠慮

被_二仰付_二候人々左之通、

御家老前田修理、人持組庄田舎人、人持組治部せがれ深美吉郎、御馬廻組園田兵太夫、御馬廻組大槻長太夫、組外大槻七郎左衛門、御鷹方御歩小頭並大槻長左衛門、新番組大槻瀨左衛門、新番組大槻長次郎、新番組大槻清左衛門、新番組大槻三太夫、御歩中村喜内、御歩中村喜三太夫、右翌寛延元年五月十六日、前田修理者、御家老役小松御城代御指除にて、遠慮御免許、其外之庄田舎人等も、今般内藏允落着に付御免許被_二仰付、大槻長太夫、園田兵太夫は、御免不_レ被_二仰付候事、但大槻七郎左衛門は遠慮之内、病死之事、

附大槻長左衛門も病死落着、刑付は死刑生胴と被_二仰出、園田兵太夫も人持組奥村主税の御預置之内病死、是も落着、刑付は流刑と被_二仰出、

寶曆三年四月六日、中將様今日御指引有_レ之、翌七日町醫師入江廣丹、暨望月三英老、武田長春院、森宗乙老、井上交泰院、村田長庵老御診、御藥は三英老之趣也、右に付御氣色御勝不_レ被_レ成儀、御一門様方も御案内有_レ之、八日御氣色御勝不_レ被_レ成儀、御用番にも御届有_レ之、御一門様方も御出、今日より森宗乙老

御轉藥、九日より村田長庵老の御轉藥、實は今晝過御逝去に候得共、公邊の之御様子有_レ之、御隠密也、

同年同月十二日、重熙公薨す、御法證謙徳院殿前羽林中郎將緝甫尙古大居士と申す、

同年五月十八日、重靖公吉徳公第御家督、御歳二十、同年十月五日、麻疹後痢瀉にて金澤に於て御逝去、御證天珠院殿前羽林嘯月仁勇大居士と申す、

同四年正月二十七日、大槻長太夫儀、六ヶ年前、寛延元年四月十八日條下に有_レ之通、同年十月十六日より松平外記の御預、同二年九月二十一日より葛巻頼母の御預置之處、今日より前田式部の御預替に相成、長太夫頭九里治兵衛煩に付、相頭勝尾半左衛門罷越申渡、御大小將横目湯原藤左衛門、吉田茂平立合候事、

同年閏二月二日、大槻一巻落着、左之通被_二仰付、

九里治兵衛組御馬廻大槻長太夫、前田式部の御預置之所遠島、大槻長左衛門大槻長次郎、三人大槻七之助一類の御預置之處、遠島、但七之助は、十五歳に成候は、御案内可_二申上_二旨にて、一類の御預、大槻内藏大槻猪三郎、庄田舎人の御預置之處遠島、但右同斷、園田兵太夫園

田兵次郎右同斷、但松崎喜兵衛十五歳迄御預、先達て牢死附落着、刑付は死刑生胴、大槻長左衛門、奥村主税の御預置之處、病死附同斷流刑、園田兵太夫御扶持方御切米被_二召放、新番大槻三太夫、同大槻清左衛門、同大槻瀨左衛門指控御免、吉田藤藏、中村喜三太夫、大屋兵右衛門、大槻内藏允女子之分は、御貪着無_レ之、前記あれども尙詳細を爰に記す、

死刑生胴と被_二仰出_二候處、前記之通牢死、

大槻長左衛門

流刑と被_二仰出_二候處、前記之通病死、

園田兵太夫

流刑被_二仰付_二候人々左之通、大槻長太夫、内藏允嫡子大槻直之助、同二男大槻榮次郎、同三男大槻猪三郎、前記にも有_レ之、大槻長次郎、

御宥免之人々、大槻内藏允養母惠正院、同人實母光涼院、大槻長左衛門妻もと、

二年禁牢、大槻内藏允家來増田、同上妾たよ、

三年禁牢、右たよ兄久保田四郎左衛門、大槻内藏允家來高桑政右衛門、町人小松屋佐七、

御貪着無_レ之人々、政右衛門伴高桑波江、町人小松屋

四郎兵衛、右佐七伴小三郎、
 死刑、五ヶ村百姓十左衛門、三郎次郎、傳兵衛、小助、
 三年禁牢、同斷太郎吉、又吉、市助、平次郎、三内、
 二年禁牢、同斷又兵衛、
 御宥免、同斷伊右衛門、
 同四年三月十一日、重教公吉徳公第六子、初名重基公、御家督、歳十四、
 麻疹後被三日起一兼候に付、御參府御延引、故に御家督
 も延引せし也、
 同年七月二十日、鑄木大進當十八日病死、御香奠白銀
 五枚被下、山本定右衛門御貸長屋に、淨珠院様宗辰公御
 母、御用人持參、傳候様申達、勢之佐殿御生母、眞如院兄なり、
 同九年三月二十八日、於金澤、勢之佐殿、當月二十二
 日朝御持病之御塞りに候處、御開不被成候に付、御
 醫師中奉診、御大病至極之由、尤駿河守、前、遠江守、
 の相達、御療養申談候旨、宮井彦兵衛、山口六郎左衛
 門より、二十三日卯之刻立早飛脚言上、右に付御家
 老より早飛脚被差出、然處御療養不被成、御叶、二
 十三日辰刻御死去之旨、遠江守等より御家老衆に同
 日之早飛脚、今日未之刻到着、右に付普請は三日、鳴
 物は來月五日迄、七日遠慮と觸あり、頭分以上爲伺

御機嫌、御帳に附く、於金澤は普請は三日、鳴物、諸
 殺生は十日遠慮と觸有り、二十九日酉之刻、天徳院に
 御埋葬、御法號心樹院殿春光寂融居士、御年二
 總姫、享保十八年十一月九日生、富山侯出雲守利幸殿
 室、寶曆八年六月十九日卒、法諡慈徳院、吉徳公第二女、御
 楊姫、元文二年八月十六日生、羽州秋田侯佐竹義真
 室、後盛徳院と稱す、御生母眞如院、
 益姫、早世、吉徳公第五女、御生母眞如院、
 八十五郎君、寛保元年六月二十日生、吉徳公第五子、御生
 一年五月十二日卒、母眞如院、寶曆十
 殿院殿と申す、歳二十

政隣記抄本終

久留米騒動記目錄

- 一、有馬中務大輔公政道不直の事
- 二、徳雲寺玄海和尚被捧諫書事附久留米三家老評定の事
- 三、徳雲寺訴狀并石見守添狀之事附兩家閉門勘氣の事
- 四、郡中百姓一統し偽而御城の鐵炮飛道具かり出す事
- 五、三井郡高良山權現より怪異の事
- 六、伊久嘉郡大庄屋青山秀左衛門百姓一味事附郡中連判の事
- 七、郡分け手配りの事
- 八、郡中騒動の事
- 九、百姓蜂起の趣久留米へ注進の事
- 十、清徳院より有馬石見守殿を御召并諸所より注進の事
- 十一、服部水崎兩人使者として百姓の陣屋へ參り恥辱を取并兩使退く事
- 十二、郡中大勢手配の事

- 十三、青山秀左衛門が事
- 十四、惣左衛門が宅に怪異の事
- 十五、惣左衛門滅亡の事
- 十六、惣左衛門山田の渡りにて討死の事
- 十七、久留米町三國屋傳左衛門を打潰金銀損さする事
- 十八、重而郡中騒動の事
- 十九、清徳院殿より玄海和尚へ御文の事
- 二十、和尙重而石見宅へ御出有御相談の事
- 廿一、岸民部有馬石見守方へ使者の事
- 廿二、百姓共兩所の河原へ樂書を立る事
- 廿三、兩臣家清徳院殿よりの對使者、石見守殿御出勤の事
- 廿四、石見守玄海和尚并清徳院殿其外岸民部有馬主膳に對面の事
- 廿五、郡中より久留米御奉行所へ注進の事
- 廿六、伊久嘉郡大年寄中注進の事
- 廿七、百姓共願出の通り御墨附有馬石見守より被仰付、文言の事
- 廿八、青山秀左衛門石見守殿へ對面の事

廿九、有馬石見守八幡河原へ被_レ向事
三十、青山秀左衛門自害の事并訴狀の事
卅一、久留米評議石見守愁傷事

久留米騒動記

一、有馬中務大輔公政道不直の事

抑九州筑後國久留米の領主有馬中務大輔豐光公魚按
豐光ニアラズ頼隆ナリ、當家ニ珍ラシク安永元年十二月十五日
トイフニ左近衛權少將ニ進ミ、天明三年七十二歳ニテ卒去、
けるは、赤松圓心の末流にて、武略累葉の家成けり、然
るに寶曆四年戊の春に至り、領分大に亂れて、萬民日
夜心安からず、是皆諸人の致す所といへども、全く
領主の御心正しからざる故なり、其謂れを尋るに、大
守御身持惡敷なり給ひて、郡中諸所に止宿をなし、萬
民の痛みに厭はず、又領分水間郡向ふ島と云ふ所に
遊女町をゆるし建玉ひ、何ぞや一城の御主として御
供も召連絡はず、彼地に日敷を送り、萬人の指さすを
も恥玉はずして、朝暮酒宴亂舞に長じ、國の政道怠り、
人の善惡を知玉はず、佞人を愛し、賢臣をのぞき、其花
麗目を驚す、彼所の繁昌枯木に花も咲計り、其國の費
幾千萬石と云事算るに及所あらし、年月移りて諸民
の身に掛れる事、其上に寶曆三年の秋より太守遊山
の後、三原郡小野組大庄屋原田惣左衛門が宅へ御腰

久留米騒動記目錄終

を掛給ひける、太守彼惣左衛門が女房の美色に御心
を寄せられ、其後は彼が居宅へ御入有、世の人口を顧
す、然るに於て惣左衛門が申事一ツとして御取上げ
無といふ事なし、則御紋付の御服杯下され、其驕り自
然に長じ、郡中の仕置邪に取行ひ、又有時は太守遊山
に名ぞらへ御出有、其形平人に同じうして、かやう
の不道理度々にして、積り積り領分の金銀日夜に費
へて、領分銀札取遣仰付られ通用仕給ふ、其銀札座と
して久留米町人に數年の御用開勤ける三國や傳左衛
門、竹野郡田主丸町綿屋善右衛門、又伊久嘉葉郡吉井
町布や平八郎、三原郡鍋島町足塚や九郎右衛門、右の
四人は兼而より久留米御用開故、御領内四ヶ所の銀
札所を建させ、銀札役人と通用第一に沙汰しける、是
に依て他國より商賣人萬賣買の節、銀札に賣立罷歸
候節、金銀に引替の儀を願ふといへども、旅人には引
替の儀相成難くの定め成と偽り、萬民あへて是を通用
用ひず、又郡中大庄屋等が仕業を聞に、今年御領分不
作成と偽り、御年貢七步通りにして上納被_レ仰付_レ可
_レ被_レ遣と願ひ出候へば、大庄や共より願ひの通に被_レ
仰付_レ候、然る所に百姓の手前は、近年御物入多く有

之、いつもの通りに年貢三歩上げとして取立、大庄
屋ども仕態に致す事當年まで二十四ヶ年也、かやう
の事共に至るまで、一さい領主の政道不直故也、益々
領分の百姓困窮に及ぶ事次第に強く、金銀米錢貸借
の事杯も相成かね、難儀ながら年月を送る折から、無
程寶曆四年の春に至り、太守御參觀に相成候得共、右
の仕合成故、誰迎も御用銀差出す人もなし、然處彼四
人の者共密々に寄合内談し、此度は參觀銀の事銘々
身に懸る事目前なり、是に付各如何思召れ候哉、此趣
申合度、今日内談極り片時も早く訴狀差上申度と申け
れば、面々色々に相考へ、其日も暮に及候而、又翌日立
會評定、其工みに曰、御領分の男女一人に付貴賤高下
によらず、八歳より八十歳迄の男女一人付四文宛人
別錢と號、毎月二十六七日此兩日に、村々は五人組
切、町家月番のもの、寺社諸家中迄取立候得者、後々
に至る迄御參觀銀不足有間敷候間、此儀御上より被_レ
仰付_レ候やうにと、密々上達致し申さんと申合ける、此
工み太守へ申上ければ、町人ながら天晴の者共と段
段御褒美に預り、夫より國中政道もみだりとなり、久
留米一統の騒ぎ是より起りしとこや、

二、德雲寺玄海和尚被_レ捧_二諫書_一事 附久留米三家老評定の事

有馬中務大輔殿御代々御菩提所玄海○馬魚按、玄海ニアマ
德雲寺ハ有馬家ノ菩提所ニアラズ、成堂ナリ、マダ和尚と申て、古今に稀成名僧にて、諸國の雲水方々より隨身多し、然るに其比其國の政道正しからざる事を朝暮に見聞玉ひて、殿に此儀を一通り申達して、國民の悲しみを止度と、頃は二月上旬、雪道を踏分て御城内へ御出有り、此儀願ひ叶はずば一寺を開くより外なし迎仰置れ、御出城被_レ成候事、願書其文言に曰、

此度拙僧儀願申上候口上之覺

德雲寺賤敷も御菩提所の一寺を治め、剩三衣の身として政道を制する事、其罪甚雖_レ不_レ輕、既に老衰の身と罷成、不平の嘲りを聞に不_レ忍、罪を不_レ忍申上候、然に近年御領分の貴賤國の政道を嫉む、更に此度古今不_レ承御仕方出錢を懸られ、誠に異國本朝にも未かやうの例しを不_レ開、君如_レ斯の政道を行ひ給ば、萬民の爲に恥かしめられ玉はん、早く國の政道を改られ、其上非義の諸役人共を退け、萬民に仁を施し此悲しみを改め給へ、武門の儀は拙僧が

不_レ知處に候へ共、諫を捧ずんば、目前に大亂に可_レ及候間、然時は窮鼠却而猫を呀とは、我既に齡七旬に及、後榮誰が爲に期せんや、もし又何ぞ我を給はん、此儀若御許容有すんば、伯夷叔齊が跡を學んで、飢を黃海の下に忍むにしかず、謹言、

寶曆四戊二月日

玄 海

中務 殿

御老中御披露

右の訴狀参りければ、家老中打集りて評定せらるるといへども、異議區々にして決定有らず、かやうの儀達_二上開_一ば、執達の面々迄如何有らんと被_レ申ければ、三家老の内、有馬石見守殿○馬魚按、勝繁、初ノ名ハ淳重、進み出被_レ申候様は、某領分の有様、諸役人の體を見るに、權威にして下を苦しめ申事數年來也、萬民此非義を嫉む、是國の政道惡敷故なり、我一人此訴狀を達せずんば不_レ可_レ有と、石見守計り決定して、直に懷中して御前へ罷出被_レ申ける、

三、德雲寺訴狀并石見守添狀之事 附兩家閉門勘氣の事

玄海和尚の訴狀、石見守書添にして豊光公へ御覽に

入ければ、兼而御愛し給ふ家老中を集めて御評定有けるは、臣として君を諫るは道なり、然るに何ぞや、玄海和尚過言の訴狀を以て我を恥かしめたる事、甚以言語同斷の曲者也、今度一命も取べき愚僧なれども、代々の菩提所、先祖へ對し助け置也、自今の政道なれば役人共へ申付て門を閉させ出入を留め置申べしと甚怒給ふ、誠に天魔の見入しか、思慮無臣下の扱、水は方圓の器物に隨ひ、君又臣家の不宜に交り給ふ事悲しき事也、右之通り被_レ仰付_一候一儀を聞て、列座の諸臣口を膠ち平伏して居る所に、有馬石見面色變り、豊光公の御座近く罷出、玄海和尚よりの訴狀御取揚無_二御座_一候は、私一々に申上んと膝立直し、近頃御領分の困窮只事にあらず、是我君の仰と偽り、過銀過役を百姓神社佛閣迄懸られ、日夜無益の金銀を失ひ玉ふ故也、世の人々口耳を分たず嘲る事更に暇あらず、且御上への聞也、就中臣諫をなせば却而罪に下し給ふ、是何事ぞや、然るに去頃有馬主膳が父委雪、君の御大切を感じて諫言を申御機嫌を損じ、終に其後御前へ出ず、病ひの床に身まかり候事も、是君の御詞にて候ぞや、先以は一ツ、常に君の御身持軽く日夜色

里へ御通ひ有る事、諸人の嘲りは國中の恥辱、何を以て政道の儀を定ん、是二ツ、伊久嘉郡大庄や原田惣左衛門宅へ度々の御入有、○馬魚按、久留米家初代豐氏ノ頃ハ封アリ、爰ニ記スルガ如キ傳説アリ、内ニ出遊シテ、大庄屋ナドニ宿泊ノ事頼箇ノ事ニハアラメテ附會セシト見ユ、其上ならず匹夫下郎の妻に御心を懸給ひ、金銀を費し、萬民のゆびさし、大敵は防ぐとも世の人口に防ぎ難し、一國一城の主じたる身に、かく非義非道を行る、事、一天下の式目を破り、御領分の貴賤何を持てか示さん、是三ツ、君遊興を好んで郡中に止宿をなし、數日を送り給ひて郡中の騷動人夫の費、是四ツ、御領分にて賣買取遣に付、多くの運上被_レ召上、尤三歩二方は上納といへども、皆役人の家へ止り候、某密に此事を知る、何れも君の御心より出て國中の難澁、是五ツ、君又如何なれば佞人を愛し道の正敷者を退け、三國や、布や、綿や、足塚や、この町人を同座し、彼等が宅へ御入有、君大成る御誤り、是六ツ、當年二月より御參觀の御用銀として、一人前四文宛の人別錢毎月上納被_レ仰付、是亂の基ひ歟、臣つらく、此事を案するに、此四人の者ども内談し、己々が身ぬけを考て先達而君へ申合たるを覺へたり、土地は打外_レすとも此儀見違る事、石見が推量相違

有間敷、淺ましや君、匹夫下郎の申上る所を御取揚有て、某を初め代々相傳の家臣、本朝無雙の名僧、其外御家を大切に存る所の諸士申上る事は御取上無、却而罪を下し玉ふ也、言甲斐無惡敷事は日夜に起り、武士は有て無が如し、只今より政道を御改め、諸役人迄政を糺し給はずんば、私目前にて御切腹有之可然候、然も一命を差出し候間、御存寄の品々一々に御返答可承候、政道正しからずんば、殿連も一寸も動かし不申候間、右七ヶ條の御返答被成可被下と言葉尖に、石見が一言、諸士の銘々、手に冷汗、有無の詞も無、殿中しらけて顔見合恐れ入たる計り也、豊光公は只一筋の立腹にて持せ玉ふ扇を持て、石見が頭をした、かに打、一言もなく奥を差て走り入給ふ、石見も詮方無胸を鎮めて御屋敷を罷立、其後水間郡豊左衛門へ足輕七十八人御添被成、彼石見が宅へ遣され、殿より今度御勘氣なりと被仰付候と申渡し、裏門を釘付にして罷歸る、無法なれども引籠り、いよ、諫言を申者無して、佞奸の輩は榮へて、無程一國の亂とは成にけり、

四、郡中百姓一統し偽而御城の鐵炮飛道具か

り出す事

同歲二月上旬より、郡中百姓己々が地頭に來り、當年は遠近の猪鹿多く入込諸作餘分喰ひ、銘々納方作得不仕難儀仕候、依之御城に鐵砲數多休居申候、暫時面々へ御借被遣候は、難有奉存候と願出、一郡より鹿五疋十疋宛、猪鹿を殺し城下を持運びければ、太守元より遊興の御望み有れば、鐵炮方役人どもへ申付、城内の鐵炮又は望みの鑓、長刀等に至るまで五十挺三十挺宛、又鎗十五振二十振宛、其外太刀、長刀の類まで、一兩日の内に城内に有り切、取出し御貸被成候、誠に弓、矢、鐵炮、太刀、刀をば枕にすべき法なるに、國郡匹夫の謀計を誠とし給ふ事、君口至らん故なりと跡々にて、諸家中も思ひ當り玉ふとなり、

五、三井郡高良山權現より怪異の事

爰に不思議成哉、久留米領内に名に高き靈地有、其名號高良山と申奉、本地權現滿山十方金剛童子也、和光の月明らかにして國民是を信敬する事也、然るに二月中旬より山中より怪敷事共多く有て、毎夜に數千の燈明照し、木々の梢に夥敷赤白の旗、幾千萬騎の勢籠れるが如き、折々時の聲の上來る事十日計、彼山に登

り至り見れば何の變る事もなし、又閏二月十五日久留米七郡の内に、其丈七八尺計なる大男の老翁、何國共なく入來り、白髪の大わらはなる形勢にして大音上申けるは、則我は高良山の宣ふを以て、民家に此儀を知らず也、近年國主の政道を亂し國下を苦しめ給ふ事、是皆臣下に惡敷輩の有故なり、來る三月上旬に諸郡中一統して政道の宜しからざる其仇を報はん事目前なり、早く政道を改め不義の奴原を退け、十五日迄に此亂鎮むべし、萬民の上に於てかゝる事なし、政道を破り國主道を失ひ、山上に古へより有來る神木を切、又は佛閣に有來る古木を伐し、遊女屋の損所に遣ひ、神佛是を悲しみ、其惡しき止事なし、右の一亂十日を過す、則神力は見よやと、四五十人にても動き難き大石を輕々と取あげ、是大石にて非義非道の奴原打果し可申連、かき消すやうに神去給ふ、久留米郡中同日一同に此事を拜すとかや、

六、伊久嘉郡大庄屋青山秀左衛門百姓一味事

附郡中連判の事

爰に大庄屋青山秀左衛門、天性に隨ひ博學多才にして、公役を専らに勤るといへども、領分十四人の大庄

やの非道に組し、心ならず不義の金銀を貪る事、當年まで二十四年なり、然るに寶曆四年正月より前非を悔、心を改め郡中に忍び出、諸百姓へ心腹を開けるが、大庄や等が數年來工みし事、三國や、布や、綿や、足塚や此四人、多年の不義明白に顯れけり、扱は閏二月より領内一統して右の仇を報ふ事、高良山の御告是也と感入けり、

連判の事

- 一 此度加様に一味仕候上は、自今志を變間敷、別而頭取の儀一人も無御座候、
- 一 總郡中の人數相集り候節は、村々寺社の鐘太鼓を取出し、相圖に可打事、
- 一 郡中相集り、前後二里の内の兵糧等は、銘々居村へ取寄候事、
- 一 十五歳より六十歳迄罷出、老若留守に可殘、井水間、上妻、下妻三郡の者一所に相集り候事、
- 一 兵糧三里を限り隔りたる者は、近在にて沙汰可仕候事、
- 一 郡中相集り候節、人數を配り、城下より郡中への通路取切可申事、

一伊久嘉郡、竹野、三原、山下、三井此五ヶ郡は一所に集り可申事、

郡中相集候而場所を見立、一村々に假屋を拵、旗へ村名を書付置事、并人數他村へ入交り申間敷候事、一大庄屋共の居宅十四ヶ所、久留米御用聞町人四人、水間郡向ふ島の遊女町、右の外三原町にて町年寄役人都合六ヶ所、其外の家に仇を成すに、諸品にて萬事猥りケ間敷儀仕間鋪候事、

一郡中の大庄屋責潰し、金銀を私慾仕間敷候事、是第一也、

右之條々堅く可相守候、若相背者有之候得者、後日致詮議、迷惑に落し候事、

寶曆四年戊二月日

一味總判

七、郡分け手配りの事

伊久嘉郡二十八ヶ村、竹野郡二十四ヶ村、山下郡二十五ヶ村、三井郡二十三ヶ村、三原郡二十一ヶ村、右五郡の者共一手に成る、下妻郡三十ヶ村、上妻郡二十七ヶ村、水間郡二十九ヶ村、右三郡又一手になる、所々の大庄や責潰し、一通の訴狀を以て御願申上、諸百姓

慌騒ぐ所を一人も不殘討取べしと、其上持來る諸道具迄奪ひこる方便也、此所に在合の飛道具何程有之哉と聞合する處に、小屋々々より注進目録引合、鐵炮一萬八千挺、是は御城内諸家中より、謀計をめぐらし取出す、熊手一萬四千餘筋、鎗六千餘振、其外竹鍵小太刀等迄無殘銘々持參致し候、

印付

伊久嘉郡、赤旗にイ印、竹野郡、白旗にタ印、山下郡、黒旗にヤ印、三井郡、紫はた、三原郡、こんはた、其外神社佛閣より挑燈三萬八千張取出し、誠に山川に燈し立ければ、三四里の間木草の數迄顯れ知れる計也、彼八幡河原の儀は、堅二里にして横一里に餘りたる所なり、誠にかやうに一統する事、古來より稀成けり、

九、百姓蜂起の趣久留米へ注進の事

既に三月十九日御領内五郡の内、持丸、府中、野上、北野、唐崎、松崎、井上、明石、宿町、都合九ヶ所の大庄やより久留米御城下へ注進一度に告來れば、扱御領分五郡の總百姓等兼而内談仕けるか、晝夜引も切らず鐘太鼓打立、總勢二十萬餘騎と相見へ、八幡河原に假家

の願ひ可被開召さの御墨附被下置候迄は、御領分郡中總百姓一人にても引退申間敷候、尤御墨附被下置候共、後日頭取杯一人にても被召捕候は、又々其時神社の鐘太鼓を相圖し、此度の人數罷出、城下へ火を懸焼拂ひ可申候間、此度の一味には城下を遠慮可仕候事、仍一札如件、

八、郡中騷動の事

去程に三月二日有馬中務大輔様江戸御參觀被遊候、同十二日伊久嘉郡の諸百姓等、同吉井村若宮に打集り、神社の鐘太鼓を打立、竹野、三井、山下、三原、五郡の百姓共、村々の旗印を押立て、奥在々に至る迄同日未の刻より十三日酉の刻迄に一人も殘らず馳集り、總人數十六萬八千三百餘人、兼而用意の兵糧を持運び、相圖に任せ馳集る事、乍左蟻の渡り合ふが如く、陣所へ持出たる米十六萬七千石餘、又若宮河原へ勝りたる若者共五千人、御用立の竹木を切出し、八幡河原へ長さ五百間に三通りの假家を拵、人別馳集りて評定仕候而、諸家中より大勢攻來らん事必定成とて、在馬千疋に藁蓋を付而置、彼等多勢にて責來る時、右のわらかやに火を付て大勢の中へ追放ち、何れも

を掛、朝暮に相圖の鐘太鼓を打て時之聲を上、又數萬の鐵炮を打て路を斷切、追々御城下へ押寄可申と相見へ申候に付、急ぎ彼地へ御使者を被遣、早く御鎮め被成可然と申上ければ、諸家中町家の老若如何事の大事ぞと手に持物も置所を忘れ、扱社石見守殿、徳雲寺様の被仰候事、今社何れも思ひ當り給はんこと、金銀衣服さまゝの物、面々に持運び、四方八方へ逃支度、目も當られぬ有様也、

十、清徳院より有馬石見守殿を御召并諸所より注進の事

抑清徳院 ◎高魚按、婦女傳ニ、則維公御側室盛徳院殿、京都小林氏也、賴隆公御實母也、ハヤ方、久留米、丸御住居、御願料千五百石、寛保元年四月御加増千石、萬端太守様、御格ト被仰出、アレン、清徳院ハ盛徳院ノ誤ナリ、と奉申は豊光公の御母公にてましますなり、村上數馬助を使者として有馬石見守へ被遣、未だ閉門して引籠り罷在ければ、ひたすらに被召候得共、一切出勤得不仕と返答す、依て清徳院、夜に入密に石見守屋敷へ御來駕有て、御對面有之度と被仰入候得者、石見守ごのにも詮方無て、御老母の御苦勞なるを感じ御對面有、清徳院被仰候趣、兼而其元豊光への諫言の事、豊光不肖の者成ゆへ、一國の臣たる其元へ不行跡の段、更に

以て無體の勘氣、御立腹嘸々、誠に豊光が母と云て對面も恥か敷奉存候、去頃玄海老和尚并其元段々諫言、豊光が嘲りの次第、如何なる天魔のわざ成や、政道を破り國家の亂れと成、總郡一統の騷動、今に悔て返ぬことなれども、此大亂をしづむる者なし、何卒此度の一大事、其元の御存寄次第取さばき、國民を鎮め給らば、誠に國を報ずるの大忠孝、又豊光が非義を感じて此儀上達せば、一國の亂、先祖代々の家斷絶して其名の汚、豊光母ながら豊光に變り降參して、此度の亂を鎮め給ふ事を頼度と、百億無量の言葉盡して、石見が立腹を宥め給ひければ、石見守頭を上げ、いかにも不覺の私に一國の主の御母公より、御頼被成度との一定、御詞を聽し無氣に異議申は憚り有り、然共一日豊光公の御勘氣の私に候へば、御頼の筋御請申も如何敷奉存候得共、誠に一國の大亂に相成候へば、御頼の通御請合可申上候間、御心易く思召可被下候、自然私一人の存る所にあらず、随分宜敷才覺の諸士一兩人、一先彼等陣所に差向、容體窺ひ可被成と申けるゆへ、八幡河原へ山村典膳、村上數馬兩人に足輕五十人宛被相添被差遣候、又西無し

田原へ、服部、水崎一兩人足輕五十人宛被差添さし向らる、然所に遠近の町々より城下町奉行所へ注進狀、兼て御定法の御制札、皆々彼百姓共打破り候と申來る、

十一、服部水崎兩人使者として百姓の陣やへ參り恥辱を取并兩使退く事

斯て服部、水崎○馬魚按、表方記録ニハ、三月廿六日、佐々善次頼無ニ差遣サレタル由アリ、同日人別錢廢止ト決定アリトモの兩人仰を蒙り、彼兩所の陣屋に、足輕百人召連騎馬の備嚴敷馳向ひける、道口を塞ぎたる百姓共道を開きて百間長屋の前迄通りける、彼二人上使顔にて馬上より大音上申けるは、今度銘々被差向候儀、餘の儀にあらず、汝等御上へ對し一統に申合、國中を騒がす大罪の輩なり、異議に及ばず銘々罷歸り、前々の通り御公用相勤、諸役等無相違相守り候は、此度の儀は御免被仰付候、無左候は、御上へ色々の儀御恨がましき事共申に於ては、一人にても差ゆるし不置、急度御吟味の上にて曲事被仰付候、只今此所を立退可申と權威にぞ申ける、百姓共是を聞て、何の上使成ぞと思ひ道を明て通しけるに、鼻毛の延たる大馬鹿もの何のたはごと、又此度の儀に付御法度

を背く杯と過言成申分、上一人より政道を亂し給へば、下萬民は申に及ばず、近國他國の者共迄朝暮此事を悔む、古來稀成御仕法被仰付、愚智無智の諸役人共御かくまひ被遊、御領分一統の大亂となりけるは、皆己れ等如きのあほう者共多き故也、剩へ常年に限らず是迄二十四年が間七十餘ヶ條の願書一ツとして御取揚無事、萬民身の置所無故に如斯に一統して是迄罷出候、氏神の御言葉に、鐵丸を食すといへども心穢れたる人の物を不請と有、誠に以て一國一城の主として故無事を搜し出し、年月此恨め敷事止事なし、誠に人の面にて心獸とは己等也、斯申事の其意得難くば、久留米の家中一人にても無殘此所へ罷出、銘銘が目前にて切腹して此世を立去れ、今一言にても言譯あらば返答可有、左も無ば大小を拔捨、馬上より下て銘々へ百拜して罷歸れとぞ申ける、左候は、上使に免んじ一命を助けて呉れんと大音に申ける、足輕共是を聞て土民の分として過言の至り、一人も助置事不相成、覺悟せよと無二無三に拔連て打懸るを、扱々蠅蟲めらののり米共、一人にても遁しはせじと、兼而相圖の鐘太鼓打立れば、長屋より五六百人蒐

出で、蠅蟲等が何をか言らんと、鐵炮の火蓋を切て、只犬の子を討つ如く六十九人を一討に打付たり、彼二人の者は馬より下りて大小拔捨て、百拜して命辛々百姓の陣屋を逃出る、其外都合二百人、兩所への足輕共手疵を蒙りて罷歸る、其上山村、村上の兩人の大將も散々に成、命をひろひて漸々我家へ歸り、久留米家中より、詮方なくて江戸へ伺ひの飛脚、櫛の齒を挽が如く被差出ける、郡中の百姓共に通路を斷切られ、野道、谷川傳ひに通路しけるとなり、

十二、郡中大勢手配の事

去程に八幡河原に大勢の百姓共打集り、數日を送る事、兵糧の費多く、諸所の大庄屋も打潰し、此儀相濟迄の兵糧取寄可申と評定し、其手配り伊久嘉郡の總勢一萬六千三百四人、北野組大庄や原田惣左衛門方へ遣す、唐崎大庄や田上八郎治と兩所を押潰し可申と申付る也、松崎大庄や長見太郎左衛門方へ山下の勢一萬五千人一手に成攻寄、井野上大庄屋に此郡の勢一萬二千三百餘人馳向ふ、三井宿町大庄屋長澤十藏と并持大庄や品川庄兵衛此兩所を、三原の勢一萬一百二十人、吹上村組大庄や金澤四郎次、府中足田

左助兩所の宅に、三井郡の百姓九千五百人、其勢一々に軍配して差遣す、竹野郡の内明石田組大庄や小林専右衛門一人は、青山秀左衛門が心有て此一人残すなり、

十三、青山秀左衛門が事

八幡河原の大勢諸々に手配り定め、既に近日打立べしと決しける、然處彼青山秀左衛門、五十以上の百姓を數十人潛かに招き、新しく申に不_レ及候へども、是迄諸所の大庄や并諸役人共非義非道の私慾を見出し、各一味して太守へ弓を引事、天の恐れ乍_レ有一ツには國下の亂を鎮め、領分の民を難儀を救ひ、全く此身の知行を望むにあらず、唐土吳王の臣下に伍子胥と言者、君を諫めて身を亡すの道理にて、久留米領分諸家中數多雖_ニ有_ト三家老の内有馬石見守只一人也、然其太守此度石見守へ御勸氣被_ニ仰付_一候事は、善惡を知給はず、第一其臣たる者なければ誰が如_レ斯に被_レ遊可_レ然と言者なし、御氣に叶ひ候へば至らざるに御褒美杯被_ニ仰付_一候事、先は御前宜敷方にはいかふして、己れ_レが勝手宜敷方へ目を付、弓矢の道は守らず、遊山酒宴専らにして國民の難儀厭はず、斯大亂に及ぶ

事、太守愚宅へ御入の砌、一と目に見定たり、是故我君に慕ふ事を苦しみ斯くなしぬ、其方共一味して天下第一の掟を背きしは、某一命を助る所存露程もなし、此度善惡の定りを見て其後近國にひ_レかせば、武士の仕業、後代に残さんと涙を流し申ければ、一座に有合老人共、只民の爲に御命を下し被_レ置事、其禮各何を以てか是を謝せん、斯申上候うへは、各々一日も助る事日本神無_レ之、千騎が一騎に相成とも、此儀申立ずんば置べかず、必々御心易かれと百姓申ける、秀左衛門が智感せぬ者は無_レりける、

十四、惣左衛門が宅に怪異の事

三月十五日夜より屋根の上に數千の足音して、家内騒ぎ出して見れば、一角一眼の牛杯のやうに見へて數千疋の獸の有、眼の光り妙鏡の如く、彼獸の一度に鳴、三原郡のみのふ山の方に飛歸る也、五三ヶ夜も右獸出て家内を騒がし、一家内怖れわな_レき心もおちつかず、追々に一人二人づ_レ身しりぞくと也、

十五、惣左衛門滅亡の事

去程に八幡河原の大勢在々諸所に馳向ひ、頃は彌生十九日、八方に聞ゆる時の聲、人馬の往來に砂煙、老

若男女入亂れ、親は子を捨てて子は親を失ひ、四方八方に逃ける、總勢鐘太鼓打立る事更に天地もどうようしける、彼原田惣左衛門は兼て心に覺有て、何卒多勢の來らぬ内、金銀を取集め逃支度して居る處へ、早程近き間、それ女房共、子供を連筑前太宰府へ赴くべし、筑後の境山田の渡に相待べし、我は跡より追付間、老母一家内不_レ殘早く落よ_レと社下知をなす、然處女房が行衛知れず、扱は早先達て落行しか、老母、娘何國にぞと奥座敷に走り行見れば、女房は懷劍取出し自害して居たりける、惣左衛門走り寄りいろ_レ介抱しけれ共、早總身冷て其甲斐なし、懷に手を入見れば、こま_レと書盡したる一札有り、開き見れば其文言に、

一筆申殘しまゐらせ候、むかしより賢臣二君に仕へず、貞女兩夫にまみへすと古言の言葉を書き、いかに一國のあるじたればとて、無體のれんぼに其身を汚し、五ッ度が十度に重なり、契り積りておつこの命迄の障りとなり、國家を亂すのみならず、此申譯なきゆへに、諸人に對し夫に對し自害いたし參らせ候、千里萬里を逃隠るゝとて、天道ゆるし玉

はず、是に付て夫の身の上、草葉の蔭よりも氣遣敷おもひ自害致候、一天の道を背き、萬民の痛惱處を歡びて、多くの金銀をむさぼり、諸人の惡しみ晴るる所なきゆへに、如_レ斯に成果候、惜敷筆染まゐらせ候し、

惣左衛門ごの

と申し殘しける、惣左衛門は女房が書置をくり返し見て、扱社兼ての我等工みをさとり、斯も書置て其身は早自害せしか、不便なる者の有様やと、暫し涙に暮居たりしが、彼惣左衛門弟十藏、先達而大勢を押わけ駈來り、去迎は兄人見限り果たる貴殿の心底、凡日月無_レりせば其元杯の心の儘になるべきや、一天の罪通れ給ふ事あらじ、只今諸百姓此家を目懸入來る事、あれ聞玉へあの鐘太鼓は、それ其所へ駈來り、繩目の恥に逢んより、早く切腹仕給へと進むるに、おちて跡方をも見ずして抜出る、多勢門外に至りて大音上、人面のちくしやう盜賊同前の惣左衛門は何國に在る、今年まで二十九ヶ年の間銘々をかたり取、おのが職に傲り天道を恐れぬ大罪人、只今火の車に乗せて遊山致させ申さんと、四方八方より火を掛ければ、彌生の

頃の風もそよぎ、居宅に見々に燃付焼上り、寄付事
もならざる形勢也、十藏は猛火の内より只一人、兄一
人のなす所にあらず、去迎は責て此圍みを抜出て相
果んど、十文字の鎗を振廻して死物狂ひに荒出す、總
二十四五人も手負有、又庭の櫻に矢文あり、秀左衛門
取寄見れば女筆にて一首有り、
先達も残るもしばし夢なれば

名こそは爰に止まれるなり

扱社惣左衛門が妻兼て太守を犯して、其身の仇と成
て相果たりと、末の世迄も名は残りける、

十六、惣左衛門山田の渡りにて討死の事

治極まる時は亂る、榮花究る時は悲しむとかや、古へ
も今も言へり、諺に己が罪に己れを責る事天道のゆ
るし給はず、是迄さまぐに工みためる金銀は、其儘
に捨置、漸々命辛々にて居宅より一里計り抜出で、程
なく山田の渡場に走つき見渡せば、向ふには子供老
母泣わめく、我等遅かりし事氣遣ひて居るならんと、
彼川岸に至ければ、あれなるは父上様か、母様と聲々
に呼叫ぶ、舟おさにたのみ早く此所を渡し呉れよと
申ける、其儘舟に飛乗、川半程に乗出す所へ、天命ゆる

さゝるにや、伊久嘉郡の大勢時の聲を上て馳來り、當
國の大罪人、己れ天へは得上るまじ、先其舟を此所へ
こぎ戻せ、さなくば船頭共には是より鐵炮にて打取べ
しと大勢大音に申ける、船頭是におちて舟こぎ戻さ
んとする所を、後より惣左衛門抜討にして、其儘自
身に舟を漕出す處を、去迎は己れ大罪人、罪無者を手
討にして立退とは、言語に斷たる惡人、それ鐵炮よ、弓
よ矢よと言内に、兼而民家に手馴しちふだめに、惣左
衛門が紋所より胸へ一矢打懸て、うんと計り船はたへ
倒れ伏す、向ふの岸に十四人の親類ども、惣左衛門が
有様を見て泣もなかれぬ、狼狽わななき立たり居た
りける所に、追手の百姓、あれなる十四五人のけんぞ
く共一人も残すまじと、またく内に鐵炮にて打取
たり、其外諸處の大庄や役人共を焼打にして、高札も
彼八幡河原に立たりける、

一田上八郎次が宅に、百姓大勢駆向ひ、居宅并諸道具
を打崩し、其外有合の物、田の中へ持出し焼申候、
一原田惣左衛門、筑前を差て一家内落行處に、山田の
渡りにて、諸親類十四人并惣左衛門まで鐵炮にて
打留候、惣左衛門妻は居宅に自害致候、跡は焼拂ひ

申候、

一井上大庄や、長澤大庄や、持九大庄や、吹上大庄や、
府中大庄や、不殘燒打に仕候、其外諸道具迄燒捨
申候、

一竹野郡大庄屋小村仙左衛門一人殘し置申候、
一伊久嘉郡大庄屋青山秀左衛門、二月に宿出仕候而
八幡河原に居候百姓と一味仕候、

右之通御注進申候、以上、

戊三月日

郡代 賀能左衛門

大塚平八

久留米御奉行所御役人中

郡中の百姓辻々に高札を建る、其文に曰、
是迄二十九ヶ年の間、七十餘ヶ條の御願書御取上
無し之恨み、又外に日天の白札立添る也、是は彼願
ひの通り御承知被成下候は、御上意の趣、後々
手形の印、右の白札に御墨附可被下候様にと相
見候、

十七、久留米町三國屋傳左衛門を打潰金銀損
さする事

三國屋傳左衛門儀は、久留米町の銀札所にて是在候、

然に百姓共多勢入來り銀札引替を願ふに、何か口過
成事共傳左衛門申に付、一同に押寄來り、是迄の我、
儘、今日迄差免し置候得共、只今一家内殘し不申、先
達而其方迄討取間覺悟致可申と言も切ぬ内、多勢處
口大斧様々の手道具にて、見世藏居宅は不及言、家
内の老若一人も不殘討取、跡へ火を掛け焼拂ふた
り、町奉行衣笠主馬足輕二百人召連、早馬にて駆來
り、百姓共を召捕申さんと下知をなすに、百姓共己れ
己れが飛道具にて彼町奉行を追取卷、過言成盗人め、
それ討取れと下知に隨ひ、百姓共大勢一同に鐵炮の
火ぶたを切、矢前を押當追懸ければ、風に木の葉の散
行如く、一人も残らず散失たり、町人共怖れて身の置
所を知らず騒動する計也、

十八、重而郡中騒動の事

斯く銀札引替の役所三國屋家内不殘打崩し、夫より
父三郎兵衛と云者有之けるが、彼方へ傳左衛門より
先達而金子餘分取送りたるを聞出し、三月二十八日
に彼方迄打崩しける、此方迄如斯致ける、此由郡代
早水九郎兵衛、森兵藏早馬にて申來る、猶又三郡の百
姓三手に分り九萬六千人、諸所の大庄やを打潰し、上

島町の遊女屋迄不殘同様に燒潰し申候、何卒御下知を被成すんは御大事に相成可申と告來りける、伊久嘉郡、竹野郡、山下郡、三井、三原兩郡、五郡より追櫛の齒を挽が如く郡代より注進、扱又綿や、布や、足塚や其外在を諸處に至る迄、金銀持たる役人共不殘打潰され候、近日御城下へ押寄可申と奉存候、七郡の總百姓共二十一萬餘騎一度に起て八方に散亂す、太鼓鐘打立々々時の聲を作りて、五三里四方は空立鳥も無りける、又白黒の旗入亂れて郡中を追々走り來る事、誠に筆紙に盡しがたく候、三月二十八日より四月朔日迄、在々諸所より取寄たる兵糧米五十萬俵也、家中町中の面々、人心を失ひ狼狽廻る計りなり、

十九、清徳院殿より玄海和尚へ御文の事
過し頃より御不興、嗚々御辛苦、且は豊光が不孝の苦敷思され候半と存じまゐらせ候、依之我又是を非する事無限存奉候、家臣たる石見が多年の忠臣まで費やし其名を汚し、此度出勤を留る事誠成かな、指差所一つとして違ふ事なし、何卒手便にて此亂を御鎮め被成被下候、國へ報する大善なり、此

儀宜敷石見へ被仰合下れ給は、後々御情の程忘れ間敷候し、

玄海和尚様

清徳院

玄海和尚より返書

細々の御文下され無殘處一拜見いたし候、今も昔も鳥は黒く鶯は白し、扱又彼石見と内談候事、是又灸はあつし胡椒はへんに變りてあまし、先はあら如し斯に候、

清徳禪尼

玄海より

猶々近日申談じ國亂鎮めまゐらせ度候儘、御氣もじ易く政道を守り申候事し、

二十、和尚重而石見宅へ御出有御相談の事
扱和尚より段々石見守へ清徳院の御なげきを語り給へば、石見承知仕て、別れの一首に、玄海、

くもれども程なく晴ん村雨の

心残さす元の住家へ

石見、

くもりなく世にはあれども中々に

今のわかれをいつか忘れん

廿一、岸民部有馬石見守方へ使者の事

去程に久留米の諸士は、日夜御城内に相詰てさまじく評定區々なり、國主の御母公を始め、代々の御家人其席に御詰有、御領分の百姓八幡川原西無、田原兩所に相集り候處の總勢二十七萬餘騎の由、彼等八方に亂妨するに、是を鎮むる事易きことにあらず、又鎮めずんば叶ふまじ、各々の心底残らず可被申と被仰ければ、民部先達而進み出、其儀日夜評定する處に、伊久嘉郡の大庄や青山秀左衛門と申者、博學多才にして是唯者にあらず、近年虛病を構へて己が家を出ず、然處に百姓等に一味して、御城下へ責來らん事計り難し、御領分の辻々へ、享保九年より是迄百姓中より七十餘ヶ條の御願書差上候處に、一つとして御取上なく、恨みの段々書附、其外に白札一枚相添る事、民願の通り被仰付候は、後日證據のために此白札に御書附可被下との趣、左やうも御座候は、一人も不殘引退き可申と書附たる事は、則秀左衛門が胸中より出來候事と覺へたり、只今の通りに差置れば、國中城下五三日を限りに攻來らんこと目前なり、其

上郡中へ忍びの者共差出し申、見聞所に、耕作并苗代も取置植付等も致間敷と覺悟仕て、御米藏の御用米等不殘取出し、銘々兵糧に致し候半と河原へ持出し候儀に御座候、然者百姓共届けに任せ、又白札取寄願ひの通り御墨附被下置可然と奉存候、先は石見守殿御出勤の上にて右の趣被仰合、幾重にも可然奉存候、郡中の百姓等石見殿を慕ふ事赤子の親を思ふ計りに候、然所に彼石見守殿御勘氣を蒙り給ふ事を聞て、彌國亂致せしと被存候、御家中一同の御願ひにして、石見殿の御勘氣の趣、江戸表へ御免の様子申達度、愚臣が所存如し斯と岸民部細々に申されけり、有馬主膳進み出、白札の御墨附後日頭取御吟味不殘被成候間、左様相心得可申と慥に御書付被成候而、此儀後日御穿鑿有之候は、又國亂疑ひなし、幾重にも石見守殿御出勤を被成候は、其上にて評定可有之候、又々連名の一書をさし遣可申と相談して、其席より使者差立被申候なり、

廿二、百姓共兩所の河原へ樂書を立る事

いざさらば諸役人等を籠の鳥
此樂書を見て、兩臣并清徳院殿にも恐れ感じ居られ

ける、

廿三、兩臣家清徳院殿よりの對使者石見守殿御出勤の事

無程有馬石見守出勤有て、同役民部主膳清徳院殿を初め、石見守殿の御出勤を、花の開くを待如く席を定めて待居る處に、石見守は供をも連れず只一人、暮に及て參着有、各對面終りて、兩臣石見に被申けるは、貴方不慮の御勘氣を蒙り玉ひし事、清徳院殿を始め諸家中在々迄、如何計か愁傷不淺して、既に國亂して城中町中に至まで少しも心易からず、然處此亂逆鎮むる事、世の常の者にて不三相成、何卒貴方の方便を以て鎮め被下候は、國に對する大功成、諸民共貴方を慕ふこと誠に親の子を思ふが如く、色々さまざまに言葉盡し被申ける、誠に子を見る事父にかしと古人詞也、御父玄蕃頭殿御病氣の砌、某を被召仰有けるは、我子豊光武道を不存、一向不學不才にして己が我儘、一國を納る事千萬心元なし、我身死せば國家の政道をなす人なし、其方達て諫言せば定めて勘氣を蒙るべし、然と雖も其方引籠りなば、早速政道亂れて國の歎きと可三相成と相見候間、今我

眼力慥成内に、豊光不義を申共用捨有て國政を可致と、此一札と書附吳候に、御自筆を以て如斯に被仰付置候と、懷中より御父玄蕃頭様の御書を差出し、兩臣が前に置ければ、各此御墨付を拜し誠に涙を流し感入、石見守申けるは、然處に某が父梅雪と言ひ、此度我又御勘氣を仰付られ、人口何を以か酒ぐべし、其上に御先祖御代々の徳雲寺和尚様迄、一國の歎きを助ん連、政道正敷事を被仰出候得者、御引請なく一寺を捨給ふべしと御極め被遊、不孝の罪科何と警ん、此度御途中にても日數御滞留、遊山見物に心を亂して、大切なる出勤を忘れ給ふ事、誠に三歳の心百歳に通づると申が、一つとして御父玄蕃頭様の御眼力に相違なし、此上に御同役と相談を究申して連判を以て、江戸大公儀へ申達し御願申上、豊光殿を押隠居仕らせ、御幼年ながら若殿を守奉り、領分の政道を正しふして國民の怨みを休め申より外に、方便の仕方、手前存する所なし、各々有馬石見守が手立を感じ、一味連判して早速岸民部殿寄合ニテ、久徳新七江戸へ發足セシヨリ、表は大公儀へ御願の使者に、江戸表へ罷登方記録ニアリ、り申されけり、

廿四、石見守玄海和尚井清徳院殿其外岸民部有馬主膳に對面の事

別れの一句
石 見
顔出すも恐れ恥かし藪の蔭
玄海和尚より石見へ一句を給候
藪の蔭わけて其香を尋られ
杯申拾、久し振に三臣對面して其席を開き、清徳院様にも御喜悅有て御屋鋪に御歸館ある、

廿五、郡中より久留米御奉行所へ注進の事

一此度三國屋傳左衛門儀、町内の者共銀札引替の儀に付、少々口論仕候所に、百姓共よりの兩替銀異議申候へば、直様家内藏三ヶ所打崩し、命辛々後日の難儀を恐れ、父三郎兵衛方へ金銀を差出し置候事、是を聞出し、百姓ども押懸焼打に仕候、藏五戸前并本家長家等迄焼捨之候者也、酒五尺二十本の酒にて火の手を消取捨申候、右の通見届申候、以上、

久留米御奉行中へ

早水九郎兵衛
森 兵 藏

三月十九日

久留米御奉行中へ

一水間郡荒坂組大庄屋平井太郎治焼打に仕、女房の儀は如何致し候哉、井戸の内に落相果候、
一同郡長野組大庄や藪田兵助
一上妻郡夜明組大庄や石川半太夫、
一同所本分ヶ組大庄や角田源四郎
一下妻郡本村大庄や吉田勘之丞
一同郡江口組大庄や相場三太夫
右之先々大庄屋共一人も不殘焼打、其外下人老人共迄一人も不殘討取申候、家居、米藏、酒藏、御用米等に迄迄打崩、諸道具の儀は田畑へ持出し、少しも不殘燒捨申候、右之通り見届如斯御座候、以上、

早水九郎兵衛
森 兵 藏
茶屋方中
遊女屋中

三月二十一日

御奉行様方へ

一御郡中の御百姓方大勢にて押寄、此所へ出来るよ
り、太守の心亂れて、如斯に國の亂と相成と口々に
被仰、八方より火を放ち、何方へも逃所無御座
候而、召抱の女郎等餘分取逃し、其上燒死せし女共
三人、下人五人、子供九人、廿二十七人燒死申候、家
數五十九軒燒失仕候、御上使を以御見届被遊可
レ被下候、乍此上宜敷被仰附可被遣候、以
上、

茶屋頭
馬之進判

御奉行所様

廿六、伊久嘉郡大年寄中注進の事

一當町布や平八郎、竹野郡綿や吉右衛門、右兩所の町
人ごも方へ御郡中の御百姓方大勢にて押寄、居宅
并藏等に至る迄打崩し、少も無殘燒拂ひ、諸道具の
儀は田島へ持出し燒捨被申候、此段御聞届可被
下候、以上、

三月

大年寄
米屋五郎右衛門
同
鹽屋惣右衛門

一三井福島町足塚屋九郎右衛門居宅并土藏九軒を打
崩し、諸所より火を懸不殘燒捨、九郎右衛門儀右
の足を打折れ申候、老人、女房、子供、下人ごも迄に
死人七人、只今見届申候、御注進申上候、以上、

同所年寄
金納屋惣兵衛

御郡方御役人中様

程なく四月三日、兩所の百姓共御城下へ押寄可申
と、寅の上刻より相圖の鐘太鼓、村々の印の旗挑燈夜
明天地をてらし、幾萬人とも其聲はさながら大山の
崩る、共、如何譬へんかたも無、只城下の貴賤老若泣
叫ぶ計にて十方を失ひける、然處に有馬石見守國次
◎萬魚按、勝繁
トアルベシ、久敷御出勤不被成御引籠り有けるが、
先達而玄海和尚、清徳院殿、其外諸家中の諸役人御表
用人等に至る迄連判を以て、頻に此亂逆を鎮め被置
下と相頼の趣につき、四月三日の卯上刻に、御供廻り
五十六人御引馬にて彼八幡河原へ罷出給ふ、御家の
旌見違ぬ爲に押立させ、しづくと彼等が陣へ御出
有に、二十餘萬の百姓共、其旗印を見て、有馬國次公御
來駕被成候ぞと誠に大地にひれ伏、國次公の御上意
を待居ける、然るに國次より總陣屋の百姓共に打向

ひ被仰付趣、總勢の百姓共二十九ヶ歳の間及難
儀、無詮方、此度は迄罷出候處尤至極の儀なり、然
共愚昧の私一人を相待事、扱々家の面目忝しと一禮
有て、扱此度我等太守より御勸氣を蒙りし事も、皆其
方等が爲なれ共、父梅雪と言、又此度我と言、殿の御
勸氣を蒙る事誠に武士たる者の面前に立も氣之毒な
から、是を悔み退かば、汝等が願ふ所の一ツ叶へずん
ば、却而我一人にて御領分の總百姓の歎きとならん
ことを悲しみ、面目を願す此所迄罷越たり、敢て諸民
の願の通り、只今立添の白札に印墨付とらせ可申候
間、一人にても亂妨仕間敷と被仰付候而、兩所の白
札下人にもたせ御歸城ある、

廿七、百姓共願出の通り御墨附有馬石見守よ
り被仰付文言之事

一田畑へ新竿を入玉ひし御上納方の事、
一國守郡中へ御出被遊候諸所大庄屋より毎度出銀
の事

一毎年夏割、一郡に付六百目銀の事
一六百目銀の利又割取立九ヶ年の事
一御領分牛馬一疋に付米一升宛毎月の事

一御領内人別錢の事

一御領内何にても御運上の事

一年々御種籾貸三國屋布屋、綿屋等が、御上意として
御郡中より種一粒も不殘取立、其米大坂登せとし
て己等が私慾と仕候事

一御領内大庄屋等が十歩作の七步納にて、二十四年
の間取候事

一其爰の田畑内證宜敷者共下直に買取候事

一年切にして内證能金銀過分の利懸にして預來り候
もの共の事

一此度頭取の事

右の通り百姓等より願の通りに被仰付候間隨分
出精仕、當作等より入念植付可仕候、是迄銘々等
難儀の趣見聞届申に付、願の通に此度は被仰付
候間、今日切に宿所へ引退可申候、追々宜敷趣有
レ之候は、差紙にて廻達可申候、以上、
寶曆四申戊四月五日

御領分總百姓中

廿八、青山秀左衛門石見守殿へ對面の事
去程に事鎮りて青山秀左衛門、夜半に紛れて有馬石

見守殿御宅へ罷越、密に御下人を以て秀左衛門口上の趣、石見守殿へ申上候而、大廣間に差控へ相待ける、石見殿にも席を改め、只今家來が取次、何秀左衛門殿にて候よ、久敷病氣の趣如何、快方にて候哉と御挨拶有、秀左衛門平伏して被仰儀候通、近年長々の大病にて引籠り、公役も不届の段、一言の申譯も無御座候、先此度御領分の亂逆、諸事萬事に付いか計り御心を痛め給はん事、乍恐奉推察候、是に付幾々頭取の御沙汰杯も不被遊との御墨付、領内の萬民如何計大悦に奉存候、乍其上是迄七十餘ヶ條の願の通り、別而御念入られ御免被仰付、幾重にも御禮言語に難盡、誠に尊君再び御出勤被遊候而、萬民の爲の思召、種々様々の御心遣難有奉存候、此度の一亂は下拙が胸中より出候儀にて、一國一城を騒せ、上臣方を始め諸家中の御歴々様方迄嘸々御惡しむ、其罪申上難き大罪にて御座候、如此の身の上顯し申上候上は、如何やうにも御國法の御仕置に被仰付、猶萬民への御惡しみを晴させ可被下候は、乍此上難有可奉存候と申上ければ、石見守殿被申けるは、此度の頭取として罪に行ふ事、石見が一命に變へ詮

議不致、此度國亂頭取一人も無之、銘々二十九ヶ年の間難儀に餘り、無據斯一統せしと相見へたり、全く其方自身の訴人承知不仕候、必々事早まり被申間敷、明日下城、八幡河原にて細々百姓共へ申渡す品有之候間、貴様にも御歸宿めされよと、念頃に御暇乞下されけり、
廿九、有馬石見守八幡河原へ被向事。
青山秀左衛門、石見守殿御屋敷を立歸、直様八幡河原へ罷越、石見守殿の心底一々に傳へられければ、總百姓共大に歡び、又西無、田原の大勢共も時至りぬと大慶して、九萬六千三百人諸々の圍みを解て、彼八幡河原へ打集り、四方三里に滿々ける、風に隨ふ旗の手は幾萬本と社見へにけり、無程有馬石見守、七郡の郡代を召連れ、八幡河原に罷向ひ給へば、大神宮天の岩戸を出玉ふ心地して待控へける、石見守被仰候趣、七郡の内一ヶ村にて一人宛、五十歳過たる才智の者選び出し、差出し可申と御意有、
伊久賀郡にて 二十八人
三井郡にて 二十三人
水間郡にて 二十九人

- 竹野郡にて 二十四人
- 下妻郡にて 二十一人
- 山下郡にて 二十五人
- 上妻郡にて 二十七人

合百九十九人なり、

右の者共近く被召、先達而百姓共諸所に立たる白札に、下知の趣を書乘せ給ふ文言、
一今度郡中の百姓共徒黨に付、頭取の儀不有之、諸民安心可仕事
一郡中大庄屋等の家作焼失の品は不及レ力、其外金銀諸道具田畑に至る迄、殘たる物は牛馬等にて、總百姓に被下置候、人別配當仕候而取可申候將又村々小庄や等の私慾の諸色、郡代立會、帳面算用仕、田畑牛馬に至る迄同様に百姓共へ被下置候事
一郡中大庄や等、郡代立合召捕、城下まで引渡可申事
一三國屋、足塚や、布屋、綿や右四人の町人共は是迄工み取候金銀米錢其外諸色家財等、又は諸所へ披し置荷物等迄隨分吟味出し、是又町年寄立會帳面を吟味、元銀一步増の利足、百姓に返済可致さす

事

一早速植付等精出し作方入念可申候、當年貢は上納方半納に被仰付候事
一自今以後百姓共、諸色願の筋有之は、石見屋鋪へ直に可申出候事
一七郡の内大庄やとして未相極候に付、被仰付有之候迄は青山秀左衛門大庄や并郡代を相勤、郡中宜敷取計ひ可申事、一つにても違ふ事不可有之事
一此已後は御定の御年貢成共、其年不作上作を見合、中下の堺御覽の上、相應に御年貢も御取立可被成被仰付候、
右之條々無相違被仰付候間、萬民難有可奉存候、此上にて對御上恨がましき事共不存候、もし左やうの輩於有之は、曲事可被仰付候、仍而控の一札如件、
寶曆四亥四月十二日
有馬石見守勝重判
とぞ讀玉ひければ、總勢二十萬人餘の百姓、是を聞て悦びの聲三時計り鎮まらず、數日用意仕たる何萬挺

の鐵炮石火矢一同に打捨ければ、黒雲空に蔽^{たがひ}て、天地も一度に崩る、計り、石見守其勢を見て如^レ此に統一統する事、古來に稀成事共成と被^レ申候、夫より百九十人の者に御暇を被^レ遣候得者、追々に一ヶ村に御高札一枚宛被^レ下置候を伏拜み、諸所在々へ引退る、形勢二三里づ、相續き申候也、其後百姓、石見守殿より被^レ遣候高札の表に狂歌して、

床闇の國も石見の光りより
民も豊かに住る嬉しさ

後は村々百姓共より口上書、

今度徒黨の儀に付古來稀なる御免書の趣被^レ仰付、子々孫々に至るまで、此慈悲の事危略に存る者有^レ之候は、則神明の罪を蒙り可^レ申候、此上は御定法專に相守り可^レ申候、已上、

月日

有馬石見守殿

村々百姓共

右の趣を聞て、市中家中大に安堵して歡び勇み、見せ店も變らず取出しける也、

三十、青山秀左衛門自害の事并訴狀の事
今度郡中の大亂鎮めて、四月二十一日青山秀左衛門

切腹仕候、一通の訴狀を殘す、

三學を評し武道に達し、是を兼たる侍は珍らしきかな、某今度郡中の亂各と心を一決し、法度の掟を破り、別而舊臣有馬石見守殿の仁徳、郡中是に和して下知を守る、然るに此度太守の御身持不^レ宜といへども、古來より被^レ召抱ながら郡中百姓共とい和し國亂する、天道を恐れず不忠不孝の大罪、其科須彌滄海とも譬へ難き、是に依て今日天の咎むる所にて切腹して、諸民の爲に命を捨て、且は石見守殿への情の恩を施す、御序の砌宜敷執成可^レ被^レ下候、恨めしきは我賢臣に仕へず事恨む、誠恐誠惶謹言、

戊四月二十一日

青山秀左衛門綱

とぞ書たり、百姓共是を持って久留米の御奉行所へ差上る、其後に郡中の總百姓是を聞て、秀左衛門が仁心を感じ、武士たる者の手本とする也、

郡中の百姓ども、秀左衛門が切腹を聞て、追善して彼が居所へ送る狂句に、

東風に今日惜しや開けし國の花

卅一、久留米評議石見守愁傷事

寶曆國民嗽訴記

高橋音門筆記

一寶曆四戌年三月廿二日、田主丸大莊屋石井勘之丞方より及^ニ注進候趣、左のごとし、

申上覺

石垣村新宮社森へ、昨晝頃より百姓少々宛打寄、凡三百人程にも相成、尤生葉郡百姓も相加候由、早速同村莊屋林藏方より長百姓兩人差遣、如何體之儀にて大勢打寄候哉、早々引取候様申聞候へば、打寄候者ども申候は、當春以來社参りも不^レ仕候故、致^ニ参詣候序に、今般人別銀被^レ仰付候に付て、如何體之才覺にて上納可^レ仕哉、左様之相談も仕度旁打寄候由申候に付、又々林藏方より申聞候は、左様之願事に候は、大勢一所に不^ニ打寄候ても、其村方莊屋元へ相談有^レ之候様にと申聞候へば、致^ニ承知

斯而青山秀左衛門訴狀の趣、諸民郡代を以て久留米御城内にて御披露有りければ、家老中出勤有、右之一通を披見有て御互ひに御感涙留め兼玉ふ也、古來より君命には命を捨る者雖^ニ多と、左にあらず、是則國家の民、一つは太守の御心も改められ玉へかしと、諸民の罪を我身に引請斯の有様、いかにも武士たる者の手本なりと被^レ仰合、石見守殿より加能左衛門同役大塚平八を被^レ召寄、秀左衛門に男子一人有けるを御開被^レ遊、彼いまだ幼歳なるゆへ御扶持五十人扶持被^レ下置、隨分學文抔出精致し、父に替りて長く當城の若殿に仕へ武勇を勵みて、父が大功を再び高名すべしと被^レ仰付候となり、久留米國亂終り、諸所より樂書の事、世の中に殿多ければあれほどな

又も有まの馬鹿づらぞなき

此の廣ひ國の住居もならざるや

今はお江戸に四疊半とや

家中よりの返歌、

とりくの沙汰や駿河の富士ぞども

譯 白波の跡方もなし

久留米騷動記終

候、追付可引取由申候段、林藏方より申出候に付、早速總代兩人へ申合差遣候處、最早引取候に付、總代も其通にて罷歸申候、早速村々莊屋共召呼、一村切に相静め候様重々申聞候、右之段御内々申上候、相替儀も御座候は、追々可申上候、以上、

戊三月

田主丸大莊屋
石井勘之丞

右注進之趣は、御家老中へも内々御承知被成候に付て、急々下代一人差遣候様にと被仰付候故、申渡候處、右之通之儀に付差急候様申付、樋口千歳同日夕方より差出候處、追々申越候は、明日は生葉表も若宮へ可相集之趣之由、追々申越候事、
一同日八つ時分より、坂井、千代久、今泉三箇村分野方へ、生葉より凡五百人程相集候由、田主丸組よりも七百計追々相加、都合千二百人餘も相見候由、頓て岩光村之様に參り、無程宿元へ引取候段、勘之丞申出候事、

一同廿三日、吉井兩大莊屋より申出候は、竹野郡所々人集有之候由承り候に付、組内之儀も早速村々致吟味候處、右體之儀は無御座候へ共、今日は下郡より大勢罷越、當郡之儀假催し見、若同意不仕村々へは、入込踏荒し申候様子共に御座候、同意仕間敷者にても無之風説、氣之毒千萬之由申出候事、

一同日、田主丸より申出候は、出役之程に相成、追々相集り、重々相鎮候へ共、諸方大勢之儀不及手、若宮之様に罷越候段、申出候事、
一同日晝過より、竹野郡之者と相見え、追々吉井町罷通り、若宮之社内へ四千人程入込、道筋村々出合候様、無左候は、大勢見舞可申由申候間、無據生葉筋よりも罷出候由、且早鐘を撞候故、追々相増、近邊強議之體も有之候由、吉井兩大莊屋注進書差出候事、
一右之様子に付、御役所へ暮頃より何れも終夜出席、

一戸田甚右衛門、稻生權平田主丸へ罷出候事、
但、足輕十人、組頭一人相添、

一若宮へ相集候者之内より、三千人程溝尻村へ入込候に付、百姓共出役候處、莊屋差留候故延引と相聞候間、莊屋打殺候へば相濟候由にて、開入不申候、色々申斷、松明等段々差出候へば、無程無何事引取候段、吉井より之注進、右廿四日到來之事、

一同廿四日、瓦林丹次田主丸へ御先手足輕十人召連罷出候事、

一上郡筋物騒候に付て、願等有之候は、筋々へ申出、穩便に有之候様にと、御井、御原、上下妻、三瀨郡へ申觸候事、

一同廿五日、磯野嘉納、下村市太夫、安藤平格、受持郡筋へ罷出候事、

一同日、御原郡山隈村之内立石と申所へ井上組之者共相集候由、且又八幡河原へ上郡より入込、江戸、北野兩組も可相加旨風説之趣、申出候事、

一若宮へ、生葉郡之人數凡三千五六百人相集居申候處へ、權平罷越、被仰渡之趣打返申聞候處、何れも散じ候様子には相見申候へ共、何れ竹野郡と一會不仕候ては相濟申間敷物音之由、下郡之者相集候場所へは、甚右衛門罷出、右同然申渡之由、丹次、權平方より之書狀廿六日到來之事、

御書付

頃日毎度所々へ、大勢無故相集候段、不埒之事に候、願等之儀候は、村々莊屋方へ願出、大莊屋方より取次差出候は、右願之筋御詮議可有之候條、随分可差出候、此上猶又所々へ相集、黨を催候致方にて願出候共、其節は可被仰付、筋も御詮議に被及間敷候間、此旨能々令納得、以後場所へ決て打寄間敷候事、

一右申渡候上、若宮表之人數、廿五日戌刻迄追々引取候由、明日は堺木にて待合、八幡河原へ出會可仕風説之由、吉井兩大莊屋注進書差出候事、

一同廿四日之夜、竹野郡善院、大慶寺、三明寺村邊、上郷之者と相見、人聲多相騒候段、同村莊屋共注進書廿五日到來之事、

一同廿五日之夜、古飯村^{◎古飯ハ御原郡ニ屬ス}、虎八方へ天狗狀到來之由、高松新右衛門注進書差出候、尤左のごとし、

明廿六日四ツ時、山隈原へ寄會候間、其村中不殘御出可被成候、相談仕度儀御座候間、彌御出可被成候、若御差合候は、此方より御見舞可申候、以上、

三月廿五日

近村

古飯村 虎八様

一同廿六日、佐々善次御原郡へ罷出候事、

一同日、生葉、竹野之者共、夥敷人數唐島へ押寄、永松八郎次居宅戸障子家財等不殘打崩候段、申出候事、

一同日、右に付て山本郡筋も追出候段、申出候事、

一石見殿於御宅御渡被成候御覺書、總郡へ申渡候趣如左、

先達て申渡置候人別銀被^ニ仰渡置候へ共、今般一統被^ニ差免候事、

右之外若願之筋も有^レ之儀候は、被^レ遂^ニ御詮議、譯相立候儀は願之通可被^ニ仰付候、大莊屋莊屋へ難^ニ相願候は、掛々之御郡奉行中へ隠密に可^ニ申出候、猶又堅く相愼可^ニ罷在候事、

三月廿六日

一同日、井上組之者共山隈原へ凡三百人相集り、唯今之様子にては脇與も出役可^レ申由、用丸より注進におよび候事、

一同日申上刻、生葉、竹野、山本百姓ども一萬六七千人八幡河原へ出會之段、唐島より注進におよび候事、

一同夜、八幡河原へ何れも致^ニ一宿、帳面しらべのり着到仕候由、且三郡より手を分け、兩郡筋へも入

込可^レ申風聞に付て、北野、江戸兩組よりも西原濱へ出役候由、北野より及^ニ注進候事、

御書付

一先達て人別之出銀被^ニ仰付候へ共、一統被^ニ差許候、

一近年上納之品に付て、願筋有^レ之候段相聞候、依^レ之十箇年已前之御定格に被^ニ相改候、

右之通被^ニ仰付候條、難^レ有可^レ存候、此段可^レ被^ニ申渡候事、

戊三月廿六日

一同夜、江戸組早鐘を突、人寄仕候趣に付て、用丸與村々も出役候由、同所より及^ニ注進候事、

一同府中與も相騒候段、同所より注進におよび候事、

一御井、御原郡殊之外物騒、早鐘太鼓等打ならし、不^レ及^レ手様子之由、嘉納方より子刻之書狀致^ニ到來候事、

一上郡筋段々人寄等相増、物騒候趣、廿六日之夜、瓦

林丹次罷歸申達候事、

一右に付て石見殿御宅へ夜中迄御寄會有^レ之、何れも罷出候事、

一同夜にかけ、江戸、北野組も早鐘突、追々勢揃いたし、西原濱へ出立、向濱^{◎筑後川ヲ隔テ相對ス}之者と申合候由、尤罷出不^レ申候は、上郡之者押掛可^レ申趣之由、

一戸田甚右衛門、稻生權平、右之様子に付與田村莊屋方へ罷越候段、申越候事、

一同廿七日辰之刻迄、兩郡筋百姓中凡四千人餘、八幡川原へ相加り、人數凡二萬一二千と相見候由、永松八郎次注進におよび候事、

一同日、五郎丸村濱先へ、八百人程未上刻迄集候由、同村より申出候事、

一同日、上筋より段々才足有^レ之候に付て、御井郡川南之者追々罷出候様子之由、川北村々早鐘を突立候由、櫛原村より申出候事、

一同日、下村權藏足輕兩人召連、府中御茶屋へ罷出候

事、

- 一 同日、善次、嘉納方へ足輕三人差遣候事、
- 一 三瀨郡筋隨分靜謐に有之候由、猶又御書付之趣委細申付候段、平格方より申越候事、
- 一 同日、西原村莊屋申出候は、唯今長百姓兩人參り申聞候、上郡之方より江戸組之者へ申候は、今度願之筋一味相加候は、誓詞血判仕候様と、尤三瀨郡筋莊屋中も今日當りは呼寄可申、若不相見衆は打崩可申旨、其組杯邊も莊屋中も右之通に候、將又北野大莊屋殿にも、御見舞之の道可仕由に付、色色斷申入置候、扱又外四與不被相見候間、見舞可申段申候、且上郡之者願之筋不叶内は、いづ迄も此通り、又御歴々様御出被成候は、取合も可仕旨、身命相はめ願候など、色々申募候由之事、
- 一 同日、右之様子に付、善次、嘉納北野與へ罷越候事、
- 一 廿七日、戸田甚右衛門、稻生權平、佐々善次、磯野嘉

納、菅野忠太夫東大窪村莊屋方へ出會申談候上、八幡河原へ罷出、雙方へ相分れ、御家老中被仰渡候御書付之趣、委細打返し百姓共へ申聞候處、一圓致納得候様にも不相見、聲高に相聞え、手勝れの事共も有之、不及手候故、何れも引取、右之様子委敷御家老中へ申達候事、

一 右に付、石見殿御宅へ御同職中、總奉行中、御用人中、上奉行中、受持御郡奉行中、御目付中、終夜御寄會にて、段々御評議有之候事、

一 上妻、下妻筋之儀、出立延引に付て、八幡川原より紙面差越、長延大莊屋初追々見舞可申段申來候に付、物騒敷有之候段、下村市太夫方より、廿七日之夜申越候事、

一 生葉郡兩組、田主丸組之者、小江濱へ出會申候由にて、廿七日之夜に掛て八幡川原引取候、外組は同所に罷在、兩郡より追々相加り候由、唐島より同夜申出候事、

一 八幡川原へ相加り居候者共、小江濱へ罷越候筈之物音之由、下村權藏府中より申越候事、

- 一 廿八日、粟生伊左衛門宮地へ被差出候に付、足輕兩人召連、辰中刻より罷出候事、
- 一 同日午中刻より、近郷に早鐘之音聞え、追々出立候由、長延より申出候事、
- 一 同日、上下妻筋も追々罷出、福島、堺、善藏塚、本分組之内大念塚、長延組太田川原へ相集候由、本村より申出候事、
- 一 下村市太夫、上妻筋殊之外騒々敷有之候段、罷歸申達候事、
- 一 同日、生津、夜明兩與段々出立之由、夜明より申出候事、
- 一 同日、小江濱へ罷越候者共、田主丸村綿屋次助方へ入込、居宅并藏二つ家具類不殘打崩、家有りか、り木立計に相成候由、及注進に候事、
- 一 吉井大莊屋注進書左のごとし、

今廿八日四ツ時分より、下郡筋より大勢小江河原之様に罷越候由にて、吉井町罷通り候人數、何萬人と申儀相知不申候、尤通り掛り布屋平八居宅へ踏込、居宅并藏三つ打崩申候、尤生葉郡筋大莊屋并莊屋中まで、不殘打崩可申由風説仕候、右之通に付様子申上候、以上、

- 一 同日、村々より相集り候者、善導寺之様に罷越、柳坂大莊屋且北野、用丸大莊屋打崩、小郡邊迄罷越可申由風説之由、北野總代罷出申聞候事、
- 一 同日、善次、甚右衛門儀、吉井表迄罷越候様、小江濱にて願書付入れ候箱銘書等之趣被仰渡、右箱二つ爲持、暮頃より出立いたし候事、
- 一 同夜戌上刻、石見殿御出郷に付て、山村典膳、高橋音門、瓦林丹次、磯野嘉納、稻生權平、坪地源太夫、菅野忠太夫、渡邊權次、追々吉井表へ罷出候、何れも御茶屋に一所に罷在候事、
- 一 同廿九日之朝、右訴箱善次、甚右衛門小江濱へ爲

持罷越、土居之上に出し置候、追々承合候處、願書出來不致由にて、入置候様子無之由、石見殿御宿吉井御茶屋へ段々申越候事、

但、右之様子は雙方より張紙にて應答に及び候事、

一三瀨郡一統廿九日之朝に掛出立候由申出候事、

一右之通物騒敷故、御役所御門夜番申付候に付て、道方より兩人宛罷出候、

一同日、上妻筋へ岡田頼母、下村市太夫、三瀨郡へ本莊主馬、北川亘出役、

一久徳新七、右一件に付江府へ被差越候、廿九日夜申出立之事、

一上妻、下妻、三瀨郡へ四箇所、左之通之立札いたし候様被仰渡候事、

有馬石見殿、今般百姓中ねがひ御うけこみとして、上郡筋へ昨廿八日より御出被成候、

三月廿九日

御郡奉行

一同夜、御徒士衆四人、要人殿御使として吉井表へ罷越候事、

一三瀨、上妻、下妻郡大莊屋、段々に打崩候由、諸道具帳面等は焼捨候由、右之衆物語有之候、

按るに、右之衆とあるは、岡田、下村、本莊、北川の事歟、◎按ニ田中義房ノ加筆ナリ

但、遠藤佐次郎方へは百姓共手ざし不申候由、一段々在方之様子物騒敷趣に付て、稻次縫殿、土田次郎右衛門御寄會に相加り候様被仰渡、出席有之候事、

一大手、狩塚、土橋、瀬の下口、京口御先手頭詰切御番被仰付候事、

一御城下町口所々へ御馬廻申出役被仰付候事、同町内非常廻、御先手頭兩人宛罷出候事、

一晦日早朝より、山村典膳、瓦林丹次、渡邊權次、右願書爲受込、橋田村莊屋善五郎方迄出立候事、

一同日晝頃より、石見殿、高橋音門、磯野嘉納、稻生權

平、坪地源太夫、菅野忠太夫、右同所へ出役之事、

一同日午刻、書付入濟候段會圖之趣申出候に付て、典膳、丹次、甚右衛門、忠太夫、權次、小江濱堤筋へ罷出、書付相改受取候、善五郎方へ爲持罷越候、尤生葉、竹野、山本、御井、御原、箇條を以相願候書付六通并小書付等二十五通、都て三十一通也、

一同日、右書付於橋田村、石見殿御披見、御僉議之上、御家老中御連印之御書付出來、申上刻石見殿、山村典膳、高橋音門、瓦林丹次、佐々善次、戸田甚右衛門、磯野嘉納、稻生權平、坪地源太夫、渡邊權次、菅野忠太夫、并御目付、足輕、下見役、御郡代、下代小江濱堤筋へ出張、上郡筋へは甚右衛門、兩郡筋へは善次、高聲にて讀聞せ候上、御書付相渡、早々可引取旨、音門、丹次申開候處、何れも奉畏候由御受におよび候事、御書付左之通、

今般上三郡、御井、御原郡百姓共願之趣、箇條書を以申出候、右何れも願之通被仰付候、餘郡之儀

も右同然被仰付候條、其旨可相心得候、數箇條之事に候へば、急に相分りがたき品は委細相尋、百姓共難儀に不及様譯可相立候、此段相違無之候間、致安心早々居村へ引取、農業精を可出もの也、

寶曆四年戊三月晦日

民部印

石見印

要人印

一右相濟、早速石見殿御歸駕に付て、音門直に差添、夜通に罷歸候事、

一右出役之内、御郡奉行中は受持之組々打廻候様被仰渡、其外之面々追々四月朔日引取候事、右集り居候百姓共、夜中迄に不殘居村へ引取候由、追々及注進候事、

一同日午刻、石見殿上下三郡筋へ被仰渡として御出に付、本莊主馬、駒田莊兵衛、下村權藏、粟生伊左衛門、北川亘、安藤平格、綾野紋太夫、東原段之進、

追々罷出候事、

一同二日、上妻郡太田、吉田兩村堺山間に、上妻、下妻之者共相集居候に付て、午上刻石見殿、主馬、莊兵衛、權藏、伊左衛門、亘、紋太夫、段之進罷出、御書付權藏讀聞せ候處、奉_レ畏追々百姓共引取候事、

一右相濟、石見殿主馬、莊兵衛、亘、平格、伊左衛門、紋太夫、段之進、三藩郡下小犬塚之内相集り居候場所へ罷出、右同然之御書付亘讀聞せ候上、御書付相渡候處、何も奉_レ畏早速引取候事、

一石見殿其外出役之面々追々引取、受持一人宛致_二廻村_一候事、

一同日、總御郡中百姓不_レ殘居村へ引取候段、御家老中へも被_二仰渡_一候事、

一今度被_二仰渡_一候御書付、郡々大社へ拜納候趣之由申出候事、

一同四日より生葉、竹野山邊筋に里村々より入込、立木等理不盡に切取候段、追々申出候事、

一小犬塚村之内大野へ三月晦日大勢相集候節、虛説申たばかり候事相工み候者有_レ之、早速召捕候處、入牢被_二仰付_一候事、

一出役廻村之御郡奉行中、追々六日迄に引取候事、

一御郡中大莊屋共御僉議之間、閉戸被_二仰付_一、屹度相慎可_二罷在_一旨、同日被_二仰渡_一候事、

一民部殿、岡田頼母、駒田莊兵衛、渡邊權次今般之一件に付出府被_二仰付_一、頼母、權次五日之夜中、民部殿、莊兵衛六日夜中出足候事、

一上郡筋山根伐之儀、一圓相止不_レ申、且又田主丸町祇園社へ又々組々百姓共相集候由に付て、五日之夜より稻生權平罷出候段被_二申渡_一、七日に引取候事、

一同七日夜中より、山本郡、竹野郡へ戸田甚右衛門罷出候事、

一、明石、田村、西小瀬川河原へ田主丸組之者七八百人程、同日未刻より打寄候段申出候、尤大莊屋初銀

米差引之儀と相聞え候由之事、

一於_二田主丸村_一集百姓共へ、八日之夜に入御書付之趣甚右衛門讀聞せ候處、早速引取候段申越候事、

一甚右衛門生葉郡迄入込、同十日に引取候事、

一北野與村々落し文等有_レ之、明十二日又々可_二相集_一申合有_レ之候段、十一日申出候に付て、委細被_二仰渡_一之趣莊屋共へ申渡候事、

百姓共願之筋被_二相立_一候上は、耕作方專に可_二相勵_一之處、大莊屋小莊屋へ對し銀米差引有_レ之由、此間田主丸組百姓共大勢相集、畢竟相對之筋に候へ共、上之御外聞も不_レ憚不_レ瑈之至に候、右之類の滞り差引等有_レ之候は、其品書付、封印を以差出、莊屋手前より郡方役所へ早速可_二差出_一候、其上にて筋相立候様可_二取計_一候、此旨令_二會得_一、大勢堅く相集る間敷候、此段屹度可_レ被_二申渡_一候、

四月十二日

右總郡へ申觸候事、

一同十二日、北野與之者共赤司村八幡社へ追々相集候段、申出候に付、佐々善次罷出候事、

一右之百姓千人餘、北野天満宮社内に罷越候段申越候事、

一竹野郡筋不折合に付、牧の茶屋へ人寄有_レ之段申出候に付て、十二日稻生權平罷出候事、

一同十三日、右筋之百姓共追々相集候由申出候間、右爲_二相鎮_一、高橋音門、戸田甚右衛門、水間七助急々牧村へ罷越、様子次第には北野筋へも可_二罷越_一旨被_二仰渡_一、足輕廿人、組頭一人召連、暮頃より出立、十丁目へ罷越候處、野中村莊屋打崩可_レ申由にて、近邊之百姓共大勢五穀神へ追々相集り候由申候に付、圓通寺へ罷越見申候處、銘々入込候様子承付候哉、段々散亂候由に付て、直に中道筋より猶又爲_二開合_一候處、善導寺、赤岩邊へ人數一萬餘も段々相集り候由申候に付て、右門前茶屋へ立寄承合候處、同所へ

參り居候人數今夕方より不_レ殘山邊へ罷越候由、尤中泉村莊屋善五郎居宅打崩候由茶屋之者申聞、物音もきびしく相聞候に付、三人同道引返し、曾根筋罷越見聞に及び候處、莊屋初百姓四軒打潰し候様子故、右場所へ參着、足輕共差向候へば、殊之外取込候様子にて、早速逃散、山邊之畑中へ又々集り居候者共も有_レ之段申候に付て、尙又右之所へ罷越、段々被_レ仰渡候趣を以委細申聞候處、何れも致_レ納得、居村へ引取可_レ申旨申候に付、其趣請書申付候事、

一十四日早朝、右三人東牧村莊屋方へ參着、權平へ面談様子承候處、百姓ども差引之品追々相濟候由、夜前同所引拂候事、

一十三日夜半頃、牧村へ相集り候者共、東大窪村莊屋彌三右衛門居宅打崩、皆々引取候由申出候事、

一右之様子に付、甚右衛門、權平儀は猶又郡筋打廻請書申付、音門、七助儀は北野筋へ罷越候事、

一同夜、明善寺へ立寄、天滿宮へ相集候百姓共之様子承候處、大莊屋方差引一圓片付不_レ申候由相聞候に付て、何れも段々評議之半、嘉納儀猶又被_レ仰渡候趣罷越申聞候に付て、百姓共招呼候處、頭立候者廿人餘宿寺へ罷出候故、何れも立會委細申聞候へば、皆々奉_レ畏難_レ有奉_レ存候、追付不_レ殘引取可_レ申旨同音に御受申、請書差出候事、

一嘉納儀は今日出掛、野中村、枝光村へ立寄、申渡受書申付候事、

一同日より猶又被_レ仰渡候趣申聞、請書取可_レ申段被_レ仰渡、上下妻へ下村市太夫、三瀧へ安藤平格罷出候事、

一井上與又々人寄有_レ之由に付、下代半田權右衛門同日急々差越候事、

一北野表之様子、十五日之朝にかけ社内追々引取申候に付、音門、七助晝前出立罷歸り、所々取鎮候様子申達候事、

一同晝、生葉郡若宮社内へ百姓共百人餘相集り、暮頃引取候由申出候段、甚右衛門、權平より申越候事、

一北野郡筋民家へ百姓共相殘居候趣に付、下代可_レ差出_レ旨被_レ仰渡、保野吉兵衛、上野政平十六日より差遣候事、

一江戸與大莊屋方差引不_レ相濟、氏神社内へ三百人餘相集居候段、追々注進におよび候に付、瓦林丹次右人寄爲_レ鎮罷出候様被_レ仰渡、十六日より足輕十人與頭一人召連罷越候事、

一同夜、三瀧郡津福村百姓共相集候段申出候事、

一十七日、御井郡高良内村百姓共村方へ相集り、川邊村々も不_レ殘鍵水河原へ打寄可_レ申由風説之趣、下見役共内意申出候段被_レ仰渡候事、

一同夜、北野組百姓共も又々大勢相催、大莊屋并に一家共之内打崩申へき趣之由、莊屋共申出候段、差遣置候下代より申越候事、

一同日、三瀧郡白口村莊屋罷出、大隈、津福、掛赤村追

追相集候段申聞候事、

一同日、下村權藏府中筋へ罷出候處、右與之百姓共大莊屋へ差引事有_レ之由にて、鍵水河原へ千人程相集居候に付て、罷越委細申聞候處、不_レ殘居村へ引取候事、

一同夜、北川亘生津組筋へ罷出打廻り、下筋へ罷越候事、

一同日、吉田喜太夫在出被_レ仰付、府中於_レ御茶屋權藏申談、廻村可_レ然旨取遣におよび候事、

一丹次、善次、嘉納、同夜大靈石に罷越候處、井上組百姓共凡百四十人程相集、大莊屋方差引之儀段々申越候趣に付て、被_レ仰渡候趣を以委細申聞候處、御受申引取候、然共未だ不折合之様子に付て、松崎町へ三人見合罷在候事、

一本郷枝村莊屋七郎右衛門會所へ百姓共大勢罷越、たんす、帳面等押取候由申出候事、

一段々在出之御郡奉行中、左之通之御書付申聞、委細

受書取候様被_二仰渡_一候事、

近來大莊屋小莊屋差引之儀に付、村々百姓相集、取立候趣相聞え候、此儀は相對之事に候へば、役人中裁許に不_レ及儀に候へ共、大勢相集り急に相騒ぎ候に付、役人中より申付、譯可_二相立_一之旨申渡置候處、一圓不_二相鎮_一、其上強議之働仕候段、不届に候へ共、一統其罪は被_二差許_一、重々相愼候様申渡候處、令_二納得_一、受書證據差遣、右之通請書差出候上は、先年從_二公儀_一被_二仰付置_一候御法有_レ之候に付、萬一不愼之仕方、集候儀於_レ有_レ之は、此上は屹度可_レ遂_二吟味_一候條、其旨を相辨、諸事穩便に可_レ仕もの也、

四月十八日

一同日、鯉坂與百姓共、同村八幡社へ追々相集候段申出候事、

一同日、北河内村不折合之趣に付、市太夫彼筋へ入込候段申越候事、

一右に付、十九日安藤平格急に罷越、市太夫申談候處、足輕十人被_二相渡_一候段被_二仰渡_一、夜中より出立之處、彼表今以不折合之旨、追々申越候事、

一同日、北木屋村も物騒敷、百卅人程打寄候由之事、

一同日、山本郡常持村邊右同斷に付、爲_二取鎮_一田中權左衛門出役被_二仰付_一候事、

一同日、上野太郎兵衛并同組莊屋之内九人、抱田地、抱山屋敷、家財書付御役所へ差出候様、尤自分銀米差引に相渡まじ_二段_一、被_二仰渡_一候事、

一同日、鯉坂之方不折合之上、近邊之者押寄申掛候趣有_レ之由申出候に付て、足輕五人、與頭一人急に差出候様被_二仰渡_一差出、廿四日引取候事、

一柳坂與山邊筋物騒敷趣に付、戸田、稻生、同所へ罷越候由申越候事、

一廿五日、北矢部段々打合候趣に付、安藤平格罷歸候事、

一廿六日、龜王與印若_{（いんじやく）}申野方へ、卅人程暫之内相集

候由、莊屋武七及_二注進_一候事、

一廿七日、石垣村新宮觀音に荒々打寄、追散候處、何れも引取、山中野方之内へ六十人餘相集候段、莊屋林藏及_二注進_一候事、

一右に付、足輕十八廿七日より差出候事、

一右之趣に付高橋、戸田右筋へ可_二罷出_一旨、石見殿被_二仰渡_一候、組頭一人足輕十人召連、廿八日山邊筋へ罷越、石垣村莊屋林藏方へ致_二一宿_一、村々長百姓小百姓之内招呼、下作定之儀一人切委細申聞、受書印形見届、同晦日、田主丸組相仕舞、音門儀は罷歸り、甚右衛門儀は直に唐島與段々打廻り、右之通段々取行候事、

一廿八日夜に入、吉木物騒敷候段、石垣村へ及_二注進_一候故、音門方より早速足輕三人差遣候事、

一同築瀬村下作定之儀に付、長百姓之内打崩可_レ申_二段々相集候段_一、石垣村へ申出候に付て、足輕三人差遣候事、

一星野村又々相騒、百人程_{（此所本書蟲蝕）}相集候段、同廿八日莊屋又藏及_二注進_一候事、

一右に付稻生權平、菅野忠太夫晦日夜に入罷出候様被_二仰渡_一、足輕十人召連致_二出役_一候事、

一同夜、三瀧郡大石村掛百姓瀨下之者共、大川濱へ大勢相集候段、文藏注進におよび候事、

一北矢部村莊屋方へ百姓共差引等有_レ之由にて、三百人程罷越、廿九日之夜、家破却、諸帳面家財等打崩候段、五月朔日莊屋七郎兵衛申出候事、

一五月朔日、木塚村甚右衛門、孫六儀、毎々人集等いたし、兼て人品不_レ宜者之由、莊屋百姓連判を以申出候に付、召捕入牢被_二仰付_一候事、

一同日、上森山村吉九郎、今度之一件に付不埒之趣相聞、其段申達、入牢被_二仰付_一候事、

一同五日、中泉村忠藏、重次郎召捕入牢被_二仰付_一候事、

一北矢部村不折合之様子に付、廣田善右衛門足輕八

人差越置候事、

一同村氣立候様子、松明等も夥敷用意いたし、右村口へは假小屋等相立、番人付置候段、同三日下代善右衛門申越候事、

一同三日、星野村宮藏名へ二百人程相集居候處へ、權平、忠太夫罷越、書付受取、外名々へ委細申聞、受書取之、同四日引取候事、

一同四日、常持村大橋へ下作定之儀に付致立札候段、寫之石浦村莊屋政八申出候事、

一五月六日、下妻郡馬間田村莊屋宗助方より、右村宮方へ此間より晝夜百姓共相集候由、注進におよび候事、

一同七日、北矢部村より下代廣田善右衛門申越候は、同村諸納物受負人本分村甚平と申者、先子年大變之節、御物成御返下分四俵三斗二升九合二勺甚平方へ取込居申候に付、右年數利に利を加へ、廿文錢にて元利三百六十六貫二百四十九匁七分可受取

旨にて、何れも受判難澁之趣申越候事、

一於先達て小江濱百姓共差遣願書、段々御僉議之上、件々御頭書を以被仰渡候に付て、受持御郡奉行中兩人宛、御目付衆一人づゝ廻村被仰付、同九日より出立、與々村々へは下代下見役相廻り、委細申渡、一人切受書取之候事、

一右申渡相濟、府中於御茶屋請書印形見届候上、高良内村之者共、翌十日之夜村内にて四五十人、同村宮へ百人程相集居申候に付、打廻候足輕ども叱候て引取候様申付候處、及難澁候に付て少々打擲いたし候へば、不殘引取候由申越候事、

一唐島、本分村、鯨坂、宗崎、江上、生津、蛭池、福光右九箇所大莊屋ども閉戸被仰付置候へ共、同十二日被差許候、尤御書付左のごとし、

今般組村々及騒動、不埒之至に候、右に付ては吟味之筋も有之候へ共、御恩裁を以閉戸御免被仰付候、百姓共折合候様可取計候、以來組

方諸事細密に利害を辨へ、廉直に念入可相勤候、

戊五月十二日

一同十四日之曉より、星野村之内段々相集候様子之由、莊屋文藏申出候事、

一同十九日、高良内村又右衛門と申者、段々人集等之頭どり致候由相聞、召とり御役所へ連越候處、申上刻頃同村百姓共、右又右衛門爲見廻、二十四人御役所へ罷越候に付、早速門内に入置、其段申達候處、一通申口承候様被仰渡、同夜中段々一人切に遂僉議候事、

一右罷越候内、長百姓七左衛門と申者、此節鼻引いたし候趣に付、其段申達、同廿日入牢被仰付候事、

一生葉郡新川村晝夜寄會不折合之段、莊屋藤兵衛同廿三日申出候事、

一高良内村百姓御役所へ召留置候處、御叱之御書付を以、向後御城下に徘徊不仕候様被仰渡、同廿三

日居村へ被差返候事、

一同廿四日、甘木村不折合に付て、請書以後寄會之趣相聞、同村百姓孫平、善次郎、善右衛門三人之者召捕、廿五日入牢被仰付候事、

一廿五日より御郡中爲取締、在出被仰付、稻生、磯野、北川受持筋へ罷出候事、

一星野村山中不折合、鹿狩之旨相唱、凡三百人程狩支度鐵炮持參、高取筋へ罷出候由、莊屋文藏申出候事、

一下村市太夫爲締、上妻郡筋へ罷出候事、

一今度願之趣御頭書を以被仰渡候爲御禮、同十七日より廿九日迄、追々莊屋長百姓小百姓一人宛罷出候様、組割を以申渡、追々罷出候事、

大尾

右一書は、高橋音門筆記之由、渡邊權次、達原半藏より借用寫取に相成候を借得て寫もの也、

于時弘化二年巳正月廿日 田中義房

吉田喜太夫筆記

一三月四日、三月四日ハ四月廿七日ノ誤ナリ、三瀨郡百姓集居候場所へ總奉行本莊主馬殿被_レ罷出、石見殿上郡百姓相集居候場所へ昨廿八日より御出、願之通御開屆、願之通被_レ仰渡候、右に付早々上郡へ罷越可_レ申、何事にて願之通被_レ仰渡候旨、被_レ申聞候、

一百姓共相談未だ一決不_レ致候趣にて、相集居候者之内百五十人程は、上郡に罷越候とも糧米等用意不_レ致候間、先づ引取候由、又は上郡願之趣と三瀨郡とは相違可_レ致候、上郡通之願にては却て難儀も可_レ有_レ之候間、此方は別段に願之趣僉議可_レ致と申候者も有_レ之、先莊屋長百姓相談、願書等も可_レ相認候間、莊屋罷出候様に追々申出候由にも相聞候、或は上郡手下に可_レ相成_レ様無_レ之候間、罷越申間敷杯と申候由、又は石見様御出御座候間、彼方へ罷越、願之儀は上郡にて、引離れ御願可_レ申上事共申候者も有_レ之候様、風聞區々にて、實正相知不_レ申候、上郡

へ罷越候様に成行申候共、今日には罷越間敷哉と云々、

一四月十七日夜、石見殿被_レ仰渡、宗崎與百姓遣り水河原へ相集居騒敷、所々打潰可_レ申様子に候間、喜太夫罷越取鎮候様、尤大莊屋方差引之筋にて相集候は、早々差引相濟候様取計可_レ遣候、何れ相鎮候様重々可_レ申渡候旨被_レ仰渡、右百姓共へ申聞候趣并請書、且先日被_レ仰渡候御書付、御郡方より受取罷越、書付高橋音門筆記ト同文也、故ニ略ス、口上にて可_レ申聞候は、

頃日大莊屋小莊屋へ差引等有_レ之由にて、田主丸唐島、北野組百姓共相集候、先頃於_レ小江濱百姓共願之趣何も願之通被_レ仰付候所、自分差引之儀に付大勢相集候段、不_レ埒之事に付、何れも輕き百姓には候へ共、奉_レ仰_レ御國恩難_レ有奉_レ存候は、御爲に不_レ相成_レ儀は決て不_レ致等之事に付、若大莊屋小莊屋に對し差引等有_レ之候は、一村切莊屋へ穩便に

申出差引可_レ相濟候、其上にて不_レ相濟候は、御役筋へ願書封じ差出候は、早速御裁許可_レ有_レ之候、御國恩を令_レ忘却、御爲を不_レ憚、大勢相集差引等之儀申出候は、決て不_レ及_レ御詮議候條、其旨を相心得、他組相騒候共、村々隨分穩便有_レ之、差引等之儀右申聞候通に可_レ申出候、

右之通申渡候様、石見殿被_レ仰渡候條、決て相背申間敷旨受書可_レ差出候、尤柳坂組之儀は昨日御受書可_レ差出候、三瀨郡筋之儀は靜謐に有_レ之候へ共、尙更右之趣得斗令_レ會得_レ可_レ申事、

御請相申上覺

今般御願之儀結構被_レ仰付、難_レ有仕合奉_レ存候、内證吟味仕候品御座候共、一村切穩便に莊屋衆へ申出差引相濟可_レ申候、其儀難_レ叶_レ譯御座候は、御役筋へ申上候様、其上にて筋々御立可_レ被_レ下旨被_レ仰付、重々難_レ有奉_レ存候、百姓中安心仕候間、以後寄會等不_レ仕、出所不_レ相知_レ廻狀何方より參

り候共、決て取合申間敷候、仍御請合申上候、已上、

年號月日 何郡何村百姓中

右御請書差出申候に付、取次差上申候、已上、同日 何郡何村莊屋名判

以下大莊屋小莊屋差引云々ノ書付、高橋音門筆記ト同文也、故ニ略ス、

一十八日朝罷越候所、御郡奉行下村權藏昨夜委細申候へば、納得致候に付、早々引取受書差出候様申渡聞候、

一今度は府中組寄會、初發は上郷よりと相聞、下郷は罷出候儀延引、國分村別て延引に付、莊屋方へ上郷之者少々罷越、大莊屋方組村へ割賦高取しら_レ見せ候様相頼候旨、右之半に權藏申渡相鎮候由、右に付割賦高急々取調見せ可_レ然候、國分兩莊屋にては果敢取問敷候間、村々莊屋不_レ殘閉戸に付、密々に大莊屋方へ罷越、取しら_レ候様申付候旨に候、夫故召連候下見役密に差越様子見せ、無_レ油斷急ぎ取調

可然旨申遣候、罷歸候所、取調べもはか行、大坂銀割賦高計りに相成候旨、尤百姓中相尋候割賦品不相知候へ共、石崎村相尋候書付之所取しらべ候由、石崎村尋書別紙に有之、

乍憚奉願上覺

一去る卯年爲御拜借米被爲仰付候白米五俵、辰年御救米八俵九升餘り、右割賦仕、私共へ割渡し申候哉無覺東御座候に付、當村散使百姓又次郎と申ものへ相尋候へば、割渡し帳面見失ひ候と申譯仕候、委細相分り不申候、

一古米三俵二斗七升巳年御救米 一銀四十目申年御救銀 一白米四俵申年御救米

右三箇條、于今割渡不申候、

一先年和泉村先莊屋三郎左衛門崩之節、組内村々へ田畑差預け御上納銀仕替り置、組田地に罷成、丑寅卯三箇年之餘、銀高代銀三十八匁六分都て九十二匁四分、當村に相渡り居申候へ共、于今割渡し不

レ申候、

一近年當村へ相渡り居申候大坂拜借銀凡三百七十三匁餘、于今割渡し不申候、

一午夏分取立置居申候御講銀、一統相止に相成申候上は、銘々へ差返申答之儀御座候所、于今差返し不申候、

右申上候條々、御大切成御救御銀米之儀に御座候間、難有頂戴仕度奉存上候、恐多申上事に御座候へ共、當村莊屋儀は近年病身に罷成居申候に付、一式右又次郎支配仕候間、乍恐御慈悲之上御吟味奉願上候、已上、

寶曆四年戊四月 御井郡石崎村百姓中

覺

一卯年拜借八百俵白米、一右之内辰年右同二百俵白米 一巳年御救米古米 一和泉村組田地餘銀之事 一申年御救銀總郡五十貫目割 一

未年御下免一組百俵割 一大坂銀差引 一申

年右同銀大莊屋借用組村へ借渡し差引 一午正月拜借銀之事 一未七月右同斷 一講掛銀之事

右箇條、石崎村より頭書を以相尋、差引仕置相渡候由、依之右之通に取調候事、

四月十八日

一東鯉坂百姓千人程集居候所に罷越、委細申聞、受書致、早々引取候様申渡候へば、納得致候に付、請書案文相渡置候、尤大莊屋方へ滞物相尋度候間、返答仕候迄は、一村より一兩人殘居、其外引取可申旨申聞、大莊屋へ莊屋密に差遣、急々返答致候様申遣候所、大坂銀利米滞相尋候、百七十俵程有之候、其内少々は村々へも相滞居候様子、何れ大莊屋方よりは今日中に、右滞可差出旨申候段申聞候、百姓共にも右之段返答致候由に相聞之候、

一同十九日、鯉坂組百姓中御請相書差上、則御書付讀渡有之、前に有之候案文之通也、

右は寶曆百姓騒動一件雜記偶借得之、辰臘月初六在寓直騰寫焉、 戶田 信

吉田秀文抄寫本

寶曆四甲戌年閏二月廿一日、太守公江戸參觀御發駕、三月廿二日江府着之積也、然るに三月廿日、郡中騒動始、生葉郡より起り、竹野郡、山本郡且御井、三原、上妻、下妻、三藩に及ぶ、吉井若宮八幡宮森之内に一村集り、他村も寄り、評議次第に強だち、廿一日には生葉郡中悉會談す、廿二日、其勢大凡一千五百人、廿三日、竹野郡會合して一萬三千人、廿四日、山本郡合て三萬人、己に若宮森に逼る、八幡河原に寄、御井、三原三萬人餘、都合十萬人餘、廿六日に至り八幡河原を御井、三原に讓る、上三郡は小江河原に至る、廿七日、御井三原又小江に行、時に上妻、三藩を合て總勢壞莊館、其出立裝笠に鎌を持ち、鬨を揚げて、大莊屋莊屋用達之者等は多く是を打崩す、此前月閏二月上旬、一人前一

簡年銀札一匁を七十四文遣、六匁一人前右十箇月割六分宛、毎月十五日切可差出、旨觸有之、町家中人別聞二月十五日限指出、在一切同意、終に此頃別、舊謀之邪政模態を引きて廿五箇條之願を認、亂を起す事宣哉、於レ是郡奉行上郡稻生權平、久徳新七、上妻下村市太夫、戸田甚右衛門、三階下村權藏、佐々善次御井、三原磯野嘉納、安藤平格、山方郡奉行粟生猪左衛門、廿二日速に郡々に馳向ふ、且瓦林丹次書出を以所々に於て令承引、靜むといへ共、遽に関を作り、開入れず、其時上奉行は高橋音門、駒田莊兵衛、瓦林丹次也、彌勇を奮ひ穩ならず、却て雪上に霜を加ふるが如し、故に不得已、廿七日之夜家老有馬石見、總奉行山村典膳、岡田頼母三人出向ひ、法を以願を聽す、故に上三郡は引退く、三月晦日夜明六時前、久留米町に歸着、然るに三階は未承引、四月朔日之夜より三發、大善寺へ有馬石見、山村典膳、本莊主馬、粟生猪左衛門、下村市太夫等馳向つて、已に鎮めて歸る、四月二日之

夜也、前代未聞之騒動、心耳を驚す、左之書付郡村切に集めて、吉井町大莊屋六三郎預之御茶屋前にて讀之、其文に曰、

御書渡 今般在方百姓共願之趣、箇條書を以申出、右孰れも願之通被_レ仰付、數箇條之事に候へば、急に分りがたき品は委細相尋、百姓共難儀に不_レ及様譯可_レ相立_レ候、此段相違無_レ之候間、致_レ安心早起居村へ引取、農業精を可_レ出者也、

寶曆四戌年三月晦日

民部判 石見判 要人判

右三月晦日暮方、石見殿、岡田頼母、山村典膳三人吉井町に罷出、直訴箱持爲_レ廻、百通も其餘も追々箱に入候故、取揚御覽にて、件々御書渡にて、颯と百姓共引取申候、尤郡々にて少宛相違有_レ之、

一諸郡大莊屋以下打潰され候者合四十五軒、

右總郡散亂一揆致候所、御家老中御書渡にて相鎮まり候て後、莊屋大莊屋を取込め相糺すと云ふ沙

汰専也、且其時分去冬より札遣ひにて、高間三國屋

徳右衛門札元也、札は高間方より仕出し、七十四文

遣ひ、然處郡亂之節、福島札場、吉井札場打壞候故、筑

後札打捨り候とて、札所三國屋方へ千五百人程揚札

引替に、諸町人仕掛参り、去月廿四日より札所見世

塞ぎ、今日に至り札替埒明不_レ申、久留米地下輕

者迄銀札無錢、家中困窮猶々迷惑にて、諸式より不

申、三國屋が酒計り札にて賣れ申候、此く相認候

は、四月十一日之晩也、紙筆調へも不_レ成、まして

糧米味噌に難儀、日用彌事缺乏、在之騒動は家中

の咽はし、町奉公人、日用、觸賣之飢命する事も如

レ斯、

一今般百姓共願之趣、石見殿御聞届、願之通被_レ仰渡、

全治り、百姓共場所追々引取、石見殿上郡より御歸

有_レ之候、此段組中へ可_レ申聞、旨早々順達、終より

可_レ有_レ御返_レ候、已上、

四月朔日

稻次縫殿 草野圖書

馬淵加兵衛 森崎帶刀

戸田勘解由

一要人殿御申聞候は、今般在方百姓願之筋有_レ之、令_レ騒動_レ候に付て、色々浮説有_レ之、銀札所引易等混亂、御城下を不_レ憚騒動敷體、不埒之至に候、依_レ之在方鎮り候迄、一兩日札所引替被_レ差留_レ候儀に候、右場所へ被_レ仰渡_レ候條、此段向寄々早々可_レ申傳_レ候旨被_レ申聞_レ候、

三月廿七日

土田次郎右衛門

此時分即時に銀札捨り候とて、三國屋がみせ迄換さし大勢取掛淺間敷、札遣ひ等相止、質も取不_レ申、米之よりかひも不_レ仕、當分城下飢に及候様子、家中別て難儀之體故、一俵づ、之願御助扶持、御家老中より御出し被_レ成候、時に米無_レ之候て、御藏に糶を用心に御持被_レ成候を、日用取に臼を作らせ、すり候て御渡被_レ成、扱々せつなき様子にて御座候、瀬下

にて土日も急に十あまり出来、日用取御藏に参り米に成し候由、大名之内に珍敷事共と間々申候、一寺町徳雲寺隠居虎堂願出之寫有之、

徳雲寺虎堂和尚願書寫

今般重御指支に付、一統人別出銀被_レ仰付_レ承知仕候、乍_レ然出家之儀は元來常之産無_レ之者に御座候へば、農商同然頭別係役賦々錢と申儀は、天下一統古來無道之君と申候へ共、決して無_レ之儀に御座候、殊に御仁政之節、且又瓊林院殿、梅嚴院殿重き御諱之年、其上御大切之御厄年に御座候へば、天下一統古より雖_レ爲_レ無道之國無_レ之出家頭別出銀之儀、可_レ被_レ仰付_レ候は無_レ御座_レ儀と奉_レ存候、若_レ左様之儀可_レ被_レ仰付_レ候ては、萬一如何様之御國水旱疾疫等之類、御碍可_レ有_レ御座_レ哉も難_レ量奉_レ存候、謹て御書出之趣拜見仕、愚意に考見候處、農商同然出家頭別出銀之儀は相見え不_レ申候様奉_レ存候、
太守様御前は、元より左様之古來無_レ之儀被_レ仰付_レ

思召にては無_レ御座_レ哉と、乍_レ憚奉_レ存候、拙僧儀只今迄重々御國恩を蒙り候者に御座候へば、少にても御國之爲如何と心付候儀不_レ申上、押て御請申上候儀、甚以難儀至極に奉_レ存候、依_レ之重々憚多儀に御座候へ共、當寺出家弟子頭別出銀之儀、何卒御恕宥被_レ仰付_レ被_レ下候様と奉_レ願候、乍_レ然今般御大切之御指支に御座候へば、當寺出家弟子頭別出銀高之員數程は、拙僧一人に上納被_レ仰付_レ被_レ下候様仕度奉_レ存候、右之段幾重にも宜様御裁許奉_レ願候、若_レ被_レ仰付_レ候儀違背仕、不届にも被_レ思召_レ候は、如何様にも嚴科被_レ仰付_レ可_レ被_レ下候、右願之通被_レ仰付_レ被_レ下候は、可_レ奉_レ添存_レ候、已上、
戊三月七日按_レ寶曆四年ナルベシ 虎 堂
服部忠兵衛殿
右虎堂事、其後不届に思召て追院被_レ仰付_レ候由承る、按_レ虎堂ハ追院ノコトナシ

右は國中男女人高八歳以上寺社共、一人前六匁之人別銀被_レ仰付_レ候、銀札一匁は七十文遣ひ也此願に付古道自身奏者番吉田鞆負に持參、直に只今御取次不_レ被_レ下候は、御家老御勝手方有馬要人殿へ直に持參可_レ致由申候ゆゑ、直に御取次被_レ成候、其科に寄、鞆負は百五十日程遠慮、古道も遠慮、旁以不首尾千萬、遠慮明き、隠居之身にて御座候へば、私儀日向日田之本郷に御歸し被_レ下候様願被_レ申候へ共、無_レ其儀不_レ被_レ遣、御留め被_レ成候事、其後總寺社は寺計りより銀一枚、大寺は二枚、毎月十五日限りに相納候筈之所、百姓人別銀より致_レ騒動、三月季四月初に相止被_レ仰付_レ諸人致_レ安堵_レ候、石見殿、要人殿、民部殿受合にて騒動も靜に相成、五月に郡代駒田莊兵衛、總奉行岡田頼母、御家老岸民部騒動仕舞届に被_レ登候、民部は滯留、頼母、莊兵衛は六月歸着候也、
在方願出寫於_レ郡々紙面少 覺

一人別銀御免之事 一御物成米近年選米被_レ仰付_レ候儀御免奉_レ願候事 一右同斷通、付上端米御免奉_レ願候事 一右同斷俵拵之儀先々申年上納米位に被_レ仰付_レ被_レ下候様奉_レ願候事 一右同斷年々出產仕候分、現大豆上納不足分、銀納奉_レ願候事 一右同斷納り之儀通、手形大莊屋加印御免奉_レ願候事 一損毛之節田畑御檢見奉_レ願候節坪々小檢見被_レ仰付_レ候様奉_レ願候事 一作馬運上銀古來之通被_レ仰付_レ、増銀御免奉_レ願候事 一穀物御領中取遣仕候儀、向後無手形に被_レ仰付_レ被_レ下候様奉_レ願候事 一質物入れ請取遣之儀、無手形に奉_レ願候事 一茅屋根吹替等之儀、百姓中勝手次第自分置仕候様被_レ仰付_レ可_レ被_レ下候事 一近年被_レ仰付_レ候出米代米、以前之通銀納に奉_レ願候事 一大莊屋拜領高代米御免之事 一御圍初上納御免之事 一近年在方御普請遠近費多御座候に付、郡切に其村長百姓才判に被_レ仰付_レ可_レ被

下候事 一夏成銀文銀上納にて七八月迄に上納被_レ仰付_二可_レ被_レ下候事 一大莊屋手遣賃銀御免之事 一紅花染藍問屋御免之事 一大坂銀造用銀御免之事 一諸國人馬賃銀直に百姓に被_レ仰付_二可_レ被_レ下候事 一蕪茅諸品御買料代銀時時に御渡可_レ被_レ下候事 一近年店方御運上銀御免之事 一印錢方一式御免之事 一莊屋仕替り高代米之儀先年被_レ仰付置_二候通り十石に付三十目高に奉_レ願候事 一右之外に、御領中出產之品品諸出入御免之事 一總郡夫御免之事 一作食不足に付御圍米救願之事 一御下米御割賦渡願之事 一御上使様御銀之事 一御家中渡七箇年賦御返下割渡之事 一精出米之事 一山中近來燒拂多候に付薪不足之事、附り、鎌留め相止め、村々より相納候事、

右は山本郡百姓中願書、

一大莊屋事耕作之長に被_レ立置_二候へ共、耕作御上納

餘分を考も不_レ存、剩御物成御免相極、百姓中零落困窮、作物之養も自分致不_レ得、彌増に實り鮮く候儀は眼前之儀に付、第一我可_レ相勉_二役儀元を失、御上より被_レ仰付_二候儀を奉_二相守_一として、却て御政道之妨に相成候儀を申上、少々蒙_二御役儀_一慕_二權威_一、不_レ及所存を相立、我意に誇り、且對_二御奉行_一御機嫌を取、言葉を飾候儀難_二申盡_一候、御上より被_レ仰付_二候儀たり共、百姓中及_二難儀_一不_レ及_レ手候儀は、實意を以御款申上等之處、近年行跡私慾得方之_カ不_レ埒、忝成儀無_二申計_一、只今迄は御上を相凌候へば、益私意に誇り候に付、最早不_レ得_レ已申上候、大莊屋御取上奉_レ願候、以上、

戊三月 上三郡兩郡

乍_レ恐奉_レ願候覺

今度上三郡兩郡總百姓中自然と寄會相談仕、今般被_レ仰付_二候人別出銀之儀、恐多申上事に御座候へ共、御上御勝手方被_レ爲_レ遊_二御差支_一、無_二餘儀_一被_レ爲_レ仰付_二

候御儀奉_二承知_一候、何分にも致_二出精_一御上納申上度奉_レ存候へ共、數箇年打續損毛仕、御檢見御願申上候ても、去る未年以來立毛不相應に過分之上納仕、扱又爲_二御救_一御銀米被_レ仰付_二候ても、廉直に割賦無_二御座_一、末々迄順道不_レ仕、大坂借用銀等も右同然、且御銀米拜借之筋其外御款申上度奉_レ存候ても、御上に達至極延引仕、萬端差支、將又御物成其外銀米共御上納仕候節、日延之儀願出候ても、押て取立御座候に付、無_レ據身上沽却仕候者多く、其外農具家財等既に賣拂、過分之失費相立、極々及_二困窮_一、只今之通にては、農業難_二取續_一乍_レ恐御款申上度奉_レ存候所、今般御願申上候様に被_レ爲_レ仰付_二候に付、箇條書を以御願申上候、乍_レ恐御憐愍之上、願上候通被_レ爲_レ仰付_二候は、難_レ有奉_二存上_一候、

一人別出銀御款免奉_二願上_一候、一御物成米大豆上納之儀、先々申年より午年迄廿三箇年之間御檢見御下_レ免、村切に無子を以春免之内御減免被_レ爲_二

仰付_二被_レ下候様奉_レ願候、強き損毛之年は先々申年被_レ仰付_二候御檢見之通皆無引_不分、同然に被_レ仰付_二被_レ下候様奉_二願上_一候、一夏作損毛之節御檢見被_レ爲_レ仰付_二被_レ下候様奉_二願上_一候、一御物成米納藏之儀、去る未年御廻米選立上納被_レ仰付_二申西兩年も米俵御選立強く、在所出產之米相納まり不_レ申、無_レ據數納切れに相成候へば、莊屋御役所へ被_レ召寄、御糺明被_レ仰付、損失に不_レ相拘_二割三割之上米差出、右相場に三四匁も高直に相納申候、但御廻米立之御差紙御割賦現米納も不_レ相成、何程之相場はづれにも買納仕候ては、難儀彼是相撫子一俵四斗餘りに相當候、猶又米俵人夫費勞手続、秋作收納夏作根付之時節取失、百姓中之衰へ難_二申盡_一仕合に御座候間、乍_レ恐前々之通出產之米并俵拵相應之仕拵にて御藏納奉_二願上_一候、一御役所出銀之儀乍_レ憚筋々御吟味被_レ遊、銀高減少仕候様奉_二願上_一候、一夏成御銀之儀、夏作出產之上追々上納被

爲_レ仰付_二被_レ下候様奉_三願上候、一諸色御運上銀之儀、近來相増候分御赦免、前々之通上納仕候様奉_レ願候、一御物成米大豆數納之儀、十月下旬より十二月迄皆納、尤馬出し遠方之村々取立置、正月迄に津出し被_レ仰付被_レ下候様奉_三願上候、一大莊屋小者貸錢差出居申候、手遣ひ夫之儀自分より被_レ召連候様奉_レ願候、一大莊屋拜領高代米之儀御止め差出不_レ申様奉_三願上候、一増總代御止め給米差出不_レ申候様奉_三願上候、一莊屋仕替り馬代之儀先年被_レ仰付候通り十石に卅目宛高當り差出候様奉_レ願候、一去西冬御買上被_レ仰付、當春迄に上納仕候代銀御渡被_レ爲_レ下候様奉_三願候、一頃日被_レ仰渡候御圍米御免被_レ仰付候は、難_レ有奉_三存上候、一去る辰年被_レ仰付置候講銀御吟味之上御返下奉_レ願候、一去年別て諸夫多、耕作方根付最中之時分相勤、難儀に及び申候、且又遠方へ參候て相勉申等之出夫、不_レ參候様仕候へば賃

銀差出費多御座候條、組切に相勤申候様に奉_三願上候、一穀物并紅花藍櫛野菜其外品々、旅出來共に御印御赦免奉_レ願候、一紅花染藍間屋御止め奉_三願上候、一締場掛水御免奉_三願上候、全體惡地之上、年々水掛り候に付、糞洗流し、彌増に惡地に罷成、難儀至極仕候間、掛水御免奉_三願上候、一溜池水落し締差申候に付、用水方不足仕候、向後水落し不_レ申様に被_レ仰付可_レ被_レ下候、一大莊屋小莊屋近年威勢強_ク百姓中及_三困窮、願事等も難儀御座候條、御吟味之上御引替被_レ下候様奉_三願上候、一近年損毛に付、百姓中組々不勝手に罷成、御田地全耕作仕得不_レ申候に付、借用銀米其年之利繰に相成、渡世取續不_レ申候間、借用米一統廿五箇年賦に被_レ仰付_二被_レ下候様奉_三願候、一本地開田方之内用水乘兼候場所之村も御座候、此坪は畑作根付仕度奉_レ存候、畑方計上納被_レ仰付被_レ下候様奉_レ願候、一川筋荒籠并材木生出、洪水之節甚差支

難儀仕候間、被_レ取除_二被_レ下候様奉_三願候、右御歎申上候儀、近頃恐至極に奉_レ存候へ共、耕作仕續不_レ申、家財を失ひ、在所離散も仕候様に成行候に付、無_レ爲_レ方_二御願申上候、尤今般人別出銀御免、上納筋十箇年以前之御掟格之通被_レ爲_レ仰付候は、難_レ有奉_三存上候、然共右申上候條々々、恐御慈悲之上急御裁許被_レ爲_レ仰付、安堵仕耕作出精仕、誠以御國恩之上家業取續候様幾重にも被_レ爲_レ仰付_二被_レ下候は、重々難_レ有奉_三存候、以上、

寶曆四戊年三月晦日 兩郡總百姓中
 一百姓中願之外願 一他借用之儀、元祿十五年に被_レ仰付候事 一御井郡小森野村より下り川筋荒籠洪水之節損毛、三合已下に被_レ仰付候事 一作馬運上銀御免之事 一小莊屋無腰 一以前之通給知御物成御藏納御免之事

乍_レ恐奉_レ願候事
 享保十三申二月總百姓中願事仕候、尤諸式先辰年御

改已前之通被_レ仰付候段、少も相違無_レ之候條、安心仕農業隨分無_レ怠様可_レ相心得_二者也、御家老中三人之御印形御書被_レ下候、然共其後違變に相成候、加之近年益々新規之事多く、及_三困窮、最早不_レ得_レ止、今度上郡同意之會合仕候、何れ之道右御書渡之通被_レ成下、辰年御改之出畝水帳御返下奉_レ願候、一近年大莊屋事、御上より御懇意被_レ爲_レ仰付候に付、何れも甚威光慕_三權柄、剩割符物も心儘に仕候へば、莊屋杯は恐畏體に相見え申候、此節大莊屋中不_レ殘御引替被_レ下候様奉_三願候、

戊三月 三藩郡總百姓中
 三月廿七日之夜、吉井御茶屋へ石見殿、山村典膳、岡田頼母其外出張也、於_三八幡河原御開屆、但、此儀は小江之野にての事也、元寄を八幡河原に寄り候故、書きたるものと見ゆ、百姓引取鎮まる、一五月、岸民部殿屆に被_レ登、夫より六月末岡村内匠江府より被_レ差下、右往左往之詮議、百姓召捕之足

輕百二三十人、在々所々に黨頭捕に參候て、毎日五人三人六人七人程宛牢舎、六月炎天牢中難々凌内、段々多相成、七月下旬には三百人に及申候、責不分八月に至、八月廿日詮議了る、同廿七日刑罰、其刑に逢者十八人、

- 一御井郡井上 高松八郎兵衛死刑
- 一御井郡野上 竹野門上 忠助刎首
- 一御井郡野上 中村莊屋 八郎右衛門死刑
- 一御井郡野上 中村莊屋 七兵衛刎首
- 一御井郡 三郎右衛門鼻首
- 一御井郡 利七刎首
- 一御井郡 傳次郎鼻首
- 一御井郡 藤四郎刎首
- 一御井郡 藤四郎鼻首
- 一御井郡 久兵衛鼻首
- 一御井郡 丹右衛門鼻首
- 一御井郡 高松八郎兵衛は、大莊屋にて勤め候由之咎故、死刑と申はや、輕く候由申傳候也、

寶曆四甲戌八月廿七日朝六時揃にて、津福地藏之前切場にて濟、出牢所拂過料も有之由、斬場には郡奉行、郡代、町奉行、其外目代詰渡、在町騒動徒黨の張出したる由、扱在方總奉行山村典膳十文字閉門、同本莊主馬遠慮、在方總奉行相代り、岡田頼母江戸より七月に下り、渡邊内膳同道也、

- 一其時の役人は、御家老有馬要人、御勝有馬石見、表方有馬盛物、稻次右近、兩人は見習、十五六歳、岸民部去西冬加判見習と有之、總奉行御勝、服部連、岡田頼母、在山村典膳、本莊主馬江戸御供にて、御用席岡村内匠、水島兎毛、堀尾央、岡村外衛、外衛は内匠、振見習也、總奉行差添役本莊五郎兵衛、北川安右衛門、前野靜馬、山形右膳、郡代上奉行は駒田莊兵衛、高橋音門、瓦林丹次、郡奉行は稻生權平、久徳新七、下村權藏、佐々善次、戸田甚右衛門、下村市太夫、粟生猪左衛門、北川互、安藤平格也、
- 一七年前卯辰年借揚家中金銀於知行、僅以二歩

爲三米穀賜、此是則吉田隼人若狹、於大坂一中井勘右衛門此面、と云者を抱而與之、共聚斂而借銀巧事、勘右衛門二百石、月俸金五十兩、軍中與金別に二百兩、此者如何者乎、知姓名者稀也、其本は長崎奉行之若黨云々、此者入而爲非禮非義、家臣を讒し貶すこと許多、終爲用人、爲淫道非道、而爲出金銀、上を蔑にし家臣を襲ふ、然に未年天罰難通、網羅に入りて下り、吉田勘負に預らる、纔に吉田若狹有書出、好昇進不行届、而閉門四年、當戊閏二月閉門明也、

答も無之故、今度又々徒黨を企騒動に及たりと聞ゆ、此節は百姓共數多獄門刎首等の刑罰に被處、役人中は格別之御咎も無りし故に、其後は稠敷入て國中靜謐、磐石の鎮と可稱也、此書は其砌いかなるもの、書記せしにや、忌憚るべきことをも不顧、且文字顛動、文言不通、誤字あて字等多く、一向讀がたき書也、併其節の事跡を認たる書稀なれば、私に書中尤不敬なる處、且繁雜の文段を除き、要を摘て抄寫す、然に文意不讀、改正ならざる所問々有之、姑く舊文を存して後日の改正を期すと云、吉田秀文、

戸田信抄寫本
寶曆四戊閏二月人別銀被仰付候御書渡上妻郡大莊屋總代書寫す、連々御勝手向御不手繰に付、御不足等之分江戸上方御才覺色々被相盡、可也に御入用相濟、去々年已來は於大坂一鴻池善八江戸仕送相勤候所、一兩年米下

直、殊更去冬已來は格別之下直故、同人方勘定去冬過分及不足、御仕送方も差間候、其外御才覺筋勿論重被相盡候へ共、江戸上方御地借銀、去々年右銀年賦御斷等被仰付候砌、其上右之通米下直に付て、一統金銀取引鮮く御才覺調候術無之候、差當今般御參觀御用銀御手當少も不_レ相見、御大切至極之御差支に付、當時差向儀をも萬端被_レ相止、漸當分振替を以、右御入用は押て相濟候へ共、御參府之上公邊之御勤も相缺、其外御日用も不_レ相辨候、御國元之儀も近年彌増困究之上、米下直に付ては一統差間候趣、既に御家中面々杯御救をも被_レ仰付置候程之思召に候へ共、御家中在町共に出銀等被_レ仰付候へ共、右之通此節外に御才覺等之筋會て無_レ之、公邊御勤向等も相缺候に付、不_レ被_レ得_レ止別紙之通、御家中在町寺社浪人共に一統人別之出銀被_レ仰付候、右出銀高を以、江戸表可也にも御入用可_レ被_レ相辨候條、此節御大切之御差支之趣末々迄能々令_レ納得、無_レ滯相納候様仲間組支配

寺社在町へ委敷可_レ被_レ申渡候事、閏二月廿二日、一御家中知行之面々、所務高百俵に付銀札十匁づつ之當りを以可_レ相納事、但三月より毎月十五日限十箇月割一箇月一匁宛銘々より御勘定所へ可_レ相納候、一御徒士並以上御配當御扶持方取之面、所務高百俵に付十匁宛之割を以可_レ相納事、但月割右同然、尤無屬之面々御扶持方は御配當に結び、俵數之當りを以銘々より御勘定所へ可_レ相納候、一無格末々之者、男女八歳以上人別一人に付銀札六匁宛可_レ相納事、但、月割右同斷、納方は一支配切に取立、支配頭より御勘定所へ可_レ相納候、一御家中召使之男女、八歳以上人別一人に銀札六匁宛可_レ相納事、但、納方月割右同斷、一寺社御寄附知有_レ之寺院は、百俵に付十匁宛之割合を以可_レ相納候、其外は人別出銀高之通たるべき事、但、月割右同斷、年番寺社奉行中差出し目録相濟、御勘定所へ可_レ相納事、一右召使之者其人別御

家中人別同然たるべき事、但、納方月割右同斷、一浪人中上下無_レ差別、人別銀札六匁宛可_レ相納事、但、月割右同斷、浪人奉行中取集、御勘定所へ可_レ相納候、一在町男女八歳以上、人別一人に銀札六匁宛可_レ相納事、但、月割右同斷、納方御城下町は奉行中、在々は一村切御郡方役所へ相納、右役々より御勘定所へ可_レ相納候、閏二月廿二日、

御書渡

先達て人別銀被_レ仰渡候へ共、一統被_レ差許候、一近年上納の品に付て願之筋有_レ之段相聞、依_レ之十ヶ年以前の御定格に被_レ相改候、右之通被_レ仰付候條、難_レ有可_レ奉_レ存候、此段可_レ被_レ申渡候事、

戊三月廿六日

○三月廿日夜、竹野郡松門寺近所印 鑑いんやくと申野原へ、何方より相集まり候とも不_レ知、時の間に百姓七八百人程相集まり、諸品願之相談、

同廿一日、石垣の宮へ千人餘り相集まり、同郡之内不

レ集村々へは御見舞申と書遣はし、菅村莊屋にて炬を百丁餘取り打廻り、竹野郡四十八ヶ村一に成、境村へ寄り候節は三千人餘、生葉、山本、竹野此三郡出會二萬人程に成り、寺に鐘をつき宮に太鼓を打ち村に貝を吹、其騒敷事いかなる事出来候共不_レ相知候、同夜、早速郡奉行中四頭足輕三四十人被_レ召連、上三郡へ御出被_レ成候、

同廿四日迄、三郡之内唐島組相加はり不_レ申候に付、組村之百姓共、唐島村大莊屋永松八郎次宅打崩し、其足にて直に相加はり候、尤右大莊屋へ意恨は無_レ之候へ共、大莊屋より差留候に付、只今迄遲參之申分け之爲と相聞候、

同廿五日、御城下詰之大莊屋不_レ殘引取、村々不_レ相騒_レ様に可_レ取計一段被_レ仰渡候に付、總代に至迄引取申候、

同晚より上妻御受持之奉行下村市太夫殿、上妻郡筋へ御出、下代田中清六供、本分へ兩日御逗留、其内御

城下より早打にて、人別出銀御免御書渡參候、組々へ急に被_レ仰渡_ル、尤總郡共に、御書渡前に出ず、同廿七日晩、右御奉行様新莊へ御泊り之所へ、長延與莊屋兩人注進申上候は、兩郡筋百姓共上妻へ見廻に罷越段、交通仕候に付、長延組村々少々騒立候様子御注進申上候、依_レ之市太夫様夜通し同組に御出にて候、

同廿六日晚、上三郡八幡河原へ相集まり、願之品々箇條書願に仕立候、

同廿七日、御井、御原兩郡相集まり、三郡へ申通じ候は、願之筋一同に仕度、相加へ被_レ吳候様取合に掛り候所、三郡申候は、願筋餘郡には不_ニ相構_一候段致_ニ返答_一、所々舟渡等引上、餘郡より一人も加へ不_レ申、御井、御原重々斷申、漸く同日夕方に差加へ申埒に成候、三郡之者共八幡河原に逗留仕候ては、糶米手寄惡敷、尙又近郷の邪魔にも成候間、三郡は小江河原に引直り、兩郡は八幡河原へ被_レ居候様申候へ共、願書等見せ不

レ申故、後に付小江河原へ追々參候、小江河原へ小屋掛七八百軒、釜屋塗居候、同日、吉井町布屋平八、田主丸綿屋平五郎銀札引替場札混雜に付、二軒共打崩し、

廿八日朝迄に生葉、山本、竹野、御井、御原五郡一統仕、願書付左之通、書付先に有之、略之

追々總奉行、上御奉行、郡御奉行兩三四人づ、同道にて引替り、晝夜を不_レ分御出にて候、

○去西春築瀬御普請所へ相詰候莊屋總代大口夫之類、生葉、竹野役人計り、夫積りより御普請方相違と相見え、總郡へ難儀をかけ、夫賃銀等不埒有_レ之由にて、三郡之者共押掛、家族不_レ殘追出し、家財、家屋敷、田畑持切取揚候、

三月廿七日、上妻郡吉田長峯山、善藏塚兩所へ二千人程集まり、福島町蘆屋彌次郎銀札場仕札混亂之由にて、打崩、

同廿八日四ツ時分、諸方鐘太鼓打鳴らし、上妻、下妻

郡村々より、一時程之内に五六千人吉田山へ寄來る、同日、三瀨郡も田川原へ寄候由、

同夜九ツ時分、長延大莊屋萩尾八之丞宅打崩、

同廿九日朝六ツ時分迄、本村大莊屋牛島次六宅打崩し、少々手分け本分へ行、山中勢一所に成る、

同日四ツ時分、本分大莊屋松浦惣右衛門殿打崩し、福島大莊屋松延甚左衛門殿宅同五ツ時分打崩し、新莊屋矢賀部宇都平宅九ツ時分打崩し、平村莊屋八ツ時分打崩し、中折地莊屋太田黒民右衛門宅打崩し、尤廿人程參候、中折地大莊屋太田黒孫左衛門殿宅同日八ツ時分打崩し、但、山中勢も加り候、七組一つに成候、江口大莊屋田中次郎左衛門殿宅、同日七ツ時分打崩し、右大莊屋七軒□□□□□候、

平村莊屋儀八、中折地村莊屋六兵衛、折地村莊屋次兵衛、若葉村莊屋清兵衛、羽犬塚町莊屋仁右衛門、羽犬塚町馬間屋四軒、富重村一軒、但、田中次郎右衛門殿弟家、都合七組、破却家二十四軒、廿九日夜四ツ時分

迄に打崩し、吉田山へ引申候、其日に限り風烈敷、雨強く、最初より釣鐘、太鼓、貝品々鳴物之音、群集之鯨波、天地に響き、家財諸道具天井板敷打碎く、其音すさまじ共言語に絶し、天魔化生の所爲ならんか夥敷震動す、家に有限りの品は寸々に切折り解崩し、家は柱をきり折り、からすを以卷たふし、尙掛り有る柱は杯の類を斧、なた、段切、鋸にて残る所なくすたゝに、なし、屋敷内外諸方を伐たふし、踏折り或は焼捨候、下民箇様に騒動なれば候儀、前代未聞無_レ之事に候、同晦日、吉田山寄方より村々莊屋中急に御出候様申越候、早速莊屋罷越候所、七組打込に居候に付、與分けに致し、其上組々之願書差出候様申觸候へ共、書付一圓出來兼候所に、岡田頼母様同日一條町迄御出、足輕衆へ爲_レ持諸方高札御立、左之通、

今般願之筋有_レ之由相聞候に付、石見儀一昨日より上郡へ罷出、願之趣被_レ受込候間、何れも上郡筋へ罷越可_ニ申上_一候、右之趣申聞候様に要人被_レ申渡

候、三月晦日 岡田頼母

同晦日申刻時分、石見殿盛徳原迄御出、御駕籠爲立、駒田莊兵衛様御申次にて、足輕衆を以莊屋四五人被召呼、百姓中へ被仰聞候は、今般之願上郡筋同然に被仰渡候、其邊に而百姓共得意候哉否、返答申上候様被仰聞候に付、御返答可申上段申上、吉田山に引取、七組共に兩日吉田山に引取、猶亂妨相止不申、追々御催促有之候に付、上郡願之通被仰付候は、無別儀一段申上候、左候は、明日可被仰渡旨に而、寄勢の中は御通り無之、下之道御通りに而福島へ御泊り、但、箇様之不吉之場所は御よけ被成儀に相聞え候、四月朔日、吉田山に而御書渡を以被仰渡候、前、有之、御家老三人名前

御出之衆様方 御家老石見様 總奉行主馬様 總奉行駒田莊兵衛様 山方粟生伊左衛門様 郡方下村權藏様 同北川亘様 御吟味方東原助之進様 御目付綾野紋左衛門様 御足輕三十八人

御書渡にて被仰渡候に付、百姓共村々へ引取申候、其後大莊屋小莊屋へ對し取込有之由に而、所々差引算用仕掛、又は莊屋引替之願に付、上郡筋村々、上妻筋も少々騒立候に付、御奉行様諸方へ毎日御出相止不申候、荒々銀米受取候類も有之、一日も安堵無之而、此間は御奉行様、御目付衆、御足輕衆、毎日々々御廻り夥敷候、五月口より百姓共願之品々總郡共に被仰渡候由に而、一村より莊屋并長百姓二人、頭立候百姓三人づつ、江口組中折地組は羽犬塚町茶屋へ被寄、福島與新莊組は福島町正福寺へ被寄、本村組長延與は豊福村一念寺へ被寄、本分組は黒木町專正寺、鹿子尾村御茶屋兩所へ被寄、上妻へ御出之衆下村權藏様、下村市太夫様、池尻六内様、下代森佐右衛門殿、足輕十人御出被仰渡候、御書渡左之通、長高之立願面、一先達而被仰付置候人別之出銀被差許候事、一諸出銀代米先年大莊屋共依願被仰付置候處、今

般願出候に付、以前之通銀上納被仰付候事、

- 一御物成米大豆近年大坂御廻米大豆内實俵拵改方別段に有之候へ共、午年以前之通改方一通に被仰付候間、庵末無之様に可仕候、尤村通付百姓共勝手次第に可仕候事、
- 一夏成銀、當時通用之銀を以上納仕度旨願出候に付、別紙覺書を以申渡候事、
- 一夏秋大豆出産之分、現大豆上納願出候、尤作り畝書出候は、相改候上、現大豆上納可被仰付候事、
- 一未年より三ヶ年之間御試み檢見、今年より被相止、午年已前之通被仰付候事、
- 一生へ立山等相増、薪養場減少候に付、御立山之外伐取候様願出候、場所相極可申出候、差支之有無吟味之上、追而可申渡候、尤鎌留燒拂御停止願出候、此儀は差支之譯一村切追而可申出候事、
- 一石船定乗之儀、夏秋收納之時節も人足差出、其上定乗賃銀割難儀に存候に付、已後定乗才料御免願出

候に付、石船才料等差支無之致方、追而可申出被仰付候事、

- 一田畑之畔に樋口植置候坪々檢見、畝に相加へ候様願出候に付損毛之年は檢見、畝に被差加候段被仰付候事、
- 一給知村々何角諸出物多候に付、御藏方同前に相願候に付、右筋々へ申渡置候、尤古來より相勤來候品は、只今迄之通可相勤候事、
- 一茅屋根自分葺替願出候に付而、願之通被仰付候事、
- 一穀物一式并諸出産之品他領出入願出候に付、別紙覺書を以申渡候事、右品々御領中通用手形なしに願出候に付、右同斷、
- 一御用竹木等運之儀、作間に被仰付被下度旨願出候に付、願之通被仰付候、併格別之御急用有之節は、重々吟味之上、不時にも被仰付候儀可有之候、但、運之品夫々に何人夫と夫高書記候様申

渡候間、夫を以夫積り高可ニ相極ニ候事、

一諸大名方御通行之節、人馬賃銀は百姓共へ直に被
レ下候様相願候、只今迄右賃銀會所入用に相成候趣
に相聞え候に付、右直段相極候は、會所入用向後
割賦可ニ相成ニ候哉、此段難ニ相分ニ候に付、問屋共其
外吟味之上、追々可ニ申渡ニ候事、

一普請出夫組切或は下才判人等之儀願、郡々之願令ニ
相違ニ候に付、普請場所によつて、其時々願出候は、
可レ遂ニ吟味ニ候事、

一莊屋仕替り高先年被ニ仰付置ニ候通、十石に付三十
目宛高當り差出候様願出候、右之通にては村之莊
屋等は難ニ相勤ニ候へば、雙方可レ遂ニ熟談ニ候事、

一山中伐畑之中にて鍛冶炭、端炭燒之儀被ニ仰付ニ被
レ下度旨願出候に付、場所追而相極可レ遂ニ僉議ニ旨
申渡置候事、

一古家屋之儀は勿論、新宅取建之儀も、前々之通被ニ
仰付ニ被レ下度候様、山本郡より願レ之候、古屋敷取建

之儀は古格之通たるべく候事、

一大坂銀借り入銀高諸造用相掛り、百姓中手前には
僅宛殘居候に付、御差捨被レ下候様願出候、此儀は
先達而大坂銀主方參、返濟無レ之而難レ叶譯有レ之候
に付、御振替を以御返濟有レ之、去西之冬より、右總
銀高四百八十六貫目御銀拜借被ニ仰付置ニ候、諸造
用相加候へば元銀過銀有レ之、百姓手前には僅宛元
銀残り有レ之由、不審に付、其筋々可レ遂ニ吟味ニ候、依
レ之被ニ差捨候儀急々難ニ申渡ニ候事、

一組村により田方水乘兼候畝數、只今迄畑作仕付候
分、見分之上畑作斗代^た上納願出候に付、願之通被ニ
仰付ニ候、尤作り畝數村々より可ニ書出ニ候、其上に
而役人中見分之上可ニ申渡ニ候事、

右者先達而御家老中御連印御書付を以被ニ仰渡候、
上三郡御井、御原郡百姓共願出、重々御吟味之趣を
以、今後被ニ仰渡ニ候、頭書帳面并別紙横折帳一冊御
覺書一通被ニ相添ニ被ニ仰渡ニ候條、被ニ仰付ニ候趣無ニ

違亂ニ可ニ相守ニ者也、

寶曆四戊年五月

上下妻郡受持方

下村 權藏

下村市太夫 池尻 六内

覺

一米、大豆、雜穀類、

一辛子、荳子、胡麻、芥子、木質、漆質、椿質、榧質、唐胡
麻、綿質、口實、銀杏、其外何に而も油に成候品々、

右他領出入候儀、承應年中之御掟、且明曆元未年、元
祿九子年被ニ仰出候御法令有レ之に付而、手形無レ之
候而他領出入之儀者、御免難レ被ニ仰付ニ候、依レ之山

本郡より願之通御定法之印手形を以印銀上納他領
出入被ニ差許ニ候、尤米大豆之儀者、年々六月より十
二月迄者他領出入共に御停止被ニ仰付ニ候、乍然無

レ據譯有レ之候は、其節可ニ相願ニ候、僉議之上可
レ被ニ仰付ニ候、米、大豆、雜穀共臨時之穀留被ニ仰付ニ
候儀も可有レ之候、全體穀物油物之儀は、別而往古
より重き御法有レ之候條、諸事只今迄之通可ニ相守ニ

候、

一御領中穀物取遣莊屋道手形之儀、他領出入紛敷拔
荷有レ之候に付、被ニ仰付置ニ候處、其後相弛、不埒之
致方多く、御法之通相守候様、近年役人中より申渡
候、然共今般御免願出候に付、願之通被ニ仰付ニ候、
尤御城下出入御境目并筑後川筋者往古より御法
令有レ之、唯今迄之通被ニ仰付置ニ候、

一染藍紅花之儀、御用之外他領へ差出候儀堅御制禁
之段、寶永元申年被ニ仰出置ニ候へ共、其後印手形を
以他領出被ニ差許ニ候、右之通に付、印手形無レ之候
而他領出之儀者、願之通難レ被ニ仰付ニ候、尤地通用手
形之儀者、願之通御免被ニ仰付ニ候、

一綾油印手形之儀、辛子同然之事、
一油糟、酒粕近年別而他領出多く、在方之爲不レ宜候
に付、印手形に被ニ仰付ニ候、他領出可ニ相減ニ旨存寄
申出、遂ニ僉議ニ候所、一向他領出停止にも可レ被ニ仰
付ニ候へ共、其通に而者酒屋共及ニ雜儀ニ候儀も可

有之候に付、印手形を以他領出者被_レ差許置候、然共今般田主丸組依願、在方酒屋酒屋より差出候粕は、他領出御停止被_レ仰付候、

一油船運上被_レ差許候、

一山中拵茶之儀、他領出洩拔多く有之候に付、爲可_レ被_レ制、拵茶之石高、凡積を以賣元銀被_レ相定、賣主より一步、買主より一步印錢差出、手形者賣主より差出候様被_レ仰付置候所、賣主より今一步相増、手形者御免之儀願出候に付、願之通被_レ仰付置候、然共今般願に付、拵茶印銀之儀者被_レ差許候、

一荷棒、繰綿、茶、烟草、諸紙、絞油、

右先格之通被_レ仰付被_レ下候様、田主丸與より願出候、印銀運上近年之増無_レ之候に付、不_レ被_レ及_レ御僉議候、

一晒蠟、右同斷願出候へ共、先格之通被_レ仰付候而者却而可_レ及_レ難儀候條、只今迄之通被_レ仰付置候、尤地通用手形者御免被_レ仰付候、晒蠟他領出入印

銀掛候に付、蠟船者運上等只今迄不_レ被_レ仰付候、櫛實之儀尙以先格之通被_レ仰付候而者差支多く、可_レ令_レ難儀候に付、今般如_レ元油物に被_レ差加、只今迄之改方等被_レ差止候、

一店札之儀、代物札近來増運上御免、右同斷願出候、古來之格を以銀十匁づ_レ被_レ仰付候、

一牛馬直買往來札之儀、在方へ札取、他所出馬口勞有_レ之、馬代銀差引不_レ多、過分の賣増を取、百姓共及_レ難儀候に付、馬口勞御停止被_レ仰付、近國往來之札被_レ相渡、直買自由に仕候は、勝手にも宜敷、差引等之不_レ埒も有_レ之間敷趣に相聞候に付、重々詮議之上、上妻、下妻郡大莊屋共へ、役人中より途詮議候處、差支無_レ之趣何れも存寄等申出候、左候而者馬市不_レ繁昌にも可_レ相成候へ共、一統之爲に候條、他領出直買往來札被_レ相渡、馬口勞被_レ相止、代銀滯等無_レ之様に賣買致方被_レ相極候所、其難儀之段今般願出候、百姓共差支無_レ之ため被_レ仰付候

儀、却而令_レ難儀候由、他領出直買往來札被_レ相止、去る卯年已前御法之通被_レ仰付候、尤在中次並馬口勞之儀者、堅御停止被_レ仰付候、

一諸品地通用手形一式被_レ差許候、依_レ之此已後他領出入に付紛敷儀仕聞敷事、

一今般願筋、農家にかゝりたる儀者願筋被_レ相立候、賣買方之儀者類多き事に候條、難_レ及_レ詮議候へ共、尙又吟味之上、右之通品により御免又は減少被_レ仰付候、

一印錢運上之品、古來より有_レ之候儀も、其節之御僉議によつて暫被_レ相止、其後如_レ前に被_レ仰付候へば、新規之様に相心得候類も有_レ之候、依_レ之前格之主意一通り今般被_レ仰渡候、

一麻苧、他領出入印手形御免被_レ仰付候、

一楮、右同斷被_レ差許候、

一酒札運上之儀、古來者造込之石高御法有_レ之候處、其後年々石高相増過分造込候に付、隣國造酒運上開合を以存寄申出候、隣國運上之銀高よりは被_レ減、造込石高掛運上被_レ仰付候、殊更在方酒造之儀者不_レ被_レ仰付筋に候へ共、田畑高多く相拘、養修覆方難_レ成、造酒被_レ仰付候は、糠粕を以養に仕、酒之儀者賣拂、餘力を以家族取積、農業出精可_レ仕旨相願候に付、無_レ據譯を以御免被_レ仰付候、然るに近年過分之石高造込、他領にも賣出し、商賣專之様に成行候、然處今般増運上之儀申立相願候與も有_レ之、根元を失ひたる事に候、請酒之儀者兼而御停止被_レ仰付置、既に御城下町へは受酒札無_レ之、在方隱受酒之儀、度々嚴敷被_レ仰付候へ共、一圓不_レ相止、隱商之者多く有_レ之候而者、在方費多有_レ之候に付、耕作方に不_レ相拘事に候へ共、請酒札被_レ相渡、右之者共より隱酒吟味可_レ仕ため被_レ仰付、又は御褒美にも被_レ仰付置候、増運上之儀に付勝手に

不三相成候は、商賣相止可申候、

一鑄物師司店運上之儀は、先年以來鑄物師共商買方及混雜、可無之候而者不締り之趣相聞候に付、去年改而被三仰付置候、依之運上無之候ては、以後彌々以不締り之筋も有之候に付、只今迄之高半減被三仰付候、

戊五月

覺 御切紙

夏御物成之儀、只今迄古銀八十文の割合を以相納來り候へ共、今般御免被三仰付、時之通用銀に而古銀高之高上納仕度旨願出候處、夏御物成之儀は十歩一上納、麥辛子八十文錢相場直段、五ヶ年立間撫を以二百七十貫目に相當、右銀高上納可被三仰付一事に候へ共、正徳四午年より二百五十貫目に相極被三置候儀は、十歩一上納之内、猶御容赦之筋を以被三差許被三置候所、只今にては根元之譯を取失ひ、御恩澤を不願、又々右之通相願候儀、重々不埒

之至に候、然ば今般之願難被三仰付一事に候へ共、

格別被三相立、願之通古銀高文銀上納被三仰付候、尤向後銀錢相場格別之違も有之候節は、麥辛子相場直段、前格之通御吟味之上、撫しを以相當之銀高上納被三仰付候事、但、當時銀札通用被三仰付置候に付、文銀之錢相場當り銀札を以以上納可仕候事、一諸運上銀古銀高御定之分、右同然に古銀高文銀上納被三仰付候、文銀錢相場格別違候節は、御吟味之上可被三仰付候事、但、當時銀札通用被三仰付置候に付、文銀錢相場當り銀札を以以上納可仕候事、

五月

御剪紙書渡

先達而より百姓共願之筋、混亂之時節に付、直にも役人中受込候へ共、向後直願御停止被三仰付候事、一百姓共無據願之筋は居村莊屋へ差出、受込不申筋は五ヶ村組莊屋へ相願、尙不三受込節は大莊屋へ直に差出、大莊屋も受込不申、百姓共難儀に及

候は、右之様子相認、御役所へ直に可差出候、尤名印不正之願は、兼々御法も有之候通燒捨に可被三仰付候事、

戊五月

御領中崩家附

◎此騒動、生葉、山本、竹野三郡ヲ主動トシ、御井、御原兩郡亦附和シ、上妻、三瀧、下妻三郡又雷同騒動セリ、其打崩サレタル家屋ハ、生葉、竹野、山本三郡ヲシテ唯三軒アルノミ、其他ハ皆三瀧、上妻、下妻三郡也、御井、御原兩郡ニハ一軒モナシ、唐島大莊屋永松八郎次、吉井布屋、田主丸綿屋、◎以上生葉、竹野郡、以下ハ皆上妻、下妻、三瀧三郡ナリ、夜明大莊屋川原源兵衛、夜明組才料二軒、城島大莊屋大石勘次、同組才料三國屋彦兵衛、三國屋傳五郎出店一軒、檜林莊屋、原中牟田莊屋、青木島酒場、榎津町大木屋兄弟、印錢方元締手付共、江上々村莊屋、同組才料二軒、生津大莊屋藤吉五左衛門、同組才料二軒、田川村三國屋地木屋二軒、妙光寺芝居所、福光大莊屋内田與十郎、同才料二軒、十間橋米見、大早呂町一軒、岩古賀一軒、八町牟田大莊屋古賀判右衛門、同才料二軒、印錢方手

代、矢賀部町武右衛門、才料二軒、大藪町一軒、長延大莊屋萩尾八之丞、本分大莊屋松浦宗右衛門、福島大莊屋松延甚左衛門、同町札所蘆塚屋彌次郎、同町鹽屋、新莊大莊屋矢賀部津平、平村庄屋、新莊村二軒、中折地大莊屋太田黒孫右衛門、折地村莊屋、中折地村莊屋 本村大莊屋牛島次六、江口大莊屋田中次郎左衛門、同村醫者、若菜村莊屋、富重村莊屋、羽犬塚町莊屋、馬間屋四軒、六六十軒、

御書渡

當春在方騒動之砌、一派申合令誓約、徒黨同然之仕形、殊に宗門方改筋に付、古格之掟に背き事を工み候願、重々不届之至に付、委御詮議可被三仰付候へ共、格別之御仁愛を以、此節一統被三差捨候、御國法屹度可三相守候、違犯之輩於有之は可爲三曲事候、此旨眞宗一派へ可三申聞候、

戊十月廿九日

專勝山 圓 山

了徳寺 了 順

當春一派申合事を工み令誓約、徒黨同然之仕方、殊に宗門方改筋に付、古格之掟を猥り御國法に背き、願之儀兩人專司之候段、重々不届之至に候、依之追院被仰付候、

戊十月廿九日

正徳寺

祐旭

體信

當春一派申合令誓約、徒黨同然之仕方、殊に宗門方改筋に付、古格之掟を猥り御國法に背き、願寄合之節令宿寺、彼是以不届之至に候、依之逼塞被仰付候、

戊十月廿九日

永福寺

慈

峯

當春一派申合令誓約、徒黨同然之仕方、殊に宗門方改筋に付、古格之掟を猥り御國法に背き、願寄合之節令宿寺、其以後大莊屋與書之御定法をも、及難澁候段、重々不届之至に候、依之逼塞被仰付候、

戊十月廿九日

寶曆國民嗽訴記終

寶曆四甲戌歲騷動御制詞

寶曆四戌年御郡中及騷動候に付御制法寫

當春百姓共黨を結び相集、御國中を騷し候段、御大法に背き不届之至候、剩大庄屋始居室を崩し狼藉之體、重々其罪不輕候、依之被逐之吟味、發頭人并事を工み相司候頭取、且申談相組し候もの共、罪之輕重により被行罪科候、右惡黨に誘はれ不得已場所罷出候もの共之儀者、格別之御仁愛を以一統被指許候、向後屹度相慎御大法可相守候、

一令般御詮議萬一相漏れ、死刑被行候同前之者於有之者、早速可申出候、假令年を重、後日に至於相顯も、御大法に背き御國中を令騷動候重科に付、可被處罪科候、

戊八月廿七日

御法令之通堅く相守、向後相集寄合候もの於有之

戊八月廿七日

者、可訴出候、其譯申出候ものに者御褒美可被下置候、萬一隱置不申出、外より於相顯者、庄屋并村役人者勿論、村中越度可被及御沙汰候、御法を背き生命に掛り大切之儀候條、能々相慎可相守事、

戊八月廿七日

大庄屋役者農家の長、心を盡し些細之事たり共、農務の怠無之様、廉直に取行可相勤之所、唯役威を以押付諸割賦指引等に至、不委によつて下之疑心を生じ、當春百姓共彼是申募り、横逆之仕方、畢竟平常之取捌不委によりて起發候、黨を結び候儀も最初承付遅く、依之注進等延引、且取量ひ方之法度も可有之儀に候、是皆平日之心掛薄く手披に相成候、向後先非を悔、重々入念屹度相締り、御大法相守候様可申付候、萬一申付等不相用、違犯之もの於有之者、即時に可申出候、手弛く不可有相宥置候、委不行届儀共可被逐御詮議候得共、此節者格別之御仁愛を以被指許候、以後隨分相勵心掛可相勤候、

小庄屋役者、一と村之長に候得者、平常不怠農務之儀心を盡し、村方無怠慢様相諭し、割符指引等之儀明白にいたし、百姓共々委く會得いたさせ、無指支様廉直に可相勤候所、一己之慾心より取捌方不委、押付にいたし置候類有之趣、重々不届之至候、向後相慎入念、百姓共少も疑心無之様正直に取捌心掛可相勤候、不人品にて農業を怠り、申付方不相用ものは、早速大庄屋に可相達候、手ゆるく其儘指置間敷候、不益之品有之儀者大庄屋に申達、其掛郡奉行に申出可指圖候、一々御吟味可被仰付候得共、此節格別之御仁愛を以被指捨候、以後御大法を相守、少も無手披様可相勤候、若心掛薄く不締於有之者、屹度可被及御沙汰候、

戊八月廿七日

野中村庄屋八郎右衛門儀、當春發頭之村にて、殊寄合相集り候場所も居所に近く候得者、早速可承付所、

其まゝに罷在、注進延引、因玆相募り、御國中ノ騷に相成、重々不届に付、被レ行ニ死刑ニ候、庄屋役は一村に罷有令ニ支配ニ候儀に候得者、村中ノ様子者早速承事候、常體に無レ之儀者重々遂ニ吟味、即時に注進可ニ申出ニ候處、其儘罷在候段、御大法に背キ重罪ノ事候、御郡中庄屋共此旨申聞、連々心掛相慎可ニ相勤候、向後注進等延引間違於レ有レ之者、屹度可レ被レ處ニ罪科ニ候、生命に掛リ不レ輕事に候條、萬端無ニ手拔ニ様に可ニ相勤ニ旨、尙又可レ被ニ申聞置ニ事、

戊八月廿七日

井上先大庄屋八郎兵衛儀、組中より追々銀米を取込、私慾無レ紛候、組百姓共兼々憤り有レ之、今般彼是申募り候儀顯然ノ事候、大庄屋役者農家長、組中不逞之筋無レ之様に廉直に心掛、專農業出精候様教導可レ致役儀候處、却而失ニ本意ニ候、依レ之郡中騷敷様に致なし候條、重々不届に付被レ行ニ死刑ニ候、御郡中大庄屋共此旨申聞、隨分心掛、百姓共疑心無レ之様に正直萬端取

量可ニ相勤ニ旨、尙又可ニ申聞置ニ事、

戊八月廿七日

竹野郡田主丸先大庄屋勘之丞、當春騷動組中より令ニ發起ニ候節、早速可ニ相示ニ候所、手延に相成、注進及ニ延引、剩百姓共非道を申掛候儀も、畢竟平常示方不レ委より起り候、依レ之郡中及ニ騷動ニ候段、重々不届之至候、死刑難レ遁候得共、格別之御恩惠を以一等被ニ指許ニ候、現在之内屹度籠居被ニ仰付ニ候、遠方之郡村に引取、相慎可ニ罷在ニ候、

戊八月廿七日

竹野郡立野村庄屋八次郎、當春村中之百姓野中村に相與シ候節、隣村に罷出早速承付、屹度可ニ相示ニ候所、其儘に指置、剩注進及ニ延引ニ候段、重々不届に付、死刑難レ遁候得共、一等を減じ、三郡追放被ニ仰付ニ候、

竹野郡高木村庄屋源右衛門、當春村中之百姓、野中村に相與シ候節、屹度可ニ相示ニ候處、手延に相成、注進

及ニ延引ニ候段、重々不届之至候、依レ之役儀被ニ召放ニ候、過料として十貫文可ニ指出ニ候、

戊八月廿七日

此者當春騷動之節、致ニ發頭ニ候段及ニ白狀、餘村を相かたらひ御大法に背キ、郡中を騒シ候重科によつて、梟首被レ行候、

竹野郡野中村百姓
久 兵 衛

竹野郡高木村百姓
丹 四 郎

此者當春騷動之節、發頭人同郡野中村久兵衛に令ニ同意、全村を相かたらひ、御大法に背キ、郡中を騒シ候重科によつて、梟首被レ行候、

生葉郡夏梅村百姓
藤 七

此者當春騷動之節、同郡之百姓を相かたらひ、竹野郡中之者を引入、生葉郡において別而頭取、剩父子申合相工み書付を認、御大法に背キ、郡中を騒シ候重科によつて、梟首被レ行候、

御原郡干湯村庄屋
三 郎 右 衛 門

此者當春騷動之節、村方屹度可ニ相示ニ役儀に候處、却て同役の者を相かたらひ令ニ荷擔、御大法に背キ、郡中を騒シ候重科によつて、梟首被レ行候、

生葉郡四流尻村百姓
勘 右 衛 門

山本郡山本村百姓
與 九 郎

此者當春騷動之節、同郡において專頭取、御大法に背キ、郡中を騒シ候重科によつて、梟首被レ行候、

御原郡横隈村百姓
次 右 衛 門

此者當春騷動之節、御井、御原兩郡百姓之令ニ頭取、非道之儀を相工み、剩へ相鎮り候以後、再犯を企、近村之者を申進、重々御大法に背キ、郡中を騒シ候重科によつて、梟首被レ行候、

上妻郡毛間村百姓
清 八

此者當春騷動之節、村役人之家を破却し、居村庄屋へ非分之公事を頭取、剩騒に乘じ衣類を奪ひ取、御大法

に背き、郡中を騒し候重科によつて、梟首被_レ行候、

て書付を取調合_二荷擔_一候重科によつて、刎首被_レ行候、

此者當春騷動之節、別而頭取、居組之大庄屋破却し、餘村の非道之儀を申進、御大法に背き、郡中を騒し候重科によつて、梟首被_レ行候、

此者當春騷動之節、同郡において專頭取、御大法に背き、郡中を騒し候重科によつて、刎首被_レ行候、

戊八月廿七日

竹野郡立野村百姓
長 右衛門

此者當春騷動之節、發頭人同郡野中村久兵衛、同郡高木村丹四郎に相與し、餘村をかたらひ、御大法に背き、郡中を騒し候重科によつて、刎首被_レ行候、

此者當春騷動之節、御井、御原兩郡令_二頭取_一、非道之儀を相工み御大法に背き、郡中を騒し候重科によつて、刎首被_レ行候、

竹野郡石垣村百姓
藤 四郎

此者當春騷動之節、八幡川原において數人の内に抽、奉行中一人罷出令_二應答_一、剩相鎮り候以後、村役人の非道の儀を申掛、下作定等之儀をも頭取、御大法に背き、郡中を騒し候重科によつて、刎首被_レ行候、

竹野郡野上村百姓
助

此者當春騷動之節、村方屹度可_二相示_一役儀に候處、却

此者連々人品不_レ宜、今般同村庄屋仙頭へ對し非道の儀を申募り、役儀引替之儀を村中へ申進め、別而頭取致し、御大法に背き、數日山中を騒し候重科によつて、

生葉郡星野二田原名百姓
七 兵衛

生葉郡夏梅村百姓
勘 右衛門

竹野郡東小田村百姓
利 七

御原郡松崎村百姓
又 八

刎首被_レ行候、

戊八月廿七日

竹野郡野中村庄屋
八郎 右衛門

當春村中之百姓令_二發起_一候節、屹度可_二相示_一所、其分に致置不_二申出_一郡中及_二騷動_一、重々不_レ届之至候、依_レ之死刑被_レ行候、

戊八月廿七日

御原郡井上先大庄屋
八郎 兵衛

連々私曲之仕形有_レ之、當春百姓共申出候に付遂_二吟味_一候處、其紛無_レ之、役儀をも相勤、右體の儀、重々不_レ届之至候、依_レ之死刑被_レ行候、

戊八月廿七日

御井郡北野大庄屋
喜 市郎

當春騷動之砌、百姓共非道を申募り候儀、畢竟連々組村取計ひ不直より起候、役儀不相應之儀、重々不_レ届之至、依_レ之居村二里四方追放被_二仰付_一候、

御原郡花立村庄屋
利 左衛門

當春騷動之節、同組庄屋共之内、百姓令_二荷擔_一書付等取調候儀、早速可_二申出_一所、其分に致置、役儀不_レ似合之仕方不_レ届之至候、依_レ之役儀被_二召放_一候、過料として七貫文可_二指出_一候、

生葉郡星野村栴山名百姓
喜 三郎

此者今般同村百姓七兵衛に相與し、庄屋仙頭へ對し非道之儀を相企、村中へ申進、御大法に背き、數日山中を騒し候段、重々不_レ届之仕形、死刑難_レ道候得共、一等を減じ、三郡追放被_二仰付_一候、

生葉郡星野村下小野名百姓
孫 市

同郡同村土穴名百姓 次
同郡同村長尾名百姓 半
同郡同村本星野名百姓 五郎 兵衛
同郡同村光延名百姓 又
同郡同村宮藏名百姓 儀 左衛門
同郡同村本星野名百姓 甚 七

右之者共、今般同村百姓七兵衛に相與し、庄屋仙頭へ對し非道之儀を申募り、御大法に背き、數日山中を騷し候段、重々不屈之仕形、死刑難_レ遁候得共、一等を減じ、生葉郡中井上妻郡八箇山追放被_二仰付_一候、
戊八月廿七日

過料五貫文

竹野郡田主丸町百姓 嘉兵衛

當春星野山中騷動之砌、人集之場所に入込、不屈之至候、依_レ之過料として右之通被_二仰付_一候、
戊八月廿七日

過料十貫文

生葉郡高田村百姓 小藏

過料七貫文

竹野郡小田村百姓 甚次郎

過料二貫文

竹野郡東小田村百姓 勘六郎

右之者共、當春所々山に猥に入込、諸木伐取候段、御大

法を背き、重々不屈に付、過料として右之通被_二仰付_一候、

過料五貫文

竹野郡高木村居住 助左衛門

此者當春騷動時分、野中、立野、高木三ヶ村のもの共相集候節宿いたし、不屈に付、過料として右之通被_二仰付_一候、
戊八月廿七日

五里四方村拂

竹野郡西小田村百姓 忠八

三里四方村拂

竹野郡冠村百姓 甚次郎

二里四方村拂

竹野郡西小田村百姓 段七郎

右之者共、當春騷動之節頭人に指續、御大法を背き、死刑難_レ遁候得共、一等を減じ、村追放被_二仰付_一候、
戊八月廿七日

竹野郡朝陽村百姓 與右衛門

右之者連々人品不_レ宜、植立櫛伐除之儀を企、且村方下作等之儀に付、相工み候仕形、重々不屈之至候、依_レ之三里四方村追放被_二仰付_一候、
戊八月廿七日

七郡拂

竹野郡西小田村百姓 源之丞

同郡冠村百姓 藤次郎

同郡同村百姓 長右衛門

同郡野中村百姓 次右衛門

同郡立野村百姓 平右衛門

山本郡矢作村百姓 善三郎

竹野郡行徳村百姓 次右衛門

御井郡西原村百姓 辰右衛門

山本郡善導寺門前百姓 權八郎

竹野郡門上村百姓 孫六郎

山本郡與田村百姓 善藏

右之者共、當春騷動之節、頭人に指續、御大法を背き、重々不屈之至候、死刑難_レ遁候得共、一等を減じ、郡追放被_二仰付_一候、
戊八月廿七日

過料十貫文

山本郡中泉村百姓 文藏

竹野郡高島村庄屋 半平

同郡徳重村百姓 丹右衛門

同郡藤入村百姓 彦作郎

生葉郡西渡尻村百姓 善次郎

同郡橋田村百姓 庄七郎

同郡屋村百姓 新左衛門

生葉郡屋形村百姓 庄左衛門

同郡西流尻村百姓 九郎兵衛

生葉郡金木村百姓 武右衛門

竹野郡原村百姓 利三郎

過料三貫文

御原郡四本郷町百姓 市郎 吉
 竹野郡高木村百姓 五右衛門 門
 生葉郡四濠尻村百姓 太右衛門 門
 竹野郡上森山村百姓 吉九郎 門
 御原郡三澤村庄屋 彌三右衛門 門
 竹野郡今泉村百姓 久兵衛 門
 同郡同村百姓 利右衛門 門
 生葉郡包末村百姓 字三郎 門
 竹野郡立野村百姓 市五郎 門
 同郡高木村百姓 勘六郎 門
 同郡原村百姓 仁右衛門 門

右之者共、當春騷動之節、書付等相認、或者場所罷出、郡中に申觸し候段、重々不届之至候、依之過料として右之通被仰付候、
 戊八月廿七日

過料二貫文

生葉郡吉井町百姓 伴之助
 同郡包末村百姓 甚四郎
 右之者共、當春騷動之節、書付等取調候段重々不届之至候、死刑難遁候得共、大庄屋共より内證申付置譯有之付而、一等被指許、過料として十貫文可指出候、
 戊八月廿七日

生葉郡朝田村百姓 德右衛門
 右之者當春騷動之節、御立山入込、猥に諸木伐取候段、御大法を背き、重々不届之至候、依之二里四方村追放被仰付候、
 戊八月廿七日

生葉郡隈上村百姓 次郎右衛門
 同郡大石村百姓 金六
 右之者共、當春騷動之節、彼是司候段、不届之至候、死刑難遁候得共、大庄屋共より内證申付置譯有之付

而、一等被差許、過料として五貫文宛可指出候、

戊八月廿七日

五里四方村拂

三里四方村拂

二里四方村拂

竹野郡西牧村百姓 又 六丞
 同郡同村百姓 助之
 山本郡中泉村百姓 重次郎
 同郡木塚村百姓 勘右衛門
 同郡同村百姓 孫六郎
 上妻郡宅間田村百姓 新右衛門
 同郡同村百姓 喜三郎
 同郡同村百姓 平六郎
 同郡同村百姓 忠平
 御井郡塚島村百姓 次右衛門
 上妻郡北木屋村百姓 七郎左衛門
 同郡北川内村上八重谷名百姓 平七郎
 上妻郡北矢部村堤名百姓 又 七助

一里四方村拂

同郡同村磯名百姓 又 左衛門
 三瀬郡大石村の罷在候 又 助
 右之者共、當春騷動之節、大庄屋且居村庄屋の對、非道之儀を申掛、或庄屋役引替之儀を相企令頭取、郡中を騒し、重々不届之至候、依之村追放被仰付候、
 戊八月廿七日

生葉郡吉井町百姓 德兵衛

七郡拂

五郡拂

御原郡寺福重村庄屋 五郎兵衛
 同郡上岩田村庄屋 九郎右衛門
 同郡下岩田村庄屋 五郎
 御原郡綿木村庄屋 小八
 竹野郡原村庄屋 小次郎

生葉部東溝尻村庄屋
與三兵衛

右之者共、當春騷動之節、村方屹度、可相示一役儀に候處、却而令三荷擔、不届之至候、死刑難一遁候得共、一等を減じ、郡追放被三仰付一候、

戊八月廿七日

上妻郡北木屋村百姓
安右衛門
同郡同村百姓
傳兵衛
同郡北川内村久木原名百姓
久右衛門
同郡同村同名百姓
平七
同郡同村地下名百姓
四郎左衛門
山本郡勿體島村百姓
三郎右衛門
御原郡稻敷村百姓
三左衛門

右之者共、連々人品不_レ宜、庄屋村役人の對し非道之儀を申掛、或庄屋引替之儀を相工み頭取候趣、重々不届之至候、死刑難一遁候得共、一等を減じ、五郡追放被三仰付一候、

戊八月廿七日

山本郡紅桃林村百姓
善六
同郡同村百姓
藤四郎
同郡同村百姓
重右衛門
同郡同村百姓
忠七
同郡龍泉寺村百姓
五郎兵衛

右之者共、當春居村庄屋の對し非道之儀を申募り、役儀引替之儀を相企、重々不届之仕形に付、二里四方村拂被三仰付一候、

戊八月廿七日

御井郡北野中村百姓
茂藏
上妻郡湯邊田村百姓
五右衛門

右之者共人品不_レ宜候付、先年村拂被三仰付一候處、當春騷動之砌立歸、御法を背き、重々不届之至候、依_レ之五里四方村追放被三仰付一候、
戊八月廿七日

御井郡和泉村百姓
善右衛門

右之者、連々人品不_レ宜、村方において事を工み候趣相聞、當春騷動之節、近村を引廻候仕形、不届之至候、依_レ之三里四方村追放被三仰付一候、

御井郡下東饅坂村百姓
清吉

右之者、庄屋名子に罷在、連々得_二重恩一候處、今般庄屋引替之儀を相工み令_二頭取一、重々不届之至候、死刑難一遁候得共、一等を減じ、五郡追放被三仰付一候、

御井郡太郎原村百姓
林平

右之者、組大庄屋の對し非道之儀を申掛、奉行中の令_二應答一組中において頭取相工み候仕形、重々不届之至候、死刑難一遁候得共、一等を減じ、五郡追放被三仰付一候、

御井郡高良内村百姓
長左衛門

右之者、居村庄屋の對し、役儀引替之儀を相企、同村百姓又左衛門召捕候節、村中之者を召連、役所の罷出、

重々不届之至候、死刑難一遁候得共、一等を減じ、五郡追放被三仰付一候、

上妻郡福島町別當
與右衛門

右之者、連々人品不_レ宜、當春騷動之節、大庄屋の對し、田畑之儀に付無_レ筋儀を相企、重々不届之至候、死刑難一遁候得共、一等を減じ、三郡追放被三仰付一候、

御井郡府中町百姓
作左衛門

右之者、連々人品不_レ宜、先年以來毎度不_レ埒之儀多く、御咎をも有_レ之候所、此度大庄屋の對し非道之儀を申掛候百姓共の與し、重々不届之仕形、死刑難一遁候得共、一等を減じ、三郡追放被三仰付一候、

三浦郡榎津水入町百姓
七平

過料十貫文宛
同郡上幸田口村百姓
文藏
同郡南酒見村百姓
安之丞
下妻郡志村百姓
善六
三浦郡中村百姓
利助

過料二貫文

同郡櫻津水入町百姓
仁右衛門
三瀨郡向島村百姓
又之丞

右之者共、當春騷動之節、大庄屋其外所々破却、横逆之仕形、郡中を騷し、重々不届之至候、死刑難通候得共、一等を減じ、助命被仰付候、爲過料、右之通可指出候、

過料五貫文宛

御原郡松崎町百姓
八三郎
三瀨郡大石村百姓
權平
上妻郡北木屋村唐谷名百姓
六助

過料三貫文

右之者共、當春騷動之砌、百姓共居村庄屋役人相對し、役儀引替之儀を相企、或非道之儀を申掛候ものに相與し、重々不届之至候、依之過料として右之通可指出候、

過料二貫文

御井郡高良内村百姓
又左衛門

此者同村庄屋引替之儀に付、不相集様に申付、受書指出置候處相背き、不申出段不届に付、過料とし

て右の通被仰付候、

戊八月廿七日

生葉郡山北村百姓
久籠
同郡同村百姓
藤兵衛
同郡西濱尻村百姓
三
同郡古川村百姓
德右衛門
竹野郡西小田村百姓
四郎左衛門
同郡石垣村藤四郎假
權
同郡松門寺村百姓
孫
同郡石垣村百姓
仁左衛門
同郡野中村百姓
勘八
同郡同村百姓
六郎兵衛
同郡高木村百姓
五郎兵衛
同郡同村百姓
甚左衛門
同郡同村百姓
善次郎

右詮議之筋相濟候付而、出牢可被申付候、

御井郡府中町
三郎右衛門
御原郡横隈村
次助
三瀨郡大伊村
岸右衛門
上妻郡北川内村久木原名百姓
吉平
三瀨郡北清松村百姓
新平
同郡安武本村百姓
文藏
同郡櫻津町百姓
源次郎
同郡中古賀村百姓
八兵衛
同郡櫻津町百姓
六次郎
同郡同村百姓
半三郎
同郡北古賀村百姓
善吉
同郡鬼古賀村百姓
新藏
同郡八町幸田村百姓
孫兵衛
同郡土呂村百姓
嘉吉

右之者共、僉議相濟候付而、居村に可被指返候、

戊八月廿七日

當春騷動之砌、組村示宜、奇特之至候、依之爲御褒美、銀子七枚被下置候、

戊八月廿七日

同郡大角村百姓
孫右衛門
同郡北中幸田村百姓
才市
唐島大庄屋
永松八郎次
竹野郡五名村庄屋
七兵衛
同郡下森山村庄屋
安兵衛
同郡東大蓮村庄屋
彌左衛門
同郡西牧村庄屋
段助
同郡今村庄屋
新右衛門
當春騷動之節、村方之示宜、奇特之至候、依之爲御褒美、銀子一枚宛被下置候、

千々谷名
次郎 右衛門
十籠名
利左 衛門

當春山中申合相集候節、千々谷、十籠、古河内、合瀬四ヶ名を別し、穩便にいたさせ、奇特之至候、依之爲ニ御褒美、太米三俵宛被ニ下置候、

戊八月廿七日

生葉郡星野村内百

古川内名

十籠名

千々谷名

合瀬名

當春同村庄屋仙頭に對し非道之儀を申募、數日相集村中を騒し候節、右四ヶ名之儀も引誘候、曾而同意不致、穩便に罷在、奇特之至候、依之爲ニ御褒美、今般被ニ召揚候者抱田畑不殘、右名に被ニ下置候、

戊八月廿七日

右死刑十八人内
九人衆首
九人刎首

生葉郡場所徳光堂下川南川原、夏梅村藤七、西溝尻

村勘右衛門二人也、

當組場所口高村下大還北同村ト、野中村久兵衛、高木村丹四郎二人也、

山本郡場所善導寺松土居筋、山本村與九郎一人也、右殘黨入牢被ニ仰付候者共、同年十月廿七日刎首被ニ仰付候、人數二十五人、其外追放も被ニ仰付候、

十月廿七日追放

森部村

藤 右 衛 門

高木村

清 左 衛 門

吉田村之内今屋敷

彌 三 郎

龜山村庄屋

伴 藏

門上村忠助

忠 左 衛 門

生葉郡星野村竹馬名百姓

藤 九 郎

御原郡下岩田村

小 左 衛 門

御檢見方下見役

高松小左衛門事

寶曆四甲戌歲騷動御制詞終

秋田杉直物語目錄

- 一、佐竹右京大夫義岑大廣間に而松平安藝守と口論、寛播磨守是を扱ふ事
- 二、佐竹家臣那河采女智謀を以て主人義岑の憤りをやすめし事
- 三、那河采女智謀を以て主人の恥辱を雪ぐ事
- 四、佐竹義岑病死の節、家督遺言、同名壹岐守義道念慮を那河采女に語る事
- 五、佐竹修理大夫死去、左兵衛督義直家督の事
- 六、左兵衛督器量の事、於殿中柳の間津輕越中守龜忽挨拶の事
- 七、佐竹領分神谷川仕置の事
- 八、左兵衛督義直頓死の事
- 九、左兵衛督死後家督評議の事、并養子御書付封じ候儘に而御老中に出す古實の事
- 十、佐竹左兵衛督家督願、壹岐守計略の事
- 十一、同義親家督の上、那河松平隠州奥方附人となり改名の事

- 十二、那河奢侈、妾物の事、義親酒宴に耽る事
- 十三、那河忠左衛門爲ニ計略、於東山城に取入手立の事
- 十四、佐竹宅へ御老中招請、義親直答の事、附り御諷初露の臺獻上家筋古實、源氏書戸削花同様極秘之事
- 十五、金銀札遣ひ、國中困窮、伊勢屋三郎右衛門危難之事
- 十六、右京大夫義親所知入、國中仕置の事、平本茂助やはせにて國中へ施行の事、附り那河江都へ来る事、横手城へ義親入給ふ事
- 十七、右京大夫義親秋田の城入部、横手の城におゐて多賀谷外記金一箱馬二匹令ニ進上事
- 十八、那河忠左衛門妾元於百、於律が傳記
- 十九、那河が謀に而右京大夫を令ニ放佚、妾を抱へさする事
- 二十、平本茂助を計押込、既に切腹させんと工事、附り戸村十太夫思慮を以て茂助を救ふ事
- 二十一、右京大夫戸島泊りの節、山方助八郎、三枝仲謀略にて、北東へ信田彌右衛門、小野崎吉内を遣わす事

二十二、那河忠左衛門、小野崎造酒、大島左仲秋田へ来る事

二十三、秋田騷亂仕置一件の事、附り静謐の次第の事

秋田杉直物語

秋田杉直物語目録終

一、佐竹右京大夫義岑大廣間にて松平安藝守と口論、寛播磨守是を扱ふ事

當時大廣間詰、松の御座鋪の諸侯の中、食祿二十萬石餘、國主の歴々、羽州秋田の城主佐竹右京大夫義親の家系の儀は、世の人能存る所にして、清和源氏新羅嫡流にして、いとも賢き名家の後胤也、佐竹と號する事は、先祖右京大夫源義舜に始りて、初て從四位少將に昇進し、其子大膳大夫從四位少將義篤、法名其子右京大夫義照、其子常陸之介從四位少將義重、法名其子佐竹右京大夫義宣と云、此義宣は太閤秀吉公に仕へて、常陸國水戸の城主なり、秀吉他界の後、上杉中納言景勝と計て、石田治部少輔三成方として、東照神君へ對して弓を引と云へ共、石田亡びて後、上杉と諸共、佐竹右京大夫義宣、神君へ御降參申上候に仍て、上杉も領知減せられ、佐竹も同じく減せられ、常陸國水戸を轉じて、今の秋田へ國替被_レ仰付_レけり、夫より義宣御當家へ御忠節申上、難波冬夏兩度の御合戦の節も、佐

竹軍功夥敷、冬陣には嶋野口の合戦に、家の子澁江、梅津、戸村等猛勇を盡せし故、神君、新將軍秀忠公、御兩公御感多し、誠に右京大夫義宣は律義の大將也とて、度々御稱美故、其陪臣共數通の御感狀被_レ下候て、今其家に是を傳へて所持する事、他に越へたり、此右京大夫に男子一人有りて、修理大夫從四位少將義隆◎爲魚按、義宣ニ子ナク、弟岩城貞隆ノ男ト云、義宣の家督をナ義フ、コレ義隆ナリ秋田侯二世トスと云、義宣の家督を繼げり、義隆に男子三人有り、總領右京大夫義處、是は義隆の家督を繼たり、次男壹岐守義知、是は領知二萬石を分地して、在所羽州新田と云ふ所にて給わり、諸侯とす、三男式部少輔義興と云、是に領知一萬石、在所にて給て、是佐竹の家別れと云、家元に繼子無_レ之時は、壹岐守、式部少輔兩家より繼來りけるに、佐竹式部少輔家に繼子絶て、近年式部家は滅して、本家へ一緒に右の一萬石を含たり、此前の佐竹左兵衛督、式部家より本家を繼げり、今專勤候の佐竹右京大夫義親、其家別れ壹岐守總領求馬と云しが、相續申されけり、夫より義苗、義岑と相續しけり、此右京大夫從四位少將義岑の勤候は、享保元文へわたりて、天下八代吉宗公有徳院殿の御代、右京大夫義岑に繼げり、分

地の式部少輔義興の男子、修理大夫義照養子として家を繼せたり、然れ共義岑には女子四人有り、松平丹波守光雄の内室、二女は松平隱岐守定喬の内室、三女は佐竹求馬義親の内室、今の佐竹也、四女は松平壹岐守守部内室也、扱又修理大夫部屋住にて病死、實弟左兵衛督義興の二義直家督勤候、此左兵衛督の病死已後、今右京大夫義親を以て家督としけり、爰に今專勤候する義親の祖父右京大夫義岑の代より記して曰、此義岑は享保元文の頃、天下に勤候を盡べきなり、東照宮より八代の天下吉宗公に仕へけり、或年の事なりしに、月並の御禮日、大廣間松の御座鋪詰には、四品以上の大名多く御詰合有ける、未公方様出御前御禮の初るまでの間、何も待久敷、打寄りて四方山の物語等に及申さる、事、いつもの事也、大名衆口々に在所々々の珍話等談せられ、國々の名所、不思議等よりして、名物土産の咄なりける時、同席の松平丹波守被_レ申けるは、東國筋は別て面白場所にて、仙臺の御領知松島を始め、いわて、信夫、出羽の象潟等、扱また名物土産も色々にて、南部殿、伊達殿、津輕殿より、毎年珍敷品共進獻せられ候事也、佐竹殿御領知のはたくと申魚

は、珍敷魚のよし承及申候と云われければ、右京大夫聞て、いかにも其元能御存知なり、拙者領知の鯛と申魚は、根元常陸國在城の節は、水戸の内に生じ候魚にて御座候、國替被_レ仰付候て、先祖秋田へ罷越候得ば、領主に付て右の魚も同じく秋田へ罷越候、今は水戸領には鯛無_レ之候、其うをのかたち少さく、鱗の中に富士山の模様を生じ候ゆへ、目出度魚と祝し申候、文字にはいつの頃よりか、魚へんに神と申字を書せ申候と答申されけり、詰合の大名衆、是を聞て、誠に珍敷事也と挨拶有_レ之ける、其上右京大夫義岑は在所名物自慢心にて、色々秋田の産物を申立られ、其中に拙者領知に珍敷品は、春になり候得ばはへ申候ふきにて候、太さ七年竹の廻りにひと敷候、落の葉の大さは、各様方のさし給ふ長柄の傘程有_レ之候と申給へば、一座の諸侯口を揃へて、是は餘り敷佐竹殿の御物語かな、いかに名物なりとて、いかでか左様に可有_レ之、大うそ成御咄かな、さらさら誠と不_レ存候とて、何れも笑ひ嘲り給ふ、中にも松平安藝守高笑ひして、縦へば大き成共、夫程には不_レ可有、東照宮の上意にも、人は誠らしき虚は申とも、偽らしき誠は不

可有_レ申候と御意被_レ成候こそ有難けれと、今以申傳へ候、義岑殿の言葉誠にして偽らしく、詰合がたく候と申給へば、右京大夫赤面して、少々せひたる體にて言葉を勵まし、各は何にと宣ひ候ぞ、拙者鹿忽偽りは語不_レ申候、諸侯大夫の虚言有りて可_レ相濟哉、匹夫下郎にも偽りは恥る所也、身不肖ながら義岑、新羅源氏の長者たり、先祖義宣は弓矢の律義の大將也と、東照宮も御賞美被_レ遊候もの、乃子孫也、虚言はゆめく申さぬ也、各は拙者を殊外嘲り笑ひ給ふこそ遺恨也、此上の一言に依て、弓矢八幡赦しがたしと眼逆て、脇差に手を懸け、既に危騒敷也けるに、其頃大廣間詰の御座頭松平兵部大輔聲をかけ給ひ、やれ雙方御静まり候へ、早公方様出御なり、尾籠を働給ふ事なかれ、御場所辨へ給わざるやと、大聲に申給ひければ、松の間の諸侯各威儀繕ひて、靜に座に着かれけり、其後大目付寛播磨守座敷中に向われ、何も様御物語、こわ高に御座候間、急度御慎候へかし、追付御禮始り可有_レ申候間、順々に御並び候得と申されければ、座上より順々に前の通り御座鋪に列して静りける、斯て御禮も相濟て、各々退出に及けり、義岑心すまされず候へ

共、堪忍して私宅へ歸られけり、

二、佐竹の家臣那河采女智謀を以て主人義岑の憤りを休めし事

去程に義岑殿中より退出して、家臣共を集め物語有けるは、今日大廣間にて四方山の咄の次に、某在所落の事云出しけるに、詰合の大名衆、我を偽り者と嘲り笑ふ事無念にて、其場に赦しがたく思ひしかども、大目付衆の取止、且座頭越前家の一言に任せて、胸をさすつて歸りたり、然ども其遺恨晴る、間なしと、氣色立て宣ひける、家老、用人こはいか成事ぞや、夫は聊の小事なり、何にと左様成事に、大身國主歴々たる身の心を動かすなど、申事の候べきか、只打捨御堪忍可_レ被_レ遊、往昔より短氣にして殿中を辨へず喧嘩に及びし人、理非の聞断にも不_レ及、所領を失ひ亡國せし人夥し、近は浅野吉良、堀田稻葉の闘事、眼前は水野隼人、毛利主水杯の、口論に依て家國を亡ぼし候、能々御存知の事也、かならず御穩便の事第一に候と申ける時、顔色さらさら和らぐ氣色なく、いやとよ左に非ず、義を見てせざるは勇なき也とも聖人宣へり、然ば浅野が殿中の喧嘩も身に競べては、今は尤とこ

そおもへと申給ひ、憤りやむべき様に見へず、其時用人の中に、當年若年なれ共、智謀才覺衆人に勝れ、器量家中に越たる那河采女と云者あり、進出て主人義岑に向ひ申けるは、こは御尤成御一言、凡侍其強み有てこそ義とも勇とも可有_レ申事也、御存分に御遺恨を晴し給ふこそ第一の事也、併是式の儀、相果し御一命を失ひ給ふべきまでもなし、其諸侯の嘲り疑ひを晴して、各一席の諸侯方へ返報の仕方可有_レ之候、今日大廣間御參會の人々を恥かしめ返さば、御本意と申もの也、其仕返し乍_レ憚拙者に御任せ可有_レ遊候、君恥かしめらる、時は臣死すと申候へば、斯申采女、今日君の御一言愈忽に非じ、嘲り笑ひし大名衆の却て器量少きになすべき也と、義岑の側へよりて、何やら暫く叩て申ければ、義岑忽顔色和らげ手を打て、扱々面白き其方が智慧かな、驚入たり、此上は早く右の謀を致しくれよと、大きに悦び給ひけり、いか成事を云しや、外に知るもの一人もなかりけり、

三、那河采女智謀を以て主人恥辱を雪ぐ事

斯て那河采女は、主人義岑の憤りを晴さんと工夫を廻らし、義岑と相談して、近日大廣間同席の諸侯方

を、佐竹にて饗應せんと支度し、先日義岑を殿中にて嘲りし大名衆十人計を請待んとて、書簡を送り、且大目付箕播磨守をも呼積りにて、兼日を申入給ひける、何も何にの心も付ず、當座の參會成べしと謝禮にぞ及び、來んと相約しけり、然處に那河采女在所へ早追を以て申遣ける、江戸にて近々諸侯方を饗應の事有之、少々譯有之故、落の大き成を御用に候に付、隨分大根成を穿鑿致し可被差越候、此段急度したる御用筋に候間、随分相働候様にと、在所郡の奉行平本茂助方へ内證より、此間の子細を申遣ければ、茂助と云へる者至極働有者にて、主人恥辱を雪んとて、那河采女方より申越せし事なれば、是格別の御用條とて、色々心府を惱まして、扱々珍敷大きに、ふとき事一尺廻りの落を數十本詮議出して調へ、江戸へ下しける、采女は是を見て大きに悦び、我主人の誤りを補ひ、諸侯達に嘲りを返さん事、此一品の事也と心に笑ひを含み居たり、斯て兼而約束の通り、或日佐竹の屋形へ、大廣間心易人々十人計り招請し、箕播磨守を呼て饗應に及ばれける、右大名衆を座敷へ請じて、右京大夫義岑罷出、種々馳走致し酒宴に及び、頓て本膳引渡

ければ、一座の諸侯満足の色にて、義岑の心遣ひを謝し給ふ、其時用人采女、上下衣類きらを盡し、人品艶敷取廻し、嚴重に平皿物手に持て、銘々に采女引渡しける、大名方夫々に挨拶に及れたり、此采女は聲を靜にして流る、如き辯舌涼敷、諸侯方へ打向ひ、扱今日は何の風情も無之候、誠に龜末千萬成體御用捨可被下候、主人義岑何がなと申付候へ共、折節の時候で、珍からの膳部御恥敷奉存候、夫に付只今拙者差上候御平物被召上可被下候と申進ければ、各心を察入候迎、頓て平物を取、上蓋を取見給へば、大平物の中へ輪切にして器物一ぱいのふき也、人々これは珍敷大き成落の有ものかなとて、驚入計りに賞味せられけり、其時采女は、凡土地に依て不思議成品出來仕候也、大廣間に御詰合にて、主人義岑在所ふきの大き成事を御物語申候得ば、其御座にて諸侯の御方様御嘲り被成、何とやら義岑、大名に似合ざる偽を申候様に思召候御方も有之候由、罷歸りて物語仕候間、何にとも臣の身にて、主人の悪名を付られ、脇に見て居候も残念に奉存候に付、在所より此品を取寄候て各様へ御目に懸、御疑ひを晴、主人少しも偽を申

様成大名にて無之段を申上ん爲計、今日御招請申上候、大目付衆御一人申入候も、偽ならぬ其證據に仕らん爲計也、申もおこがまし御座候へども、佐竹代々律義の大將也と、東照宮より御代々の公方様より御賞美に預り奉り候家、微塵も偽り候べきか、興に乗じ義岑が大廣間物語、御嘲り被成候を憤り候て、如レ此計ひ候にても無御座候、偽りを申様に思召を恥敷存、御疑ひを散せん爲に、今日各様の御出を申上候、誠に當公方様吉宗公の上意に、人は只嘘らしき誠をば物語すべからず、たとへ誠らしき偽を申とてどもなとと被仰遊候とこそ申傳て候、賢主の御一言也、難レ有事なりと申候、誠らしき偽りは夫にて相濟申候也、嘘らしき誠を申せし故、各様の御嘲弄に預り、義岑さら〜御遺恨には無御座候、已來迎も不替、水魚の御出會猶奉願上候と、誠に殘る所なく申述し、采女主人の恥を雪ぎ、後々は不和にもならぬやうに言葉をかざる口上、尤實相體して天晴見事成士とぞ、人々感じ歸られけり、扱義岑は采女働にて憤りを散じけるこそ本望なれ、是より采女は義岑の出頭と成、當座引出物褒美として、手自刀衣類等を給わ

り、此已後采女、秋田家中第一の出頭と成る、尤智慧才覺甚敷、殊に風流の人にて、十種香茶の湯の達人、後忠兵衛と改め、近年忠左衛門と改名して、松平隠岐守奥方附と成り、江戸屋敷愛宕の下久松家に居て、謀略して此度の騒動を起しける大佞人は、此采女が事也、誠に利口の邦家を亂ると云、聖人の言葉宜成かな、物有本末、事有終始、其始有と雖も終の事を不知知こそ愚と云べし、義岑の代能く仕へしに、義岑より三代、今年義親の代に那河が惡逆顯れて、百世の後に汚名せらるゝ事、轉てかりける有様かな、其騒動惡意の根元より、終りに至るまでの詳成事を記録せしめ候なり、

四、佐竹義岑病死の事、家督遺言、同名壹岐守義道念慮を那河采女に語る事

爰に佐竹右京大夫義岑、寛保の末病氣に付、種々醫療を盡すと雖も印しなくして、終に死去に及んとする時、○馬魚按、寛延二年八月十日卒、六十歳、義岑に繼子なきゆへに、一類中より養子して、國家讓せんと、一門の歴々諸親類、家中補候の老臣等評議に及びける、義岑娘四人有て、此頃は四人とも諸侯方へ嫁し給ひける、前書に記せる如

く、義岑末子寵愛の娘は、佐竹壹岐守總領求馬義親の内室に遣し給ふ、此求馬は今專勤候の佐竹右京大夫是也、然れば聳と云は、分地壹岐守總領たれば、此人秋田の家督に願ひ然るべしと、大勢申入も有之、殊に義岑妻、松平隱岐守定喬の内室は、此求馬甚最負、寵愛の妹聳ゆへ、此人に家元家督させ度宿願を發し、壹岐守と心を同じて、色々内計を廻らしけれ共、一家の人々且國元四家の人々、家の證人梅津、澁江、戸村、佐竹の一族相談して、血肉を吟味して、公儀へ養子願して、佐竹修理大夫義照式部大輔義興の男 一萬石佐竹分地也、是を養子と極ける、扱亦佐竹壹岐守二萬石、秋田新田、平生心懸ける、何卒して本家繼子なくして、我家より本家を繼子遣、二十萬石餘の諸侯になし、大廣間に羽をのし、少將中將と昇進させんと、本家不幸を願ひけるこそ不道の悪人なり、され共其時節なく、一人り心を動すのみ計り成り、今度義岑病氣に付、悴求馬に家を取せんと思ひしが、其事も成就せず、修理大夫繼子しける事無益しけれと、彌噴恚をもやしけるこそ淺ましけれ、然る上は謀を以て修理大夫をも失ひなば、壹岐守家より本家を繼せんと思へ共、かゝる事をも存立事、仲々等閑にて成べか

らす、能方人を求め、其人と申合せずしては事調わすと存られ、親類の中にては松平隱州内室こそ、自分悴求馬妻姉なれば、是を第一相談手にし、扱又家中侍の中に、萬端何角の行届きたるものを、一人り語らんと、誰渠と心を付、器量を例めし見る、當時江戸詰那河采女事、抜群の者也、去る頃義岑の憤りを散じ、智謀旁平生の者に非すと、那河が器量に壹岐守ふくし、何卒計て是を一味させて、己が大望助にせんと、兼々存付ぬるこそ恐しけれ、是偏に和漢如し此の事有之ためし也、一年寛文頃の騷亂、謀叛人伊達兵部少輔宗勝、信夫の智勇の士原田甲斐を助とし、同様成事也、佐竹壹岐守は那河采女と内室の謀を、渠に任せんと思われける、心の程後にぞ思ひ知られたり、扱又或時に佐竹壹岐守并悴求馬兩人より那河采女を招き、色の馳走に及び、引出物等出されければ、那河も一族の内にて、壹岐守も主同然なれば、尤尊敬して是を悦びけり、壹岐守父子も同心一物あれば、采女を厚く饗應して、其後閑談數刻畢て、壹岐守采女に向ひ、貴公の事、家中一番の智恵才覺、其上若技藝風流の嗜み有て、誰か貴殿の器量に及べき者あらし、然ば平生我々

貴所を頼母敷存る也、以來悴求馬が萬端の指南を偏に頼入申なり、今日吉日なれば、師弟の約束を致させん爲にこそ、斯招請申、貴殿の御盃、求馬へ被下様にと申されければ、采女は懇懃に、こは勿體なき仕合、御返答に迷惑仕候と申ければ、再三の頼ゆへ、然らば御辭退可申上様もなし迎、求馬と師弟の約をなしにける、其日は夫にて事済、其翌日よりなを、懇意日頃に十倍して、毎日壹岐守親子、那河采女を饗應して、師は偏に君父にひこし、張子房は黃石公が香を揚しためしあり、文王は太公望が神の如くに成、孔明は蜀主の計を友にし給ふとかや、我が爲に太公、孔明、石公と存候と敬ひ尊びければ、那河元より志邪慾有りて忠義薄き生れ成ゆへ、壹岐守父子の我を如此に尊敬は、何とも合點のゆかぬ事かな、是偏に國主を失ひ、察るに本家をたをして其跡を奪ひ取度心底、鏡に懸て見へたり、其事を計に我を助にせんと、爲、如此の振廻と見へたり、いは、壹岐守父子は家の別れ、申さば本家をふまへても誰が是を争ひ可申哉、求馬は我を親の如くに尊敬す、我また渠を思わざるに非ず、此人を秋田の殿に館様と取崇めば、我國自追一

家中に威を震ひ、富貴榮花望成べしと、慾心増長して來り、惡鬼入三其身の姿を顯わし、其後壹岐守とはかりて、佐竹の本家を求馬に繼せんと、種々謀略を廻らして、先々修理大夫、先左兵衛督兩人を失ひて、終に求馬、今の右京大夫に家督を繼せけり、手段は、偏に壹岐守と此那河采女が胸中より出たり、

五、佐竹修理大夫死去、左兵衛督義直家督の事古語に曰、君は舟、臣は水、水よく船を浮め、水また舟を覆す、臣能君を守り、臣また君を損ふと云事宜なり、佐竹家中一番と賞味せられる那河采女は、己れが智謀の人に勝れしゆへ、壹岐守に頼まれ、後は百年の汚名と成、誠に能く游者溺る、能乗者は落ると云類とかや、佐竹壹岐守、己れ秋田の分地二萬石を不足に思ひ、悴求馬を家元國主になし、少將中將迄昇進させたき思ひ、修理大夫義岑の跡を家督せし事を、憤り恨けるこそ愚なれ、扱前書に云通り、右京大夫義岑、病身に成、一族分地式部に家を繼せんと、事定りて、公儀向も相濟んで、修理大夫、吉宗公將軍様御目見え迄相濟候由、依之壹岐守此事を大に無念におもひ、心體をおかして那河采女を呼て、悴求馬を家元殿の家

督にしてと思ひしに、秋田國元四家の者共を始め、家中舉て修理大夫を願ひ、家督させたる事、尤血筋の道理とは云ながら、云へば式部少輔家よりは其家兄の家也、今度本家手入されば、此上は望盡たり、修理大夫明日に相果ても、渠には左兵衛督と云子あれば、此方へ渡す事なし、如何せん無念也と涙を流して申けるに、那河申けるは、是は少き御一言かな、修理大夫殿家督召され候て、遙に何ぞ計られざるや、又左兵衛督殿が有ればとて、是又苦に成事なし、とても濡る上からは露をば厭ふまじと申事に候、修理大夫殿、左兵衛督殿兩人をも謀にて失ひ候は、自然と家は求馬殿にまいらす致方候べしとて、悪事の段々數刻相談し、先修理大夫を殺なり、此手段は何とすべしと有ければ、夫こそ謀の候迎、何やら壹岐守と叫び申ければ、壹岐守手を打て、いかにもと大に笑を含み別れける、其謀こそあら恐しけれ、久松家の總領、伊豫松山の城主松平隱岐守事は、先佐竹義岑の婿にして、壹岐守梓求馬妻、隱岐守の奥方の妹也、求馬内室、姉の隠州の奥方と別て睦敷、如何計りけん、隠州の奥方と謀を示し合ける、那河が傳受致せし程の心易き

有様成ゆへ、如し此儀示合、或時修理大夫、松平隠州方へ甚暑の見廻として行れけるが、奥方にて種々饗應有之の時、兼て壹岐守、那河申合置候事なれば、修理大夫馳走の食事に毒をもち懸候事、夢にもこれをしらすきこしめしける、夫より修理大夫歸宅已後、俄に煩出し惱亂する事、たどへていわん方もなし、種々醫術を盡しけれ共、何にとしるしのあるべきや、其夜に頓死の如く相果られける、◎寛保二年二月四日卒、九十歳、コノ人ナ義照トセルハ非也、義堅ナリ、式部大輔義興ノ男トセルモ、一歳、コノ人ナ義照トセルハ非也、義堅ナリ、式部少輔義都トアルベシ、亦家中大に興をさましける、斯て愈食傷也とばかり人々存じ、内證にかく悪人ありて計りしとは、漸々當年に成りて其舊惡は知られけり、爰に於て壹岐守大に悦ぶ事と云へ共、修理大夫に實子左兵衛督と云ふ人成人してまじませば、中修理大夫跡をばいらふ事不叶、然れば那河一旦左兵衛督に家督させて、是をも右の修理大夫の如く計りて、扱其跡を思ひの儘に求馬を家督させんと思ひ、修理大夫死去に付、梓左兵衛督、公儀相濟、扱左兵衛督義直と申ける、◎馬魚按、修理大夫實子トイフハヨシ、サレド義直ニアラズ、義直ナリ、實曆三年八月廿日卒、二十六、斯て壹岐守父子、那河采女備惡逆増長し、一人の修理大夫は片付合せける、此上は最早此左兵衛督

計、此人を失ふ時は本望達する逆、日夜悪事の工夫して、くらきより闇き道に入んとする人々のこのろの程こそ、淺ましき事共なり、

六、佐竹左兵衛督器量の事、殿中柳の間にて津輕越中守倉忽挨拶の事

去程に修理大夫死去の段、實子部屋住より左兵衛督殿佐竹家督繼れけり、此左兵衛督と申人は、器量人に勝れ、篤實の君子と申べき風有りて、大廣間諸大名の中に智謀勝れし人也、其子細と云は、或年於殿中肥後熊本の城主細川越中守横死を致され、其相手板倉修理にて、殿中以の外騒亂に及び、御座鋪毎に上を下へと狼狽周章けり、既に松の間の諸侯、何れも御座敷を明けて立騒ぎ給ふ、其時に左兵衛督大勢を制して止め給ふ、各様方や拙者共は松の間詰被仰付、萬事の變事の時、其席を急度相守堅固に致し候を御役とこそ存候、先年淺野吉良圖論の砌、志州鳥羽の城主松平原三郎乘邑、幼年なれ共、同席の諸侯を取鎮められし事、今に申傳候、各様方は彼幼年の源三郎にさへ劣り給ふこそ口惜しけれ、御銘々の食祿にも恥給ふべしと誠しめ給ふ故、諸大名皆々恥入静り給ふ、扱又

其比の事成りしが、殿中柳の間の御廊下を左兵衛通り申されけるに、柳の間の方より、左兵衛殿々々々と呼懸る人ありしゆへ、自分の詰所にあらね共、暫く對座し給ふに、呼かけしは津輕越中守也、隣國の諸侯にして日頃惡意成りければ、同座して四方山の談話に及びけり、左兵衛殿、津輕殿へ對して今度の御參觀、御在所中何ぞ珍敷御慰も無之候やと尋られけるに、津輕殿危忽の人にて、大勢の諸大名群居の中に、左兵衛殿に向ひ申されけるは、扱々在所御暇の節、何にの替る事も無御座候が、只々在所への往返にこまり候は、貴所の御領知神谷川にて御座候、家來共扱は殊の外迷惑致し候由に御座候、其譯は右川の河越し共、扱々以の外あら匹夫共にて、金銀を貪り取、其上色々難題を申、人馬荷物の附上げ、扱々手支候事どもに御座候と、大音に咄し給ふ、左兵衛聞れ、さて、驚入候下郎共が致方、不届千萬、拙者におゐて御挨拶迷惑致し候、日頃領分の者共へも、隣國の諸侯御通りの節、随分慮外がましき事無之様に急度申付置候得共、匹夫の事ゆへ制禁を背き候段憎き奴原に候、御用捨下さるべしとて、手を下げ給ひければ、

津輕も始て心付き、これは大勢の中にて申出せしにより、佐竹急度したる返答、定て在所の仕置等嚴敷申付られんと、後悔に及び給ひけるとかや、扱左兵衛は其座を立、自分詰所へ出られぬ、御禮も相濟退出に及び、歸宅已後、家老中を呼て申付給ふは、今日殿中に於て大勢の中にて越中守、神谷川の川越し共無禮の付届あり、尤越中守竊に某一人に申斷る儀に候は、いか様共用捨可申付なれ共、諸侯群居の中にて右の一言、某領分の仕置萬事行き届かぬやうにも見へんと、大勢の諸侯へ對し面目なく殘念の事也、在所へ申遣し、津輕往來の節、慮外致し候下郎共殘らず糺明させ、禁獄させ置べし、追て仕置の事、某直に可申付一段、早々申遣すべしとあり、依之早速在所へ申遣ける、依之則在所役人ども、件の川越人足數十人を召捕へ、獄屋に押込め、其旨江戸屋鋪へ進進しける故、左兵衛殿の申達ければ、先牢内に押込可差置、重て死罪申付候時節ありと、月日を過しけり、

此左兵衛督は究て仁義智勇の人にて、むざと人を殺罪する事を忌嫌ひ給へ共、此度津輕の一言、殊の外無念におもひ給へるにや、嚴敷申付らる、此人

修理大夫息にて幼名徳壽丸、母公は有馬中務大輔姉也、左兵衛督内室は加賀少將殿息女也、依之有馬とは、佐竹別して無他事、惡意なり、松平出羽守も有馬と惡意に付、毎夜秋田、松江、久留米の三侯は、日毎の様に參會にて睦敷故、大廣間、松の間、三粹と勤番衆口號賞しられぬ、

七、佐竹領分神谷川仕置の事

斯て左兵衛督は、去る頃津輕の一言を心に持て、月日を過し給ふ時に、來年津輕御暇にて入部の砌、左兵衛督家來に云付、去年在所にて召捕入牢致置候處の下郎共、今度津輕の入部に、我領知を通り候日限に、右罪人等を殘す鼻首申付、津輕人々に我が仕置嚴敷を知らすべしと申付けるゆへ、其段在所へ申遣す、扱津輕殿入部せんとて秋田の領知へ入給ふ、其日に神谷川邊にて、去年津輕へ對し失禮致せし川越人足十人、中にも頭取分の者を首十一、並べて、鼻首に肆しあり、高札に隣國の諸侯へ對して失禮致せしゆへ、かくのごとく行ふと云書付也、越中守主従の人々、是を見て大きに驚き、越中守も是を見て誠に不便成事かな、某よしなき事を斷候ゆへ、左兵衛如し此嚴敷申付

られて、我へ面ふせ成るべし、おもへばむごき事を致されたりと心を痛め給ふ、家來の人々も、いかにも下郎匹夫の事なれば、金銀貪らんと失禮致せし事は下郎の常にて、金銀さへ此方おしまねば、渠失禮はなし、此方にて金銀多く渠へあたゆる時は、彼の者ども無禮も無之きはづ也、此方の致方惡敷成べし、然るを左兵衛殿の急度被仰斷し故、嚴敷仕置なし給ふと見へぬ、佐竹殿衆は嘸かし、津輕家器量寛仁ならぬを笑ふべし、恥敷事と、津輕家の心あるもの共顔をおふせて通りける、然るに越中守主従は神谷川を渡らんとて、川端に行けるに、あら不思議や、天氣いと靜に照り渡りし日和、俄に黒雲かき覆ひ、大風砂を飛ばし、雷雨強く前後を亡じ、行程一足も見へず、凄冷き氣色也、津輕殿川半を渡る所にて跡へも先へも進退叶わず、憫はて馬は驚き嘶き、人はかなしき聲を上、越中守を守護する人々、あきれ目もあわぬ風情也、然る所に風雨黒雲の中に、大勢の幽靈忽然と顯れ、恨めしきよくと叫ぶ聲夥しき、これまへの仕置に成し下郎の亡靈と見へて恐し、越中守心に祈念し、佛神の名を唱へ、信心を起し、家來の面々もおもひに

神佛を祈り、漸く其空晴雷止みける、依之始て生る心地して川を渡りて在家に休らい、人々溜息を繼けり、越中守奇異の思ひをなし、去頃一言の咎なりと後悔致されける、實に恐るべし慎べし、一言出ては四馬も追べからず、聖言宣成哉、されば津輕殿の往來の度毎に、神谷川にて度々祟りに逢い給ふと今以云傳ふ、神谷川を越て津輕ごの人々、大きに悦びけり也、此事至極實儀にて、其國の家臣直物語しぬ、

八、左兵衛督殿頓死の事

去程に佐竹左兵衛督は、いと目出度家國を治め、勤候を盡され候、兼て壹岐守は家を奪ひ取度念願ゆへ、那河采女と申合置けるが、何卒して左兵衛殿を失んと思慮を廻らしける、此上は毒害より外は有べからずと思ひしが、江戸詰の節は近習に忠臣の士有之、おもふ儘にはからわれずして月日を送りけるを、壹岐無益しくぞ思われける、斯て一度左兵衛殿入部しけるに、在所民百姓に仁惠を悉く施し給ふ故、萬民日々に義直の徳になづきける、風に草のふすこととかや、其後參觀有之、公邊の首尾益宜敷、重て入部に赴かんせし時は、那河采女をも在所へ召れんと申付

らる、此節那河大に悦び、壹岐守に談じ、今度拙者入部の供致事、兼て貴公御望成就の時到来、在所にて一味をかたらひ、左兵衛殿の毒害し立所に命を取べし、頓死と申偽り、在所の四方の者ども始、總家中を先義岑の智と云、殊に義岑息女の腹に、秀丸殿とては求馬の嫡子有之、正しき血筋傳わりて、しかも近連誰か争ひ申べきやと御悦候へ、最早大望成就したり、在所の首尾は拙者へ御任せ候べしと申ける故、壹岐守大に満悦の色を顯しける、去程に那河采女、名を改め那河忠兵衛と申ける、二三年以來忠左衛門と改ける、されば是より左兵衛入部の供して、道中も主人の側を朝夕離れず、表は忠義第一と見せて、左兵衛督も那河に於ては心をゆるし、萬端を任せられるこそ是非もなき次第也、頓て秋田へも着致され候て後、家中目見相濟ければ、爰にて忠兵衛は在所家中の侍共、己れが一味にして益あるべき人々を見懸て、今度の助に致べしと、諸人の心を試し見るこそ不敵也、是より竊に連判の者を集ける、其列に食祿千石取の家老山方助八郎、四百五十石取の用人小野崎源太左衛門、三百石取大久保東市、百五十石膳番三枝仲、右六

人那河忠兵衛と一味、今度騒亂の頭取の者也、其頃是等と申合せて、兎角左兵衛殿を失ひ、壹岐守忤求馬に家を繼せ、其跡は在所の一族を悉く追退け、一味の者立所にて大身と成、國中の金銀米錢を自由に取上、富貴の身と成、奢りを極めんと、私曲の企こそ恐しけれ、されば那河は工夫を廻らし、左兵衛督近習者小姓をも多一味させ、側近く召仕われ候女中など、かれに合體のもの多有之ける、忠兵衛は不思議の風流者にて、優き藝術の道に達し、十種香の名人、立花、茶の湯の上手なれば、女中方杯に取入事甚妙を得たり、先義岑の息女達へ何も能取入、能思われける、別て伊豫松山の隠州の奥方、義岑二女、至極那河を最負致され、此時節在所にて忠兵衛は、膳番三枝仲をひそかに呼、一座に用人小野崎源太左衛門、大久保東市、忠兵衛と三人計並居て、三枝仲に申付候けるは、兼々申合候通、當主左兵衛督を害し、壹岐守殿の此度願ひ達するに於ては、先當時發向する佐竹大膳、同三郎、同七郎、同十郎、右の四家并梅津、澁江、戸村家の歷々取て押へ、我々國中に威をおこがましうせんこと、天晴心よかるべし、夫に付事早く起して本意達べし、時節此

をぞ、執り行ひけるこそ是非なし、

九、左兵衛督死後家督評議の事并假養子御書付の封印古實の事

時なり、如此申合せ候故か、少も差急ぎ左兵衛殿を害すべきは、膳番三枝仲、仲働には明日御食事に、此一種を調合して参らすべし、立所に毒殺するの術なりとて、那河は何つしつらい置けるか、斑猫の大毒を一包、懐中より取出して三枝に相渡ける、仲是を承り、いかにも心得たり、少しも案じ給ふ事あるべからず、能計ひ候はんとて、其一包を落手して退きける、斯て三枝取計ひにて、翌日左兵衛殿、朝飯に平生の通差て替りしものも食し給わざりしが、何となく食傷の體に惱み給ふゆへ、醫術を盡して種々療治有けれ共、殊の外惱亂し給ふて、只一夜に頓死のごとく果給ふ、此節言語も止て一言も云出し給ふ事不叶、那河、山方、小野崎、其外近習小姓共の外其座に不立合、家の歷々へもまづ隠密にして、彼等三人にてひそかに遺狀を認め申、左兵衛督袖印を押し、家督は壹岐守忤求馬へ可被渡旨、公儀へも其段御願可申上候様にと、書面委敷相調、其後左兵衛督頓死の由、一門の歷々、一家中にも披露せしかば、皆々始て驚き愁傷斜ならず、かゝる計略の横死とは各々夢にも知らず、闇夜に燈を失ひし思ひをなして、是非なく葬送の規式

斯て左兵衛督死後、秋田表に於て四家の面々、諸士の歷々、秋田城内へ相集り、先以て家督の議評定あり、時に那河忠兵衛、小野崎源太左衛門言葉を揃へて申けるは、御遺狀の趣、何れも拜見可被致、御家督の儀は、壹岐守殿御嫡求馬殿へ進せられべきとの御事也、是は差詰にて至極御尤の御遺言なり、早々江戸表へも此段申達し、公儀へも御願申上、早速國の殿を定むべしと云ふ、一座是に同じける中に、戸村重太夫進み出て申けるは、御遺狀の趣いかにも畏入て候得共、御急病ゆへ、直の御意を承らず、近頃以殘念也、御家督の事、亡君の遺命に可奉任事也、併壹岐守殿御子息求馬殿より、實は相馬彈正少弼尊胤の二男采女福胤は、◎秀魚、福胤ハ彼胤ノ弟ナリ、初メ佐竹左京大夫義遠ニ男義胤ハ、珍相馬彈正少弼昌敏ニ養ハレ、圖書頭義胤ト云フ、彼胤ニ尊胤德胤ノ二男アリ、尊胤ニハ兒子ナク弟德胤ヲ嗣トセリ、サレド此時ハ義遠ノ系統ヲ以テ德胤ヲ佐竹ニ迎ヘント議セシナルベシ、正しく先々佐竹少將義處の御胤にして、相馬家相續の血筋あり、壹岐守殿方血筋遠し、然ればとくと吟味の可入所也、亡君左兵衛殿御事也、至て篤實の君子と諸人稱美す

る人なり、御家督の儀少し御吟味のたらざるは、御病苦に取亂され本心を失ひ給ふか、何とも心得ざる御事也、此度江戸表御發駕御暇の節、御老中方へ差出被置たる假養子御書面に、求馬殿と候や、采女殿と候や難計、此事一家中に知る人なし、亡君御一人の思召にて、封印の儘御老中御月番に出し置給ふ事なれば江戸表奥様是は左兵衛殿内室、加わ相窺、假養子の事、御内人なきゆ、賀守殿御息女なり、室方ならては知るへない、能々吟味の上、先達ての封書の通り御家督願書致さるべし、是始終相違無之願ひと申べきかと云ければ、戸村が金言理に的中しければ、何れも至極の評議と感じける、此戸村が先祖重太夫は、佐竹家におゐて三人と呼ばれ、東照神君の御感狀頂戴の面々にて、大坂鳴野口の働勝れし武勇の名家也、

諸家假養子と云事古實あり、仙臺騷動記に有る番代と後見の品の大に別る事知る者なし、軍書の講釋などする輩は、勿論公邊の一儀なれば夢にもしらす、是を講ずる事なし、此假養子の事、凡諸大名五十歳以下養子願ひ相叶わざる也、仔細は五十歳迄は實子出生すべきかと、公儀にもまたせ給ふゆへに、養子願は、五十歳以上にて仕べき事、武家諸

法度の定也、去る寶曆五年の秋、但馬國出石の城主仙石越前守一子無之候に付、御老中本多伯耆守二男を養子致し度迎、堀相州殿取持にて養子願申上、酒左衛門尉殿月番の節、願の通可被仰付、迎、御前等も相濟たりしに、松右近將監殿申給ふは、仙石は未五十にはならず、養子願の事、仙石は武家の諸法度を不知と見へたり、何ぞ此願取上げ可申哉と申されけるゆへ、仙石も不首尾、取持の衆中迄も古實を知らざるやうにて、若々敷と申傳る、五十以上にて養子願無之は不心懸に相成也、若し五十以上にて養子願不致して病氣付、危に望て養子願する人は不忠の臣と相成候、是を危急の養子とて御制禁の第一、武家諸法度の一ヶ條也、危急の養子願は、主の家督へ相障御掟也、上杉家三十萬石、半知十五萬石と成しも、則常憲公の御代、危急養子の願に依て也、是能人の知る所也、是五十歳以上不心得の不忠を禁め給ふ掟也、五十以下の人一子無之は養子願不相濟、在所御暇の節、自分存寄の者一族の内にて、假養子自筆にて心當の者、名書付封印して御月番の御老中へ出し置、明年參觀の砌、其封印

の儘にて御老中方より御返し被成、請取申事也、萬一在所にて病死の時、御老中方右の封書を御披き被成、御覽の上、書面名宛の者へ家督被仰付也、若し誤て其書付と、重ねて危急の節願候養子と名違候得ば、以の外大切の事也、依之粗戸村も大事の場所ゆへに念入しは、誠に古實者、尤至極なり、然れ共此事も夫成に成しとぞ聞ゆ、

十、佐竹左兵衛督家督願壹岐守計略の事

斯て左兵衛督在所に於て死去に付、江戸役人、御老中、大目付衆へ御相談、養子跡目の儀、壹岐守倅求馬と遺言成る由、在所より申來り候て、右の通申上候筈に相成候ゆへ、堀田相州殿御宅に壹岐守罷越、相州へ對面し、竊に談じけり、尤壹岐守兼々所存の工みある人故、公儀御役人中と懇意に申通じ給ふは、賄賂等を以て拵置ゆへ、相州も平生壹岐守懇意甚敷ゆへ、自由に内談相調事なり、依之去年左兵衛督封印を以て差出し被置候假養子の儀、相州封書を請取ましませば、其封書を書中の糺明もなく、壹岐守へ被返、左兵衛督末期遺言印形の通り、秋田の家督は求馬へ被下置候旨に仰出候て、無相違遺領は壹岐守倅求馬へ

被下置、忌中請候様に相州被申渡、其後月日過ぎ、義親と號しけり、爰におゐて壹岐守親子、多年の本意を達し、一味合體の人々大に肩を開き、悦びおふ事不仁の至也、壹岐守は至て佞惡邪智にして如此の好人たり、其上至極愚昧にして少しも理に悟き事なく、只慾心のみ深く、誠に小人と可謂也、去れば至て愚か成は、平生倅兩人を何卒して國主の歴々として、世の中に止む事なからんと、平生神社佛閣へ參詣し祈らる、事甚し、毎日馬にて出られざる日はなし、はおふくは皆物詣也、是諸人の知る所也、何と神佛非禮を請給わんや、愚の甚敷は爰を以て知るべし、平井村燈明寺聖天宮信心なりとてひたと參詣し、彼別當の賣僧に誑され、浴油迎、聖天の祭り有りて大金を出し、是を修行する時、如何成逆様の願望も立所に成就なすこと、毎月六度宛聖天浴油の法を修せられけるとかや、かゝる惡心の人なれ共、一旦成就して、佐竹の本家を求馬に繼せ、其上又色々謀りて次男を松平阿波守城主へ養子とし、當時阿波守殿なり、如斯一旦榮ゆると云へ共、誠に浮雲のごとく成べし、壹岐守儀未二人の子供を手前に養ふ時、平井の聖天參詣の

歸り、例の馬上にて、本庄の方より兩國橋を渡る折から、橋半を渡りけるに、如何したりけん、壹岐守乗馬俄にはね上りて、口付の者色々静められども止らず、馬上にたまりかね落馬したり、既に川中へはね落さるべかりしを、左りの欄干を手にて捕らへ、漸く危き難を遁れける、其時壹岐守大きに怪我をし、甚顔をすりこわし腰を打坏したり、近習の者共介抱し、漸く歸宅被せ致けり、壹岐守今日聖天參詣の downward にかゝる事ゆへ、殊の外氣にかけ色々心をもみ、件の平井村燈明寺の賣僧を呼んで祈禱させ、落馬の咄しなごして、是凶變の印し願望不叶禁めかど、力を落して申されければ、燈明寺言葉を工みにして曰、今度の御落馬目出度吉瑞なり、まづ落させ給ふ時、兩國橋の欄干を御手に握り給ふは、是兩國を御手に御掌握ある也、左右の二國を握り給ふ、御兩息方兩國主に各成給ふべき吉瑞、聖天宮の御告也、有難々々と判断しければ、壹岐守飛上て大に悦び、誠に貴僧申給ふごとく是目出度落馬也、能も判じ給ひ候とて、金銀衣類等夥敷引出物して歸しけり、愚成かな、其後兩息共に佐竹の家督、福島の家督を繼げるゆへ、いよゝゝ落馬吉瑞也と

て、今に彼の家の輩云傳へて奇異に思ひ、一家中とも落馬する人は祝ひをして悦びける、笑ふべし笑ふべし、能く乗る者は落ると云本文、是人平生馬を好きで、いろゝゝの馬に乗ゆへ落馬をする謂也、何ぞ落るが吉瑞成べきや、

十一、佐竹求馬家督の上、那河忠兵衛松平隠岐守奥方附と成忠左衛門と改名の事

斯て左兵衛督死去、遺言狀の通、求馬家督と成、佐竹右京大夫義親と號し、是去先々代故右京大夫義岑の誓にて、義岑息女の腹に秀丸逆男子出生せり、此秀丸は家元血筋ゆへ、始終は全たからんと思ふ家中も多かりき、されば年頃の願達しぬる上は、心大に父子共に奢り、聖の御代の政道は夢にも知らず、私の邪道に走るは、小人の習ひ也、爰に秋田に罷有る那河忠兵衛は、思ふ儘に秋田の家は計りおふせたり、今は我存分に國家を取はからわんとおもひ、先江戸定府して奢を極め富貴に榮んと、大に謀を廻らしけり、情遠き慮して、所詮他へ除きて國政を餘所に見て、奉行役人の中を離れ、我身を樂んとはかりけり、爰に松平隠岐守内室義岑の方へ、佐竹家より家老一人宛付置けり、此

節忠兵衛彼の奥方により、たよりて、彼奥方より願ひにて、那河忠兵衛を此方附人に被せ成被下候様に、達て望れるやうに内證手段を拵へて、ついに其通仕濟し、近年那河忠左衛門と名を改、江戸芝愛宕の下屋敷にて長屋を貰ひ、奥方附と成、いろゝゝ奸計を廻らして富貴の身と成、秋田の家國を己が一味手下の者に取り行わせ、當右京大夫義親に煙酒を進めて、秋田私慾夥敷、此度根元の佞人は此那河なり、

十二、那河忠左衛門奢侈、妾物の事、義親酒宴に耽る事

爰に那河忠左衛門、多年心に込めし大惡念、一時に成就して大に満足し、此上當時義親を酒色に耽らし内心を亂し、己一人出頭して、表向は隠州の奥方附と成、内證は秋田の家國を掠め、一味手下の人々に申合て、民百姓に過役を當て、辛き目を見せ私慾して、金銀多取掠め、富貴榮花心の儘に行いて、國元の歷々、我に邪魔すべき者は罪なきに罪し、偏に唐の楊國忠が勢ひをなすこを恐しけれ、此那河性得やわらかにして、表向は仁心の體に振廻、能く人を化し、萬花車風流にして、茶の湯、十種香、歌、連歌、俳諧の道、其外

藝術一として究ざる事なし、彼が實女房は、女にも不思議成者也、名はお百とて其容飽まで美しく、西施、楊貴妃をもあざむくばかりの生付にて、能書と云、亂舞の上手、風雅の心懸、殊更香は御當地に並ぶ者なき上手也、此お百は歌舞妓役者津山友藏と云者の女房にて、元來宮川町の白人にて、名代の色子成しを、鴻池の何某、大金にて根引して手いけの花となし置ぬ、先年津山友藏此節は津打門三郎と云江戸より登り狂言を勤む、折から鴻池友藏が妻にくれける故、友藏お百を貰ひて江戸に連來り、江戸芝居勤候節も婦妻とし、堺町、ふきや町、二町花の中にて、並ぶ方なき器量藝術人品只ならぬ女と賞しけるに、友藏病死の已後、○鶯魚按、寶曆三年九月二日歿、如何の譯ゆへか、新吉原揚屋尾張屋へ再嫁せしと云、如此利發なれ共、性得好色深き女にてや有けん、海老やをも不縁し、後には同町揚屋町尾張屋清十郎妻に成る、此清十郎先妻、淨瑠璃太夫と不義して通出し、跡へ右お百を後妻とす、爰に那河忠左衛門、年も段々老に入頃なれ共、好色の風流男也、ひたと吉原へ通ひ、尾張屋へ來り、太夫格子の花を並べ樂みける中に、此お百に心を移し、わりなくも思ひ染、色々人序ならで言入るといへ共、お百態と難

面返答す、那河甚心を盡して、末社に召れし常盤津文字太夫と云淨瑠璃語りを頼みて、さまざまと口説、金銀を時ちらすゆへ、終にお百もなびきけり、元よりお百が青柳のしとやか成色香に、那河うつゝをぬかし、枕の敷も重り、夫清十郎此事を知て、女房が不義を咎め、夫婦の中悪敷成、終に尾張屋方も不縁して、文字太夫方へ暫お百を引取り、其後ひそかに那河方へ妾奉公の様に遣しけり、お百は津山友藏方に添居し時、男子一人あり、成長して當年十三に成を召連て、那河方へ行けり、元來賤しき者なれば、武士の妻となりても侍の行儀も知らず、只伊達風流のみ好むべしと人々おもひしに、那河方へ來りてより、きのふの風俗引替、武家の妻の行儀嗜み、誠にけだかく、いみじき事云計りなし、津山友藏が墓所は淺草新田町蓮光寺なり、お百那河方へ來りても、度々墓参りする節は、武家の粧ひ長刀を持せ、下女、若黨大勢召連來る、件の墓に俗名津山友藏と書付有りしを諸人見覺へ居るゆへ、度々墓参りするを氣の毒におもひ、件の俗名の書付を削らせけるこそ、浮世を思ふもせめてもの事也、此那河忠左衛門も世辭の上手者にて、先主

人義岑、次に左兵衛督、當時義親迄も殊の外氣に入、出頭と成、壹岐守には別して懇意云わんかたなし、松平隠州夫婦には尙無別意、毎日毎夜席を同して酒宴遊興の伽と成る、女房お百も隠州奥方の晰相手と成り、元より利根者ゆへ色々取入、十種香茶の湯の指南をなし、後にはお百なくば、片時も成り難きやうに取成けるゆへ、さまざまの引出物拜領物、日々に山をなしぬ、佐竹義親へも此お百香を指南しければ、佐竹家にも殊更用ひられ、下々の女ども迄も、随分と優しく當りしゆへ、佐竹の奥方、隠州の奥方、兩方の女中お百を慕ひなづむゆへ、草の風になびくごとし、夫ゆへ隠州の奥方を活氣に進め込み、いつしか歌舞妓を好み、芝居狂言役者の真似を多くの女中に習わせ、是を平常の樂みとし給ふ、諸侯大夫の内室の身持とは云がたかるべし、扱又右京大夫義親は至て柔弱にして、ものやはらかき人なりければ、那河種々に進めて酒宴亂舞に耽らせ、悪所へ誘ひ、傾城妓女に心をこらかせ、己れ主人と一所に榮花を究め、在所の仕置等江戸より指圖して、一味の役人とし合、民百姓をしへたげ、國家を掠め、多の金銀等を奪取、國家老山方助

手立の事

八郎、用人小野崎源太左衛門、大久保東市、信田彌右衛門、三枝仲杯云者とはかりて、札遣ひを始めて國中の金銀を札に引替、百姓町人の金銀を奪ひ取べき私曲を思ひ立、代々用達し候町人の金を用る事を取上げ、己が悪所通ひの秘計を廻らす輩を、新規に用事等申付候故、諸人の恨みも多して愁訴せんとする國人あれば、無體に押込すくめけり、旁不仁とる所なし、國家の仕置、是皆奸佞の人に覆るゝか、秋田四家の歴々、何として加程の事に心付かざりしや殘念也、是皆四家の歴々、梅津、澁江、戸村の人々迄も代々生れながらの本身ゆへ、聊加様の儀に心付かず、誠に兩葉にしてからざれば斧を用るたどへ宜成かな、民百姓は辛き政につかれ果て、君を恨みけれども、下モの歎き上ミへは達せず、かゝる事は義親夢にも知り給わず、只佞人側に有て、御國政甚宜しく國民萬歳を謠唱へ、行者は道を譲り、耕す者は畔を譲ると聖言のごとしと、色々取繕ひて申けるゆへ、是を誠と悦給ひ、安堵の思ひをなして、晝夜遊興に暮されし社是非もなし、凡大將たる人觀察あるべき事也、慎むべし、

爰に佐竹一族四家の歴々と云有之、新羅の嫡流にして、國民尊敬する事館同然也、尤往日常陸の國主の節、右のごとくにし、今以累代不易也、其中に第一國許にてお東と唱て、館同然に尊敬する人、佐竹山城と號して、金銀多く持、當時の山城と云は、今の右京大夫義親の爲に伯父也、仔細は先達て佐竹壹岐守繼子無之節、山城の家の嫡子を以家を繼ぐ、出羽新田を領し、當時佐竹壹岐守也、實は山城嫡子にして、當時右京大夫義親の實父なり、依之當山城は壹岐守實弟にして、右京大夫には伯父也、然るに此山城いまだ壯年の節、先佐竹左兵衛督篤實の君子にて有りしゆへ、山城萬事我意を振廻事ならざりけるが、左兵衛督死去の後、今の右京大夫家督相續にて、正しく國の守は我甥なれば、俄に其身奢りを生じ、家中の諸士も芥のごとくに思ふ心を發りける、其虛に乗て佞人那河忠左衛門、或時山城が方へ行、密談數刻に及び申けるは、當時貴公程幸を得られし人はなし、先江戸表の御館は、貴公の爲には正しく甥也、猶子とて直子の如しと文字にも書候へば、貴公御息を以佐竹の家を持給ふも同然也、此上は國主の親同然なれば、萬

端心體に任され候へ、誰か憚る事候べき仔細なし、勿論四家の第一たれば、何分御心儘は御保養被成候へかしと云ひければ、元來愚昧の山城是を聞て大に悦び、いかにも貴殿の申給ふ如く、我心底に能こそ叶ひ申なり、此上は何分貴殿とも日頃に十倍懇意に致し、末を友に致すべしと熟談し、其日は別れけり、此山城私慾甚深しといへども、己れ謀叛して本家を押領せんなど、云大望はなけれども、國內にて第一の人と仰がれ、其身奮を極めて榮花に暮さんのみ也と聞へり、其底意を那河能察して、かれを奢らせ、我が一味として、國中に新法を立、萬民を掠め金銀を奪い取んと謀りしが、果して那河が姦謀に成り行ける社淺ましけれ、當時右京大夫も伯父なれば、山城を敬ひ、壹岐守も兄弟の情厚く、江戸表よりも書通の往返、珍物の音信等かぞふるにいとまあらず、山城が門前常に市をなす、他の見聞格別也、左兵衛督死後、家督義親へ被仰付、月日を経て家督持廻とて、江戸屋敷にて御老中招請の饗應能興行等可有之と、兼て相究ければ、國元へも其段申遣して、此度家督振廻、御老中方招請の折、四家の中一人可登候旨申遣ければ、國

元にては誰か渠かと申時に、那河忠左衛門差略して、誰渠と可申事なく、當御館の伯父なれば、お東殿山城、御出府可然と申ければ、一座尤も同じして山城出府の積りに究りけり、是那河が一言の助言に依て也、此節那河ひそかに山城方見廻、種々饒別なごして申けるは、今度江戸表御出府の砌、御館并壹岐守殿御對面の節、能々御國政の儀、萬民悅樂と成候べき事を御進め被成候、其段は不ながら、拙者一書簡條を相認置申候、乍憚此通りに國政を御取扱ひ被成候はば、民百姓も大に悦、國中腹鼓を打て、國に恨みの男なく、國に嫉みの女なしと、堯舜の政にも當るべけんやと存候、第一御家督以後、國中安堵の御政務、御新法一二箇條も定め給ふ社、國主の器量と申者に御座候、拙者が存念は如斯に候、一書を渡して歸りける、是皆那河が謀略の箇條、後々萬民困窮の基ひ成、煩の根元は是也、然れども山城は是を善政と心得、此箇條書を懐中して江戸表へ罷出で、到着已後、右京大夫并に壹岐守へも對面して悦を述て、數刻閑談に及び、三人金輪に成、聲を吞で申けるは、今度左兵衛督頓死は此方一家の幸福、先以義親の仕合、扱壹岐守にも斯申

山城迄も眉を開く所也、夫に付國元にては、外三家の面々、家の家老梅津、澁江、戸村杯は勿論、相馬家より家督を繼せんと意地ばりしを、那河忠左衛門、拙者申合候て、秀丸の事は義岑の孫なり、爰を以て杯と色々滑稽致し、まんまと取納めて目出度こそ存候へ、然上は兎角那河は忠心無二の者と相見へ候間、此者を能御用ひあれかしと、種々那河を取成けり、元來壹岐守、忠左衛門と前以密志をはこびける事なれば、山城が進めの中して、いかにも貴殿被申通り、那河が心底見届申に、不淺こそ候へ、追々取立候様に右京大夫へ進め可申候、貴殿も能々右京へ御異見可被申と申けり、且又此度老中招請に付、四家の中より誰ぞ一人下られ候様に申遣す處に、はからず貴殿の御越し、誠に幸を重ね候、悦び申されければ、山城が曰、是以忠左衛門忠節の差略ゆへ、如斯拙者出府致し候様には相成申候と被申ければ、彌那河が志を感じ、誠に忠士也と悦びける社淺ましけれ、

去程に右京大夫義親、秋田家相續に付、家督振廻とて催されける、抑國主順國主の面々の家督振廻には、御老中一人、若年寄一人を招き馳走し給ふ事、舊例也、台徳院殿御代中頃より此事相始也、老中招請至て重き事と云は、東照神君天下をしろし召給ひて後、諸侯國王の歴々家督振廻にて、東照宮御自身入御成らせられ、御懇意に被遊ける、すべて其頃は將軍家御成被遊候とかや、打續て台徳院殿へも右の通なりしが、此御代中頃より將軍家御成の事相止み、御名代として御老中御出席なり、然れば則將軍御成同事なれば、尤尊敬善盡し美盡すの饗應、さも有べし、其饗應の規式、家の位階に依て其分ち有事も、たごへば國主侍従以上は能興行、其以下國主は舞囃子、佐竹杯は能興行これあり、目出度家筋、妻折、上げ戸、年始し、ら、鬘斗目等格別の事、世舉て知る所也、此度家督振廻にも不三相易、四座の猿樂を呼、能興行也、此時招請の老中堀田相摸守殿、若年寄板倉佐渡守殿來り給ふ時、道筋には佐竹より見人注進の者をば、一町毎に出し置、御老中御本宅より只今何方迄御駕籠相見候段注進に及び、玄關に届る、玄關廣間には家老、用人、物

十四、佐竹義親宅に御老中招請義親直答の事、
附り御謠初、落の臺獻上の家筋古實、源氏妻
戸削花同様祕傳の事

頭、番頭、留主居、大目付おふく出て是を承り、其度々に主人に申聞ける事也、是何れの招請も同事也、扱屋形近所へ御越の注進有之の時、義親自ら式臺の下迄罷出、平伏して老中へ向、御出忝よし挨拶致し、諸士一同に平伏して、義親案内して座敷へ通しまいらする、尤公儀御役人諸奉行取持に相頼、奥坊主、法眼法印の醫師挨拶に頼事例也、此事大名一世の晴業なれば、其前より屋敷普請等も奇羅を盡し、かざり物等色々珍器美麗をつくし、此上あるべからず、然して老中座に着給へば、右京大夫一家の諸大名、一席に並ぶ事を遠慮して、次の間に列す、此時にふきの臺を番頭うやゝ敷持出る也、是則島だ也、老中、若年寄の前に置也、右の島臺と一所に、舞臺へは翁三番叟の面箱持出事、長短なしと一時に致す事、是古實老中招請の規式也、等閑に知る人なければ、予すいきやうに爰に記す、饗應膳部三汁十三菜相究也、亭主自分引物を被致也、若年寄、御老中と間を隔て、居給ふ、膳出て後、四座の猿樂床机御免被仰聞候て、則能はじまる也、扱爰に云、佐竹ふきの臺の事、毎年正月三日、公儀御謠初の節、秋田佐竹家より献上の御盃臺は、此ふき

のだいなり、繪を以て細工せし島臺也、是實は芋の葉なり、其葉ふきに似たればとて、誤てふきと云、然其ふきは富貴なりしとて、祝して其名をあらためず、此芋の臺の事、芋はよく其子を生子、仇子なきものなれば、子孫多き事を祝して芋の臺也、近世他家にてもふきの臺と云て、婚姻の島だといふはいと目出度事也、既に源氏物語の大事、妻戸の削花と云、今上皇帝、女御の御許へ始めて入らせ給ふ時、女御の御座の間、入口に飾る花也、女御の御座所の入口なれば妻戸と申也、其飾花里芋の花のごとくしてつるし造る也、是を妻戸の削花と云て、源氏物語の大事とす、其花いもを皇帝御手に取らせ給ひ、女御の左の御袂へ入給ふ事、舊き御例也、是御子胤を請繼給ふとの有がたき御政にして、源氏三ヶの大秘傳也といへども、佐竹ふきの臺の事、世人色々まよい有事ゆへ、爰に解して大事をあらはす、讀人かならず等閑に思ふべからず、斯て佐竹家には、御老中招請の規式も相濟ければ、一族家中の面々悦び不斜、國江戸の政事等能調べしとて、則此間登りし四家の第一山城、右京大夫の前へ出、實父壹岐守と兩人に申けるは、某此度國元出立の時節、

那河忠左衛門儀一書を相認、某へ相渡し候、此書を御一覽候へ、國政を委細認めし也、近所在所の國民困窮して、第一金銀少く難儀甚し、依て那河工夫才覺して、在所の金銀札遣ひ端書にせんと申了簡、先面白被存候、其上彼等が簡條の通萬事申付て、日あらずして國中行者道を讓、耕者畔をゆるの聖政にひとしかるべし、早々國政を此書面の通り御改め可然と奉存候也と、色々詞を盡して諫めければ、壹岐守悦被申、いかにも那河が發明の了簡しかるべし、何れも國政を改め申付られ尤たるべしとの玉ふ時、右京大夫義親聞れて、先御待候へ、何と申候や、國元那河が簡條の書付を以國政の品々相進め候段承届候、臣として主人に諫言するは大道にして、那河が心底尤殊勝に可申様も無之候得共、國政の事、早速新法出ては、却て國家の變と成もの也、殊に聖人も三年父の道を改めざるを孝と仰られしと社承り及び候、拙者身不肖に候得共、不孝の人の眞似は得致し申間敷候、先左兵衛督殿は近年篤實の人と呼ばれ、名におふ御名君、大御所様にも御稱美被遊、大廣間の骨成と思召との有がたき上意あり、諸大名にも尊敬せられ、御存の通

りの人なれば、今迄の國政等もいさゝか誤給ふ事有べからず、然れば何事も先左兵衛督いたし置れし事、假初にも私を立る事不孝の人のする處也、たごへ那河がすゝめ最上の善政たりとも、新法を立候事をもひ寄らすと、かぶりをふりて申給ふ、實誠ある義親の格言なれば、父壹岐守、伯父山城守も何と云べき言葉なく、其座しらけて見へにけり、誠に爰を以て見る時は、今の義親は直成人ぞかし、杉立る門を印の神として、杉は至て直なる木ゆへ神木とす、秋田は元より杉峠とて秋田杉名物也、其國君なれば杉立る神の心の直物がたりとは、此人をさして作者題號とする也、斯て山城も右條書を懷中して、不首尾の體にて其座を退さける、此上は江戸用事を仕廻ければ、國元へ歸らん連、壹岐守、右京大夫へも暇乞して歸り見、爰に其頃在所より一族の人々、國政の事をつぐる連、國使者を仕立て江戸表へ差越す士に、生田邊喜内と云者あり、彼がとなり大勇氣にして、平生は人の下に屈する事なき生得也、此度の道中生田邊は江戸へ登る、お東山城は江戸より下るとて、秋田の杉峠の入口にてひしと行合たり、此時に山城が行列、家來先供の

有様、日頃に十倍して威勢甚敷、偏に館の御通りのごとく、此上もなき猛威の有様成ければ、生田邊この體をみて、内心に思ひけるは、山城平生の氣質を能く知るに奢甚しく、己にはこり人を人とも思はぬ情根也、此度義親家督いたされ候ゆへ、屋形は我甥也と云ふ我慢増長候て、如レ此成べし、さりとはにくき事、一當てあて、くれんと思ひ、喜内駕籠の中にて居眠りして行過んとするを、近習の侍驚て、是へ山城様御通りに候と色々起しけれども、更に聞ぬふりして、兩方すつと行すぎける、山城大きに立腹し、家來を遣し其名を問せければ、則生田邊喜内なりと答ふ、山城怒て、推參也、四家の隨一、殊に當國主の伯父なれば、彼れが爲にも主人同前の某也、それ留て此方へ來れと可レ申と使を立ければ、生田邊承りて、何と御申候哉、山城には最早御用相濟御歸國とあれば、今日道中主用にあらず、私用同前也、何と私用にかゝる横行の有様こそ心得不レ申、此喜内は私用にあらず、主用にて江戸に罷通る也、私用を以主用を咎め給ふは、我意の甚しき也、御自分御用にて、主人の用事抱へ候喜内を御呼戻し被レ成候とて、一寸も歸る拙者にては候はずと、

急度返事して通りけり、山城無念には思へども、此理に伏して、すべきようもなく別れけるが、底意に此事を大きに合、何卒して意趣を返しくれんと思ひ、歸國後例の那河に此事を語りければ、那河が曰、それこそいと安き事、きやつ貴公へ對し慮外の段、四家の人々并に家老中へ申達し、其の段江戸表へも申達し、急度成敗致すべしとて、頓て人々をたばかり欺て、喜内が山城殿へ慮外致候連、役儀取上急度可レ申付と、江戸表に相伺ければ、義親是を聞れて、國もとへ下知致されけるは、尤喜内慮外は去る事なれ共、當時山城は予が伯父也、甚威にはこつて諸士の慮外を咎め給ふと世上に沙汰し、隣國の家中に唄はせては、予が外聞甚悪し、只此上の處嗜候様に申付べしと、誠に寛仁大度の下知なれば、一家中舉て有難く、義親の仁徳になつきけり、然れ共日月の浮雲におふはれて光りを失ふごとく、側に佞人多く有て、一旦國中をさばがせけるこそ是非なけれ、然れ共此義親、右の徳義有るゆへ、旦夕に騷亂を鎮め、僅一月にして靜謐平均し給ふは、かゝる廣徳のなす所か、あゝ君子成る哉、

十五、金銀札遣ひ國中困窮、伊勢屋三郎右衛門

危難の事

去程に秋田領城主の觸廻して、金銀札座引替所いせや三郎右衛門總元締改申承り、諸色札さばきを以賣買いたし候事となれり、たごへば金札銀札等、小判六十目六十八文がへと相定、國中の金子を集取、秋田の役人の方取上、紙札を渡し、國中の金子を取集自由を得て、又他國のもの并國內のものも金銀入用の節、右いせや三郎右衛門へ右の札持て行、金銀引替候事也、此改甚國民の困窮の根元とはなれり、如レ此事二月三月も過ければ、國中の賣人等札を以引替所へ行、取替致さんとするに、いせやが門前群集して、早朝より相詰て引替の儀云入るゝといへ共、中々晩景迄、其難澁夥敷一向引替不レ調、其不手廻いわん方なく、難儀千萬也、是よりして國中にて内々賣買の者共は、札にて物を賣事をせず、現に金銀にてなければ用事たらず、その金銀大かた領主へ取上られて、手元は皆札計多し、札にて買ふ賣んとする時は、十匁の所々百目の札を遣しても、不足に思ふ人心とはなれり、斯て國中の者ども大に歎、奉行所の役人宅に訴訟し歎けり、爰におゐて札座引替所を増し、能登屋喜兵衛、福田七

兵衛、かゝや惣兵衛等に申付けり、此町人共皆江戸店多持て、秋田由緒の者ども也、仍て秋田の町人は佐竹由緒の望極有人にて、江戸秋田と交代する町人多し、此中に福田七兵衛は秋田在國七年づゝ、七年目には江戸材木町中村三右衛門と交代して、又三右衛門七年秋田に在番たり、町人ながら、佐竹より二百俵金祿給はる人なり、福田七兵衛娘一人、先年その家を欠落して、歌舞妓役者大谷廣治と密通し、渠が女房に成る、近年夫婦ともに相果、其中に出生子供、淺草の福田方へ引取り、是江戸中に能知る處也、此類の町人共、右札座の差引もはかゆかず、彌難儀に及ぶ處に、院内領一萬石程の所ばかり、民百姓は更に苦しめる色もなく、かくて其仔細を聞に、爰の郡奉行に平本茂助と云人有て、我支配する場所也、此人は至極の貞節成人にて、能聖賢の道を守り、夢にも仁義の道をそこなはず、器量勝れし者故、自分支配所計、札遣を一向に受ずして、正金にて自由を達する、此事を諸役人甚にくむといへども、一命をかけ心得ず、然共正直の人ゆへに、押て平本を退けんとする事不レ叶、那河も時節を見合、何ぞ少しの虚を伺ひ、渠を退んとぞはかりける、

斯て餘の民百姓、院内領の政事を羨みけり、或時國中の町人百姓申合徒黨して、所詮今度の困窮の根本は、那河忠左衛門、いせや三郎右衛門兩人のしわざ也、此分にては、自然と國中餓死するより外はなしと恨を合ける、誠那河といせや申合せ、國民より領主へ納る所の品、年貢諸運上共、金銀にて納させ、亦領主より町人百姓に拂所札にて拂ひ、其札引替町人札座にて思ふ儘に取かへず、これ自然と國中の實は皆取上らるゝと云もの、三年此政有ば、道路に餓死する人多からん、逆も死なん命をば、せめての恨を晴しても、町人百姓共云合、或夜てんでに鋤、鍬、棒、ちぎり木引下げ、伊勢屋三郎右衛門方へ押寄、ゑいゝ聲の鯨波を上、無二無三に家店を打こはし、家中の者一人も残らずうち殺し、日比の恨を散せんと、數百人どうくど込入、當るものたゞき散しければ、家内は大に驚あきれ、只手向ふ事ならず、みなく遁るを勝したりける、斯て右の者ども、あくまで家内踏散し、あるじ三郎右衛門が肉身は、生ながら一口づ、喰んと思ひしに、早く遁たるよな、近頃殘念々々と呼はり、勝鯨波上て退けり、此事いせ屋よりはやく領内の役人に達

しける故、餘多の役人來けるに、もはや此節は何も引取けり、誰がしわざとも知れず、國內の百姓町人、何を相手と取がたく、いせやうちこはされて其仇を報する事ならず、國主より可申付様もなく、はがみをなす計、後日結句恐れけり、其外の札座能登屋、福田、かやなど、此事を聞て薄氷を踏思ひをなしける、此上に國中其年より米穀不作して、尙々町人百姓甚困窮を重ねる、是いか成凶年ぞや、國に倭人有り、匹夫たりといふ共、國の政を恨者多時、自然と不作するかや、既に古語にも一夫恨生る時は、三年雨ふらずと古傳の言葉も有り、如し此人の歎きゆへ、名におふ奥州兩國は、米一斗錢百文にかへると云豐饒の場に、年々前代未聞の飢饉有て、死屍道路によこたへて死る事有とかや、左傳の聖語の如し、能々慎べきは天道也、是時は寶曆五年亥の春秋也、既に國主右京大夫始めて入部なりとて、國中上下つめきける、民百姓は國主所知入の節、其儘乗物に付愁訴せんと思ふ人を夥し、其節那河忠左衛門は、右京大夫義親の入國の節、政事のあらしき事をば、民百姓願出ては身の災ひと存、いかにせん、先佐竹山城をはかりいだし仕方有べしと思

ひしに、山城は今年春中より病氣に付て、此節以の外危急成しが、右京大夫到着前に病死したり、のちに義親在着して、お東は格別の家筋なれば、其子幼弱たりといへども、家督相違なく給りて、是を今佐竹山城と申也、此山城は至て其人柄貞實にして、此度の仔細にも宜敷方に有ければ、當秋五百石加増を得て都合六千五百石、お東と唱へけるとかや、義親の伯父の山城は此節病死して、今は甥の間からとなれり、

十六、右京大夫義親所知入國中仕置の事、平本茂助やばせにて國中施行する事

斯て寶曆五年四月朔日、佐竹右京大夫義親を殿中へ被召、頓て登城熨斗目麻上下着、此日月並み御禮畢て、別段公方様御座の間義親を被召、上意を以今度在所の御暇被下旨、ゆるく國元にて休息仕候様にこの御事、若年寄大岡出雲守殿謁て申聞けり、雖有段御受に被及、退て御次へ出、此時御老中列座松平右近將監殿御書付を以て、恆例の通御暇乞の被下物とて、公方様より白銀五十枚、巻物、御馬一疋下し給ふ、謹で頂戴可有之旨被仰渡ける、右京大夫有がたく奉存候旨被申上候、其後拜領物取之、右京大

夫家來にはからはせ、則御老中廻、一族親類の届も相濟けり、四月中旬江戸發足して、在國せんと其支度、家中の者共つめきわたり、此度當殿初ての入部なれば、萬にきらを盡すべし、定て殿様にも嘸々結構ならん、道具裝束花々敷からんとて、人々口ずさみけり、右京大夫は、家老小野寺伊右衛門、須田内記、用人鈴木平藏呼給ひて、今度所知入供廻り道具等、隨分質素に可申付、先左兵衛督殿入部の半分に諸事を致すべしと云付給ひ、道具供廻り悉く減少の段、書付を以申付給ふ、家老用人答けるは、こはいかに左様に穩便を思召候哉、御家格は古代よりの定法有事に候、何ぞ過不及其宜しからず、少しもくるしかるまじ、此度は始て御入部に御座候間、御遠慮あるまじとて進めける、右京大夫いやとよ、我が所存は其方共と異なり、先某秋田家督して國主とは仰がるゝとも、畢竟子秀丸◎秀丸按、秀丸義敦、寶曆十三年十二月九日、侍從、右京大夫從四位下、義明、嫡子、母、義峰ノ女也、の縁に依て也、さもなければ我より相馬家社近く秋田を領すべき事也、此段其方共、其節秀丸殿血筋に候間と申せし事忘たるか、然ば我が國主に成るは秀丸故也、秀丸こそは國主成べし、然時は此義親、秀丸

が成人迄の後見同然也、其心を以よろづ某が心底は後見の心持にて罷在、右の通可然候也、萬端質素に相觸られける、義親の心の奥、誠に珍敷太主の御心かなど、聞もの感せぬものはなかりけり、夫より日を定め入部の用意被_レ致し、國中の民百姓、右京大夫の篤實を聞及び、かゝるみ覺の太主ならば我々願を聞届給はらんと、所知入も近しと民百姓は悦び居る、爰に國元院内の奉行に平本茂助、一人器量を以、民百姓を能救ひける故、此者を萬民親のごとく思ひし也、今度右京大夫入部の前、百姓困窮に付、平本達て戸村、澁江、梅津の感状の人々を申す、め、國中救ひの爲とて、秋田領やばせと云所に大き成る小屋をしつらひて、國中困窮飢渴にうれい居るものへ、毎日々々殿の藏をひらき米錢を施しける、誠に忠誠の士なり、仍て右の施行に預らんとて、數多の輩相集り來るを手廻し能く、かれらを救ひける事、可憐幾千といふ共、此手段平本一人が働き、公邊へ聞へても義親の仁術なりしと、せめてものこと申譯の一事成べし、是等の一儀にて此度の騒亂も、公儀御答も薄かるべし、追茂助は忠義第一の人也、扱また那河忠左衛門は國中を飽

まで困窮させ、多く金銀を取上、己大きに私慾を致し、金銀を夥敷貯へ、今は是迄なれと思ひ、奢を極んには江戸表の萬事自由に成る所こそ、極樂ならんとおもひ極め、其上在所に居て、後々國中からき政りごど顯れては、我が罪と成べし、其時身をのがれん仕かた、永久に樂を致さんと謀略を廻らしけるに、伊豫の松山の城主に松平隠岐守の奥方へ、内々文章にて取入、心底を盡して何かとしはるゆへ、彼おく方の願にて、附人に那河を可差越候様に義親へ頼せ、其上我れ常府にせんと工夫して、此段をはかり、愛宕下彼奥方へひそかに申けるを、奥がた那河を呼度思はれて、此度入部の前に右京大夫ら、隠州奥方より忠左衛門を附家老に被_レ成候様に願ひ申ける故に、何れにも一人は長臣共の内を附人に被_レ致事なれば、義峯の息女と云格別の間なれば、義親も疎略に成がたく、御頼の段委細畏入候、右の通に可_レ申付候とて、頼て望の通那河を江戸へ參候様に申遣し給ふ、忠左衛門はかり事成就せしと悦び、江戸へ下る、義親對面し、愛宕下の附人を申付給ひけり、那河は畏候て請に及び、是より隠岐守の奥方附と成て、其後の奸計をば盡し

ける、此節右京大夫在所に被_レ罷越候處、乗物に付て訟へなげかんとする百姓町人多かりしを、役人奉行是を悉く制止せ、若左様有時は、惡逆の手術あらわれんと、件の惡黨那河に一味の山方助八郎、小野崎源太左衛門、大久保東市を始、今年秋仕置に成し惡人共大勢、右京大夫の所知入の迎として罷出杉峠、院内に假り家の休息所をしつらひて、家の歴々一列して義親に對面し、入部の祝儀盆事致し、今晝休、秋田の城主舊例にて横手の城へ入給ふ中食なり、昔よりの吉例とする事也、此横手城主は名におふ戸村重太夫、此節に戸村方にて、往昔慶長十九年冬御陣に、家康公より被_レ下し戸村軍功の御感状を、國主所知入の節、御覽に入る事、尤古實と致所とかや、然者此折から義親は横手の城へ入らんとし給ふ、家中惡徒大勢口を揃へ、まづ御國中能治り萬民御法儀にしたひ奉る事、堯舜のごとくに御座候、仍て國家戸ざ、ぬと申候事、先達て被_レ仰出候札遣に聊か差滞候こと無_レ御座、目出度御事に候杯、十分國主を欺きける、流石上として下々の事を急には知がたく、惡人共の言葉を誠と思ひ、國中の政の善惡を辨へ給わざること是非

なき次第也、誠に月は清しといへども、村雲の覆ふ事をしのがれざるとひとし、頼て晴日までも一旦浮雲に覆ふわる、事は、聖賢とてもせんかた無し、君子のあやまちは月日のしよくの如しとは聖人孔子も宣へり、扱其後にまづ義親は横手の城へ入給へり、

事

十七、右京大夫義親秋田の城入部、横手の城に
おゐて多賀谷外記金一箱馬二疋令_レ進上
爰に秋田の家老に多賀谷左兵衛某と云ものあり、近年左兵衛督と云國主有し、此多賀谷は諸軍記に見へし多賀谷左近嫡流なれ共、仔細有て當時結城家に仕へて、多賀谷左近家元と云也、爰は佐竹の祖、根元譯有_レ之也、扱此頃秋田第一の富貴分限者にて金銀夥しく貯へて、一國のもの長者と呼也、知行する所は秋田領檜山と云所有て、總高七十萬石有_レ之場所にて、外記が領する所も内入十八萬石有_レ之とかや、誠佐竹領分の多き事、こゝを以能知るべし、此者の金銀悉く國中にて借置、幾萬億と云數をしらす、村方町かたへ借置、今度札遣と云沙汰を聞より、以の外におもひ夥敷人々にかし置候金子、札を以金の替に辨られて、あま

た損金出来んと思ひしに付、未札遣の疇觸なき前、町在どもに嚴敷借かたを取上しゆへに、國中の人々難儀に及び鳧、しかれども不仁者にも非ず、兼て町在家の自由を達しける、利安の金にて借人大に満悦なりし事なれ共、札遣にて金銀捨る事を歎て取立るのは尤なれ、あながちに不義の徒にもあらじ、多賀谷大勢の人を養育しける中に、國中力量の勝れし者をえらび召仕けるゆへ、角力取の類多く抱へて、平生能持しきせ等をくれて、手前屋敷に差置ぬ、是自分慰にするにあらず、まさかの時主人の大事の爲にもと金銀遣し、力量の者どもを扶持する、秋田の外聞をつくり、江戸、京、大坂の勸進角力の場所杯へも力者を出し、其家の規模とせんぞ平生云し、主人の外聞を包みつくりはんとする事、忠にも叶はんか、いか様にも一年奥州伊達郡の國見山に丸山權太左衛門杯、南部領の土蜘蛛、黒蜘蛛など云ふ力士ありて、日本國へその名聞へたるを恨み、同じく東國の事なれば、秋田よりも左様な人を出して、國の稱美をたらんと力士を多選ける、近來多賀谷檜山にて扶持せし者ども、多く相撲の上手力量の勝しもの有、江戸、京、大坂、長崎にて

高名し、勸進角力の第一のものと呼ばれし磯碓平左衛門、大鳴渡、山姿、是等皆此多賀谷養ひ今世上に知られて、秋田の國の外聞と悦びけるぞおかしき人なり、此節多賀谷出て義親の目見し、古例の通戸村往昔の領分多賀谷出て義親の目見し、古例の通戸村往昔頂戴の感状を早速拜見せられ、多賀や罷出、金子馬二疋、先例の通に任て義親へ進じける、右京大夫機嫌克此所を退給ひ、此節眞壁掃部介家老職也、義親の側に居て感状の歴々より上座せし也、此事を戸村憤りて眞壁無禮也、家にて戸村の外、上座すべき者なし、梅津、澁江も老臣に仍て其時諸差別あり、何ぞ眞壁、今日の無禮法に過たりと、少し六ヶ敷申出す、たがや其中に入て穩便に取はからひ、いわば戸むら横の城にて亭主也、眞壁は殿に付奉る客人也、爰は亭主の了簡有べしと申遣し候、爰におゐて戸村は笑をふくみ、一言にも及ばずとや、誠に取計の殊勝なり、初義親は是より秋た在城して寛々休息有て、翌年ま

た〜江都へ參觀し勤候有にける、

十八、那河忠左衛門妾元お百が傳

爰に那河が妾、實は女房なりしおつ、器量萬人に勝れ美しかりし、其名をおつと云しは後年の事に於て、始お百といふて、根元は京の九條通りの至極賤しき家に生れ、幼少より發明他にこへて、尤生れ附飽まで美麗なり、兩親朝夕渡世の爲に、祇園町の山村や何某と云ふ色茶屋へ、此お百十二歳より遣はし、十四のはる白人の勤、浮年月を浮川竹の世の一夜の引手あまたの身也、勤の内も全盛上もなく、晝夜いとまなく洛中洛外の歴々分限者、大坂、堺の有徳人、江戸登の長者、西國下向の諸侯、大夫、このお百を懇説て、こに碗をおろす人夥しかりし、其頃京童のはやり歌に、
 ざおん丸山西川はら、芝居のやぐら暗き夜の、やみも月夜もわかちなく、さわりがちなお百はごこに、爰に初夜から曉までも、松兵衛松兵衛と夕すみ、

るを誤て、あまり時行子にてきやく大せいつかへて、今はまだかしくに客有といへば、跡より來る人、しからばまつべい、まつべいと云ひしより、自然と其名を松兵へと、人は是を付ぬ、此頃白人のお百はたぐひなき美人、中村松兵へは上もなき美少、京の花紅葉と云ひしとぞ、件のまつ兵へ九年已前病死とぞ、惜かないまなき人の數に入りて、京一條川東順妙寺の菩提とあらはれ成りし有様、お百今随ふん盛むなる姿の花ざかりを失はず、白人勤の節、東西の茶屋へ呼れて多の客に馴染を重る内に、其頃大坂の鴻の池善右衛門と云へる有徳人、此人の事世舉て知る所の大分限也、當世三ヶの津に並ぶ人もなきと云、江戸の三谷、海保などに等し、この鴻池上京の節、都のはなと聞しおひやくに逢んど、或夜大勢たいこ末社、名有藝者の類召連てお百を呼て樂しみける、斯て座敷濟、床に入、明朝は明六ッ時前、歸らねばならぬ用事有杯と申ながら、酒呑打臥鳧、召つれし者共も皆々寐入けり、おひやくもどろ〜まごろみけるに、大臣目を覺して、我ねいるまいと思ひながらまごろみぬ、刻限不レ知、おふかた夜明近かるべし、いざ立歸らんと云時、お百は起上

り善右衛門に向、何ごともやさしきごり扱格別、なみなみの傾城遊女の及ぶ所にあらず、其愛らしき眞實あつて假初にもうは氣なくして、其上飽まで戀の情ふかく、此道の粹にしていわん方なし、此時お百いや／＼まだ左様に夜はたけ申まじ、漸々八ッ過に候はん、今しばしと留る袖に、もの柔かなるしとやかさ、自然と上々の品也、鴻池も岩木に非ず云ひけるを、先々何時ならむ、刻限を見て參候半と、お百が立所をおし留め、いやはおひやくそなたは發明上もなき人にて、一言のことも皆始終にそまつなきやさしき事、言んかたなき風雅の人と、宵よりも恥敷こそ思ひしに、今は一言に何時成る時刻を見て來らんとは、いか成こと葉ぞや、時は見てこらるゝものか、聞て來らむと社ゆふべけれ、寺々の鐘聲、番太が知らせのたいこ拍子木、耳にきかすして知るべきや、はお百の少し誤ならんと申ける時、お百は笑らひて、是は殿の御一言とも覺へぬ事哉、凡時刻鐘を聞、またたいこを聞、定規と可致哉、夫は愚なる人の耳しらせのかね太鼓、其根元鐘をつくに何を相圖に致し候哉、定番を以是をしる、其定番は天の氣差を考へ計しもの也、凡天文日月

星の行道を以知るを智者の時をしると申也、其天文は耳にき、鼻にかぐものにあらず、只目にて見る也、知る也、外はなし、今かねも聞へず、鳥もなし、天文をみんより外はなしと存、刻限を見て參らむとは申せし也とて立出、窓を押明、誠に天狗星西海に没し、北辰其所に居て衆星いまだ分散せず、未四更の終りならんとひごり事して、未漸々八ッ時過、今少し御休給へといひける、善右衛門はお百が天文に通じたる事を聞て、舌をふるひあきれ果て一言もなし、果してはるか過七ッの鐘つき出す、取分鴻池奇成事に思ひて、其夜は立歸りけり、此後善右衛門、お百は發明叡智萬人に越へ、かゝる女は又天が下に有まじ、大金を出し身請して大坂我家へつれかへり、妾にして月日を送りける、かゝる不思議の女もなし、經論、聖經、詩歌、管絃、連歌、はいかい、何れの事を尋ても答へくからず、鳥羽院御宇玉もの前といへる女の有様也、かの玉もの前變化してかく不思議也、是は現に目出度女のかやう成りと寵愛不淺、されども此お百己れが妾のいつくしきにはこりて自慢の心出來て、只好色をこゝせり、爰に其頓歌舞妓役者津打門三郎と

云藝者有、此もの江戸役者にて大坂のかぶき座へ上りけるが、上方大坂など諸人の目を悦せし、鴻池のおひやく或時狂言見物として行見初て後、善右衛門方へ役者共呼て、日待、月待、月見、年忘などに度々の歴有けるに、お百例の徒心より門三郎を戀したい、召仕の女を計、玉章の人づてならでいふよしも哉と、さま／＼敷戀の綱手、引手になびく男と、ろは、いなにはあらぬいな船の門三郎、忍び通わりなき中と成て人目の關をしのびけるが、底もれ安きみそか事、終に二人が中の不義、鴻池の耳に入り、善右衛門心には怒りけれども寛仁の男にて、所詮浮川竹のたわれ女を、我一旦の寵に迷ひて引ぬき來りしは某が誤也、人に多く知られてはみな我恥也、所詮仇を恩にて報ひつかはさんと思ひ、ひそかに門三郎を呼て、其方いまだ定て妻もなし、我一人の女、其方に遣さん、則お百也、かれは諸事發明にて、其方杯の宿の妻に致て然るべし、支度恥しからぬ様に仕立可遣と申聞せ、お百を呼出し、即時に女房の約をさせて、盃事させ、千秋の基どかためけり、兩人善右衛門粹にして、かくのごとき取計ひ忝思ひ厚恩と存、是より此人の徳を感じけ

る、さればお百は此後門三郎と借老同穴のかたらい、其後また／＼江戸へ下時、おひやくを召連て江都座勤ける、難波町にて宅を持て居ける、しかるについ不圖病氣付相果し後、其所にその儘住居して内證の事、津打門三が眞實の兄松本幸四郎今團十郎三升海丸也、其頃は萬端かれらが身の上を世話やき念比に致遣ける、殊に門三郎養子に三次郎とて、幼年の粹有けるが不便がりて、念頃に致けるに、お百は件の姪婦なれば例の徒心發り、或時三升と二人居ける、何かに付て言葉のはしおか敷、亂心のたれ故に、信夫文字摺忍ばれじと幸四郎へ戀せし後は、女のかたよりわりなくもごきける、此海丸甚眞實成男にて大に恥しめて申けるは、そなたは某が弟の妻、然るに我等に心あるとは、是はいか成振廻ぞや、寔に人面獸心とはそなたの事、某を畜生道へ引入とや、往昔より美女として家國を亂し、人のこゝろをどらかすこと其類多く、その不義憎に餘り有、重ねて面談いたすまじ、今日切に義絶いたし、我柳下惠の徳無し、所詮近付てふぎの名を請ん哉とて、後には曾て海丸義絶して、門三郎舊家を尋ざるは幸四郎が義格別也、色よき女にうつす事、人情の甚し

きに、此人の義心鐵石のごとし、此事を海老藏能く知りて大に感心し、後に團十郎の名を譲りしと爾云、

十九、那河が謀にて右京大夫を令三放佚、妾を抱へさす事

誠に佞人其君を傷事によりしと古人も宣へりとは、右京大夫をも忠左衛門、色々たばかり、己が思ふままに政を取計はんとせし事も、右京大夫一體篤實ゆへ、其事に任せず、依之此上は不行跡者に成ともして隠居させ、秀丸に家督させ、幼主の代にして、我秋田を一圓めに掌の内へ入れんと思ひ、右京大夫へ色を進めんと計て、彼女房と示し合、おりつ折々に主人に言ける、凡諸侯に二三人の妻有と申候、少もくするに差上可申とひたと申付、右京大夫さすが岩木にもあらざれば、いかにも筋目正しきものならば召仕んと申給ふ、此時那河が妻おりつが妹分にして、一人の女を右京大夫の妾に參らせけり、此が素性は曾て知る人なし、忠左衛門夫婦して、右京大夫を色にてふけらせ、我謀をなさんと思ふゆへの仕かた、せん年左兵衛督をはかりし如く、妻と申合、毒殺つもりと思ひ立

けるとは、右京大夫夢にもしらす、尙寶曆七年丑四月入部の積り、在所の御暇被三下置候に付、江戸出立の支度夥し、先年所知入の節、萬端たしなみ能供廻り減少の事、至極尤の事成しに、今度は忠左衛門萬事を取りはかり、殊外大そふに出立の筈、殊に此度は氣に入の御部やを一人同道の積、此部屋の諸道具長持計五十棹、みな女儀の器物衣類の由、夫のみならず御部やは平生花木を樂給ふ故、此度染井の植木屋仁左衛門へ申付、見事成つ、し千本を江戸より國元へ送り、さつ木の花盛りを樂んと、數多の入歩多くの入用を懸て、入部の前につ、し千本、御部やの御用成りて差遣しける、國元の家老用人是をき、あきればはてけり、これ那河が謀にて、國元の家臣右京大夫を馬鹿者と思はせ、おのれ謀をなさんと言手立也、されば國元郡奉行平本茂助といへる忠臣の士、戸村十太夫方來て申けるは、御存知通、一兩年以來御國萬民困窮いたし、米穀出來惡敷上に、金銀札遣にくるし候事、是偏に忠左衛門と山方助八郎杯佞人有て、國を亂さんと致所也、今度御入部に付、先達てはや御部やの道具長持五十棹、其上彼女儀の樂しみの爲とてつ、し千本、多く

の人歩にて持運びのものを出候様に、既に院内領へ御下知也と、役人我儘に御用を鼻に懸け色々申候得

ども、拙者存る次第は、當時百姓難儀して、飢渴にうれふる節、困窮の百姓を救はんと云手立はせず、却て辛き政のうへに、國主の妾の慰に、民百姓をむこく遣はん事言語同斷、是より不仁は有べからず、仍て院内の堺に右諸道具、千ぼんのつ、じをも其儘留置、人は一人も拙者出し不申、私了簡にては右御慰の御用筋、困窮の百姓は一人も召仕候事は不罷成と申、戸村承り、實尤千萬なる事哉、如何に江戸の指圖なればとて、左よふの事に困窮の百姓遣はれ申すまじ、今にはじめぬ平本の御器量かなと、稱美いつたるこ、ちなり、是に依て江戸より申來候御部屋の道具と云ふは、院内の入口にて其儘ころがし捨置ける、然るにか、る忠臣の士は、却て佞人の思ふにならざる事、美女は悪女のかたきと云ふたとへのごとくにて、那河、山方、三枝等の悪人は平本がしわざをにくみ、所詮加様の賢人勤する時は、我々が失望の妨と成らんと思ひ、四五年以來今年迄平本を失なはんと、いろくごたくみけれども、曾て私無く忠義ある者なれば、かれを

失ふべき手立なく、只申立にして、押込べき品もまたなくて打過しけり、

二十、平本茂助を押込、切腹さする手術の事

然るに段々茂すけが務かたよしといへ共、却て江戸の差圖に背き、自分の器量を以、諸民の爲に宜敷様に相勤事を、江戸表佞人ども、此度入部前、主人右京大夫へ申聞候者、平本茂助事、此頃札遣等被三仰付候處、茂助は己れが作略を以、猥りに其儀を相背、札金打交へ遣候様に相聞申、此義は公儀を憎ての事に候へば、一己の事を不存候旨、急度可三申付候、右の勳たとい現に當り候とも、上をないがしろにいたし候罪甚し、凡臣として違背いたせし罪ほど重は無之候、捨置ば法立すと、右京大夫聊此事を辨へずして、那河に任せ給ふゆへ、平本は押込の事、右京大夫の指圖也と印形書付を以、江戸奉行役より在所へ申遣しける、此せつ在所にて俄平本を家老用人下知し、江戸の仰なりと申押込ける、是も皆佞人の謀し事也、此段も入部の節、夫々に右京大夫命するなりとて、平本を切腹させんと道中より申遣ける、是もみな佞人の謀し事也、仍て國元家老用人頼て下知して、平本切腹に

相極りける處に、戸村十太夫は是を聞大に驚、茂助事は忠義全く國中一番の人也、是偏那河、三枝、山方等計ひ、かれを失いて己が惡逆の邪魔を拂ため成べし、かゝる忠臣の人を無實に落さんは大なる無益也と、ひそかに平本を招き、戸むら申けるは、御邊は下知により、既に切腹となり、其旨覺悟可被致候得共、そこを某貴殿の忠貞を能く知りながら、無實にしづむべきにあらず、御邊の身の上は拙者へ任さるべしとて、戸村十太夫方へ茂助を引取、戸村方よりも右京大夫道中迄、侍を以申送りけるは、茂助事御下知に相背切腹との被仰付、如何の事哉、罪の疑敷は不罪申書あり、依て御到着まで拙者御預り申也、早く御駕を可被入候、其節可申上と申遣しける、戸村がいたし方至極なりと、後日におもひしられたり、

二十一、右京大夫戸島泊りの節、山方助八郎、三枝仲謀略にて、お東へ信田彌右衛門、小野崎吉内を遣す事

斯て右京大夫義親は、當寶曆七年丑五月八日、領分戸島と云ふ所止宿し給ふ、秋田城へ一日路也、此時候人三枝仲方へ一味の山方助八郎等、小野崎源太左衛門方へ申遣旨

有之付、早秋田より山方、小野崎并大久保東市、大島左仲、信田彌右衛門杯言者來り、其儘お東へ人々、四家の面々、戸村、澁江、梅津等申合、君を押込參らせ隠居させ申さんと謀申候、仔細は一兩年國元萬民の困窮、金銀札遣の事、隣國の外聞等を君御一人のあやまりにいたさんとの謀略に御座候、うかく御入候て、彼等が落穴へ入給んとぞ申ける、右京大夫大に驚、扱は四家并家中表役の者共、我を計るとや、以の外成不届也、是如何はかるべしと申給へば、件の者共主人に進めけるは、先是より四家の衆へ御使を被遣、遠慮閉門可被仰付とぞ申ける、渠が云事誠也と思ひ給ひ、信田、小野崎兩人を使として、先何となく四家の人々閉門の儀申付給ふ、佐竹淡路、同出雲、石崎孫太夫、岡本又太郎、小野岡源四郎、大塚九郎兵衛、此者共儀右京大夫心底に不叶事有之間、今度入部城へ入ても目見申付がたく候、急度差控候様との事也、何の咎もなくめつそうなる仕置といふ人多かりし、是等忠義の人々にて出勤して居らば、佞人ども惡事顯れん事を思ひて、一日路城着の前、戸じまにて斯はからひける也、此使を請て右の人々大に主人を恨憤り、罪

なき旨を申開かんといへば、先一旦は主人の言葉を守り閉もんし、後日に無實のこと可申と控へたり、如レ此して翌日本城へ入べしと有時に、此せつ秋田城下より太田内藏介と云侍、二百五十石物頭役たり、戸島の止宿へ來りて右京大夫へ目見を願ける、則目見申付、内藏介やがて脇指を取りて丸腰に成、右京大夫の側へより懷中より一書を出して申けるは、誠に君は御存なく候、忠に似たる佞人有、必々御近習には祇候の人々に御心を免し給ふ事なかれと、何やら御諫言可申と相見へければ、山方助八郎、三枝仲兩人聲をかけて、それ内藏介を若士衆御次に退られよ、亂心と相見へたりと申まざらしければ、渠一味の佞臣等ばらゝと大勢かゝり、太田を次の間へ無體に引つれ、終に亂心のものになしけり、是も己が惡逆の顯る、事恐れて、斯はからいなしにけり、斯て翌日本城へ入給ひければ、國中の諸士みな、目見に及びけり、此節戸村十太夫、茂木筑後、向井飛驒、多賀谷外記は申合て、件の惡人の工み、今は能時節なり、すみやかに糺明せんと密談して、先四家の人々へも相通して、其趣を段々互に通じ合、閉門の趣、佐竹淡路山城、圖

書大和、石塚孫太夫、岡本又太郎、戸村十太夫、小野岡源四郎、平本茂助、茂木筑後、澁江内膳、宇津平四郎、眞壁掃部助、向井飛驒、太田内藏介、石川縫殿介申候、右京大夫の申聞て、何事も國の爲家のため惡人退治に、誰か遠慮に可及や、是一國の仕置愛也と、無二無三に捕手足輕五百人相催して、惡人どもの登城の道筋にて、戸村十太夫、眞壁掃部助下知して、件の惡人等、山方、三枝、小の崎等、其以下の人々、一味の面々、一人も残らず生捕にして、愈囚獄させける、手廻しといふことなり、此上は惡事の棟梁那河忠左衛門、并江戸罷在所の惡人どもを呼上して生捕んと、戸村十太夫は謀を廻らし、右京大夫の仰也、國元の政の儀に付、忠左衛門が智を借り申事候間、何卒して隠州へ相斷り、早速秋田へ下るべしと申送りける、依て寶曆七年丑の七月八日、江都を立は、那河は秋田へ發足の門出しけるこそひつじのあゆみ成べし、

二十二、那河忠左衛門、小野崎造酒、大島左仲 秋田へ來る事

去程に積惡終に顯れて、那河程の智者なれども、今度呼に越候段を誠と思ひ、心底に悦び、右京大夫の心に

叶ひし發明者外にはあるまじ、いざ参りて智恵をふるひ、己も私慾せんと、隠州の御暇を申、秋田へ参る、頼て來またく、御用可承由申ければ、兼て隠州夫婦は片時も那河が側に不居しては、何とやらことたらぬ心地す、いわん方なければ、名残おしき用事仕舞、はやく可參候様にといろく、餞別し給へば、夫より一味の江戸やしき小野崎、大島兩人も召連て、國元へ心さじ、さも結構に出立けり、既に右京大夫領知堺、院内と云關所あり、本城へ是よりは明後日着といふに成、秋田城に罷有忍三郎左衛門と云、是は那河の爲に實兄、此度山方助八郎、三枝仲以下生捕れたる悪事露顯の様を密書し、忠左衛門方へ飛脚を出しけり、那河が止宿の所、右の通の書通を持參しけるに、仍て披見し大に驚、南無三大事は顯れ、國元一味のめんく、早くも生捕れたること残念さよと齒がみをなして、大島左仲、小の崎造酒にむかひ、如此の告あり、今は百年め是非に不及、去ながら我一旦江戸へ是より立歸て、隠州の夫婦を頼、能にかくまい貫ひ、身をのがる、仕かた有、各は御銘々覺悟あるべしとぞ申、此夜小野崎、大島を打捨て、秋田より江戸の

方へと引かへし、家來に申付、秋たよりの追手かゝらぬ内と駕をはやめて取てかへしける、此跡小野崎造酒はせめてもの士のかたき有て、大島左仲に向云ける、いかに貴様も某も不覺の那河に頼れ、今絶口についで、せんかたを失ふ、誠忠左衛門は憂を同じうせずして、樂を共にするといふ小人也、此節己れは逃歸りて隠州へたのみかくまわれん、貴殿、某は覺悟致せとのいやしきこと棄、是はいか成不義成ぞ、しかれ共今更打て捨ざる事のくやしき事に候、此上は不覺者の名を取、其上未練にして生捕れ繩下の恥を蒙らん事、かばねのうへのかきんならんと、小野崎は夜の間切腹して相果ぬ、是は責てもの事也、大島は腹をも切す、うろたへ廻る所へ、本城の役人那河、大島、小の崎の到着を聞き、頼て捕手の者大勢向しに、造酒は切腹、那河は逃延ぬ、大島一人生捕て、秋田城下へ引て囚獄申付ける、那河は適逃延けるゆへ、役人共院内の關所迄跡を追參に、忠左衛門はやく先達て關所を越たり、此時那河は關守を欺き、彼名を偽て何となく通りければ、是關所破りの罪も一度に出來たり、忝忠左衛門難をのがれて江戸着致し、愛宕の下隠州殿屋敷へ

一さんに駈行、直に奥方へ参り申けるは、此節拙者讒言の爲に罪に處せられんと致候間、漸々其場はのがれ來り、あわれ御かくまい可被下と申、奥方も不便に思ひ給ふ事なれば、氣の毒におもはれ、屋敷に置給ふ、秋田よりやしきへ申越候は、那河忠左衛門院内關所破り江戸表へ逃上り候間、生捕早々國もとへ可被遣と下知嚴しければ、夫より隠岐守殿へ使を立、早速御渡し可被下候旨申遣ければ、忠左衛門事此方より右京大夫の直に返答可及とて、那河を渡し給はず、隠岐守殿より直書の文通有て、是非に此方へ可被下の御事也、然れ共今度騒亂の根元なればゆるし置がたき旨に付、亦々秋田より隠岐守殿に申越給ふは、忠左衛門儀に付被仰越の趣致承知候、尤ながら相尋不申候て濟兼申候用事御座候、國政の儀に付一旦承り届申候て、渠が身の上の儀は格別被仰聞候儀に候得ば、何分思召任せ可申候間、先々一度國元へ呼寄不申候ては相濟不申候段申越ければ、此うへは詮方なく用事相濟て、身の上を此方へ任さるゝこの上は氣遣なし、國元へ參候て相違なく御返し可被成と仰有ゆへ、那河は安堵のおもひをなし、

先江戸屋敷の役人どもへ談可申とて、三絃堀の屋敷へ参り、玄關へ参るといなや、大勢忠左衛門を捕らへ、何ともなく繩を懸け、其儘乗物へ打込、嚴敷錠おろし青網を懸て、直に國元へ遣しける、居宅は忽佐竹の家來まいりて家財に封印をいたし、女房のおりつは最早逃れがたかるべきと思ひ、赤坂邊の町人伊兵衛と云者をたのみ、己れが請人として奉公人の受狀を拵へ、檢使の來る前に簞笥の引出へ入置ける、頼てやしきの檢使道具吟味の節、右の奉公請狀出しける、召使の下女と云掠しゆへ、おりつに始終構なく、諸道具も餘程我ものにして夥しく持出しけり、何に付ても發明成女哉と人々舌をまきける、

二十三、秋田騒亂仕置一件

斯て積年企し所の惡逆、終に天命にさからい忽露顯し、不忠の臣等悉く生捕れ囚獄せられ、江戸表那河忠左衛門も生捕たりとて、近日秋田へ引連來るとの注進あり、右京大夫申さるゝは、速に誅罰すべしと、江戸表御老中御用番松平右近將監殿へ、一書を申入給ふ、拙者家來國元にて不忠惡逆御座候間、糺明致仕置仕度奉存候、右御届如し此御座候段申入給へば、

右近將監殿御下知いかにも御家臣仕置可被致この被仰渡、右京大夫自分裁斷、家老戸村十太夫、其外家臣及評議、四家衆立合、左の通相定仕置申付候也、寶曆七年丑六月六日七日兩日於秋田仕置の次第千石

四百石 用人 小野崎源太左衛門 介錯中村多次郎

三百石 家老 山方助八郎 介錯藤田又右衛門

百五十石 膳番 三枝 仲 介錯増口治右衛門

四百五十石 信田彌右衛門 介錯木村善六

四百石 大島左仲 介錯大山平七

右六人當六日切腹被申付、

三百石 兵具奉行 野尻忠右衛門 介錯丸山内藏

右同日於草生津斬罪被申付、在所より繩下にて差越、渠兼々謀計を心懸、山方助八郎始側兩役の者申合せ、

大義を以諸民を痛たる科に依て、草生津にて斬罪に行ふもの也、

右の條目にて繩下に相成、穢多共引連候由、

右は同日領内、三ヶ津、下野領共に構、追放、尤大番組より組頭一人差越、

右同日岩飯の差越同斷申付、 三枝 兵内 信田弟介 大島義太郎

右の者若年故改易申付、 千石 家老 大越 甚右衛門

右者當六日役儀召放し親類見繼申付、同七日多賀谷龜太郎生涯預け申付、物頭兩人罷越、

大越 甚五郎

右同日改易被申付、 三百石 用人 鈴木 平藏

右は四ヶ角館本一家へ生涯被預置候、 根岸 市郎右衛門

六百三十石 茂木筑後へ生涯被預置候、

二百石 使番 根岸 與市

右同日大口人預け被置候、

百五十石 川井七左衛門

右は半知召放、蟄居被申付、

吉川藤右衛門

那河紋右衛門

右兩人半知被申付、

川侯助左衛門

白土平藏

田所勘左衛門

野内左五左衛門

太繩幸左衛門

右五人追放被申付、

川又善左衛門

白土與右衛門

右二人切腹被申付、

家老 梅津 外記

五千五百石

右者、同七日役儀召放之、蟄居申付、知行方内三分一召上、嫡子龜松へ祖父小左衛門跡相續申付、此梅津氏者、慶長十九年難波陣佐竹右京大夫義宣の先陣し、鴨野口の戦功に依て、東照宮の御威狀被下、格別の家

也、代々重々敷用られるが、今度國家騒亂を餘所に 見て相過候段、油斷甚敷、役儀不相應に付、書付の通 申付る也、

同八月六日院内關所にて、

右之者、梅津藤十郎へ預、生涯蟄居、 忍三郎右衛門

右者、同日追放被申付、 忍三郎右衛門子

右者、須田美濃へ預、生涯蟄居、 村野治左衛門

右者、追放被申付、 濱田江左衛門

右者、改易被申付、 濱田庄介

追て江戸より到着、 那河忠左衛門

此者儀、奸佞邪惡を以、密に黨を起し、國家騒亂のは しをなし、既に叛逆を企て、剩關所を破り、重科によ つて庶人に下し、引廻の上、於草生津斬罪行ふもの 也、

右之通在所におゐて仕置申付給ひける、右京大夫事、平生義勇つよきゆへ、征伐のことすみやかなり、一旦みだるゝといへども、君子は其治んとする時は如此也と、兩三年の悪逆を、只十月計の中にして忽平均さすること、等閑の器量にては成べからず、誠に此段公儀表へ聞ても、最初騒動は國家の不仕置といへども、其治りかたのすみやかにして、公庭の御苦勞を懸ざる段、神妙思召事なれば、右京大夫首尾におゐて替る事なく、先年越前、生駒、最上等の動亂は、手前仕置成がたく、公儀を驚し奉るゆへに社、其家崇有、此度佐竹の國政亂がはしきは、一とせ越後家、伊達家の騒亂よりも、其體輕からずといへ共、其家切にて納しこと稱するに餘りあり、國中仕置の儀、先年左兵衛督治方の通、毛頭相違有間敷旨申付給ふ、那河がいたせし辛政を悉く取直し給ひけるゆへ、平本茂助を以總奉行とし給ふ上は、百姓町人天を仰ひて、太平樂を悦びける、此度忠義の面々、城中におゐて盃を給り、其上褒美し給ふ事、左の通也、

湯澤 淡路事 佐竹新發知

角館 同 圖書
大館 同 山城
右四人は五百石宛加増、

石塚孫太夫
岡本又太郎
戸村十太夫
小野石源四郎
大塚九兵衛
平本茂介
右六人三百石づゝ加恩、

茂木筑後
澁江内膳
宇津平四郎
眞壁掃部介
向井飛驒
右五人百石づゝ加増、
太田内藏之介
右者帷子拜領、檜の間におゐて、格別の思召を以、麻上下拜領、

石川縫殿之介

同麻上下拜領、

右の通にはうびし給ふ、善惡賞罰正しき事、人々賞しける、
扱忠左衛門居宅關所、諸道具、金銀、衣類、器物、名筆、名畫山のごとく、中にもいかゞして持けん、東大寺の蘭奢待をたくはへたり、文庫の内より出る、斯て女房おりつ奉公人と偽居ける故、何方よりも構なく、忰三次郎連て請人方へ退ける、此頃聞ば、江戸中にて諸人能知る所の高間傳右衛門、忰高間傳兵衛が爲に甥にて、名高高間磯右衛門と云者有、おりつが事は兼て知る事なり、渠廓に居る時、尾張屋にて其姿を見始、心ならずもかの人を餘所にのみ見て、高間の山霞と心を苦しめける内に、那河には引とられ、たゞねたましく思ひ、此女に似たる人もあらば尋出でと、色里うかれ女の類多く求めど、更にこゝろに應せず、明暮うつ心なかりしに、今度那河仕置に成り、やもめとなりければ、是結ぶの神のなかだちと嬉しくて、色々と手を入て終におりつを手まへ引取けり、此行すへはしらす、まづおりつは身治り幸成りと悦けり、扱秋田の國

家能治り、君臣義あり夫婦別有て、濱の眞砂かづかづ、百が一か爰に記して、書は一卷に畢る而已、

于レ時寛政四壬子年五月中旬使書寫之者也、
初源 正武

秋田杉直物語終

秋田治亂記實錄

君は船、臣は水、水能船を浮べ、水又船を覆す、只守るべきは忠義の道、専ら行ふべきは政治也、爰に羽州秋田の太守佐竹右京大夫從四位下侍從源の朝臣義房公と申は、往昔清和源氏八幡太郎義家の御正統、元祖より今に至る迄諸侯の位に居給ひて、假初にも列を失ひ玉はず、當時十八大名にして、出羽十二郡の内六郡領し、肩をならぶる人もなし、然るに先君左兵衛督義真公早世し玉ひて、分流佐竹壹岐守殿御嫡子求馬殿を後跡に立給ふ、則官位侍從に敍爵有、義房と諱を改め、公方の繼目、入部の品、以前に不替目出度送り玉ひける、御子息秀丸御曹司は、故右京大夫少將義峯公圓明院殿の姫君の御腹にて、いとけなくまませ共、仁義を備へ玉へば、上下の輩悦び居たりける、扱又御家筋と申は、昔常陸の國主にて、武威隣國にならびなし、天正永祿の頃、關東大に亂れ、小身の城主共、相州の北條、安房の里見、越後の上杉、奥州の政宗杯に攻られ、大敵に勝がたく迎も叶はぬ物ならば、近代の秀

の人は従はんより、家筋といひ大縁といひ、佐竹の幕下にならんと縁を求め、思ひくりに常州へ使者を立、御旗下に屬し、皆々本城に居住せり、然るに慶長七年太守義宣公秋田へ遷封すといへども、舊縁をすてず何れも相したがひ、秋田へ下り客居に成つて居られける、御家代々の一門名字けがし、北東南西の四家迎、國の境に館をかまへ、組下を手につ、國の自然を相守る、一國の上下是を敬ひ申ける、又いにしへ大名筋の面々をば、引渡し廻座と號して、一門他家の輩十九人、廻り座五十餘人、何れも格式別して有り、誠に無類の御家柄、中々いふにいとまなし、時に義房の代家老石塚孫太夫、岡本又太郎、此二人は一門也、小瀬宇兵衛、大越甚右衛門、梅津外記、山方助八郎、是は廻り座、右之面々政事を務む、近歳諸國飢饉にて國の風俗衰へ、秋田同じ風吹て國民困窮し、國主の慈悲にてやうく命をつなぎし計り也、前の家老に眞壁掃部之助、小田野又八郎勤の内、國の逼迫せんかたなく、財用奉行川又善左衛門、白土與左衛門などかたらひ、町人森本小兵衛計らひにて、他國を學び銀札賅て、江戸表相叶ひ國中へ觸れ廻はし、銀札一匁に正錢七十

文引替べし、收納賣買共に紙札つかひ、少しもいはひのものあらば曲事ならんと、きびしさは中々以ていわんかたなし、公政とは申せども紙札つかひの事なれば、誰れ引き下げるとなけれども、一日々々々下直して、寶曆七丑の夏頃、一匁に錢五歩に位下り、賣りかう直段は替らねば、今指せまる國民の銀札つかひ直さんと巧し智謀、眞壁、小田野首尾惡敷、去れ共出來した銀札のすべきやうなき役人共、工夫もたらたらたらし込川又等を、惡ぬ人こそなかりけり、今の如くに有るならば、國の金銀行へなく、錢はしせんと失せ果ん、とやせん角と評定衆、風にはなれた沖津船、寄るかたわかの風情也、何んとな恨らん、此國の上下萬民手をつかへ、太守の御下國を待つ、

東北家老評議の事

銀札つかひ不通用して、家中、百姓、町人共すべきやうなき世渡りを聞、四家一門角館佐竹圖書城下へ來り、東佐竹山城始、石塚岡本并に國に有逢ふ家老へ内談しけるは、近年田畑不熟して國民困窮、隨て家中の風俗衰へ、上にも御物入續きにて窮民御救も思召やうに不_ニ相成、御家中よりも長々半知行、御借高至つ

て窮果て、依_レ是上下の御益にもならんとの計ひにて、銀札遣ひ被_ニ仰渡_一しといへど、直段は次第に下直に成て不_ニ通用、他國の風聞、其上へ江戸表へ相聞へ、銀札遣ひ却て國の障りと沙汰あらば、上の御爲以の外、寶曆四戌年より拵へ出來せる銀札の圓員、町人百姓に引替、正金銀錢さし出させ、正銀引替も不自由にて、商人船は秋田へ來らず、至て國の衰微なり、船の來ぬを幸いに大坂へ役人登せ、諸色を下だし、國中へ融通せず、銀札正金引替への法を立るといへども、それも城下計りにて國中の助けにならぬと、圖書山城開及び、しつかひ御國の難澁にて、末々迎も心元なく存るなり、銀札の方、本人川又善左衛門は御用有る迎て江戸へ登、夫れより大坂へ行くとなれば、政は能く知る人もなし、此上は役人を立、銀札の仕法を尋させ、銀札正錢の勘定を改め、國を救はん計りごとあらまほしきと申されける、家老相談一決有つて、平元茂助、太田内藏允兩人、財用奉行、銀札方兼役申付、兩人御受して諸事に氣を付、心を配り御國保思ひ立、あつばれ國の寶やとするも知らぬも押しなべて、喰ぬ御飯に腹足て、皆々歡び居たりける、

野尻忠三郎反逆の事

此時に當つて稀代の事出来る、只だ一朝一夕の企に
 あらず、先君の御代にも思ひ立し事なれども、三徳を
 兼玉ふ賢君なれば、高威に恐れ時節を待、實に世濤季
 に至り、君臣父子の道を失ひ玉ふ事、かなしみてもあ
 まり有り、うごからぬ近習のもの共、時々順酒して打
 寄り、君の御噂さ、四家始當時家老役人の善悪を語
 り、是を肴にのみ送り、高きいやしき押なべて世間を
 語る習也、爰に野尻忠三郎といふの、元來巧み有て
 智謀も人に勝れければ、平大番勤して居けるが、近習
 衆の人々をかたらひ、家を發す謀もあらんと、數年思
 案しける、ある時順酒の列に加り、人々の心を奪ひ申
 けるは、拙者儀は元は物頭役迄も勤めしに、不慮の難
 に逢ふて、今は千人の平大番に成り下り居るも、不幸
 ひと存る也、各々方にも末々いかなる目に成り玉ふ
 も、明日も知れぬ奉公人、扱亦御家中何れも御譜代に
 て、水戸以來の御家筋、忠義を思玉はん人もあらず、御
 家は源家の嫡々申も中々おろか也、其家中の我々も、
 御主の御威高ければ江戸他所共には、廣し爰に一つ
 總御家中の心悪きは、四家一門座邊先祖の正だ敷を

鼻にあげ、位たれにのさばつて、諸士の輩を見ぬ顔し、
 慮外咎を慰みに、先年も東山城殿へ道中にて乗打せ
 し生田目喜内、役儀召放れ、我等なみの大番勤又拙者
 と太繩八郎右衛門は、小野田市太夫殿御相手番火事
 方頭取り御勤の節、直狀付し咎とて、兩人共に物頭役
 召上られ遠慮致し候事は、各々方御存知の筈、平士な
 れば逆で、誰れも晝夜の勤には、座邊衆より莫大なら
 ん、晝夜隙なく勤ても、平士の極位は奉行用人、是さへ
 今の如くにて鼻つく事は度々也、諸國の御大名には
 かやうなる座杯はなしといふ、大番は月に三日三夜
 の當番の外、非番は遊隙有り、能き事にては候へども、
 是ぞ末々異亂のはしならん、家老、寺社方、番頭此三役
 は器量に寄らぬ座邊役、何んぞ御思案あるまいか、御
 同意あらば一工面して見申さん、古いいかなる公家殿
 上、ながれ大名筋の人々も、時に随ひかせぎ奉公する
 も、餘り御家の御作法堅過て、いかほど御用勤ても
 の通の事なれば、御用に立ものは有るまじと詞を工し
 て申ける、一座の面々我も、平士の果を案ずれば、
 貴公の説談其理有り、いかゞはせんと申たり、野尻申
 けるは、先君義真公通霄院殿の御代、思立兼候も折も

あらんと存るに、當君は御心能しにて、家老役人に萬
 事を任せ置るゝと見すへたり、いざ此時君に北東を始
 め一門座邊を議を構へ、御心を迷せ申さば、君にも御
 憤ふかく成、東北兩家は左右御一門頭、殊に當君の伯父
 達なれば、よもたまりはせまじ、それをとつこのぼ
 せ詰、一門逆意といふならば、四家を始座持達種々の
 讒を盡し、是らを亡すものならば、諸士は誰れも右の
 心底、此事後にあらわれれば、殿を失ひ若君を取立、一
 味面々國を守り、秋田と江戸の拵へやう、那河忠左衛
 門などへとつこの工面させ仕おふせなば、不願共各
 各も御座持、内通りの御家老兩三人は御名字拜領、若
 君の御後見、誰れは何役加増何ほご、彼れは何ほご相
 違あらずと、手に取るやうに叩て申ければ、各うなづ
 き、御前の事は我々拵へ申べし、貴公は江戸の忠左衛
 門へ被_レ仰越、兩人此度の大将に立玉へと、密々合す
 胸の火の消る間もなし、惡逆を思ひ立こそうたてけ
 れ、時に膳番役根岸市郎右衛門、用人鈴木平藏申は、
 諸國の御方に座持なきこそ道理なれ、中頃の秀大名、
 時の運に依て今諸侯に成りぬ、夫れ筋目の慥成る大
 名の流れは無きと知る、御家は公方様よりも正しき

御筋目、いにしへ大名衆も幕下になられ、御當家にて
 は御座持衆と稱し置るゝも、自然の時は一方向の大將
 に立玉ふ人々ならん、我々は元來御家中、いかなる御
 奉公勤るも忠義に替る事なし、重き家筋の面々、家老
 番頭勤らるれば、下々も治り申べし、御先君達取立置
 し御作法を今時直す事難し、其上國の亂の端、とかく
 古法はよかるべし、大儀を企、もし仕損んじては不忠
 の名を取、子孫のはていらぬ物とぞ申ける、忠三郎始
 一座の面々、以の外に赤面し、忠三郎以前も申通り、
 公家大名の流れも落ちればいやしき奉公をもする、
 御先君達の御作法も、時の宜敷に随ふこそ御喜悅な
 らん、御邊杯の深き思案に萬事道ゆく事ならず、人に
 隨はぬを狂人といふ、前度忠三郎に座持の論を説か
 せ尤と同意して、今更いわれぬ中言、侍に似合ぬと皆
 一同に申ける、既に一味の連判、家老大越甚右衛門、
 梅津外記、山方助八郎、用人小野崎源左衛門、大久保
 東市、小野崎造酒、大島左仲、鈴木平藏、膳番役信太彌
 右衛門、三枝仲、根岸市郎右衛門、軍法者には野尻忠
 三郎、江戸大將那河忠左衛門、其數合密談の事なれ
 ば、餘は知る者無し、此那河忠左衛門といふ者は、元

と城下より三十里ほど隔つ、大館といふ所の在給人より那河へ養子に來り、圓明院殿義峯公の御代に次第々々に召し立られ、用人迄に轉役して、羽きゝにて腰をかゝめぬ人は無し、通霄院殿義真公、名君にて人の好悪を見とらせ玉ふ、忠左衛門思召に入らず、然といへども先君寵し玉ふ、轉役させ財用奉行となし、大坂へ五歳詰して下る筈なりしが、いかにしても國元の不首尾、仕方なく江戸へ下りて、松平隠岐守殿御臺様は圓明院殿の姫君なる故、是へ色々手をくだき御附人に願立與付と成る、愛宕下、他の屋敷に有ながら、下谷七軒町の御上屋敷へ御用有ると唱へ、日々に來て兩役共へ件の大儀を示し合せ、公方の御役人迄へも諂て、忠左衛門になければならぬ程に手一つばい拵へける、諸藝口才人に勝れし者故に、奢りに誇りあらぬ巧をしたりける、神罰因果を知らざるは文盲にも劣りなん、全體いにしへの由井正雪を學し者にて、手形迄も正雪が手形近衛流なり、

眞壁の諫言の事

義肩公は通霄院殿義眞の家跡をつぎしより、寶曆五亥の五月入部有つて、翌子春參觀の用意有り、野尻は

山方助八郎が方へ行、兼ての計略、御國元にては成がたし、今年御供の御家老岡本又太郎殿なれ共、病氣の沙汰有り、是を幸ひに大越甚右衛門殿御登りにて、御側方は源左衛門造酒、彌右衛門、東市、左仲等御供と御國元には貴公と外記殿、宇兵衛殿、石塚、岡本殿、御側方は平藏、市郎右衛門を殘さるべし、石塚、岡本兩人を上手を以てはびこらせ、殘る御三人は同意の體にもてなし、兩人の心中不殘打明させ、あらぬ體して計略に落すべし、貴公へ多歳軍學を傳ふ師弟の拙者にて候へば、萬事御任せ候へ、謀略を以破り申さんと、いさるに密談す、山方淺智の人成るゆへ、野尻が辯舌に魂をぬかれ、別て中替りける、山方は元は上杉家より義人公御養君の時御附人の子孫、數代の座邊家老を勤、祿も人に劣らぬ家柄の、かやうの事に組するは、天魔破句共いつべし、此家滅亡の先表と後にぞ思ひ知られける、義肩公參府以前、家老役人召され、戌亥兩年の凶作にて國民困窮に及び、飢人所々に相見ゆる段風聞也、依之甚苦勞也、銀札通用に付、士民共豐饒に相成る段、兼て面々申上る、此節窮民相救所專要也、御前に於ても公務の外は萬事儉約被成、

道中共に質素に相計ひ候様に、役人共へ可申付との御一言、誠に國守の御慈悲有がたき思召也、家老眞壁掃部助申上るは、上意の如く近年覺無き飢饉に御座候、御國中の穀物相改め、不足の分は他領より買入候て、士民飢餓不仕やうに計意可申候、其上銀札通用有らんに、別而御指支にも不三相見得候、箇様の時御備への爲取立申候銀札に御座候ゆへ、乍恐御苦勞被遊間敷候、同役共并に銀札方頭役川又善左衛門、別而精細に取擔候事故、明年御下國には、御國中飢饉人もなく目出度御歸城奉待と、事もなげに申ける、是程に亂立たる國の騒動、疊の上の辯舌、君は流石御大名、左も有らんと思召、三月中旬國を發駕まし、

ける、扱其後御城下町人の家藏を検使足輕押込て、銀錢改め符印して預け置く、銀札と追て引替させらる、領内六郡、城下の外、給人寺院百姓迄米吟味と號し、仙北へは川又善左衛門、下筋へ高垣兵右衛門并に檢使足輕引連れて、異議をいはず、家土藏迄點檢し、やれ藏搜、闕所よと、上下萬民愁眉せしは前代未聞の事共也、扱亦總米を調べ、二人に一日三合扶持と定め、餘り米は直段を安く取上げて、國中へ配分有り、

百姓扶助と申せ共、米は次第に高直し、三合扶持は事足らず、子の七月頃は白米一升正錢九十文に成、銀札にては不三通用、飢人は數を知らず、餓死するもの巷に滿あわれなりし事共也、是皆上の知らざる所にて、奸佞の家老役人の所爲也、此事江戸へ聞へけるにや、御直目付下たり、餓死の者聞して直に江戸へ登りけるとかや、其年總家中へ返し銀とて、高百石に銀札百目宛の割合にて下し玉ふと、眞壁は申渡せ共、沙汰もなし、いかなる者のしたりけん、一首狂歌、
春過て夏にもなれど銀札を

くるゝと秋風ぞふく

眞壁は君を心の儘にすかし奉り、され共其年も大方ならぬ不作にて、國中の毛見高二百萬餘り捨り高、隨て收納の銀札は藏に充滿、他國へ渡す正金銀次第次第に不足に成る、智慮才覺にもゆか物は金銀にて、三箇津も不三埒明すべき手段もあらざれば、國中の賣米直段定め、不殘御藏買上と觸渡し、百姓には銀札を渡し、米は來春大坂へ登せ、正銀にて賣渡し、諸色の物をば下直にし、上より商賣可被成、町人百姓難儀に及共、時の首尾を合せんと、一味の同役奉行迄

とつくと是をのみ込ませ、米座を立、直段を安く買上げんと決談す、此事江戸へ犬目付中より披露有り、米座の事は宜しからず事なれば、刀番赤石藤左衛門を下だし、上意有りければ、眞壁一向不取受、何分財用相辨、上の御勤にさへかゝらねば、御綺ひ被成事無し、江戸にて御勝手御慰みなさせ申せば、此方ぞんぶん次第と上を欺き、傍若無人の仕方也、家中數多と申せ共、大身は祿を重んじ言もせず、小身は役人の位に恐れ、眞壁が存分に任せける、實に僭上阿黨は國賊成りとはかやうの事をや申らん、江戸にて此事聞し召、前代の不届もの也、急度刑罪無くんば、亂國の基ひなるべしと、三枝仲と小野崎造酒を下し、眞壁掃部助本知の内二百石被召上、生涯の塾居、小田野又八郎家老役被召放、遠慮、赤石藤左衛門表裏の致方にて改易被仰付、子の十一月八日早々廻る天罰と、貴賤押なべて憎まぬものこそなかりけり、

江戸秋田讒奏附梅津外記返り忠の事

太守參府まじりて御作法の御務首尾能相濟、家門の方々へ時々御見舞にあふ、江戸の繁榮、月日の過るをしらる、那河忠左衛門始め御側の面々、兼て工

みし事なれば、所々にてもてなし、御金入用有よぶに秋田へ風聞させける、御側の面々御心能きを欺き、江戸勤には、種々の奢り酒色に耽り御用金をつかひ込、仕方無きに依り言合て、御寶藏の金の茶釜を取出し拂物に成りけるが、一味の者にも配分し、此度の大望の用意にせんと議しけるが、求め玉ふ御大名方より内々知れ、彌々大儀を思ひ立、寶曆七丑の春の頃、國元にて、北東國民救ひの評議、分流壹岐守殿へ書翰を以て所存の趣き、家老并に平元茂助熟談の一通、飛脚を以て可爲指登とて、山方助八郎へ是を渡す、此時野尻謀略の圖至りぬと内談し、右の手札を開封し、政事の訴書を相消、太守の御身持不宣段、秋田へも風聞有之候て、御下國ならば四家家老共相談の上、御殿に圍になさせ申外無是、御家中も上の御儀を取受不申と、種々の惡事を書載せ、壹岐守殿へ直書とて江戸へ爲登ける、梅津外記も同意なれ共、いよく勤を知らせんと思ひけん、江戸詰同役大越甚右衛門、御國にて趣向相催し候、密に言上あれかしと誠しやかに内奏の書を送る、小瀬宇兵衛事は大越が代り詰被仰付、丑の春御留守方に江戸へ發足、此事も知らず、

北東家老役人も、山方、梅津に心を置かず、御下國の上は、銀札つかひの仕法、諸士へ御返し銀并に國民救ひの手段、上の思食承度と、是のみ晝夜工夫して、日々寄合をせられける、斯て野尻は案の内に仕あふせたり、此上御家中の方沙汰させんと、御側醫者細川元春をかたらひ、内町方へ病用の所々へ掛け廻り、此春御下りあらば屋形様を押籠申、北東、石塚、岡本杯國政思慮にせんと内談し有る由、慥成る人の咄を承り候、扱て扱て御大變もあらんと諸人の耳に立、さまざまに咄し廻るぞうたてけれ、有時江戸詰大越の方より飛脚用狀秋田へ到來、於會所に一家老列座にて常の如く開封せしに、其中に大越より梅津へ一名の書狀入來る、いにしへより家老の連名の外、一名の交通贈答不相成、國政也、仍て石塚、岡本申様、同役の事故拙者共連名の書狀なるべきに、一名の用狀無覺束、何んにもせよ披見あらんと列座にて被封せしに、運のきわめにや不存寄、内奏の返札也、石塚、岡本兩人其日出勤、外記、助八郎不快の事なれば、直ぐに山方が宅へ兩人相越、件の次第語りければ、山方胸中には大儀の洩し事なれ共、知らぬ體にもてなし、外記殿所存以の

外也、此度外記殿方へ御斷の儀尤御同意成りて、三人一所に東山城方へ行、表裏内奏の次第訴へける、北圖書へも其旨相達ければ、兩家内評の上、奉行石川總殿之丞、副役小野崎忠助を以、外記方へ御自分相應の所存を以被令内奏候、以來出勤可被指控、孰れは御下國の上御糺明を受べしと有ければ、外記病氣と成り出勤せざりける、山方は我々が運命いかほごか可有、御歸國迄休足あられよと、又外記方へ内通す、此山方と外記は近き縁者也、外記は先祖慶長年中大坂高名の感狀頂戴せし半左衛門が跡にて、數代家老勤、代々の勤功ありし者の流なれば、斯く無道所存、先祖の名折と成にける、山方は是非も無く、石塚、岡本へ同意のふりにて外記を退ける、され共計りし大儀は飛脚便りの度毎に大越方へ言達す、江戸には甚右衛門始、忠左衛門、御側の面々は、助八郎が書札に色々の品を添、君の御胸ふさがるやうに押附、御前御下國有らば、北東始、石塚、岡本其外の座持諸役人迄も、決して、兼て助八郎方より申上る通り、御安危此事に奉存、先達て北東より壹岐守様へ指上候書狀、外記助八郎所より内意申越候て、甚右衛門開封仕、上

覽に入奉候次第に候得ば、御國にては評定決し奉る事と存候、猶壹岐守様にも右書狀御覽あつて、兩人共に御一門の上座といひ、屋形様へ現在伯父共也、幾度も善悪共に御諫め可申上儀也、手前方へは君の惡事を訴へ、國許にて隱密に計意候段頗逆意の至、御下國の上は御油斷有之間鋪御賢慮可有是由の思召にて候と、さも誠しやかに申上る、佞の詞甘き事蜜に似て、人を損る事乃よりもするごしとは、此事をや申らん、江戸と秋田の謀計に罪無き人の身の上をいかあらんと、聞く人胸を冷しける、太守公是迄は取次ぎ者の言誤りか、左程の大儀に可及事覺無き儀と動じ給ざりしが共、度々の訴へ、壹岐守様の思召も深き様にさまざま、譏しければ、扱は兩家共に兄弟也、石塚、岡本も兄弟也、君の爲には伯父從弟共なれば、左様の不義はよも有るまじと思へ共、いかなる所存にてかゝる企あらんと、下國の上は糺明せんと、さも大様に宣へば、江戸より此事告げ來り、御下向あつて御糺明有ならば、多日の謀計ならん、只御對顔なきやうに申上る謀あらんと、山方所へ度々申送りける、

太守秋田下向附北東始四人無實にあふ事

太守公江戸發駕有り、時しも五月雨にて道すがら雨天續き、驛路所々洪水して、須賀川本宮兩宿にて八日の滯留有り、大島左仲は君御發駕の時、右企に依て那河忠左衛門と談し合、御用有る連て暫く残り、今程は秋田へ御着有り、四人の者片付ぬらんやと思ひ、跡より下りしに、須賀川の御逗留に追付たり、依之表向は上上様より御道中御伺ひの爲めといひ立、内事は御着城以前に御國の四人の者御片附候て御着城可被成と、壹岐守様より密事の御用と偽り、さまざま相計り言上す、太守公御心を痛しめ、さなきだに旅行は物なきなるに、佞人共が語らひに御胸もふさがり、つやつやまごろみ玉ふ事も無くおわしける、下として上を掠事自ら工る罪の果、後にぞ思ひ知られなん、秋田よりも飛脚到來、山方より申來るは、君御着城當日、北東を始家老共列座して御前御身持不儀申上、御得心無きに於ては、御殿圍ひ可致と決定し、役人其外一味して相待申事紛無是候、春より段々申上候通りの趣向に有是候、御着以前に北東、石塚、岡本御退治可有、若し御對顔に及び候は、右の企に候事、山方が書狀を以再三御道中迄申上る旨、佞人の奴つ原言上

す、又三枝仲が實兄濱田江右衛門事、松浦肥前守殿與方附也、是も御用有之連て、太守公御旅行の内出立登ける、是野尻の言含なれば、いかなる密言ありしも知れざりけり、斯て太守公五月十六日横手戸村重太夫方へ被爲入御密談有り、隨て佞人原も事の仔細を逐一に重太夫に語る、依之重太夫も直々御供致、御跡より久府へ登る、同十八日豊島村へ御着有り、山方所より兼々申上る謀書謀言實意と思召、四人の者共御着以前堅く遠慮申付べきとの御事、尤戸村重太夫も同所へ止宿御加談と相聞る、依て戸島より早打を以、信太彌左衛門、同申の刻山方が宅へ着、件の上意を申渡し、助八郎多年の計略仕負たりと喜悅して、則北圖書、東山城、石塚孫太夫、岡本又太郎へ上使番頭を以、思召之旨有之間、堅遠慮致可罷在一段申渡し、同刻御相番寺社奉行番頭物頭諸役人等、山方が宅へ呼出、右四人の衆指控へ被仰付候段申知らせ、隨て十八日當番大番頭福原孫太夫へ、右四人夜中登城可有是も難計、絶て御門通申開候共相通し間鋪旨、猶明日一二の御門かため可申渡一段、御物頭迄へも被仰渡ける、誠に慶長より以前覺も無き騒動と聞

人肝を冷す、四人の輩思ひも寄らぬ遠慮にて、御道中へ言上せんにも禁足の恐れなれば不叶、されば聞及し山方が一類御側の者、無實の讒を申上しと見へたり、斯く有ると知るならば、四人の内一人御道中迄馳參じ、眞偽御糺明に預るべきに、無念千萬いかせんと後悔すれど甲斐ぞなき、此度國守御歸國御禮の使者、東山城江戸登り前廉被仰付候得共、國民救ひの御用向言上いたさん爲、當病といふて嫡子佐竹源六郎名代に被仰付、廿日出立の支度揃ひけるに、此一亂に依て是も遠慮にて登を止められ、今宮又三郎に大急に右代り登被仰付、被下金七百兩、是も山方の計意と聞へける、火急の事なれば看板等白木棉切付紋杯にて支度して、君の御着を待受たり、此暇の御禮といふは、御下着即刻出足の格式也、北圖書角館組下、石塚は檜山組下召放れ、上使急ぎ兩所へ赴く、天運に任る外の事ぞなし、何れもしづまり歸つて居られたり、總家中の諸士是を聞、兼て風聞の如く佞人共の謀計にて、御國家の安危此時なり、いかなる事にぞ成やらんと、銘々拳を握りて君の御下國奉待る、

太守公御着城の事

五月十九日太守公御着城とて、未明より家中の面々上を下へて登城す、四人の輩の門前へは足輕棒を突警固す、于レ時北家より使者を以東家へ被_レ申進_レ候は、夜前の一件御互言語同断の次第也、依_レ之今日御着城の砌、門先きへ罷出、君へ聊の譯柄爲_レ申上_レ御所を慕ひ登城可_レ然等申述る、山城是を承り、暫く思慮巡し、其使者自分共見覺へ有るやと被_レ申けれ共、東家の家來共見知り不_レ申由、依_レて中伴の者聞合候所、其内見知りの者有_レ之、彼れは北家の何某と申て、角館より被_レ召連_レ候御家來の由、慥に其證相知れ、依_レ之返答には被_レ仰聞_レ之通御同前心外に候、乍_レ去門前へ推參申事、上を不_レ恐致方也、此上御札明のほご奉_レ待可_レ然と相答へり、斯て午の刻君御通行の御觸有り、御乗物へ大勢相伴ひ、山城門前虎の口より御通り、山城門先きにて御乗物暫くやすらへ玉ふ體、いかなる事ぞと御通拜見の面々怪しみける、北家の門先にて右の通り也、是野尻が計略、夕部指控被_レ仰付_レ候上は、決て兩家押_レ門外へ可_レ被_レ出候、其時逆意の者と猶も嚴敷取籠置ん謀也、なれ共兩家は慎みに慎みの身にて無_レ相違、君にも御機嫌能入城有_レ之、此節世上に

て東殿氣弱也と沙汰有れども、後に晴れたる横雲に、寔に進退度に當り、時に取ての名譽也、太守御實父壹岐守殿は東家の總領二萬石分流の壹岐守殿養子と成る、其弟は山城、圖書也、石塚、岡本も兄弟にて是も東家近き縁也、何も當君に通れ無き御縁有り、斯て御着城の御規式相果て、北家佐竹圖書方へ上使、寺社奉行松野茂右衛門、無役廻座大塚九郎兵衛、用人大久保東市被_レ指向、御尋の趣は津梅外記役外に致し置き次第、一己の存慮を以御目鑑之大職を我儘の致方、猶平元茂助諸役人に抽、兩家手に入爲_レ相勤_レ候儀、旁上を蔑の致方、此儀御不審に候、詳に御答則可_レ申上_レとの御事也、圖書謹で承_レ之、上使に向ひ被_レ申けるは、簡難_レ心得_レ候、願くは大目付被_レ相添_レ候様に各御計意頼み入と被_レ申ける、又即答と被_レ仰出_レ候得共、書載を以申上度事也といへば、松野、東市事は、御前より被_レ指添_レ私の計意難_レ相成_レ、又書載と申儀曾て不_レ罷成_レといへば、九郎兵衛申は、御書載の儀限て不_レ相成_レと申にも有_レ是間敷、一通は拙者共へ御答之趣被_レ仰上_レ、餘は長き事にて、若拙者共一言半句の申上落て、又は演

説の趣御前にて御聞達等有_レ是時は大切の事故、拙者共迄の御書載は苦しかるまじく、何條内慮の旨も有_レ是候得ば、拙者一と先づ登城可_レ致とて、則其座を退き、其段言上せしに、則大目付清水織部被_レ仰遣_レ、東市指替へと成る、其時九郎兵衛申は、先刻も申通り御書載一と通りと申は不_レ罷成_レ、御演説を以可_レ被_レ仰聞_レといふ、圖書申候は、段々御深切の至り忝存候、尤御深切を以只今東市被_レ指除_レ候上は、何を包み可_レ申やと、去年中よりの次等、猶梅津外記内奏の返札の趣申述、右仔細を書載して兩人は是を渡す、兩人申は誠に以無實の至り、餘儀無き御心中、御的書は直ぐ御前へ指上、餘人へ曾て相渡申儀に無_レ是間、此上御吉左右御待可_レ被_レ成と互に涙を流立別れ、直に登城ぞしたりける、東山城へも番頭澁江八五郎後内膳、無役廻り座正田久太夫、目付前澤藤馬、石塚、岡本へも梅津内藏允、眞壁重兵衛、是等へも御答書今暮時迄と被_レ仰出_レける、○御菩提所天徳寺正洞院關信寺鱗勝院十九日御着城御欽より、夜四ツ時寺社奉行所へ被_レ相詰、此四人の衆執御尋の上被_レ仰付_レ候様にと奉_レ願候、此儀専ら譯柄の有_レ之様に流布御座候、御安危御大事至極と、

愚僧共達て此儀申上候趣を以被_レ相詰_レけれ共、茂右衛門も内藏之丞も上使御用にて留守なれば、直ぐ登城して御茶屋に相詰らる、御側の内より貴寺其席に被_レ居、寺務の障りならん、相退れ可_レ然杯と申聞へる者數輩有れ共、四人の衆無罪に行れし時、後悔すとも益なしと思ひ、出家は三世無差風塵也、寺務を恐る、事なかれと、十九日夜中より廿三日迄晝夜不_レ引に相詰ける、○佐竹大和は大館を預りし四家の内也、廿二日早天に城府へ來る、湯澤佐竹三郎幼少也、十九日夜中北殿御答、松野、大塚は御前へ申上げんとせしに、大越甚右衛門押申けるは、御答形も拙者共へ被_レ仰聞_レ候得といへば、兩人餘之儀と違、今晚中急ぎの御的書なれば、直々に御前へ申上げんといふ、甚右衛門面色替つて、各方直々に御前へ申上し事古例無_レ之、手前共家老職分被_レ相除_レ候事不_レ罷成_レ、役儀にも相障る、是非爰元にて手前共へ可_レ被_レ仰聞_レと絶ていへ共、兩人慕て不_レ答、互に高聲に聞へける、兩家の運天に叶ひけん、此事御前にて聞及れ、不_レ苦すぐに松野、大塚爰へと、御側小姓を以被_レ仰出_レ、陰の間へ被_レ召寄_レ、松野大塚逐一言上に及びける、此時大越始め一味面々、工

み顯はれぬらんと胸を冷して居たりける、兼て一味の奴つ原密談しけるは、御道中にて御取受なく、御着城の上御沙汰あらば、謀計忽にあらはれん、さあらば御道中にて此毒藥を指上、御急死と言なさんと、江戸より小野崎源左衛門懐中し、又御城内か又は山方の居宅、其外所々より出火させ騒動するならば、君も出馬有るべし、其時我々御付添申體にて害し奉らん、夜中成り火消大勢打寄らん、其時北東兩家の紋附てうちん持たせ、數十人出し所々取落し、明けなば兩家挑灯にて詮議せん、禁足の身なるにいかなる事有_レ是共、家來共門外可_レ禁處、數十人指出不慮の御難に及し事、大膽の御敵對と有ならば、陳じても晴れがたきは、家々の紋てうちん數十張取落置なり、是を江戸言上せば、兩家滅亡手も濡らさず、此儀野尻の兼て巧し計略也、かゝる大密事輒知る事なかりしに、後々に及び一味の内名前かくれなし、面々多し、是らの人餘所の沙汰にして後は廣く咄しける故爰に記す、天に口無し人を以言はするとは、かやうの事ならん、又御着城有つて御沙汰延々ならば廿六日曉出火すべしと言合せし也、廿八日曉、○廿日は先君左兵衛督義貞通

霄院殿の御命日、當君には御養父の事なれば、遊戯の御帳被_三指延、廿一日五ツ時より御欽の諸士、我も_レ登城なす、御前にも大廣間へ出、御獨禮畢て、太田内藏允御座の真中へ居り、某只今言上の旨有り逆て進出、謹で申上るは、私儀御財用奉行被_三仰付、相勤し太田内藏允と申者に御座候、此度圖書山城、孫太夫又太郎兩度申上候儀は、乍_レ恐御前の御爲め御國家の御大事と奉_レ存候、當人共御尋被_三成下_一度、誠に以御安危に奉_レ拘候と言上す、此言葉も終らぬに、家老大越甚右衛門着座よりのび上り、大小姓筆頭々々と呼出、内藏允狂氣と見ゆる、下げませ_レといへども、内藏允事共せず、大越甚右衛門、梅津外記、山方助入郎始、御側の兩度出勤被_三指留、急度御穿鑿被_三成下_一と、御座も響けと言上る、御座敷中鎧渡り、奉行長山久平其外役人引續き、内藏丞病氣と相見得る、下げませと取圍む、太守は則陰の間へぞ入らせられ、満座の諸士も各各退去す、内藏允は少しも驚く氣色もなく、病氣にもあらず、此度の一儀大變也、拙者一命を抛て言上すといへども、側から取圍み早々駕籠よ、當番の物頭へ御門通申渡せのど、大小取るやら押へかゝるやら、

是非も泣く、内藏之丞、駕籠に圍れ我家へぞ下げらる、其御内藏允申は、今日斯の時宜、同役申合言上せしに、御用にも立たぬ奴原かなや、平元茂助此席にあるならば、しよふもよふもあるべきと無慚ながら下りける、平元茂助は昨夜より遠慮にて居る也、満座の人も退出の上、打寄引渡、御相手番一組合、寺社奉行番頭一組合、無役廻り座、其外物頭思ひ_レに寄合決談して、是を訴ふるといへども、家老なければ重太夫が在府、屋山の手屋鋪へ相詰め、重太夫に是を談す、重太夫も始めの程は御側の者申分ん尤也、忠義なりと思ひしに、一家中向々より鞆繩を引が如くの訴狀、何れは是非の辨へも付る心もあらざれば、何れ預り置申也とて無_レ據懷中す、○御側兩役面々、御着日より打代り_レ晝夜共に御側を放れず附添ける、御側小姓大山伊織、井上才藏、御髮月代の折柄申上しは、此度の儀江戸表箕作茂左衛門より、私共迄内々申參候は、一味を催し全く忠義にあらず、逆意の所爲と密に申來り候、乍_レ恐一端の御思慮にては參間鋪、とくと御深慮被_レ遊可_レ申候、兩役の者今日迄晝夜不_三相離_一御付添申上候も、何共御身の上氣遣しく、私共兩人諸事に

心を寄罷在候、松野、大塚が指上候の書能も御勘辨可_レ被_レ遊候と、御髮月代上げながら町き申上る、戸村重太夫、小野岡源四郎_後市_{太夫}、家老と成る、佐竹大和へも被_三仰合、三人加談被_三仰付_一ける、太守の御身の上深淵に臨んで薄氷を踏が如し、危かりし事なれ共、御武運長久偏へに氏神の御加護と、御側の内御膝本へ被_三召寄、江戸への書狀、道中へ山方が謀書へ汝等致_三同意、讒佞の次第御尋有りければ、君命にや恐れけん、兼てとやといはん角やと陳せんと思ひし事も、今ははや何を申すもらりるれ、先其儘にぞ被_三指置、同廿七日總評可_レ致と被_三仰合_一ける、斯くて平元茂助遠慮中なれ共、北東に忍び_レ通ひし事、とかく切腹申付んより闇打よかるべしと、廿六日の夜、山方が宅へ呼寄、力者を以討亡ん、此節の事なれば詮議する人もあらずと、使ひ番を以平元催促に及、然れ共北殿思慮深き人なれば、かゝる變化もあらんと、我宅へかくし置しに、案の如く山方より催促也、在所にて御北より御用出罷出しと答へければ、直ぐに北家へ行、同所にては此度の御用より東家へ參られしといへば、彼の方へも行、東家にては石塚、岡本之内參りしやといふ、

兩所にて北家へ参たる由答へける、はや夜明けにも
至ければ、開討の事も止みぬ、夜半頃密に太田を呼、
誠に茂助事は文武を以君の御用にも立、國務を勵む
者にて是を失はん事無念也、内藏允も北家の思召尤
と感じ、某ひそかに平元が宅へ忍び申さんと、手
うちんにて行しに家内別條なし、さあれば北家の御
推量開討の事なしと歎び、北家へ斯くと告げ知らせ
らる、○廿七日總評と被_レ仰含_レし所に、俄に總評の
儀被_レ仰出、敵も味方も一面に正八ツ時、大館在府屋
へ可_レ被_レ相詰との事にて、信太彌右衛門杯は當番
中、膳番所明け置、刻限おそしと相詰る、大和在府屋構
へは書院の座の内へ、足輕數十人相詰、取次座敷には
物頭赤次九左衛門、森川權右衛門、江田助之進相控、
廣間には奉行副役、大目付等列座也、逆意のもの何の
心もなく玄關より上り、刀を取座敷へ通らんと欲奉
行役人中座を以、自分儀思召の旨有_レ是、遠慮被_レ仰付
候也といへば、動轉して退出す、次の座敷には物頭三
人相構へ、御足輕といへば切戸より十人宛罷出、大小
押へ左右へ引添、七人の者共段々に右順に相成、しよ
しぶと我家々々へ立戻る、御會所にては右七人の人

人、一町内の者親類の内迄被_レ召出、何某儀遠慮被_レ仰
付候、仍て只今より町内并に親類の者附添、見繼番
被_レ仰付候、父子親族は早々親類共へ可_レ引退_レ也、
野尻父子は御會所へ被_レ召出、直に親類一町の者見繼
被_レ仰付候、城下内町外町上を下へとひしめき渡
りける、山方は廿三日より風並惡敷思ひ、病氣と偽り
引籠ける、野尻を招きて出火の評議したりけるに、是
も廿六日より七人一統遠慮の身に成、數年の謀計一
時に顯しと肝を冷し居たりけるに、山方、大越ともに
御尋の旨有_レ之、堅く遠慮と被_レ仰渡_レ逼塞しける、徒黨
の者共は數代重役を勤め、君恩身に餘り七珍、萬寶、
金銀に飽滿て、驕奢榮耀に餘り思ひ立たる者共なれ
ば、家財諸道具忍々に親類近付の方へ運びけるは、淺
間しかりし事共也、中にも野尻は古川町住宅、後屋敷
は平澤源五右衛門妹嫁なりし故、垣越に品々諸道具
運びしに、諸書付の入り文庫有、其中に件の謀書數々
有、依_レ是則訴人す、彌々謀計決定せし、身の内に敵有
りとにが_レ敷事也、○六月二日松野茂右衛門家老
と成る、其代り寺社奉行大塚九郎兵衛相蒙る、山方所
へ上使大塚九郎兵衛、土屋彌五左衛門_{無役}、_{刀番}田

代新右衛門段々御不審不_レ申開、誰人共もなく落書
に、

山方が扇拍子で骨はなれ

大越上げて語る外記ふし

其後も番頭早川兵馬_{後佐竹淡路}、を以數々の御尋、一
言申開無_レ是、此箇條等略_レ之、

叛逆の輩被_レ所_レ罪科_レ事

家老五人の内、石塚兄弟は以前に遠慮、此度三人も遠
慮、小瀬宇兵衛は此春より在江戸にて、戸村重太夫、
小野岡源四郎、御加談より此度家老職と成り、松野茂
右衛門、六月二日家老を蒙り、大塚九郎兵衛は指て御
加談と改て不_レ相蒙_レ候得共、折々右人數佐竹大和杯
會談所へ自分に被_レ相詰、所存加談せしむる也、斯て
六月二日北殿へ小貫彦三郎、東殿へ戸村内藏允上使
を以、兩家の指控指免され頼て登城せし、太守御對顔
有り、佞人原道に横たへ面々の本志不_レ達、暫くは吳
越と隔つ、眞偽明白の上は心に残す事なかれ、心置な
く年寄共へ相談遂げ、靜謐に成やうに頼入との仰出さ
れ、猶家僕共の佞に依て禍牆内に起り、家中騒事偏に
予が不徳也と御涙浮べさせ、餘儀もなく見へさせ玉

ふ、兩家も感涙し、御前に畏る、太田内藏之允も遠慮
ゆるされ、御前へ被_レ召出、御懇の上意有り、内藏允肝
に銘じ退出す、前に有て松野、此時家老の命を蒙り、
三日石塚、岡本、平元三人被_レ召出、直に本職、組下共
に不_レ相變_レ被_レ仰付、斯て罪科の次第思召を受、輕重
逐一相札、六月六日夜銘々所せらる、山方所へも檢使
物頭赤次九左衛門、森川權右衛門、目付前澤主水、足輕
六十人被_レ指向、

條目に曰、

山方助八郎

自分儀、當春以來用向諸事同役共同意之趣相計候
所、密に野尻忠三郎に用向途_レ相談、側兩役へ密書
を通じ、的書令_レ明白_レ候、偏に讒佞を以國家の騒動
を相謀候段、重々不届之至に候、仍て切腹被_レ仰付_レ
候者也、

知行高千石餘、介錯篠田八右衛門、嫡子石五郎幼少に
付、十五歳迄親類へ被_レ預置_レ候、助八郎弟右柳、三箇
津并に下野御領被_レ指塞、手倉越し追放に成る、附添
大番組頭川上治左衛門、
小野崎源左衛門知行高三百七十石、檢使物頭平塚惣
助、目付代り大番組頭椎名永太郎、足輕廿人、介錯中川

多七郎、扱又源左衛門事臆病ゆへ正體無し是に付、親類共打寄り夜着にて抱へ、やう／＼首を刎也。一説に道中にて指上んと謀りし藥服せし共いふ、

大久保東市知行高三百石、檢使物頭大和田源兵衛、目付代り江尻軍兵衛、足輕廿人、介錯田中傳左衛門、大島左仲知行高四百石、檢使物頭寺崎彌太夫、目付役真崎又左衛門、足輕廿人、介錯大山平七、

信太彌右衛門知行高四百七十石、檢使物頭根本庄右衛門、目付代り平澤源五右衛門、足輕廿人、介錯信太與市、

三枝仲知行高百石、檢使物頭川井正右衛門、目付代り宇垣庄太夫足輕廿人、介錯塙治右衛門、右之面々へ條目曰、

自分儀、野尻忠三郎に組し、品々謀計を以て讒佞の致方、其證令明白候、自分之不願身上、國家騷動を相招候條、不届之至候、依て切腹被仰付者也、左仲子供幾太郎十六歳、彌右衛門子供弟助十六歳、親の御科に付改易と成る、仲子供兵内、八森岩館越追放、檢使富岡忠右衛門、野尻忠三郎知行高二百石、子供内藏、共に御中間頭赤

田彌七郎、御中間召連れ、庭前切戸より泥足にて座敷へ上り、繩下に戒、直に草生津へ引、斬罪になる、檢使物頭岡清七、目付平澤藏人、

自分儀、兼々佞奸を以山方助八郎を始、側兩役へ謀計を示し、種々の讒奏を巧、國家騷動相謀候、數人為是犯重刑候儀、偏に自分返逆之企に於て於草生津、斬罪行ふ者也、

梅津外記知行高五千四百石、同七日朝、自分儀、當春中同役共同意之趣を以、用向及言上候所、大越甚右衛門へ致内奏、側兩役之者へ令密談候條、役柄不相應の至、上の御爲を存候て幾重にも取計意模様も可有是之所、祕事の至に候、仍て役儀被召放、祿高之内三ヶ一被召上、生涯蟄居被仰付者也、

自分親外記、役柄不相應の儀有之御役被召放、祿高之内三ヶ一被召上、蟄居被仰付候、併先祖數代勤功有是、御慈悲の思召を以祖父小右衛門銘目、自分相續被仰付者也、大越甚右衛門行年六十一歳、知行高千二百石、父子共

に御會所へ被召出、大小被押置る、楡山の御預け、附添物頭寺崎彌太夫、武藤文太夫、足輕四十人、七日朝配所へ赴く、嫡子甚五郎御改易、

自分儀、山方助八郎今度讒佞之計意有是之所、無異議一致同意、不願上之御爲、國家之騷動相謀候者へ一味致候條、甚不届之至に候、仍て生涯多賀谷龜太郎へ預け置者也、

根岸市郎右衛門知行高六百六十六石、物頭平塚惣助足輕廿人、十二所茂木筑後に被預置候、嫡子與市、領内被指塞、新谷越御追放、鈴木平藏知行高三百石、角館本御家中へ被預置候、兩人御條目同様、左之通り、

自分儀、同役共此度讒佞之計意有之處に、無異議同意、不願御爲、國家之騷動相謀候者へ致一味候條、不届の至に候、仍て生涯茂木筑後元御家中に被預置者也、

六月廿八日
殘黨成敗并川又白土死罪の事
野内左五右衛門、嫡子隼人同罪、自分儀、本方奉行申付、財用向爲取擔候處、其職分を取失ひ、偏に鄙吝之事而已專一にし、御舊家風儀

を失ひ、下々の利益を指塞ぎ、却て財用の不益甚敷、士民爲難苦候條、不届之至に候、依て改易被仰付者也、

田所勘左衛門、嫡子平内同罪、自分儀、數年財用取取扱候者、本方奉行踏役申付候所、偏に鄙吝之事而已專一にし、自分之利口を以政事を妨、下々の利益を指塞ぎ、士民爲難苦候條、不届之至に候、仍て改易被仰付者也、

吉田藤右衛門、自分儀、辯佞を以其職分に不相與へ儀を叨に相議、奸人に相親しみ、年寄り始同列相欺き候勤方、甚だ不届之至に候、仍て半祿被召上、閉門被仰付者也、

那河儀左衛門、自分儀、本方奉行勤中、用向同役共へ一樣に取計意、竊に奸人に相親しみ、年寄り始同列相欺き候勤方、甚不届之至に候、仍て半祿被召上、閉門被仰付者也、

岡平兵衛、自分儀、實兄野尻忠三郎讒佞之計意有是に付、被

所斬罪候、兄弟之儀にて忠三郎兼て相心得居候
等に候得ば、取計意之致方も可有是所無其儀、
右之段御口柄に爲致候條、不調法之至に候、仍て
閉門被仰付者也、

小野崎造酒、江戸より被指下、

自分儀、同役共野尻忠三郎に與みし、品々議奏相
巧候所、遠境に罷在、其實否不相辨、妄思召に相違
之計意致候條、不届之至に候、仍て可所死罪候
所、其席に相列し相談等之儀無之故、其罪を宥し、
御領中并に江戸、京、大坂、下野御領被指塞、追放
被仰付者也、

右御檢使平澤源五右衛門付添、生保内越に成る、嫡子
金彌御改易と成る、

川井七左衛門に、

自分儀、春中銀札仕法改置候次第、并に本方奉行財
用指配等之儀、年寄役人共具さに申合爲指登候
所、上着之砌何共不及言上、剩此度御道中迄山方
助八郎議奏致候付、那河忠左衛門、小野崎造酒に
令同意、思召に相違之取計意致候條、不調法之至
に候、併此度之一儀深く不遂相談候趣相聞へ候

ゆへ、御憐愍之思召を以役儀被召放、半祿被召
上、閉門被仰付者也、

細川玄春、御側醫被召放候、

川又善右衛門、大坂に在りしを被召下、六月十四日、
白土奥右衛門兩人御詮議有是、太田内藏允、丹宗十
郎を以十二箇條之御不審、第一大坂より御下し物渡
方御吟味有之候所申開兼、兩人共に遠慮被仰付候
上、川又へ御檢使岡藏人、主目付藤本左門を以、左之
通、足輕廿人、

自分儀、本方奉行申付、財用爲取扱候所、古來無
是銀札仕法取立、新法不容易といへども、家中
領民救之一筋に相成り候段申聞候故、全任置候所、
品々利害の事而已取計意、下々之利益を指塞、且他
領之交易及難澁、公邊御窺之趣甚だ令相違、今に
至て土民之浮沈、此時に相至り候、畢竟私意之巧を
以、御本志を相欺き、國家之大難相招候條、重々不
届け之至に候、仍て切腹被仰付るもの也、

嫡子助右衛門、大澤口追放、附添松塚勇藏、

白土奥右衛門切腹、御條目川又に同じ、檢使物頭井口
長兵衛、目付小野崎彌市兵衛、子供永吉、岩館越追放、

附添大和田清兵衛、

太繩幸左衛門、銀札奉行にて遠慮中病死、子供弟力改
易、

高垣兵右衛門、勘定奉行被召放、堅遠慮、

那河忠左衛門没落之事

忠左衛門心中思ふ様は、今程定て山方、梅津、大越の
三家老始、兩役共野尻の謀計にて、北東石塚兄弟亡び
なん、去れ共秋田心元はなく、屋形様へ御機嫌窺ひの
爲、使者に下らんと、直に愛宕下松平隠岐守殿御臺へ
申上、御暇を取、川井七左衛門と同前、江戸發足、秋田
へ赴き、秋田領雄勝郡湯澤へ着き、久保田沙汰を風に
聞くに、城下の大變、野尻共々皆殺しと聞、是より我下
らんには死に行迄也、爰を引て江戸へ登、今一度本望
を遂げん方便もあらんと思ひ、川井に言やう、院内因
幡殿へ御窺ひ申御用有り、一寸罷出候連、早馬に打乗
り、湯澤を立て大山殿へも寄らず、直に關所へ至り、
昨日此方能通りし那河忠左衛門也、此度急御用久保
田より途中迄申來り、早速江戸引返し罷登り候、御判
紙は右之仕合ゆへ、久保田より早々被指越候筈也といふ、兼て羽さの忠左衛門ゆうくとして、我等不

時御用、今に初めぬ事也といふ、番人も那河事は御家
老同前のき、ものなれば、よも相違あるまじと則相
通しける、湯澤よりは川井、那河が着の由、城府へ忠
進、則物頭赤次九左衛門足輕召連、早打にて來りし
が、忠左衛門は逐電、他所の御用にあらざれば無念な
がら、七左衛門召具し城下へ歸る、さらば捕手向んと
究竟の足輕五人、六月十三日暮時早馬にて追かけた
り、宿々にて聞けるに、菊の紋付提灯を駕籠に付け、其
名を問へば中川宮内といふて賃錢不厭、飛が如くに
通りける、秋田追手には三十里ほど先立べしと言た
りけり、忠左衛門は江戸へにげ込み、直に愛宕下御臺
様へかけ入ける、秋田追手一日一夜の違ひにて近付
かすして、江戸へ上着、其旨江戸番家老小瀬宇兵衛
へ訴へける、夫より直に愛宕下へ役人被遣、忠左衛
門捕手に向ひ候得共、御臺様絶て御貫ひ被成度旨、
連々の御願ひにて日數を歴、取扱に相至、太守御下國
御禮の使者に罷登り候今宮又三郎取扱被仰付、段々
御臺所に申上、是非無く忠左衛門被相渡、道中警固
嚴敷、八月六日秋田へ下り、則會所裏門より入れ、僉
議有つて則繩下と成り獄屋へ下る、暫く籠舎にて、其

後繩下にて馬に乗せ小旗を立、城下の外、町中さらし、夫より草生津にて行ふ、其稟に曰、

那河忠左衛門

此者、佞奸邪惡を以密に黨を組み、國家騷動の端を起し、叛逆を企、剩へ關所を破り、重罪に依て庶人に下し、如斯行者也、

さらし磔の式也、

院内關所番人改易に成、間も無く被三召出候、忠左衛門實兄、大館佐竹大和與下給人忍三郎左衛門事は、梅津藤十郎へ被三預置、忠左衛門次男野村忠助、須田美濃に被三預置、忠左衛門嫡子無し、嫡孫政五郎十五歳親類に被三預置、三枝仲が兄濱田江右衛門、鳥越御附人之所、江戸より被三指下、追放也、子供庄助改易被三仰付候、

君徳の深きより言下に善惡を格、賞罰有り、暫く亂れし夏山の惠の風も、秋田なる刈穂の庵の果までも、皆皆萬歳を謳ひける、誠に一家仁有れば一國仁を興の謂ならん、目出度かりける次第也、依て一家中の面々數千人の輩に於て、大廣間替るゝ、數日酒吸物にて御壽き有りければ、皆有がたしと押戴き、うたいつ

舞つ悦んで我が家へ退去しけり、大塚は寺社奉行被三仰付候より、十八日目とて家老職に成る、御祝儀として佐竹圖書、佐竹山城、佐竹大和へは五百石宛、戸村重太夫、小野岡源四郎、石塚孫太夫、岡本又太郎、大塚九郎兵衛五人には三百石宛、松野へは加増なし、平元茂助百石、太繩内藏允、小野崎又兵衛へは七十石宛給る、實に信有れば徳有り、羨まざらんはなかりけり、江戸落書に、

佐竹なや下り土産に腹切らせ

上りし知行四家のわけ取り

世も末へに成り濁亂の時なれども、頃日の人の心のならはせこそかなしけれ、夫れ武士は藝能を主にして仁義を守り、上を重んじ下を憐むは常なれ共、侍は商を業とし、高利の物を下々へ貸、無題に責取、百姓を憐む心少しもなく、侍たらん道を失ふに依て、此度の如きの不忠不義をも、惡事と不レ思なす事なれば、仁者は必勇有り、勇者は必ず不レ仁とあれば、武士たるもの、專要にするは身持ならんか、僧徒は諸經諸縁を博く見し計りにて、一大因縁を心に守らざるゆへに、檀家は善勸れ、寺には耕作し、男女牛馬を取

集め、悉皆農民の如く渡世する事、無慚無愧にして出家の百姓に成りし風情也、百姓は田畑を懇に耕し、貢を第一に守り、妻子けんぞくを扶助するは、農家の道なるに、不レ働して憐を貪り、貧家の親族をば疎じ果、武士にも増る驕をなし、農業に心を不レ入に依て、少の凶作にも飢渴し、忽に非人同前と成り下る、定なき乾坤のうち、豊饒變せざらんや、凶年の貯へ不レ持して、後には國主の介抱を待而已か、町人は子に臥し寅に起てさへ渡世はしがたきに、酒博女の三に耽、公家ともつかず、長袖の眞似をして遊興を家職と覺たり、祖父は子孫の爲とて衣食迄難し、少の本手を取回し、世帯を人並にたつせども、阿房づかひに困窮し、住居も持ぬやうなる時代のならはせとはいへども、其家々の作業專に守らせたまもの也、善に進み惡を退く者稀也、去れ共其國其所の風俗を見習行儀を見れば、善を示さばなごか少き道を學ざらんや、

翌寶曆八寅三月十八日義月公逝去、御曹司秀丸君御成長に至、義敦公と申奉る、寶曆十三年より連々右之跡式被三召出、誠に餘國に類少し、御家古風の御舊縁奉レ感、元と祿より三が一を以被三召立る、

石五郎事

山方 能登

大越甚五郎

源左衛門家跡 小野崎平八

東市家跡

大久保元之助

大島幾太郎

信太 弟助

仲家跡

三枝 奎

根岸 與市

鈴木 監物

兵内御道放御免に候へ共、長崎表へ參候て行衛不_レ知之由、然ば此度の三枝様是ならんや、尤同名也、

野田 隼人

田所勘左衛門

小野崎金彌

川又助右衛門

白土 永吉

那河政五郎

野尻家跡も連々被三立置候由、

忠三郎嫡子内藏せがれ其頃出生か、直に出家して今長老なり、

秋田治亂記實錄終

天明丁未七年
田沼主殿頭殿へ被仰渡書

一其方儀、積年御側近相勤、格別蒙_レ御懇、拔群之御恩を以、結構之身分に候得ば、寸忠を建、御學問を御勸申上、何卒御政事も御自身之爲_ニ知召、御先代様御同様之御成立にて被_レ爲_レ在、上下一統御仁徳を奉_ニ感戴_ニ候様、如何様にも心付、諸事御傳教可_ニ申上_ニ之處、左なくして御讀書之儀は勿論、本朝古來之義士勇士忠臣諫臣之儀等に拘り候儀、御側向より不_ニ申上_ニ候様に嚴敷制禁申付、譬ば小兒同様に御仕立申、御政事之筋は夢にも御存知不_レ被_レ遊、天然之御物好計にて世中はいつ迄も殷富と而已被_ニ思召_ニ、其御物好之處より阿諛を以付入、追々巧智を廻らし、近年詮舉進途之權家は、皆々其方親族之者計にて、其方召仕之妾を願望之媒となし、度々登城爲_レ仕、數日逗留、其節は莫大之金帛を相贈、内外之親睦を結び置候儀、人口を不_レ願致方に候、其上悴事は御奉公之年功も無_レ之處、右之巧智を以若年寄に經上り候、是又才徳有_レ之は無_ニ餘儀_ニ事に候得共、闇愚

之性質にて親之威權を假候て、諸家之金銀寶物を貪集め、己に佐野某之爲に遂_ニ横死_ニ候程之惡行跡、恥辱無_ニ此上_ニ事に候處、其節も愁傷恐懼之顔色少も無_レ之、公然たる勤方絶_ニ言語_ニ、甚以人情遠き様子に候、尤其已前より年々權勢相慕、誠天下之御政務其身一人に歸し、心に隨がひ、總て御儉約と申名目を立、御膳部より始御召物、其外一切の御用不_レ殘代金而已に相拘り、自然と倉略に相成候、是等は誠以冥加恐敷儀に候、扱儉約と申は聖人之大徳にて、至て宜敷事に候へば、上たる御一人又は親の身たるもの之上にて、兎角君親たる人之行候儀にて、臣たる者より君親たる人之爲に行ひ候道にては無_レ之候上、誠之儉約と申仕方に無_レ之、吝嗇之筋にて候得ば、下々より自然と上を奉_レ恨候様に成行候、此段文旨故儉と吝と表裏に候儀不_ニ相分_ニ、御政道之害無_ニ此上_ニ事に候、夫故追從之諸役人吝嗇之筋を儉約と心得違、下之痛に成候ても上之御利益付候へば、諸事無_ニ遠慮_ニ興行申候、仍_レ之姦智之者其近年吝嗇之筋より立身仕、諸大夫に至候人も間々有_レ之候、是等は民之油をしぼり、上之御仁徳を損候

て不忠不義可_レ申様無次第に候、吝嗇之筋より御交代御傳來之御武器等、年々駈々御手入も不_レ仕見、分之處上は直しに候へば、實に御用にも不_ニ相立_ニ御品數多有_レ之候、是等は其掛りにて心得有_レ之、諸役人は平生不_レ堪_ニ歎息_ニ之事に候、

一十箇所火消屋敷は、火事之節御手當てとは乍_レ申、其實は御深慮有_レ之候大切之御役屋敷にて候、然處御儉約と申名目故、十五箇年前辰年大火已後、別て御普請龜末、時々之御修葺も無_レ之、近來壁等も落候て、外より内迄様子見透候處も有_レ之候事、

一伊勢天照皇大神宮之御社は二十五箇年目には、新に御造營有_レ之來候處、度々願候ても取上不_レ申候、傳通院は御先祖様格別之御由緒之御儀之處、近年及_ニ破損_ニ候故、度々願出候得共是又取上不_レ申捨置申候、御宮柄故賄賂金差出候儀無_レ之故開届も不_レ仕、追々大破に相成候、此外相準じ候儀種々有_レ之候へども、右二箇處は重典者共可_レ申、餘之御用差置候ても、第一に御普請無_レ之候ては不_レ叶事に候處、秋毫も心得に不_レ留候へば、自然と上之御徳暉薄く成行候事、

一其方御役屋敷之内之儀は、同席と違格別美麗を盡し、夜食并珍器木石に至る迄、天下に無_ニ比類_ニ結構にて、居間釘隠し等は金銀無垢にて作り、是又銀座之者共より賄賂に相贈候由、是等に准じ候儀、其餘は擧るに不_レ遑候、木挽町屋敷は唐木作りにて造り候座敷、右之物見座敷前通之堀御用に託し浚申付、濱町屋敷は御當代始より花美を極め、三方の堀、是又御用に託し浚申付、其上類焼之後間も無_レ之、已前より格別之再造申付、大火後御家人始一統夥敷及_ニ難儀_ニ候儀眼前に能々乍_レ存、其歎を不_レ願自ら之娛樂を極候儀、役柄不相應之心得に候、其身は勿論、召遣之妾自由自在之驕奢、家來重立候者共榮耀權勢日々超過に至、甚敷非理非法を以て公法を破候事も間々有_レ之候、上之御威光年々衰、其方一人之權勢日々に盛に相成候、譬ば上様には萬事御儉約のみにて、其身始家來之者共迄も奢美を極候事、如何相心得候哉、

附諸大名官位之儀は、天聽へ奉_レ達も有_レ之、至て重き儀に候處、金銀を以賄賂候得ば、容易に取持世話仕候儀有_レ之、尤溜之間席之儀は御輔佐役に

て、時に取候ては重き御政事にも相加り候得ば、雖も爲家柄若年又行跡不正候人は、其用捨可有之處、金銀にて賄賂候得ば、其選も不仕候て差別無之事、

一家柄之諸侯金紋之儀、賄賂金にて取持、彼是取繕願之通被仰付候上にて、又々御差留候儀、全其方一存之取計にて、金銀に迷候致方顯然に候、

一峰山之儀は良蔭之清流岩石之地にて、御先々代様御深慮、ハルシヤ馬御取寄厚御世話被遊候御牧場にて、年々繁畜之處、是又山師共より賄賂金銀を以御爲御益と申名目に泥み、樹木を伐候故、日蔭薄く清流も濁候て、牧馬夥敷及死去候事、

一近年御用金と申名目にて、吳服所より諸大名へ御借付金有之候、尤右御金も吳服御用金之内にて、其利分金を以年々御召物之代金に相成候由、縦如何御儉約に相成候て御爲とは乍申、御借付之利足を以、御召吳服料之代金相補候儀、鄙劣之儀言語道斷之事に候、其上右借付之名目にて、諸權門家中金銀儲居候者共も差加はり、畢竟上之御威光にて元利無滞取立損金無之様に、姦商之巧にはまり、上

之御徳穢候事、

一近年町人共へ御借付金之儀に付、種々姦曲之儀有之、其上預り候町人殊之外難儀及迷惑候事、

一金座之儀は、御由緒有之候得共、元來町家之事に候へば、家業柄と申、平生帯刀には曾て及不申候處、是又賄賂金を以取扱、平生帯刀にて相勤候様に相成、依之御家人總て信服不仕候事、

一百姓、町人帯刀は重き御制度にて、古來より人數も大方相定候所、御料御代官より爲差儀も無之を、兎や角と申出候得ば、爲御褒美御銀被下候て可相濟候處、帯刀御免被仰付候者、金銀賄賂より取調へ候事、

一御用達町人共之内、家業柄又は御由緒も有之者共、年來知行并御扶持等被下、拜領屋敷等も有之者は格別候得共、身元儘成と計にて被仰付、中興之御用達之者之内、火事場并道中帶刀賄賂金差出相願候得ば、取持御免有之事、

一於殿中熨斗目着用之事、雖爲御家人不容易之處、御用達町人共之内、是又賄賂金指出取持候故御免被仰付候、是等は一統之御用に候へば、一同

に可被仰付之處、一人又三二人に限候儀、全賄賂金にて相調候事、顯然明白之事、

一波濤錢之儀は、目方近年別て輕相成、依之通用之位年々相減じ、是等は最初より姦猾之者深巧之處、眞實之調智無之故、諸人難儀にて世々衰微に相成候儀、少も心付不申、當然之賄賂金に迷候事、

一南嶺銀之儀は、表に八片を以小判一兩に換と申銘有之候得共、全體姦猾者之巧故、性分不宣、只今にては彌怪敷相成、中々八片にて小判一兩に換不申、是又上より下を御欺被遊候に相當り候、畢竟賄賂金取候て御爲御益と申筋より行候得共、後代衰微之階に相成候、其上近年通用之錢は、全體づくに泥土を交候故、通用之内に何程碎け捨り候儀不

相知候、寛永通寶と申大切之文字をすへ、文錢同様通用被仰付候儀、全く御威光にて下を御欺被遊候て、無理之至極に候得共、是又賄賂にて相調候事、

一御曲輪内屋敷地面廣出張普請有之、并火除け地俄新屋敷出來候儀、賄賂金指出候得ば、近來願之通被仰付候事、

一中橋廣小路之儀は、古來より火除地にて、其上通用之爲、先年御堀まし掘割之儀も被仰付、御内吟味も被仰付候、内吟味も有之候處、近年御用達町人共より賄賂金差出候て願候へば、追々拜領被仰付候事、

一淺草御藏前火除け地、格別之御用地に候處、近年町家之者共賣渡に被仰付候、其方賄賂金にて相調候事、

右數箇條之儀は、畢竟金子貪候爲、上之御制度並用地に權威を以賣物仕候に相當り、其罪深重に候、

一駿遠三之三箇國は、御譜代開闢の領地に付、必交代相勤候場所にて候處、近年御役望之方は在所に罷在候ては、御役替之間に合不申候故、滯府致候故、右三箇國相守候諸侯別て相減候、是等は古來より御大切之國にて候處、閑空に相成候事如何相心得候哉、畢竟賄賂金に迷候より諸規定混亂に相成候事、

一近年諸國産鐵之儀に付、大坂表鐵座被仰付候砌、賄賂差出願之分は、鐵座之外賣出候様相成候事、

一九州邊にて近年川境争論有之、已に雙方より重立候役人出府有之程之儀にて、是等最初賄賂金取候て、片落偏頗之取計より事起り候事、

一其方家來潮田典膳奴僕、先年神田橋御門番所にて夜中狼藉之節、任三權威、無法之取捌にて、稻葉何某家來重役不調法に相成、列席之諸侯及三憤怒候事、

一近年不學龜術之醫師共、賄賂金指出候得ば、容易に御見被三仰付候事、是等は重疊不届に候、第一司命之職に候得ば、御選も可有之筈に候處、其心付不三申、甚不實之至候、就中其方妾宿元醫、右内縁を以奥醫師に被三召出候儀、世上一統及三嘲哂候事、

一其方御加祿采地拜領之砌、近隣又は遠境にて、諸侯方累年領し來候膏腴之良田を引替候故、從來困窮之諸侯彌以及三難儀、依之其方へ遺恨を合候儀數多有之候事、

一八丈島産物之儀は、多年間屋有之、前金指所々にて數人渡世仕來候、然處此度上より新規に御買上之御役所相立候、依之是迄之間屋共より指出置候前金皆々損失に相成候、家業に放れ及三困窮候、其上已後は御役人之働にて、定て長崎にて唐船荷物御

買上同様の下直に可三相成事、如三視三掌中候、江戸問屋共家業を奪候者亂世之基に可三相成事、古來より之證據有之候故、八丈島之者後來は直段引合申間敷候得ば、無三是非、沖中にて拔荷等仕候儀忽然に候、其節其公法を以罪科被三仰付候儀も可有之候、是は全く下之金銀を御しほり被三成候筋にて、聚斂三申物に候、聚斂之臣あらんよりは寧盜臣あれとの言を不三恐慎より之取計にて、苛政虎よりも恐しとは、今の世の事を申たるなり、金銀賄賂受候て彼是筋も無之儀以三權威取計候に付、家來重役人共是又金銀私慾に公法を破候故、夫を見習諸役人始輕き者、役儀を以萬事取計ひ、一人之私慾より天下之士情を失ひ、只今にて武士之義理捨り果候て、金銀を集め身分不相應之驕奢を、よき事と人々相心得候様に相成、自然と惡敷風俗に推移候儀、其根本は其身一人之大罪不三可遁候、

一原惣兵衛企之一件取行候は、誠以天下亂亡たる事、必然之事に候、右之外上州、絹相場、無人島、蝦夷、印旛沼之儀は、不三及三沙汰候事、

此書は定信公御領中へ之被三仰出書類書集候末に有之、今寫之、

天保甲午五年十月卅日

武田信義

此冊子田沼主殿頭へ申渡と題したれ共、實の被三仰渡にはあらず、其頃田沼侯の所行を知りたる者の偽作せしものなる由、島津氏之記に有之、いかさま左も可有之也、

天保十二丑年六月追録

信義

田沼狂書

將軍家治公様薨御觸之寫

公方様今已下刻薨御に付、諸事追々御觸も出候得共、急度相守可三申候、尤二十六年以前、惇信院様薨御の節も、町々裏店の者共、戸を引寄或は簾を下し、相愼罷在候間、此度も右之通相愼可三申候、

右之通組合早々申通じ、支配限末々裏々迄、不三洩様に可三申渡候、

九月八日

右之通樽屋與右衛門殿にて被三申渡候間、御達申候、尤右に付左之通申合候、

一町々水溜桶無三懈怠、差出し置可三申候事

一町々路次、暮六ッ時締切、裏々の者共、夜中路次内相廻り可三申事

但、行拔路次は一方晝夜締切、一方暮六ッ時締切可三申事

一諸商賣の儀、追而商賣可三仕旨御觸有之候まで、急度相愼可三申事

田沼主殿頭殿へ被仰渡書終

一 蚊いぶし一切致間敷候
 一 總而人集致儀一切致間敷事
 一 朝夕火焚候儀、煙立不申様心得可申事
 一 子供往還へ集り、噪敷儀致間敷様可申附事
 右之外總而念入物靜に可仕候事
 町々勤方申合

一 町々自身番晝夜相勤、月行事、家主裏々迄度々相廻り、火の元嚴敷可申付候事
 一 自身番家にて基將基杯致候儀は勿論、酒等一切給不申様、高聲にて咄杯致候儀相慎、尤白衣にて罷出候儀、或は代として子供杯差出し候儀無用、諸事猥に無様相慎可申事
 附、同所へ相詰候、定り候人之外は、一切寄合申間敷候事

右之通南北年番名主申合候、尤名主支配之場所、繁繁相廻り可申旨、是又申合候、
 前書之通り御達申候、御組合へ御通達可被成候、以上、
 午九月八日

御沙汰書之寫

閏十月五日御本丸へ被爲召、右於御前被仰付候、

- 西御丸御側衆 田沼能登守
- 名代 田沼主殿頭
- 堀 帶 刀

先達而御役御免被仰付候得共、思召有之、兩度之御加増二萬石被召上、差控被仰付、大坂に有之藏屋敷被召上、尤只今迄の居屋敷家作共被召上、段、於、牧野越中守宅に、井伊掃部頭御老中御列座、御同人被仰渡之、大目附岩本内膳正立合相渡、右居屋敷之儀も明後七日迄に引拂可申段、被仰渡之、

御勘定公事方 松本伊豆守
 思召有之に付、御役御免、二百五十石被召上、小普請入逼塞被仰付旨、備後守宅におゐて若年寄衆御出座、御同人被仰渡旨、神保喜内、井上助之進被達之、

遠江相良之大山田

田沼主殿

天明六ひのえむまの寶物は脇へ引

凡百年目

大さいかもんの方此方まきぞへになる、但し氣がきつ

大みやうしんるいの方此方みんなふじひ、但しツシより縁くま

大たんこまの方此せつ三笏を御めんなさる



ごしそくしにました、おむまに喰の萬よし、
まいない、しんかつ、銀

さいけう北の方此方萬よし

いんばのぬまの方うめても、うまらず

たいせつものいしやの方有わたくひあけ、但し有わたくひあけ

へうばん下の方さりざりなり

よいきみかんだばしちくるいごふせん、今年より百年ふさかり

水と火事地震の咄もふよしなあれ是と大名旗本ゆすりごるかわいや子末は地獄の道知るべ

いつかはや人の思でほろぶべし
水は出る油はされる其中に、何とて米は高くなるらん、方々よろこべ田沼が役は上つたはやい、



世直し春は火事、夏はさむく、秋は出水、冬はあつき

第一下のおごりを留、上々の慾をつよくし、

田沼の懐中をあたため、諸役人の爪を長し、

小判の相場をくるはし、南鐐は片の文字を偽し、

萬民のうらみをつよくし、太平の代をさばがす、

此外何にてもかんにやくに用ひて吉、

奢	百石包二十五匁
御用金丹	
妙藥	小問包代三匁

田沼早割天明日傳 井太平之法

法に五萬七千石と置、七つ星をかければ、兩に三貫九百九十と成る、兩の相場は天明六年で割ば、小判六十六匁五分と成る、又米相場を見る時は、年の六十五年を引ば、兩に一石五斗がへと知る也、又此一石五斗へ、山醫師二人をかくれば、元の三百石也、

又早割に曰、



五萬七千石と左りに置、首尾の悪ひ四をかければ、元の三百石と成也、

渡奉行か、勘定奉行などに御成り被成度か、又は奥へでも御出被成度御方は、必御はむきに御出被成、一つ橋からは右の方、神田橋からは左の方なり、上つてこそ御座れども、家作は八方なまこ壁、門は朱塗、家根には七つ星の御紋御免あつて、景圖たゞしからぬ大名で御座る、近年は此藥、やれきくは取持はご有て、方々に取込むやつが出来まして、稻葉の、松本の、赤井の、大前のご申て、或はついせうへつらひけいはくなんど、たは眞似致しますれど、古今あつかましくひつたくりますは、不忠親方主殿計り、見世は朝からの商ひ、四方につく棒さすまたを建、公用人は替りがはり出ましてあやなします、直段は一度の御役替に一箱二箱、百兩二百兩と、たこへば何百兩被下ても、かつて御じぎは致ませぬ、最前より藥のかふげん計り申まして、御ぞんじない御方は、天下丸呑、正月から大火事、大川から大水、さらば此藥を用ひられました次第を申ませう、第一勤一同の早きを告げ、寄合の再勤、なりにくひ奥入、むりむたひの奥醫者、やみくもの運上、武家も町人も其威勢に恐る事、朝日に雪のきゆるが如く、しみとくとはむきまする、そりやく、因

大老ぶりせりふ



遠州三歳大變記

何川亂十郎

實名悪七兵衛金を溜清

拙者親方と申は、先達て御大名御旗本様方御存知で御座りませう、お江戸よりは五十里遠國、遠州はい原郡相良の町をお過ぎなさるれば、神田橋田沼屋主殿、只今しくじりまして隠居同前、則名をば替へましてひつそりしんかん、元朝より大晦日迄、各様の御はむき被成た、此盜金功と申藥、むかしより今に至りましても、兎角用ひられまする、時の武將御聽に達し、お益にも成そふな物ゆへ御所望有し所、彼の主殿、此藥深く秘して、用ゆる時は一箱、まつた二箱、是を廻られ、忽御役替を致しまする、去るによつて上より其名を盜金功と下し給ひ、則文字をもぬすむかねのいさをしと書て盜金功と申まする、只今此はむきは殊の外ひろまりまして、上みの事は申ませず、たゞ主殿々々御呼なさる、乍慮外に在江戸の御大名様方、御參觀御交代の折から御駕を寄せられ、此藥何千兩となく御遣ひなさる、若對客の内々も、長崎か佐

果のむくひが廻つて来たぞ、敬順胸庵がはだしで逃る、ひよつと報が廻り出すと、矢も楯もたまらぬ、甥の能登は引つさられる、孫は喰はれる、子は切られ、子切られ、孫喰はれ、子供の泣聲、泣聲こん、今度の子の不縁、罪人々々大罪人、あの對の挾箱は、いつゆるされた、六百石、五千石、一萬石、二萬石、三萬石、四萬石、五萬石迄成り上つて、ついでついでゆるされた對の挾箱だ、あの箱は能金をくれるついでに客だ、一度の御役に金八百八十八兩、諸大名諸旗元、諸社山の社僧中、權門駕々跡箱々々合羽箱、合をみの箱がつたひし、門前群集、此頃まで威勢やかせひが、路せいも及ばぬ榮花もつきて、今度の御醫者の取計は、そつぼう、横そつぼう、尻から尻からわれ、彼忠臣支人には落たらつてやろ、當惡の報ひ善左が手始、越中周防本郷横田、中にも當時の御家柄、彼の先生のひざもとさらず、尾張紀州水戸の親玉、うごんかぐごんかぐごんな掃部も手傳めさるか、をつご心得、田沼がしくじり、諸人の願ひが叶ひ、程過尻からわかれてはを、よいきみだ、小百姓、武家、山伏歌はぬ者はござりませぬ、此しくじりを見てお心

をおやわらぎ、やつとゆふめに御出やつた、此度の御評判、御ぞんじないとは申されますまい、まいなひつぶろく、金だせ銭だせ、いれよ出せ、運上出したくももふ是ざり、たちまちあつた此天罪、ばちくぐわらく、くわつとしくじりしまひは、印旛の沼も、運上事も、よさねばならぬ、やめねばならぬと、いきせひ、ひつぱり、一の忠臣佐野大明神も照覽あれど、天下泰平、は、うやまつてもうす、

天明六丙午歳九月

毒水の沙汰は虚説か正雪か

忠彌さはひで堀井戸を汲

一説に、水道に水上より毒流候由申ければ、ごく水とごころからゆひの正雪で

ちうやもわかぬ下のそうごう

田沼の孫、馬にけころされたるよしを

駒あれて孫うちこけるひまもなし

佐野のたゝりご人のいふぐれ

やみの夜に光りかやく七つ星

夜明けてみれば跡かたもなし

亂國侍來

散山不首尾之御作



大着山同愍院
凶内仕損寺に
て此度百年目
之咲帳

印旛沼大尊像

運上大師用金佛

并靈寶物品々

縁起

抑當時咲帳し奉る所の用金佛は、昔たいとう三百石より御出現ましゝたる、例年あたじけなき尊にて、散山不首尾の御作なり、其むかし伊豆守、此み佛に金銀を捧上て、信心怠りなかりしかば、忽奉行職に立身し給ふ、夫より大名旗本に至る迄信仰せずといふ事なし、み佛の威光ますゝ殿中に輝き渡り、終に將軍を極樂へ救ひ取給ふ、かるがゆへに此たび神田橋うち大着山南無三坊仕損寺に於て、かゝるきせしむるもの也、世上困窮の輩は近ふ寄て悦ばれませふ、ひとたび譏る、輩は、惡事災難をまぬがれ、劍難盜難を逃る事疑ひなし、誠に強惡無體の尊像なり、六合入の米

袋を御持參被レ成ませう、

傾運田沼大黒の御影は是より出ます、

大方は、

正月より左りへゝと

廻りましふぞや、

小間料

銀三匁より
づつにて焚
上申候、焚

仕損寺役者

靈寶物

古畫かけじ、百石包二十五の菩薩、新田がき、切レ

土民らん、上下々金にてまいない織、

上つたり大明神の御影、松本勘定院様のよく像、

并、赤井輪志の寶劍、是は豐惡の藁の屑成強し、越

前の欲西にて賜る所の寶劍也、

佐野善左衛門様御所持、山城股切の寶劍、并に殿中

血附の御壘、

印旛沼の訴狀箱、蒔繪人足の錢かけ松、油取の榮

籠、出水流しとごむた堀、并、不埋の御意、周防か

んぶり、

山醫者の藥箱、内に手引草、衆方規矩、鎮鑰の七有

り、色は順慶塗、蒔繪は藪村の果に遠島の帆かけ船、

窓の皮の厚蒲團、并に地中より掘出せし周防上首

尾茶、出羽の内に縁きりの紋、

三浦島の庄司、一と問づ、糊にて付け登せ、上之大

亂の張ませ、縁されたる所をば恥の上塗り、

難波町村への御寶藏子残りし所の、大變二度焼の

水入、地青き色に、模様亂菊のしをれ枝、

戰場血不附の太刀、天の責太鼓、人の鏡、是は善人

逆様に見へし所の御鏡也、

額はよい氣味成行親玉の御筆也、

御夢想御印門藥、咲帳入門施藥せしむ、一生一ぶく

武州田沼郡松本村赤井領

大着山同愍院凶内仕損寺

惡相謹白せ

ちよぼくれ、ちよんがれ

そもゝわつちが在所は、遠州相良の城にて、七つ星

からけいはくばかりで、おそばへつん出て、御用を

きくやら、老中に成るやら、夫から聞ねへ、大名役

人、役替させやす、なんのかのとて、いろゝ名を付、

むしやうに家中の物まで、ぶげんになりやす、あん

まりわつちも、嬉しいまぎれに、とてものついでに

大老なんぞと、是からそろゝむほんぞでかけて、出

入のあんまを取立、おいしやとこしらへ、千川上水、

印旛の新田、舌野の金掘、む性に上納、御益の御爲

の、なんのかのとて、さまとく名をつけ、おごつて見たれば、天のにくしみ、今こそあらはれ、てんでこ舞やす、ヤレマタ〜むすこは切られて、孫はくわゆる、印旛の水から、關東へ押出し、新田所は五年が間は、皆無に成りやす、やれ〜夫から、取立醫者めが、薬がちがつて、因果とわつちがをちごになりやす、御役ははなれて、女の老中に、めつたにしかられ、是迄いろ〜、だましてごつたる五萬七千、名ばかり〜七十づらにて、こんなつまらぬ事こそ有まひ、ほんにこそしは天時つきたる、かなしひこんだに、ほうい〜

勝負附

出水川	切堤	小松川	助ヶ船
兩國	窪山	永代引分	大橋
大川	死人湯	印旛沼	元ノ淵
四年内	木羅津山	毒水無勝	阿波手山
徳川	御代替	東叡山	嬉志野
一ツ橋	寶山	若林	町内
御大老	御先野	荒馬	孫ヶ崎

田沼風 最不吹

日の本び

勇山

ばせを發句

梅が香にのつご日の出る山路かな 大納言
 人も見ぬ春やかがみの裏の梅 御部屋様
◎家治ノ妾、家基ノ生母、津田氏知保、
 頓て死ぬ氣色は見へぬ蟬のこゑ 田沼
 あか〜と日はつれなくも秋の風 小野中務
◎主殿頭次男、一度水野忠友ノ養子トナリテ難縁セラル、
 道ばたの木槿は馬に喰れけり 龍助
◎山城守意知ノ息ニテ嫡孫承祖セシ人、
 船となり帆となる風のばせふ哉 出羽
◎水野忠友御老中格御側御用人ニテ主殿頭ノ男ヲ養子トセリ、
 山路来て何れや分もかく萱草 越中
 ものいへば唇淋し秋の風 周防
◎松平康福老中ニテ、其ノ女ハ山城守ノ室ナリ、
 ひや〜と壁をふまへて晝寐哉 井上伊織
◎田沼ノ公用人、江州ノ出生ニテ始メハ中間奉公モセシトイフ、
 むざんやな兜の下のきり〜す 三浦庄司
◎田沼ノ公用人ニテ、備後ノ農家出身トゾ、
 へび喰と聞ばおそろし雉子の聲 赤井
◎赤井越前守正昌勘定奉行ナリ、
 草色々をおの〜花の手柄かな 大八木
 こちらむけ我も淋しき秋の風 若林日向

◎田沼ガ推薦セシ典醫若林敬順、日向東庵、
 蕩蕩にけふは賣かつ若菜哉 東叡山
◎家治ノ葬儀ヲ上野ニテ營ム、

元日に田毎の日こそ戀しけれ 水入百姓
 何の木の春とも知らぬ匂ひかな 諸町人
 あなとふと青葉若葉の日の光 伊奈牛左衛門
 行春や鳥鳴雁の目はなみだ 御殿中

棒づくし

水入百姓南無三ぼう、水場の武家町ごらんぼう、見分役人皆ごらんぼう、此度山師はごめんぼう、ごふでも大老は大べらぼう、けんもん役人皆すつぼう、御上はめつたにしわんぼう、松本赤井◎兩人ハ勘定奉行、は大ごらぼう、油がきれて座頭の坊、松本世間の大びんぼう、田沼へ持込所々々々、此節仕合御本坊、ごうでも水野は二本坊、かまはぬ御三家大べらぼう、御方の御威光かくれんぼう、公方さん二十五夕しめばふ、南無三夕ごふよりがてれ坊、

大黒舞

田沼狂書

一に相良をふんまへて、二に日本かき廻し、三に薩摩の娘子を、◎家齊夫人ヲ薩州ヨリ迎フ、四ツ養子の世話をやき、五ツ醫者殿しくじつて、六ツ無體な三夕、七ツなんでも取たがり、八ツ屋敷は大さわざ、九ツ子供を隠されて、十ヲでといへごまだ舞納めぬ、

青染と思ふ御上は黒合羽

油断のならぬ天が下哉

いつの間にまいなひつぶれが取ついで

角は出さいでへをつき出す

野も山もつかみこまんと思ひしが

もふあきはてしひのへ午ごし

のぞめども御用金さへ水野あは

上み計りよく下のくるしさ

田沼れて薬をもるが馬鹿林◎若林敬順

たつた三日でさじのかきあげ

田舎鹿子ごうせうじ

水に恨はかす〜ござる、初手に水のつく時は、世上むせうさわぐなり、小屋の屋根をふく時は、施行まく

程出しに、本所のへこみは水みちくして、橋はいたむ
 と聞へたり、聞てあきれぬ人もなし、誰もむしやうに
 氣まぐれて、身上のいたみを詠あかさ、作はく
 どうたわれて、いふて年貢のあてもなく、此ごろさ
 へ只ぎくくご、ごふでも今年は悪年じや、流れし水
 に流るゝも、つれないはたゞ、ひのへ午、ごふでもこ
 まるは百姓じや、野水の來るのは、わづかの内じや、
 間のへんでこてんくく、花の御江戸は水のさわ
 ぎに、火消のなりで橋をふせぐの、組へ夏の拂のし
 の、町々、水はよせ來る、通ふ小船に急ぎくませて、
 のせるはやわざ、是がほんに江戸じや、一モ二ツ三、寄
 もさわるも下のせつなさ、ともに此身は難儀かさ
 なる、かゝも娘も皆おたすげと、思ひつめたがへんじ
 やへ、

七つ星が引込んだら長者にならふな、主殿ごのはい
 くつ、六十七ツ、まだよきは深いな、あの沼うめて、
 此山掘て、庄司はごこへ、油買てしくちつた、それか
 らどうした、御上の變で、御役があがつて、すつごん
 ごころんだ、其跡ごふした、稻葉屋御側衆、始越中守
後二越前守 淀侯ノ弟

のよくと連署屋の悪と、みんなばれてしまつた、
 の、さまいくつ、四十三七ツ、まだ死ぬは早いな、
 本の子はしんで、よその子を貰ふて、治家
一橋家ヨリ、御部
家齊ヲ迎フ、御部
屋お知保にだかしよ、田沼はごふした、あぶなくなつ
 て引込んだ、御馬がはねて、あつたら孫ころした、城守
ノ第一子落馬三夕はごふした、宗兵衛桑名ノ家來ニテ、
シテ死ス、大坂貸付金發案者、へ
 もいぬと、庄司公用人へもいぬと、みんなばれてしま
 つた、
 此秋は田沼の稻葉枯はて、
 水野行へは何と成らん

水野行へは何と成らん

おはん長右衛門道行

親玉に何したつ三とごめらぬ、よくと答へてきへ
 ぬべし、もごを思ひの戀衣、夫はむかしの悪事川、是
 は頭の彼の人に、うきめを見る歌方の、あはれきへ
 ゆく遠州屋の、相良をせなに取右衛門、ごふで叶はぬ
 五萬石、奥のやうすも是切と、ごふくわん堀へゆく
 身には、諸事に名残りとおしからじ、あはれは跡を明
 け渡し、道具はごんでやうくご、せなをおろしてご

りく、顔を見合す心ねは、まだ取たいが跡やさ
 き、河は上りて常よりも、心細や午のとし、此所あきら
めせりふ、
 コレ相良かふもあろふか、てんめいぼうと、いたば
 う御かけ、御老中さんぼう、コレだまらんせ、わたし
 や涙の露ちり程も、人の無理ごは思はねと、子は先立
 て大たん、悪しやう者じやと、人さんのわらはんし
 てもだいいじないが、ちいさい時から、お金をば、たんご
 ほしいと思ふたり、きんをまはしてかね取上げ、もの
 の運上や、さかり塲の土地を貰ふて家建たり、折助さ
 んでも金取れば、上をこしらへむりやりに長萬石に
 も取上げて、親玉よりも人がたづねりや、ぢいさんが
 たんごいごしとゆふたごて、やんがて御役があがろ
 ふと、江戸は勿論田舎迄、かけ構なき人さんが、いの
 らんしたる其時は、あをのいて居たけれど、外に大事
 は有まいと、思ひのたねの醫者様が、さじ一本のあ
 やまりで、ゑんりよ慎には、佐野様の念が残りて、た
 ちまちに一所にしんでくだんせと、ごふい國からよ
 びにきて、其時すぐにしんだなら、ものゝふじやとほ
 めらゝる事もあるふに、命をさしにながらへて、今こ
 のうきめを見ることかと、顔を見合すもなみだなり、涙

はおちて聞く人の、共に手と手を打ち合せ、あらお目
 でたや、めでたやと、悦ぶこゑの聞へてや、はや町方
 へ聞へしと、見とがめられぬ其内に、いざや屋敷をわ
 たさんと、恥としいゆとが間のあたり、しらがあたま
 め、ひかりにやみをさいはひ七つ星、ひかりにまぎ
 れ、うぬが身のごうかん堀へいそぎ行、
 太夫 豊歳成 太夫
 三絃 諸色 安兵衛
 盗人にならぬ用心身の始末
 またしても運上沙汰や又今日も
 ごんくご空で太鼓やかねのをと

田沼狂書

田沼狂書終

かやり火小序

時の事實をしるは、ひたすらに正史のみにもあらず、俚諺といへども捨べからず、ことに雅言は凡俗の耳に遠く、俚諺はちかし、西山拙齋翁がか、れし休否録のたぐひは、心ある人々こそみるべけれ、このかやり火は、そのたぐひならねど、世間奢侈に流れて、文武の道すたれたるを、わが先公守國、定信公、御歳わづかに三十にしまして、政をさらせ給ひしより、たちまち綱紀はり、士風變じて、御教化海内に及びぬ、心ある人々のあふぎ貴む事はさら也、賤きものまで尊仰し奉りて、かの孔子稿子時藍染あるは、鏡の梅鉢秩父重忠に撰せし小冊子をみてもしるべし、實にわづかに七年ばかりのうちに、津々浦々まで御徳輝の至らぬ所なく、貴ばざる人なし、もろこしといへど、たぐひ多かるまじくおぼへぬ、わが童蒙小婦等につたへきかせんとて、かの俚諺をもかきあつめぬ、

文政十三年庚閏三月 河内親補識

蚊やり火

世の中にか(蚊)はごうるさきものはなし

ぶんぶ(文武)くご夜もねられず

御旗本方、御家人衆をはじめ、藩邸の士、六尺まで奢侈にながれ、酒色に遊び、風俗いたく類廢せしを、頻に文武をばげまし給ひければ、ある人支那勳定太田直次郎、蜀山人、戯にこの狂歌をよめり、たゞ一言にして當時の勢ひを想像するにたれり、

かの人のおごりは駕籠のほうばかり

おごりをこゝめ、節儉を専とせさせ給ひし御供建の質素の事おしてしるべし、此以前御老若を初め、御勤の御役人方の御供美服なりしが、老公は御役なり、以前より御供方兪服し、御馬の鞍覆は栗毛の革なりしが、其後頻に御一統に御供の人数を減じて、縮緬茶字をこゝめ、革の鞍覆に變じけり、

屋根船もやかたも今は御用船

ちんちんはなくてつち(ま)つんでゆく

大橋と永代橋の中程に中津といひて、大河の中央ま

でさし出たる所あり、酒樓茶店多く、都ての遊野郎の輻湊する地なり、この出洲ありては洪水のとき、大川の兩岸大に害あり、依て御引拂となりて、その土を深川本庄の地低にして、洪水のとき逃行方なき所へ堤を築り、此一首にして、酒色三絃を廢し、文武の流行、且迅速に卒業せし様子おしてしるべし、

ひごい人江戸中羽織ぶつさばき

縮緬八丈の長羽織をきて、短き腰物をさしたるに、かの文武の稽古専らとなりければ、わが藩の士風に習らひて、御旗本御家人まで、みなくもめんの馬乗、あさの羽織に、小倉棧留の馬のり袴をきたれば也、

諸事松平越中、上からも用ひ、下からも用ゆ、是からへんのない様子に、

天明八年の大小なり、この以前の變事といふは、天明三五年と二年の大饑饉、また關東大水、淺間の山燒等なるべし、義公が政事は女色の如くせよと聞へ給ひしも、かゝる御事なるべし、

能番組

難波水戸殿 松越中 本彌正 松原和泉 加道江 根岸肥前

聖人御代にまた出て天下を守り治る、

兼平田主殿 井掃部 松本伊豆 赤 豊前 横筑前

末代の御恥辱、只御自害あるべし、井筒松周防 牧備後 鳥丹波 酒飛驒 小若狹

おとなしく恥がわしく互に今はなりにけり、安宅木出羽 太備中 井兵部 山信濃 安對馬

虎の尾をふみ毒蛇の口をのがれたる心地して、船辨慶河伊勢 堀田相摸 松右京 奈伊豫 奥老女 伊攝津

あら笑止や俄に風がかはつて候、末廣がり 榮阿彌 戸因幡 小備中

げにもそうよの、名所河 丸和泉 佐豊前

うき名を流す、はづかしや、

今では了簡不_レ足鼻明笑止之條々

一文道もしらぬ上、武道終にせんと思ざる事、

一夫見たか、國の困窮を不_レ構、無益運上樂む事、

一承知の輩、舊功もなく金次第役拔之事、

一對客の輩、最負の沙汰として用人しよしめる事、

一町家を貪り米屋轉倒せしめ、取鎮ざる事、

一公務をよそにし、私怨を重じ、政道をしらざる鼻たらしの事、

一先祖の心勞、武功まで穢しては恥辱をさらす事、
 一絹布の十反取揃と稱し、折角出たる申付狼になる事、
 一臣下と旦那と善惡を不_レ知、賞罰只しかつべらしき事、
 一我臣下の不働をしらず、同役同然たるべき事、
 一火難水難に苦しむ諸人の飢渴を不_レ構、伊奈の器量をもつて救をたのみ事、
 一皆ふんふくの茶は金故、或は石河歸役の事、
 一他人の望を幸なると致_三所望_二家來の抓む事、
 一輕薄人を悦、賄賂人を愛し致_三沙汰_二事、
 一非道にして富む工面計、正路にして衰ふるは知らぬ顔之事、
 一酒宴遊興妻目かけにか、つて出役忘るゝ事、
 一己が愚鈍にして就勤役人諸人に嘲らるゝ事、
 一人來る時虚言をかまへ、大金を貪り、鼻をあかす事、
 一酒味を好、人に施事は嫌ひ、隱居仕兼る事、
 一武器大破、衣装は己過分、臣下も過分の事、
 一貴賤因果故、大老とらも退役せず、上下に住する

事、
 一出家沙門の不_レ致_三差別_二禮物を取込、只叱くさる事、
 一米穀は買干諸色高し、町輩の一言、大石出來、關東の米屋煩せしむる事、
 右之條々計常に心がける故、急に合戦の道、心元なく、觸書を出すといへども甚不出來、時節をしらず第一也、先役を勤る事、あたまをかく計にて候、御救は不_レ可_レ成_レ金、四斗五斗、其外麥渡しにて顯然なり、然れば年若の伊奈格道の正しき輩に相頼、かりそめにもあやふ親仁達に隨順有べからず、水を呑でもたわけ言渡故、人々米屋を打潰氣に成、笑止なる哉、爰を以て國を治る越中、半太石河を愛し、丸の内の親仁達、薄氷を踏由申傳る也、己にまさる友を嫌ひ、我をへつろふものを好み、役人の慾心也、山海はるかに隔たるは其はづ、膝元の騷動さへ油斷せしめ、合戦の道などは存もよらず、若人の役人出來るに氣を付す、天下嘲を恥ざる儀、偏に口惜かるべき顔色少もなき次第也、仍而氣毒大略壁書如_レ件、

役者見立ものは附

見かけから馬鹿々々しひ顔付で、あふ方には幕の通だといふものは、
 井伊掃部頭 大谷 徳 次
 よもや此人がこふなるふとは、誰も夢にも知らぬ事は、年はわかした末たのもしくおもふものは、
 松平越中守 坂田半五郎
 どこやらいやみが有かして、ごふでも時々評判の惡ひものは、
 太田備中守 中村吉三郎
 大坂はいふに及ばず、江戸は勿論、近頃きゝもの、きりやく人といふものは、
 小田切土佐守 大坂町奉行より江戸町奉行に轉 岩井半四郎
 一たび仕うちは堅ひ仰で、評ばんは能けれど、一幕持た故の事もなひといふものは、
 鳥居丹波守 中村 十藏
 一頃は盛の芝居役、實惡で有たが、今では加減をいたされて、尻込して居るものは、
 水野出羽守 大谷廣右衛門
 大通できらく能いたさるゝが、おしひ事はもふ是

切で、山がごまつたといふものは、
 松平玄蕃頭 尾上 松助
 中々利知氣に小手がきいて能動られ、ごふみても恰好の惡ひ、下卑たところが有といふものは、
 酒井飛驒守 吾妻 東藏
 並んだ所はごふか、仕うちの有そふな、見かけてさつぱりたわいのないといふものは、
 安藤對馬守 淺尾爲十郎
 やつぱり御家のごふけて居しなれば又よいに、なま中ちつと理口らしい事もしたがられるゆへ、猶々にくひあほふといふものは、
 井伊兵部少輔 嵐 壹 八
 男ぶりなら今が盛り、今の間にとろふとおもふものは、
 阿部伊勢守 市川高麗藏
 能い時分に立退ひて、やれゝ仕合の事、是でやばなら亦ゆふ事がないと、うぬぼれを立て、居らるゝものは、
 牧野大隅守 坂東 三八
 しうちであいたゝ、おれをないがしろにしたな、あ

てこともないといふものは、

曲淵甲斐守 宮崎十四郎

かつぶくはよけれども、ねから仕うちに智恵さんだ
んのないといふものは、

山村信濃守 中村此藏

立ものといふ計で、扱も見そこなひで、なんにも仕内
の無いといふものは、

松平周防守 中村中五郎

出るより早くむせうに人が嬉しがり、段々是から面
白い仕内をさぞ出そうといふものは、

石川土佐守 嵐瀧藏

脇から来るもの、此人になると何事にも寄らず、仕内
の悪い事もなく、直に名高くなつて、めつたに人の有
がたがるものは、

伊奈半左衛門 瀬川菊之丞

一どしきりはごふか能さうな評ばんであつたが、
今ではさつぱりと面白くもない仕内をいたされます
ものは、

牧野備後守 大谷廣治

何事によらず、細かい所までが氣が付て、仕内に如在

のないといふものは、

水戸殿 市川團藏

一體他藝に有て、物事大丈夫な仕内をする人といふ
ものは、

紀伊殿 中村仲藏

なんでも親玉、此人にあがるものはなく、ごこやら高
ひ人といふものは、

尾張殿 市川團十郎

立ものになられても、一體我ま、でたん氣なゆへ、芝
あはもめたがる、とりすぎといふものは、

澤村宗十郎

しばらくのつらね

第三番目三立目に相勤申候

時世の宮の忠臣 守中越十郎

文武兩道左衛門世直 守中越十郎
當時の政道、亂ぼう役人、不忠愆臆病、凡天地のその
間に、忠あるもの、あらざらんや、遠くば東の御神の
御規定、近くは紀州より世繼の君の御規定を元とし
て、枝葉は代々の將軍の、その將軍の控杭、三つの家

銘刀書

人の譽るものは、伊奈半左衛門 和泉守刀

よさそふにみへて役に立ぬものは、松平周防守 浪の平

人のにくむものは、曲淵甲斐守 村政

ふるく成ておしきものは、石河土佐守 正宗

小取廻しに言廻るものは、阿部いせの守 長船

いやしいものは、酒井飛騨守 眞光

見かけたおしなものは、山村信濃守 去家

しんを守りて濁りなきものは、松平越中守 天國

すたらぬものは、牧野備後守 下坂之刀

ごふ見てもたらぬものは、安藤對馬守 直利

上手のまねして面にくひものは、井伊兵部少輔 信國

おうようで氣のたらぬものは、松平玄蕃頭 國

とり所の有ものは、小田切土佐守 兼國

見分計りなものは、鳥井丹波守 永次

なんの役にたぬものは、井伊掃部頭 庖丁鍛冶
すたつて仕廻そふなものは、水野出羽守

ふつ、かなものは、太田備中守 友 光
今の世にたのもしものは、本多彈正少弼 國 重

徳有ものは、尾州 正 清
當戸之刀

清く透通るものは、紀州 ©股アルカ

きたい細かにして正しい物は、水戸

やく人しゆ

此ほどは武士もとりあへずかはり山
そふくのつごめ上のまに〜

いん物を絶てしなくばな〜に
役をも身をもうらみざらまし

わびぬれば今よりさびしなみだかな
取盡したるむくひとおもへば

今はたゞ金も取なんと計を
から使者ならで来るよしもがな
うらみわびとらぬ人だにあるものを
慾にくちなん名こそ惜しけれ

さびしさにやくをはなれて詠れば
いづくも同じいまのやふなる

諸共にあはれとおもへしよ役人
定の外にさるものはなし

役人のなきつるかほをながむれば
たゞ目録のかみぞ残れる

おとし咄

福祿壽と壽老人と寄て、今度賢君御老中にならしつ
たから、世間でみんな奢りもしやれもやんだがまし
だ、おらが組合の辨天や、ゑびす大黒はごふもおこつ
てならぬ、今から異見にいかふと、辨天の所へ行、お
のしやア御時節がらだから、びわもやめにしやれ、そ
して必藝者などにで、さわぐ事はよしにしなと、心
實に異見して、それから夷大黒の所へ行ふと、辨天の
門を出てゆく、横町から、かのふたりでくる、ゆきみぢ
んの紋付に、小倉のはかまくらぶしを、かなこも 是はい、所で逢た、今
御兩所の御宅へゆくのだに、扱ごこへ御出被成候
ぞ、けふはびしや門の所へいつて鍵の稽古のかへり
さ、
戸田州侯諸司代にて召下さるの庭へ麒麟が参り、家老用人御留

主居、其外家中寄合、麒麟の側へ行、是ははじめて御
目にかゝりました、御名はかね、承り候、能こそ御
出被成、扱承れば越中様の御庭に御住居なされ候よ
し、今日はごふして、こへ御出被成候哉、まづ殿様
の御参府前、何でも恐悦、サア〜何ぞ御馳走を出せご
いへば、イ〜御馳走を受ますと、西下へは歸られま
せぬから、それは頂戴同様有がたふござります、家
老用人時々貴殿のきりんに脇の下からは火炎が出る
と申すが、一向御見へ被成ぬは、ごふいたした事でご
ざる、いへさ此御方へ参りましたら冷汗が出ます、
吉原假宅へ御旗本方遊びにゆかれ、はおれがなりを
みやれ、袖口もちいさく、羽おりも短く、帯は黒こは
くなご、自慢をいひながら床へ入ると、女郎それを
み、チャ〜るもじまで、

筒様に武藝がはやるからに、何を賣出し、はやらして
もうけんとおもひ立、ある町人、木刀を數多こしら
へ、丸の内邊を木刀々々と呼んでうりあるくと、はた
してこ、かしこの窓より、これ〜ぼくさうは直段
いくらだ、二本でござります、是はけしからぬ高い
事、一本にまける、まからずばまづよしといへば、木

刀うり、はしり飛切の品、このはやりもの、中々半分
ねにはあげられませぬ、それ木刀々々といひながら
通行しが、又立かへり、モ〜木刀まけて上ませうと
いへば、窓のうちより、まけた木刀はいらぬ、
西下の御庭へ鳳凰日々参り候故、竹の實を遣し候へ
ども、ごかく御退出頃には飛去り候趣御聽入候所、そ
れはめづらしき事、何卒逢度もの、かさねて参り候は
ば、必だめ置き候様御意有之、公用人待居候所はた
して参り候、主人御目にかゝり度よし、今日は是非是
非退出まで御待可被下候と申候へば、それは有が
たう本望至極に候へども、何分御前へはいでられま
せぬ、それはマアなせでござります、鳳凰、ごふもなり
がりつば過ます、

御政事のかゆひ所へ届のは

徳ある人の孫の手なればイ

實にも徳ある人の孫の手

享保年間有徳公御政事中興なりしが、わが君は有徳
公の御孫にていらせらる、故也、孫の手といふもの
は、手の届かぬ背中をかく器もの也、

ふんごしにひもがついたでしまる也

紐付たるをむかしより越中ふんごしといふ、もしく

は板倉越中守殿などをさしていふか、俗諺に板倉こたつなどいひて、貧乏もの、事をいふを、おしへからかへぬればなん、又越中だきといふ飯は、薪のいらぬ焼方也とぞ、越中鍋と云は鍋の中にシキリ一箇所有り、皆簡略を旨とす、

月々に月見る月はおほけれど

わきて月みる月番の月

御三家に威が月

一ツ橋に位が月

御大老餅に月

白河人のおもひ月

御老中目ばかりばち月

半左衛門能く役が月

石河さつくと博が月

山村ぶら月

曲淵兩手番つれの月

勘定奉行愛相が月

赤井松本ひや月

ぶつこわし耳に月

世界に米が月

運上にくさみが月

江戸町麥を月

困窮人先づ落月

自身番に提灯が月

米持うそを月

萬作がこわされたのも麥もなし

君衆の米に豆で働く

萬作が不作の米で買あげて

二斗賣とて四斗に笑れ

なき米を横田しよわせて追い出し

甲斐も喰れず信濃計ぞ

ひきわりや國ならば又喰もせめ

さりどては又豆がかゆとば

世につれて直なる人を曲り淵

今まですめる甲斐もなき淺

しなくくに伊奈と言ざる人徳は

智恵と慈悲との二ツ巴か

組からを月直したる石河染

上土佐ぶしのだしがよききく

田や沼やよごれた御代を改めて

清くすむる白川の水

天明八年戊申京師大火のとき、静々庵久保田耳清といふもの、九陌火災録といふ一冊をかきしうちに、當時公方様は正一位内大臣家齊公也、御幼年に依て奥州白河城主松平越中守定信朝臣補佐し給ふ、此御方今世の聖人也と稱し奉る、仁心殊に厚く、上を重じ下を惠ませ給ふに依て、當京都の御役人御所司代を始、奉行所共に參憐當厚くして恩惠を施し給ふ、先づ當分

の御報として、焼跡の場所の銀六十貫より米三千俵を拜借被_二仰付_一、二町毎に米九斗二升に銀四十六匁づつ割受る、誠に有がたき御惠也、五月下旬の頃、松平越中守殿御上京、其御行粧の輕き事皆一同に驚く、御家中各着用品の羽織等に至るまで、晒布又綿服の體也、萬事准_レ之、扱五月廿三日河原三條下る松平土佐守殿御屋敷に御到着あり、廿四日御案内、二十六日御所炎上の場御見分にて、兩御附并中井主水殿筒御案内として出候、不_レ殘御見分有_レ之、常の御殿跡にて御落涙を御催、暫く何の御答もなし、御案内衆中より床几御用ひ有_レ之、御休息あらせられよと申上らる、二度は御いらへも無_レ之、三度目に仰らる、は、天子の御所にて此方など休息すべき所にてはなく候、各方には平生は左様の御心得にて被_レ勤候哉と、御異見有_レ之候由、將軍補佐たる御身すら、斯畏りに涙恰然たる體、各感服せられしと也、實に斯_レこそ有たけれ、さて御見分相濟、御暇の御參内等有て、六月朔日大坂御發駕也、然るに是迄御老中方御上京の節は、例格として土佐守殿御屋敷近邊は自身番有_レ之、御道筋は家別に手桶箒出て、依_レ之此度も先例の通成し、歸着

後右兩様共無用たるべく旨被_二仰出_一、其外京都御逗留中、御勞の厚き事一方ならず、依_レ之京師の庶人崇色する事限りなし、爰に南宮忠藏といふ者有りて、米穀を圍ふ事凡_二二ヶ年に及べり、依_レ之其身利潤を得ること其分量を不_レ知、いかゞ末困究も全渠が所爲ならんと、終に忠藏は禁牢せらる、既に日數を経て、夫々の御裁許有_レ之、忠藏より被_二召上_一所の金子二百〇〇、是又京都中へ拜借被_二仰付_一、實に難_レ有御裁許ならずや、しかのみならず、難_レ有御意下る、其外兩御町奉行所より御惠厚き觸度々也、誠や諺に禍は福の元といふも宜なり、かゝる火災はありながら、又賢者の顯はれ給ひ、下を惠ませ給ふ、御代長久の礎にて、三葉四葉の殿作りは早速揃ふ、新づまに吹風枝をならさずして、名にしおふ花のみやこの咲かへる春までは、今はもはや半に成りぬ、

このごろある人の狂歌に
民の父母國の病に灸すゑて
末をいどひて鳴をいとはず

蚊や火終

出石侯内亂記之事

天保六未年十一月信士訴狀之寫

仙石道之助元家老荒木玄蕃方に私親子代々相務罷在候處、去る辰正月十六日玄蕃并仙石主計、酒匂清兵衛、原市郎右衛門より、時務職仙石左京取計向之儀に付、箇條書を以、隠居播磨守へ上書仕候處、同廿二日逼塞憤熱居被申付、猶亦去午正月十六日より吟味詰口上書讀聞せ、即日四人共每釘して嚴敷手當被申付、右手當中市郎右衛門儀者病死仕、殘三人は猶亦當未正月廿六日剃髮之上入牢被申付候、然る處今般就御吟味一同被爲召出、遠路出府仕候間、私共親子玄蕃道中其外共安心不仕、心懸りの儀も御座候に付、附添之儀當八月十一日願出候得共、開濟無之、其上他行留被申付候に付、主從生涯之名殘と存、同十九日面會之儀、段々相願候得共、開濟も無之、同日夕方出立有之悲歎無限、將又私共累年聊之扶持にて取續罷在候處、前書之仕合相成困難仕候間、銀子爲才覺、他出之儀、同廿一日相願、開濟は有之候得共、他

行留被申付候以來、城下口々へ晝夜嚴敷手當有之、私共若他出仕候は、召捕候様申付、人數差出候由承り、連も遠境罷出候儀は難相成、其上親治太夫へ申聞候は、亦々當人身分忽障にも可相成と奉存候に付、無餘儀書置仕、去月八日曉七ツ時出立、山越仕、夫より間道丹後宮津へ出、若州小濱へ乗船之積にて御座候處、九日晝九ツ時頃難風に逢、渡海不相成、無是非一乘戻、具舞多と申處へ上漂、夫より田邊通り、同十日夜京着仕、懇意の者世話に預り、同十二日同所出立、東海道通、去月廿二日御當地へ着仕、玄蕃身分如何相成候哉晝夜心痛仕、風聞承合候處、何事も一向相分不申、空敷逗留罷在候内、出石表より召捕の人數、桑名驛迄被差向候由に御座候得共、其以前渡海仕候に付いたし方無之、一同引取候趣追々承り傳候間、此上私身分仙石家へ被召捕候様相成候ては、身分の難儀、尤右等の儀は厭不申候得共、玄蕃身分先途見届候儀難相成、夫のみ残念至極奉存候間、萬一玄蕃不届の筋有之、御仕置にも相成候は、私儀諫言等不仕不念を以俱御仕置被仰付、被下置候様奉願上候、尤主人出立の砌も圍中よ

り被差出事故、御吟味の度々申上度事共、都而書物等も無之、定而不行届儀にも可有御座哉、格別の御憐愍を以私對面をも被仰付候は、品に寄事實明白可仕筋も可有御座歟、是等の趣厚く御賢慮被成下、當道之助幼年中の儀に付、何卒玄蕃の家故障に不相成様、幾重にも此段御慈悲奉願上候、以上、未十月十日

仙石道之助元家老
荒木玄蕃家次兵衛
平井源八郎

天保六乙未年六月、一月寺末松見寺看主友鷲儀に付、一月寺番所役僧愛瑠より、寺社奉行井上河内守役所へ差出候、都合三度の願書、乍恐以書付奉願候

仙石道之助元家老神谷轉事、當時一月寺末上總國三黒村松見寺看主友鷲儀、當四月廿一日兩役寺より、明晴寺へ宗用申達候書狀を爲持、飛脚屋佐右衛門方遣候途中、町奉行同心其外共多勢不意に立掛り差押候體故、一月寺役僧の由再三申聞候得共、彌不法に打懸、又々組附候者も有之、不不得止事暫過候、御用事有之候は、一月寺番所へ同道の上可承旨度々申候

をも不承容、理不盡に押倒繩懸候而、仙石家へ可渡段申聞候間、宗法も有之事故、一先一月寺番所へ同道の上、何様にも可相成迄申候處、其儘筒井伊賀守様御番所へ引連、即刻入牢被仰付、當時御吟味中に御座候、一體普化宗の儀は、慶長年中新御掟書被成下置、猶亦延寶年中小笠原山城守様、板倉石見守様、太田攝津守様於御列座席、武門不幸之士、門弟に相成修行之後可爲到歸俗候之由、其外には古より由緒有之士之筋目も有之、士之家名血縁斷絶無之様、天下武門之助と成、子孫に至り御用にも可立者有之候得者、實は御奉公にも罷成候間、宗法正敷仕候様被仰渡、宗法之御書付頂戴仕、彌以相勵宗令、無油斷正意研究仕、武門不幸之士共を撫育、到再仕官爲立歸候を専ら寺務に心掛候儀に御座候、右神谷轉事友鷲儀、主家之安危を考、忠志を合罷在候を、不計不良者之工に落入、立願も空敷成行候故、主家之動靜無覺束、一先退身致、去年四月中入寺願入候に付、糺之上古法之通門弟に致、其後人少故役僧之見習申渡、當三月中松見寺看主申付候、將又國之奸惡之暴有之時は、一途之忠誠を存候士共、却而無實の罪に

落入候より、義氣薄らぎ忠烈之志を忘れ、不道邪曲を習ひ、終には一家の大事に及び候類、古人之傳説に承傳、且孤忠之情願頰に不便に存旁友鷲一身の儀は、何卒御慈悲を以御奉行所に於て、吟味之上落着被_レ仰渡_レ被_レ下候様、去五月九日筒井伊賀守様御番所へ御慈悲願書差出候得共、御取用不_レ相成、無_レ是非引取思慮仕候所、公邊へ奉_レ懸_レ御苦勞之儀何共奉_レ恐入_レ候に付、風と心付、仙石家友鷲罪科の輕重内々承合候處、一通吟味筋有_レ之者にて、格別の罪科無_レ之趣、一旦一月寺弟子に致候因にも有_レ之候間、彼家にて吟味濟の上、同人身分一月寺貫候而剃髮爲_レ致度願書さし出候所、道之助との内見之上、出石表へ申遣可_レ被_レ及_レ答旨にて、餘程之日數に相成候得共、何之沙汰無_レ之候間、一昨十九日仙石家へ相越承候所、出石表より申越候趣も有_レ之、難_レ承容_レ儀に付相斷候段、道之助殿被_レ申開_レ候趣、江野丹次申開、右之趣にては何とも仕方無_レ之、右友鷲一人に限り候儀には無_レ之、普く武流之危窮を救候宗意にて、兼々被_レ仰渡置_レ候御趣意も有_レ之候處、前文之次第理不盡之取押方、殊に一月寺番所へ致_レ同道_レ候様、再應相願候而も不_レ承入、繩掛引連候

儀、全く下賤同様之扱方、此體に成行候ては、乍_レ恐御掟之趣難_レ立、一宗に於て深奉_レ恐入_レ候儀にて、往住一宗滅亡之兆共可_レ相成_レ哉と相歎、痛心仕候儀に御座候、何卒格別之御慈悲を以、宗法古來之通相立候様被_レ成下置、右友鷲孤忠之意念も通候儀に候は、猶更難_レ有仕合奉_レ存候、此段幾重にも御慈悲之御沙汰奉_レ願候、以上、

天保六未年六月廿一日

一月寺番所役僧

愛 瑠 印

御奉行所

乍_レ恐以_レ書付_レ奉_レ願候

拙寺末上總國三黒村松見寺看主友鷲儀、宗用にて差出候途中、同人主家に於て不_レ埒有_レ之由にて、町御奉行同心其外共多勢取掛り差押候體故、一月寺役僧代之由再三申斷、御用有_レ之候は、一月寺番所へ御同道之上可_レ承段申開候得共、更に不_レ承容、理不盡に繩掛、其儘右主家へ可_レ渡趣故、猶又宗法も有_レ之候に付、是非一旦一月寺番所へ同道致吳候様申開候處、筒井伊賀守殿御番所へ引連、即日入牢被_レ仰付、當時御吟味中に御座候、右轉事友鷲、主家へ忠節之旨を含み

罷在候間、全致_レ亡命_レ入宗候者に無_レ之、唯々奸臣之惡計に落入候時は、主家の浮沈無_レ覺束、一途忠誠存込候間、兼而武流之隱家、宗風と承、偏に孤忠を助抱頼出候、乍_レ恐東照宮様神智之御深慮も被_レ爲_レ在候間、爲_レ立置_レ候宗門之意味にも相叶候に付、糺之上證人取_レ之、抱置候得共、萬一主家へ引渡等に相成候ては、忠意空敷相成候儀不便之至、何卒格別の御慈悲を以、右友鷲身分の儀者、於_レ御奉行所_レ御吟味被_レ成下_レ候様、筒井伊賀守様御番所へ願書差出候得共、御取用に不_レ相成、御戻しに相成候、其外仙石家へ内談仕候處不_レ聞届、無_レ是非、當御奉行所へ御慈悲願書奉_レ差上_レ候儀は、先達具に奉_レ申上置_レ候之處、今以御沙汰無_レ之、且仙石家に於て舊家の老臣忠志の者共四五人、奸邪逆臣之所計にて滅知蟄居等に相成候者之内、去月中死罪に相成候者も有_レ之由風聞有_レ之候上は、奸臣時を得、忠節非道に死、後暴惡増長邪曲成趣意有_レ之上は、國亂を引出し候に到り、虚無僧共の儀、天下の家臣諸士之席に爲_レ立置_レ候故、表は僧形にて内心に武事を不_レ忘、日本國中往來の自由を被_レ免、修行之内深き心得方も有_レ之、國々の邪正諸々の風儀得_レ致_レ

見分、其品に寄奉_レ申上_レ天下の御大事に候得者、身命を投候儀、宗門極意に御座候、神谷轉事友鷲、忠誠の者ご見置候筋も有_レ之候故、御慈悲之願書奉_レ差上_レ候儀にて、萬々一主家へ御引渡に相成候得者、慶長以來被_レ下置_レ候御掟の趣、更に不_レ相立、普化一宗被_レ爲_レ御立置_レ候詮も無_レ之儀、一宗の者共覺悟仕候外無_レ之、天下の武門の助と相成候宗意萬端被_レ爲_レ思召、格別の御仁慈を以、轉事友鷲身分の儀は、於_レ御奉行所_レ御吟味被_レ下置_レ候様奉_レ願候、以上、

未七月九日

一月寺番所役僧

愛 瑠 印

寺社御奉行所

乍_レ恐以_レ書付_レ奉_レ申上_レ候

拙寺末上總國三黒村松見寺看主友鷲儀、仙石道之助殿元家來神谷轉と申者にて、町御奉行筒井伊賀守様へ被_レ召捕_レ候處、追々申上候通り主家へ御引渡に相成候ては、轉事友鷲兼而認置候書面、外に仙石左京不届の箇條認候書面も有_レ之、封印附置候得共、友鷲今般當御奉行所へ願書奉_レ差上_レ候に付、爲_レ心得_レ開封いたし一見候處、不_レ容易_レ儀兼而心掛り出石表の儀

實否承度、人差出置、猶聊承候儀も有之内、右書面心中腑合致候儀も有之、且又仙石家舊家老荒木玄蕃、仙石主計、酒匂清兵衛、原市郎右衛門、右四人のものども去辰正月申隠居、當時家老仙石左京不心得の取計方等の儀に付、諫書差出し候處、右四人の者ども同月廿二日減知の上隠居申付、慎逼寒塾居等申付置、間毎々々釘して番人附置候内、去巳九月中河野瀨兵衛出府之上、播磨守殿并奥方道之助殿實兄能登守殿へ諫書差出候筋尤に存、出石へ使者相務候所、役儀取放し隠居申付、悴へ扶持米遣置、年寄本間左仲儀も再度使者務候處、是又役儀取放し、河野瀨兵衛儀去辰正月申、荒木玄蕃外三人より左京取計方不心得次第、國中上下一統及難澁候故、萬一四人にて文書等を通じ候は、夫より事可起と追放申付、其後出石にて入牢に相成居候處、當二日死罪に相成候由に候得者、友齋儀も仙石家へ御引渡に相成候は、又々非道に死候儀不便の至、殊に忠誠の士無實の罪に落入候段、深く歎ケ敷儀に御座候、一體宗門の心得方も有之、國々の虚實其外ども見聞致し候て、怪敷儀等有之候は、其品に寄奉申上候儀、且友齋忠志も相知候筋故、同

人認候書面一通見捨切にも難仕、奉入御内覽候、乍去友齋初忠志の者ども、却て不忠に相當り候儀等有之候得者、是又不便の儀に御座候間、何卒御慈悲の御沙汰、偏に奉願候、以上
未七月廿一日
一月寺番所役僧
愛、瑠、印

寺社御奉行所

天保六年乙未十一月廿二日仙石一件、於評定所初吟味、

- 尋之上、口上書聞取、
上總國三黒村普化宗
松見寺看主
友 齋未四十二
- 松平備中守へ預遣す
仙石道之助家來家老
仙石左 京四十九
- 同斷揚屋へ遣す
元年寄
生駒主 計四十五
- 同斷改、松平伊豫守家
荒木玄 蕃三十四
- 同 來へ預遣す
酒匂清兵衛六十七
- 同 左内父隠居元年寄
大 森 登七十七
- 同 左京仲年寄見分
仙石小太郎二十一
- 同 同人家來年寄
岩田 靜 馬四十五
- 同斷揚屋へ差遣す

同斷揚屋へ差遣す

- 杉原官兵衛六十八
勘定奉行
- 山本耕兵衛三十八
物頭兼帶
- 惠崎又左衛門五十五
町奉行
- 西村門平六十
廣敷番
- 早川保助五十三
無役
- 青木彈右衛門六十
用人
- 宇野甚助四十五
旗奉行郡奉行勘定奉行
- 岩田丹太夫五十一
郡奉行
- 德永半左衛門四十四
醫師
- 鷹取巳百六十四
下總國小金一月寺役僧
- 同 愛、瑠
- 同斷差返す
- 右於評定所、脇坂中務大輔、神尾豐後守、柳原主計頭、内藤隼人正、村瀨平四郎立合、中務大輔申渡候、十一月廿二日
捨札之寫
- 武家方家來
仙石左 京未四十九

此者儀遂吟味候處、主人先代美濃守病氣差重、跡相續之嫡子無之、火急に出府之節、其礎纔十歳之悴小太郎を愛子之由にて召連、既に右故隠居播磨守其外一家中在町迄も於感受候段、主家へ對不願禱筋に有之、年寄生駒主計勝手掛り手餘候由にて、度々申聞候を、同人一人にて差支候は、右懸り召免候儀相願候者格別、増人候ては區々に可相成一杯申答、其儘承置ながら差支場臨、以後取締之由にて、年寄役取放しの上減知申付有之、以後此のもの共四人にて勝手方取扱候段、隠居播磨守差圖に候共、幼年の主人家政向專取扱候身分、右次第不都合之儀にて、巧之存念に相聞、其上百姓共小鳥作物を荒候趣を以捉飼相願候に付、飼置候由は難立申譯にて、勝手向省略中、宅に鷹差置野合に於て捉飼致し、又は悴縁女引移之次第等超過之儀共、其外品々如何の取計有之候故、右主計外三人より隠居播磨守へ上書致し尋受候節、更に無跡形趣に相諫、都而前書宇野甚助へ相談の上、年寄共へ申談、不束の上書致し候旨、播磨守へ申聞、減知塾居等爲申付、右體不届有之候故、元同家來河野瀨兵衛儀、主人同姓へ此者等取計品々申立候を、讒

訴之趣に申成、御料所地内迄足輕差遣し召捕、右に引合候旨を以、主計其外の者共答之儀は、一旦事濟候を、病氣にて精神及虚耗候播磨守陰間爲致、再吟味および、剩瀬兵衛申立候儀は、於奉行所吟味之上、此事の申譯無之、恐入候旨申立候廉多端に候處、讒訴之趣に吟味爲詰、其以前播磨守へ心添申遣候を不行届の由にて詫の書付、同家來杉原官兵衛へ申談爲差出、右體事實反覆之儀を、却而瀬兵衛は死刑難通由坏物語、外年寄共より右之趣を以了簡爲申立、瀬兵衛仕置相決、然のみならず主計外三人者、同姓ごも瀬兵衛書付差出候に申合儀無之旨申立候を、俱に相巧み讒訴致候體、書面取綴、主人を欺、重き御役人の内慮迄相伺、瀬兵衛は死罪、主計外二人は切腹より一等輕き心得にて、剃髮之上、穢多町續明屋へ圍ひを補理入置候始末、主家へ對深望無之由は申立候も、其身不忠之露顯をいとし、主人爲筋等申立候ものを重科に陥入候に無紛、不届至極に付、獄門に行ふもの也、

未十二月九日
申渡

宇野甚助
其方儀、同家來元年寄生駒主計外三人より、家老仙石左京并其方取計方等品々、隠居播磨守に申立候節、其方左京内談之上、主計外三人卒爾の事共主人へ申聞故を以、滅知高之上置居等申付候方に可有之旨、左京より年寄共へ爲申達、其上同家來河野瀬兵衛より、其方者股股のものにて極大切の事共内談いたし、徒士格より用人に取立、家中一統心外の由、其外左京惡事の品々、同姓共へ申立の由を以瀬兵衛を及吟味節、同人申立無相違廉も有之、有體吟味いたしては、左京并其方身分にも及び可申と、其砌不快にて吟味席へ出兼候に付、勘定奉行山本耕兵衛を以左京へ内々示談いたし置、年寄青木彈右衛門儀、那奉行岩田丹太夫を以吟味取計方相談有之節、讒訴の趣に吟味詰る様及挨拶、其方主計外三人、右次第再吟味に相成、瀬兵衛に申合儀無之旨申立候口上書指出候を、瀬兵衛俱に取行讒訴いたす様手續書取調、主計等答相濟儀をも隠置、罪科の體に書加事實相違之書面を以主人をも欺、重御役人之内慮迄相伺、瀬兵衛は死罪、主計外二人は切腹より一等輕仕置の心得にて、剃

髮之上圍入申付候儀、内實左京申談、取計始末不忠之左京へ相組し、主人爲筋を申立候ものを重科に陥し入るに無紛、不届に付死罪申付、

岩田 靜馬
杉原 官兵衛

其方共儀、靜馬は家老仙石左京一同身分超過之由等、同家來元年寄生駒主計外三人より隠居播磨守へ上書出候上は、右四人答の次第等可携筋無之處、左京へ及相談候に不届と乍辨、外年寄共へも談判の上、播磨守は不取留讒訴之旨申立、主計外三人減高の上置居等申付候様爲取計、右等之家政如何にて左京儀、主人不爲之由、主人同姓共、并播磨守室淨眞院より、播磨守へ心添申を、右は元同家來河野瀬兵衛申立る儀と追々相分候共、素左京等不宣事故、可差構筋無之を同人申談、瀬兵衛御料所地内に罷在を足輕共を遣一旦召捕、追而主計外三人上書之始末迄再吟味に相成候節、左京任申、官兵衛は主計外三人讒訴之趣吟味詰、殊に左京不爲筋無之を心得違候事共、播磨守へ申聞る旨、其方共より淨眞院并同姓共の申聞、官兵衛より案文相渡し、詫書同様之書付、淨眞院

より爲差出、殊に瀬兵衛并主計外三人仕置當り相決、在所表重役共より及相談候節、悉く事實反覆の事共に重科の趣に吟味詰候儀、具に乍存、靜馬儀其身并左京惡事之次第露顯をいとし、同意いたし、官兵衛は左京權威に恐れ隨從いたすとも、右取替之書面を以主人をも欺、重き御役人の内慮相伺、死罪其外重科申付候始末、靜馬者別而之儀、官兵衛一同不届に付、靜馬は死罪申付候、官兵衛者重追放申付、但御構場を徘徊いたす間敷、

青木彈右衛門
大 森 登

其方共儀、同家來家老仙石左京不届之儀乍辨、同人并年寄岩田靜馬等身分超過之次第、主人隠居播磨守に元年寄生駒主計外三人上書いたし、播磨守は彈右衛門、登の尋有之節、右體申聞而者左京及難儀、若同人存意に背ならば、家にも可拘との心得を以、彈右衛門は更に不辨由相答、登は得と勘辨いたす方可然旨申付儀等、重役の身分に有之間敷儀、殊に其方共儀右の上書に付、主計外三人答の次第談判におよぶ節、左京儀覺無之旨申聞候に隨ひ、不取留讒訴之

旨播磨守へ申立、減高之上隠居塾居等爲申付一處、右等之家政如何にて左京儀主人不爲之由、同姓どもならびに播磨守室淨眞院より、播磨守へ心添申越候に付、彈右衛門儀山村貢一同出席之上、淨眞院ならびに同姓どもへ承、家來にて離散申付候河野瀨兵衛より承候旨申聞候節、左京不爲筋無之を、卒爾に瀨兵衛申分信用いたす旨、同姓どもより播磨守へ詫之書狀爲差出、殊に瀨兵衛御料所地内に罷在を、其方共等評議之上一旦召捕、其上主計外三人上書之次第、瀨兵衛同様に付、同意の程難計再吟味に相成候節、左京取計にて播磨守陰聞爲致、其方共吟味致候節、有體にては左京立行間敷旨、不取留讒訴之趣を以吟味詰、其砌瀨兵衛儀同姓共の申立候趣、四人共携不申由、口上書差出すを、瀨兵衛同意の申立有之之趣、俱に取行旨手續書取調、主計外三人の各相濟儀等を、現在の罪科之趣に書つり、死罪又は重科に申付る積、主人をも欺、重御役人の内慮迄相伺、既瀨兵衛は死罪、主計外二人は剃髪の上圍入申付、其外瀨兵衛吟味中、同人并主計外三人は永牢に可有之由等書付を以申立、右は何れも左京申聞候趣に隨ふ儀とは乍申、彈右衛門

は專之取計、別而之儀一同不届に付、彈右衛門は重追放申付候、登は中追放申付る、但御構場所徘徊いたす間敷、

仙石小太郎

其方儀、父左京不届之始末に相携はる儀は無之共、同家來元年寄生駒主計外三人、隠居播磨守へ上書いたす節に至り、左京不届の筋有之と乍心付、父の惡事難申立一段は、無餘儀筋に有之なれ共、同人へ諫言も不申聞、都而主計外三人各申付評議に加り、其上右は左京取計如何の由等、主人同姓共より播磨守方へ申參候處、同家來にて離散申渡河野瀨兵衛申立の旨相分、同人御料地内に罷在候を足輕差遣一旦召捕、主計外三人も右に加候由を以吟味に相成砌、父之惡事を申立候儀に有之上は、可携筋に無之處、青木彈右衛門外二人俱列座いたし及吟味、瀨兵衛仕置當手續書等取捨る儀等迄、其儘にいたし置、左京より瀨兵衛は死罪難遁由の物語有之とて、尋之節、急忽に同人は死罪、主計外三人は永牢可有之杯書付を以申立候段、不届之至、左京獄門御仕置に相成儀に付、遠島申付、

岩田丹太夫

惠崎又左衛門

德永半左衛門

山本耕兵衛

其方共儀、元同家來にて離散申付有之河野瀨兵衛儀、家老仙石左京、主人不爲の趣、主人同姓どもへ申立るを、左京儀讒訴之趣を以、瀨兵衛御料所地内に罷在を召捕之儀申渡候節、郡方組之者差向捕押、丹太夫も主人方にて吟味筋有之もの故、其儘召速度段強而及掛合、追而瀨兵衛引渡に相成後、讒訴之趣を以吟味可致旨、左京及差圖、同人不届は兼而乍辨居、權威に恐れ、奉行所におゐて吟味之上、左京無申披取計多端に有之を、讒訴之趣に吟味詰、其上丹太夫、耕兵衛は、瀨兵衛并主計其外のもの共、事實相違之科を以重科申付る積取調、年寄ども仕置當内談有之節は存寄無之旨相答、殊に瀨兵衛は左京任申、右次第出府之上在宿之年寄どもへも及演達、重御役人之内意迄相伺儀等迄に取計始末、不届に付、丹太夫、耕兵衛は中追放申付る、又左衛門、半左衛門は輕追放申付、

右同斷

無役

早川保輔

醫師

應取已百

其方共儀、主人先代美濃守病氣大切にて急養子をも相願ふ場合に至る處、從來側向相勤る身分、歸邑之節京地におゐて遊女屋へ罷越及遊興、主人之大切を忘却いたす段、一同不届に付、主人方にて相應の答め請べし、

友 齋

愛 瑠

西村門平

會田園太郎

増田七郎

石原新吾

仙石左兵衛

長園右平

生駒主計

荒木玄蕃

酒匂清兵衛

麻見四郎兵衛

久保真九郎
 瀬戸 鷗助
 青木蕃太夫
 岡部角太郎
 草川三右衛門
 吾妻與兵衛
 渡邊 誠助
 土岐雄之丞
 酒 匂 蒸
 西園斧 七
 杉立以 誠
 平井源八郎
 太田藤右衛門
 内田此右衛門
 中 村 龍 輔
 横田 彌 吉
 村 井 庸 輔
 高橋久左衛門
 藤藏

右申渡趣、一同請書并證文申付る、
青海鈴法寺伊
 慈上寺看主 應
 右之通り申渡間得_二其意、請書へ與印いたすべし、
永井信濃守與力
 設樂庄右衛門
仙石道之助家來
 河野 丹 次
三浦甚太郎家來
 根原又右衛門
仙石能登守家來
 盤井半十郎
仙石彌三郎家來
 金子與一郎
出石長之助家來
 海原 吉 藏
仙石龍太郎家來
 □□□□□□
 右之通り申渡間得_二其意、銘々主人わ可_二申聞、且丹次
 は早川保輔、鷹取已百申渡趣を以、相應の答申付、其
 外會田園太郎、増田七郎、石原新吾儀、仙石左京不届
 の取計いたし、一件引合として呼出遂_二吟味_一處、左京
 取計に携る儀は無_レ之間、無_レ構旨申渡なれども、先達
 而主人手道具蟲干の節、宅下げの上質入等いたす儀
 有_レ之旨は、全く主人手元銀の儀に付、主人かたに

て是亦相當の答可_二申付、道之助元家來河野瀬兵衛は
 勿論、生駒主計外二人并原市郎右衛門仕置申付る、左
 京等不届を以取計儀に付、右一條に寄答に相成るも
 の共は、都而親類等に至迄無_レ構ものこ心得、其ほか
 左京儀家政向取扱中、不届の儀を以答申付る者も有
 り之ならば、取調の上道之助親族のもの共わも申談、
 同様可_二取計一段、主人へ可_二申聞、
 未十二月九日
 十二月九日、封廻狀

仙石道之助
 名代 能勢惣右衛門
 玉蟲十左衛門

其方元家來にて出奔いたし候神谷轉事虚無僧友鷲
 儀、不届有_レ之者に付捕渡しの儀、筒井伊賀守に申越候
 間召捕候、然る處他の引合も有_レ之候に付、寺社奉行
 にて及_二吟味_一候處、其方家政向不_レ正、其外不_二容易_一
 儀ども相聞へ、依て於_二評定所_一被_レ遂_二御詮議_一候處、
 家老仙石左京儀、其方家政をとり亂し、身分不相應の
 奢侈超過いたし、ことに其身非を可_二取隠_一奸計を以、
 主人の爲筋を申立候家來どもを讒訴之趣に吟味爲

詰、死罪其外の仕置申付、且又宇野甚助等左京に同
 意爲_レ合、不_レ輕不届之取計いたし候始末及_二白狀_一候
 に付、夫々御仕置被_二仰付_一候、政事向之儀は第一の儀
 に候處、家來ども家政取亂候次第、其心得も無_レ之段
 不調法に思召候、依_レ之急度可_レ被_二仰付_一候得共、若輩
 の儀共候間、格別之思召を以五萬八千八百石餘之
 内、城知其儘被_二差置_一、二萬八千八百石餘は召上、三
 萬石高に被_レ成候、且又閉門被_二仰付_一候、
 右於_二伯耆守宅、老中列座、伯耆守申渡し、初鹿野河内
 守、大澤主馬、羽太庄右衛門相越、
 十二月九日

申渡し之覺

寄合 松平主税
 名代 能勢惣右衛門

其方儀、仙石道之助元家來河野瀬兵衛并同家來生駒
 主計外三人、不届之儀有_レ之候由を以、右體の次第相認
 め、瀬兵衛を引廻の上獄門又は打首、主計三人共切腹
 或は永座敷牢に申付可_レ然哉仕置當りの儀、兄松平周
 防守へ承合吳候様、道之助家老岩田靜馬外一人より
 頼を受候節、右書付ども周防守へ爲_レ致_二内見_一候處、

瀨兵衛者輕き死罪、其餘者輕き方と申候を、其方存付を以、主計外三人は剃髮之上圍場へ入置可然旨及三挨拶、且右之者共仕置始末、三奉行之内にも問合せ可申候段、道之助家來押返し申候處、乍内々も周防守より差圖之儀に付相違無之、外は爲問合には不レ及段強而及レ答、其上道之助忌中に相成候に付、仕置申付候日間之儀、猶又同人家來より承合候節も、周防守申聞、同人より寶曆度評定所一座伺濟書面寫を書取相添さし候を、其儘道之助家來にさし出、殊に仙石左京は縦間柄に候とも、道之助家政向に其方可携筋は無レ之處、右様の次第旁以不埒の至りに候、依レ之隱居被レ仰付、急度慎可相違候者也、

父主税不埒の儀有レ之候に付、隱居被レ仰付、急度慎可罷在旨被レ仰付、家督無相違其方被レ下レ之、追而知行引替被レ仰付候、
主税總領 松平軍次郎
名代 玉蟲十左衛門
御勘定奉行 曾我豊後守

十二月九日

松平周防守
名代 千村彈正少弼
其方儀、仙石道之助元家來河野瀨兵衛ならびに同家來生駒主計外三人仕置當之儀、道之助家來共より弟松平主税を以承合候節、道之助家來差出候書面、事實相違之儀有レ之、并片口之吟味口を如何とも不レ心付、瀨兵衛其外のものども仕置當、夫々及三挨拶、右道之助養祖父播磨守致死去忌中に相成候に付、右仕置等申付候日間、猶又問合候節、他は洩し間敷寶曆度評定所一座之伺濟書面寫并書とり相添、内々主税へ差遣し候處、同人より道之助家來に相違し候次第に至候段、重き御役をも相務候節之儀、別而不埒被レ思召候、依レ之隱居被レ仰付候、急度慎罷在候、
周防守嫡子 松平左近將監
名代 本多主税
父周防守事、勤役中不埒之儀有レ之候に付、隱居被レ仰付、急度慎可罷在旨被レ仰出候、家督之儀無相違其方被レ下レ之、追而所替被レ仰付候、

名代 大久保彌右衛門
其方儀、但列座附地役人渡邊角太夫別宅に罷在候、仙石道之助元家來河野瀨兵衛を、同家來右踏込召とり引連候儀に付、西村貞太郎より取計方相伺候節、道之助家來より、右は在所詰家來ども相心得違之旨申立候、餘遠路多人數呼下し吟味候而は難儀可致旨、己の存よりを以、御料所地内へ踏込候次第等は相除、角太夫方瀨兵衛を差置候趣、道之助方引渡候段伺書へ認込可相伺旨、右貞太郎へ差圖いたし、時日相違の書面を以松平周防守へ相伺、貞太郎承込吟味いたし候姿に相直し、一件落着の上、瀨兵衛を道之助方へ可引渡哉之段伺書に認込可相伺候旨、貞太郎方差圖いたし候、事實相違の書面を以、松平周防守に相伺、道之助方瀨兵衛を爲引渡候段、御後聞取計かた、殊に最初貞太郎より右伺書さし越候御、内藤隼人正連名宛之伺狀を以相越候上は、月番取扱に候とも、同人へ一覽不爲致始末、不束の至りに候、依レ之御役御免差控急度被レ仰付候者也、
右於増山河内守宅、若年寄中列座、河内守申渡之、曲淵勝次郎、本多左内出席、

但し西九下上屋敷被レ召上、中屋敷下屋敷内可レ有住居旨、書付相渡候、
一左近將監差控相伺候に付、御目通り差控可罷在旨達レ之、
町奉行 筒井伊賀守

其方儀、仙石道之助元家來にて出奔致し候神谷轉事虚無僧友鷲儀、不届有レ之者に付、捕渡之儀道之助方より申越候間、組之者に申付爲召捕候、友鷲儀は品々引合も有レ之、道之助方へは相糺候心付も無レ之、一途に引渡候方に存込罷在候段、不行届事に候、依レ之御目通り差控被レ仰付之、
右伯耆守、増山河内守申渡之者也、
十二月十八日
脇坂中務大輔
仙石道之助家來共一件吟味取扱骨折に付、御聽之上、上意を以、御持之御印籠被レ下レ之、
右於奥に相濟、
但し此節少々御疝癪氣に付、御前へ不レ被レ召出、御用御取次を以被レ仰出之、

卷物五つ

御勘定吟味役
川路彌吉

同三つ

中野又兵衛

仙石道之助家來一件吟味取扱骨折候に付被下之、
右於御右筆部屋縁類、老中列座、伯耆守申渡之、

銀七枚づ、

寺社奉行吟味物調役
清水次市郎

銀五枚づ、

御勘定
大熊谷十郎

同斷に付被下之、

御勘定
高柳小三郎

右於同席、同人申渡之、

御勘定
關保右衛門

同三枚

支配勘定
石川長次郎

仙石道之助家來共一件之儀取扱候に付被下之、
右於躑躅之間、同人申渡之、

同

支配勘定
岡本清兵衛

同斷に付被下之、

同二枚づ、

御徒士目付
三浦津次郎

戸田嘉十郎

仙石道之助家來ごも一件、吟味之節度々罷出、骨折候に付被下之、

右於燒火之間、増山河内守申渡之、

未十二月十一日、寺社奉行に愛瑠廻勤之手札、左之通り、

小金一月寺役僧
愛瑠

友鷲儀、願之通り御吟味被成下、定掟と相立、其上邪正分明に相成、自諸士之忠烈を勵候に至り、武門之助に相成候意味を不レ失、一宗之面目不レ過之、偏に御仁徳の至り、殊更厚御慈悲之御沙汰被成下、言語に不レ及所、深難有仕合に奉存候、右爲御禮參上仕候、

未十二月

仙石道之助家來

靜馬侍
岩田虎太郎

依父之科、遠島申付、十五歳迄親類共預被遣旨、主人道之助御管中に付、正次郎は中川修理大夫家來、庄之助は阿部能登守家來、は假に預け遣す、

仙石道之助家來
左京大夫
仙石正次郎五歳

甚助侍
宇野庄之助十四歳

口上書讀聞せ揚屋へ差返す
仙石道之助家來
山田八左衛門

も宜敷可被申聞候、

辭世

無利足で空風火水をかりのよに

又借りることもかへす期ぞなき

唱題院空無聲居士

右之通り法名頼入候、

山田八左衛門

於藤枝宿一認

右於評定所、脇坂中務大輔、神尾豊後守、榊原隼人正、内藤主計頭、村瀬平四郎立會、中務大輔申渡之、
二月十一日

申二月十九日仙石道之助御家來山田八左衛門、藤枝宿におゐて書置之事、

我等事忠孝之儀存、若年より相心掛け候得共、此度之一件以前取調候事、我等中々不レ及三心魂候に付、御追放被仰付候而、江戸出立已來晝夜心痛、無レ據如何様に相考候ても、奉對御上殿様并御先祖様わ申譯無之次第、再主君父母之御國に近付候事難相成、依之於當宿致自殺候、およね事全快覺束なく、折角無手披看病可被致候、おりふ、おせんへ

曾我豊後守

二月十日

仙石道之助家來

山田八左衛門

中追放
右於評定所、脇坂中務大輔、神尾豊後守、榊原隼人正、内藤主計頭、村瀬平四郎立會、中務大輔申渡之、

二月十一日

申二月十九日仙石道之助御家來山田八左衛門、藤枝宿におゐて書置之事、

我等事忠孝之儀存、若年より相心掛け候得共、此度之一件以前取調候事、我等中々不レ及三心魂候に付、御追放被仰付候而、江戸出立已來晝夜心痛、無レ據如何様に相考候ても、奉對御上殿様并御先祖様わ申譯無之次第、再主君父母之御國に近付候事難相成、依之於當宿致自殺候、およね事全快覺束なく、折角無手披看病可被致候、おりふ、おせんへ

出石侯内亂記之事終

濱松侍從審問封書

閏九月十三日

水野越前守

名代堀 出雲守

差添 長谷川 又三郎

一其方儀、御勝手向不取締思召不應に付、加判之列被_レ召上、差控被_レ仰付、且又御手元より被_レ下置候内、

一金采配

一金銀打交御兜

八幡座星 一具

一狸々緋陣羽織

葵御紋付 一ツ

一鴈差備前國住包久之作

下方紅雀羽根 一ツ

一同刀同斷

金五十枚穂付 一振

右五品御取上、

不審之趣左之通

一先年酒井左衛門尉、松平大和守、牧野備前守所替、其方一己之以_レ存寄、仰之旨申付候事、

一此度御改正被_レ仰出候一條、何事も其方一存に取計候事、

一諸々市中御政事嚴重被_レ仰出候處、其方於_レ屋鋪、夜々琴三味絃在_レ之一本相用候事、

一七萬石高にて妾十二人召抱差置有_レ之條、帝王之外不_レ相成旨、其方存可_レ有_レ之、殊に以上十六字、一本

ニ作重き御役も相勤候節一本之儀一段不埒之事、

一五百石以下面々、何の差別も無_レ之領知被_レ召上、御藏米渡被_レ仰出候様、何事も如何に心得候哉、殊に

一己以_レ存寄一本御藏米已取計ニ字アリ、不埒の事、

一御旗本御家人は先年御貸附被_レ仰出候砌、其方存寄を以、百儀に何程か、大體貸附相願候者も無_レ之候に付、右金子其方并御勘定奉行井上備前守と申合、押領致候事、

一御旗本御家人、先祖より札差共方は借財有_レ之候に付、右借財金、札差共右金子不_レ被_レ下置候故、弃捐其儘差置、右之金子御勘定奉行井上備前守、同吟味役根本善左衛門と申合、押領致候事、此條別本ヲ以テ、補フ

一三代様より被_レ爲_レ置_レ定候江戸市中規定、其方一己

之以_レ存寄取亂候事、

一日光御參詣御用相勤、諸掛役人諸向進物等、差越物嚴敷申附置ながら、其方儀は無_レ構受納致候事、

一先年水戸殿登城の砌、御政事向御談有_レ之節、御返事不_レ申上退出被_レ致候之段、何共不審之事、

一下總國印旗沼掘割御手傳人之大名へ、爲_レ御手當被_レ下置候金子八十萬兩餘、何故不_レ相渡候哉之事、

一酒井若狭守を始、其方身寄の者共御役被_レ仰付、其方より古參の者何分越度有_レ之様、取計致し候事、

右十二ヶ條追々申披可_レ申一本可申披事、

於_レ真田信濃守役宅、大目附神尾山城守、御目附中川勘三郎出席申_レ渡之、

天保十四癸卯年閏九月七日

土井大炊頭殿御渡候御書付寫

御 詰 衆
大 目 付

今般御取締のため、江戸大坂御城最寄一圓御料所に可_レ被_レ成置旨被_レ仰出候に付、上知被_レ仰付、并飛地領知之儀に付ても相觸候趣も有_レ之候處、別段厚思召

も被_レ爲_レ在に付、右之儀者不_レ被_レ及_レ御沙汰候、以前之所領知行所の通可_レ被_レ成置旨、被_レ仰出候、

但上知に付、御金被_レ下候向は、來辰年より十ヶ年賦上納可_レ致候、

右之通可_レ相觸候、

閏九月七日

御勘定奉行

井上 備前守

思召有_レ之候に付、御役御免、若年寄支配寄合被_レ仰付候、於_レ殿中_レ大炊頭申渡し、老中列座、

吟味役

根本善左衛門

思召有_レ之候に付、御役御免、小普請入、差控被_レ仰付、御用番堀田攝津守於_レ宅、同人申_レ渡之、若年寄列座、御目附櫻井庄兵衛、松平式部少輔立合、

閏九月六日

加判之列御免、溜詰格

堀田 備中守

右於_レ御前_レ被_レ仰付候、

閏九月八日

一備中守加判之列御免、溜詰格被_レ仰付候段、詰合布衣以上之面々へ於_レ芙蓉之間、老中列座、大炊頭申_レ

渡之、若年寄侍座、

一今晚水野越前守屋敷へ近邊多人數相集及三狼藉候趣相聞、御場所柄の儀にも候間相鎮候様、町奉行鳥居甲斐守へ相達、拙者人數も差出申候、且又松平肥後守人數差出候旨相届申候、松平駿河守家來并下總守より人數差出方の儀相伺候間、差出候様及差圖候、最早鎮申候、御場所柄の儀にも候間相固めさせ置候、此段御模様次第可被達御聽候、以上、

閏九月十三日

土井大炊頭

岡部因幡守殿

根本○勘定吟味役、善左衛門、からおれて澤瀉○越前守かれかゝるやきついで少しの内は用ひられ

永くもまたぬ備前○老中ごつくりさつしうが井伊了簡を掘出して

根本○越前守もうらもかれ濱松○領地

役はらひ

ア、ラ氣味よいな、氣味よい事で拂なら、今度上げたる十里四方、けいはく親仁のもくろみを、大坂下

りが手つだつて、御役をみんなかき廻し、山をあてんとする所へ、イヤ、ならぬと赤鬼○井伊家が、ムンと一番ふんばるを、古河○土井の親仁があつかいで、西の海とおもへども、小石川閉門河岸へさらり、御役あがりませう、濱松拂ひませう、役おとし、

不忠臣藏

大炊々々親父ごの、澤瀉そつちへのけてくれ、羽根車ぎやうてんし、いへ、わしでは御座りません、根本がしてくれた、兼てのわるだくみ、まづ、お先へやられませう、井上しぶとい親仁めと、めしはなし、なんの手もなく一とさはぎ、命と株どのかへ、は、御役別れの二人連れ、ストン、

越前繁榮なれば一國亂をなす、辻番斯の如し、

五大力

いつまでぐさのいつまでも 京の町人
なま中まみえ物おもひ 中山
たどひせかれて程経るとても 上
えんと時節の末をまつ 一橋
あゝなんせふ 老中
互ひのこゝろ打とけて 異人條約

うはへはとけぬ五大力

さはさりながら變る色なき御風情 長州

やがてあをぞへ語ろぞへ 和宮

おしき筆とめ候し 七間 叟

時務作ちよぼくれ節

上州館林在茂林寺寄信 守 鶴 作

やんれ、抑も近年世上の有様、御存じなれども、聞てもくねね、阿部が政事を行ふ間に、天下の大變、二を上れば、嘉永年中八月八日の大雷此方、西九焼失、禁裏の炎上、神代此方間も及ばぬ、あめりか大船、浦賀へ乗込、不幸が有やら、おろしやが来るやら、長崎、唐太、海岸臺場をつかれて、知らずにおつふせ、近目の阿部さん、遠目が開ぬで、困たもんだよ、まだ、凶變がいくらも有やす、寶藏火附に、金藏どろぼふ、駿河が地震で、下田が津浪だ、十月二日はお江戸が地震で、間も無く大あれ、大坂大雷、異義利斯また来た、か様の事ども有のは尤、小人集り國家を始めりや、災害ならんで至ると云事、昔の御人が言ふたじやないかへ、是々阿部さん、天下太平、國家を豊にするのは目の前、ぞふさなる事、御ぞんじなけれ

ば、おしへてあげましょ、お前が貰つた加増の一萬、御上へ戻して、本郷の隠居の子息を貰ふて、家督を譲つて隠居を被成て、日光へ向て掟を破た御詫を申し、お腹が痛けりや、首でもく、つて、死だがまだしも、忠義じゃなければ、人間らしいぞ、御上にあたまるの押人が無とて、曲つた政事に我儘一ツばい、譜代恩顧の御人の中には、すこぶる御方も澤山あるのに、夫をば見出さず、生れも素性もわからぬ百姓、浪人何ぞに假親拵らへ、御上を偽り、御徒士と出かけて段々へ上り諸大夫何ぞに被成ると言のは、ごふしたこんだよ、鼻持ならねへ、元より是等は、御上をたばかる大きな罪人、市中へ引出し首切人物、ケ様なやからは、御上の御爲にはちつともかまはず、諸人のなげきは猶更かまはず、よくないこと、は氣が附ながらも、老中へ向て一ト言成共、返答出来ぬは、無理でもねへのさ、元來賤しい取立者故、己が加増のふるるを専一、心に懸るは哀なこんだよ、すべての役人、上へは弱くて、下へは強くて、小股をく、つて、仁心無つて、一同すぐつて了簡なくつて、異舟に泡くつて、老中しやくつて、御臺場作つて、鐵炮がなくつて、寺院をせ